

2014 年度

刑事施設における受刑者処遇の現状と今後の課題に関する研究
—韓日の比較を中心として—

慶應義塾大学法学研究科	公法学専攻
学籍番号	81142117
氏名	徐 運在

目 次

序 章	1
第 1 節 研究の背景および意義	1
第 1 項 研究の背景	1
第 2 項 研究の意義	3
第 2 節 研究の目的および方法	4
第 1 項 研究の目的	4
第 2 項 研究の範囲および方法	6
第 3 節 先行研究の考察と用語の定義	7
第 1 項 先行研究の考察	7
第 2 項 用語の定義	8
第 4 節 本稿の構成	9
第 1 章 新法下における新しい処遇制度の取り組み	12
第 1 節 はじめに	14
第 2 節 分類処遇制度の概観	15
第 1 項 分類処遇の概説	15
(1) 分類処遇とは	15
(2) 分類審査（処遇調査）の定義と流れ	16
第 2 項 韓日両国での展開過程	17
第 3 節 新たな処遇制度の導入背景および過程	20
第 4 節 韓国の受刑者処遇の現状	23
第 1 項 警備等級制の概説	23
第 2 項 警備等級別施設区分	24
第 3 項 処遇等級の区分および運用の流れ	25
第 4 項 警備処遇級制度の概説	27
(1) 警備処遇級 (Security Level) の区分	27
(2) 警備処遇級の判定および調整	28
(3) 施設ごとに収容可能な警備処遇級	30
第 5 節 日本の新法下の受刑者処遇の現状	32
第 1 項 受刑者処遇の概説	32
第 2 項 処遇要領に基づいた計画的な処遇	33
第 3 項 累進処遇に代わる個別処遇	37
(1) 制限緩和施行の現状	38
(2) 優遇措置施行の現状	41
第 4 項 矯正処遇としての各種指導	44

(1) 改善指導の忠実な実施（刑事収容施設法第103条）	44
(2) 自発性に配慮した教科指導の実施（刑事収容施設法第104条）	45
第6節 今後の課題	46
第1項 韓国における警備等級制の施行課題	46
(1) 基本収容級および個別処遇級の適切性の検討	46
(2) 警備処遇級分布の適正性	48
(3) 警備処遇級別に応じた施設の拡充および分界舎棟の運営	49
(4) 新制度の充実・強化のための方策	52
第2項 日本の新たな受刑者処遇制度の実施における課題	53
(1) 犯罪傾向の進捗および属性の再検討	53
(2) 社会適応力向上のための制限緩和の拡大	58
(3) 優遇措置についての検討	60
(4) 改善度に応じた刑事施設の段階別収容区分	63
第7節 本章のまとめ	65
第2章 被収容者に対する矯正医療の進むべき方向	68
第1節 はじめに	68
第2節 矯正医療の概念と特徴	69
第3節 韓日の矯正医療の現状	71
第1項 施設側の現状	71
(1) 矯正医療体制	71
(2) 患者発生状況	72
(3) 矯正医官の不足など	74
(4) 機器・予算の問題	76
第2項 被収容者側の現状	78
(1) 医療ニーズの上昇	78
(2) 外部病院診療の増加	79
(3) 高齢受刑者の増加	80
第4節 今後の矯正医療の方向	82
第1項 矯正医官の待遇改善	82
第2項 民間委託の医療体制の構築	84
第3項 矯正医療の他省庁への移管	85
第4項 遠隔診療システムの施行	86
第5項 健康保険制度の運用	88
第6項 施設内の疾病への対応	90
第5節 本章のまとめ	91
第3章 性犯罪者の再犯防止のための方策	93

第1節	はじめに	93
第2節	性犯罪の概念と厳罰化の過程	93
第1項	性犯罪の定義	93
第2項	韓国における性犯罪に対する厳罰化の過程	94
第3項	日本の性犯罪者に対する再犯防止プログラムの導入経緯	95
第3節	韓日の性犯罪の状況	97
第1項	性犯罪の発生状況	97
第2項	性犯罪の再犯状況	98
第3項	刑事施設内の性犯罪者収容推移	100
第4節	韓国の性犯罪収容者の再犯防止教育の現状	101
第1項	性犯罪者処遇プログラムの変遷	101
第2項	施設内の段階別教育コース	102
(1)	一般教育施設(1段階、基本教育)	103
(2)	集中教育施設(2段階、集中教育)	103
(3)	深化教育施設(3段階、矯正心理治療センター)	104
第5節	日本の性犯罪収容者の再犯防止教育の現状	105
第1項	矯正処遇の概要	105
第2項	プログラムの実施体制	106
(1)	プログラム実施施設	106
(2)	性犯罪者処遇プログラムの流れ	106
(3)	性犯罪者処遇プログラムの内容	108
第6節	今後の課題	109
第1項	ソフト面の課題	109
(1)	プログラムの内容面の課題	109
1)	適合的な対象者の選定	109
2)	薬物治療との併用	110
(2)	プログラムの運用面の課題	112
1)	専門職員の確保と適切なプログラムの運用	112
2)	対象者に応じたプログラムの適用	115
3)	効果向上のためのインセンティブの活用	116
4)	プログラム運用不能者への対応	117
第2項	ハード面の課題	119
第7節	本章のまとめ	119
第4章	外国人受刑者の社会復帰促進のための移送制度の活性化	121
第1節	はじめに	121
第2節	国際受刑者移送制度の概要	122

第1項	受刑者移送制度の意義	122
第2項	受刑者移送制度の成立背景	122
第3節	CE条約および韓日受刑者移送制度の導入過程	123
第4節	韓日の国際受刑者移送制度の現状	124
第1項	受入移送の概要	124
第2項	送出移送の概要	126
第3項	外国人被収容者の収容状況	128
第4項	国際受刑者移送運用実績	134
第5節	今後の課題	135
第1項	制度運用上の側面	136
(1)	締約国の過剰な裁量権行使の是正	136
(2)	裁判国と執行国とで異なる収容体制の補完	137
(3)	矯正駐在官制度の導入	139
(4)	移送審査の透明性の確保および迅速な意思決定	140
(5)	2国間条約締結の活性化	141
第2項	CE条約および移送法上の側面	143
(1)	受刑者の移送への同意有無の検討	143
(2)	「14歳以上」という年齢制限の削除の検討	145
(3)	服役する残刑期の検討	146
第6節	本章のまとめ	148
第5章	ソフト・ランディングに向けた民営・PFI刑務所の運営	149
第1節	はじめに	149
第2節	民営刑務所の分類	150
第1項	営利刑務所	150
第2項	非営利刑務所	151
第3節	韓国における民営刑務所の現状	152
第1項	ソマン刑務所の導入背景および成立過程	152
(1)	導入背景	152
(2)	成立過程	153
(3)	宗教刑務所出現の必然性	154
第2項	ソマン刑務所の現状	155
(1)	施設の概要と運営	155
(2)	対象者の収容条件および収容状況	156
(3)	プログラムの運営と成果	157
第4節	日本におけるPFI刑務所の現状	161
第1項	PFI刑務所の導入背景および成立過程	161

(1) 導入背景.....	161
(2) 各施設の成立過程.....	162
第2項 PFI 刑務所の現状.....	163
(1) 各 PFI 刑務所の概要.....	163
(2) 対象者の収容条件および収容状況.....	166
(3) プログラムの運営と成果.....	167
第5節 今後の課題.....	169
第1項 韓国のソマン刑務所.....	169
(1) 宗教刑務所としての認定.....	169
(2) 十分な財政の確保.....	171
(3) 合理的な選定方法と手続き.....	173
(4) 適切な監督と統制.....	174
(5) 保安意識の確立と適切な人事運営など.....	176
第2項 日本の PFI 刑務所.....	177
(1) コスト効率性のための方策.....	177
(2) 官と民の連携による円滑な施設運用.....	179
(3) 収容率の拡大および被収容者の希望を考慮した収容体制.....	181
(4) 収容条件緩和の必要性.....	183
(5) 重大犯罪の収容拡大の検討.....	185
第6節 本章のまとめ.....	187
第6章 充実した受刑者処遇に向けた矯正組織の見直し.....	189
第1節 はじめに.....	189
第2節 近年の矯正の現状.....	190
第1項 韓日の現状.....	190
第2項 各国矯正組織および刑事施設の収容人員の現状.....	193
第3節 韓日における矯正組織の構成.....	194
第1項 組織機構の側面からみた構成.....	194
(1) 韓国の矯正組織の構成.....	194
1) 中央矯正機構（矯正本部）の状況.....	195
2) 中間監督機構（地方矯正庁）の状況.....	196
3) 刑事施設の状況.....	197
(2) 日本の矯正組織の構成.....	197
1) 中央矯正機構（矯正局）の状況.....	198
2) 中間監督機構（矯正管区）の状況.....	199
3) 刑事施設の状況.....	199
第2項 人的側面からみた構成.....	200

(1) 韓国の矯正組織の人的構成.....	200
(2) 日本の矯正組織の人的構成.....	201
(3) 刑務官の現状.....	202
1) 刑務官と被収容者の属性.....	202
2) 刑務官のストレス.....	203
第4節 今後の歩むべき方向.....	204
第1項 ハードウェア的側面.....	204
(1) 独立した矯正組織への再編の検討.....	204
(2) 刑事施設の小規模・専門化の検討.....	207
(3) 専門教育訓練機関および教育制度の見直し.....	209
第2項 ソフトウェア的側面.....	211
(1) 効率的な人事管理の運営.....	211
(2) 矯正と保護の連携強化.....	214
第5節 本章のまとめ.....	216
終章 望ましい受刑者処遇の具体化、そして歩むべき方向	217

図表目次

図 0-1	本研究の意義のまとめ.....	4
図 0-2	本研究の追求すべき方向.....	6
図 1-1	韓国の分類処遇の流れ.....	17
図 1-2	韓日の分類処遇の構成図.....	23
図 1-3	韓国の受刑者処遇の流れ.....	26
図 1-4	日本の受刑者処遇の流れ.....	33
図 3-1	処遇プログラムの流れ.....	107
図 3-2	処遇プログラムの内容.....	109
図 4-1	韓国の受入移送の概要.....	125
図 4-2	日本の受入移送の概要.....	126
図 4-3	韓国の送出生移送の概要.....	127
図 4-4	日本の送出生移送の概要.....	128
図 5-1	ソマン刑務所のプログラムの模型図.....	159
図 6-1	法務部組織図	195
図 6-2	矯正本部組織図	195
図 6-3	法務省組織図	197
図 6-4	矯正局組織図	198
表 0-1	本稿の構成と内容のまとめ.....	12
表 1-1	警備等級別施設基準.....	25
表 1-2	警備処遇級に応じた処遇基準.....	27
表 1-3	警備処遇級分類指標.....	28
表 1-4	警備等級施設の収容原則.....	30
表 1-5	警備等級別施設現況.....	31
表 1-6	属性と犯罪傾向の進度に応じた施設一覧表.....	36
表 1-7	制限区分による処遇内容.....	39
表 1-8	制限緩和の運用状況.....	40
表 1-9	優遇措置の処遇内容.....	42
表 1-10	優遇措置の運用状況.....	43
表 1-11	警備処遇級の人員の状況.....	49

表 1-12	2012 年度の警備等級別再入所率調査結果	52
表 2-1	韓日の刑事施設の患者数の年次推移	73
表 2-2	韓日の疾患別患者の状況	74
表 2-3	外部病院移送診療件数	80
表 3-1	各国の人口 10 万人当たりの性犯罪発生件数	97
表 3-2	韓・日の年度別性犯罪発生件数	97
表 3-3	韓国の性犯罪検挙人員比再犯者の現状	99
表 3-4	日本の再犯状況（罪名別）	100
表 3-5	韓・日の刑事施設の性犯罪者収容人数	101
表 3-6	性犯罪再犯防止段階別の教育課程	102
表 3-7	日本の性犯罪新受刑者の知能指数等項目別人員	118
表 4-1	韓国の外国人被収容者人員（年末）	129
表 4-2	日本の外国人被収容者の人員（年末）	130
表 4-3	韓国の外国人受刑者国籍別人員（年末）	130
表 4-4	日本の外国人受刑者の国籍別人員（年末）	132
表 4-5	韓日の国際受刑者移送実績状況（人）	134
表 5-1	民営刑務所法制定前後 6 年間の収容人員と収容定員の推移	153
表 5-2	受刑者の宗教別人員	155
表 5-3	4 つの PFI 刑務所の収容状況	166
表 5-4	ソマン刑務所と PFI 刑務所の比較	186
表 6-1	韓日の出所者の再入率状況（2004 年～2008 年）	191
表 6-2	各国の刑事施設および収容人員比較	194
表 6-3	韓国の矯正公務員職級別構成比	200
表 6-4	日本の矯正公務員職級別構成比	201
表 6-5	日本の行政職俸給（I）の級別人員構成比	212

序 章

第 1 節 研究の背景および意義

第 1 項 研究の背景

韓国と日本の矯正の現状は、非常に密接な関連性を持っているという。これは、韓国の矯正行政が日本から歴史的に多くの影響を受けてきたという背景に基づいており、1978 年から毎年定期的に行われている韓日矯正職員の相互訪問を通じた友好関係の構築と矯正政策の理解などを通じた協力が大きな要因として作用していると考えられる。また、地理的に非常に近く、さらに矯正状況が類似しているという文化的要因もその原因の 1 つではないかと思われる。

したがって、本研究では、韓日両国の受刑者処遇の現状を比較・考察するにあたり、次の 2 つの側面、すなわち、韓日矯正の歴史的背景および昨今の矯正状況の理解という側面からその関連性を調査してみることにする。

まず、近代韓国矯正の歴史的背景と日本の矯正との関連性について述べる。韓国の刑罰制度は朝鮮後期の甲午改革¹までは、笞刑²、杖刑³、徒刑⁴、流刑⁵、死刑⁶と付加刑⁷が主流をなしており、これを執行するための一時拘禁施設として監獄施設があった。ところが、この施設は、刑罰を執行するための拘禁ではなく未決拘留だけで、監獄内の処遇も未決収容者の処遇に過ぎなかった。その理由は、当時の刑罰は、自由刑のような刑罰がなかったし、行刑の目的のために身体を拘束する必要がなかったからである。しかし、甲午改革によって刑罰のシステムが自由刑を中心に再編され、これを執行するための機関として監獄署が登場することで自由刑の執行制度へと移行した。これらの甲午改革は、当時としては革新的な内容に基づいていたが、朝鮮がこれを受け入れ

1 1894 年 7 月から 1896 年 2 月の間に推進された近代的改革運動で、在来の文物制度を近代的に改めるなど、政治・経済・社会全般にわたって革新を断行した。しかし、改革の主体勢力の政権成立の他律性と主体的な力量不足のゆえに、国民の反発に遭って挫折した。斗山百科事典 (http://www.doopedia.co.kr/doopedia/master/master.do?_method=view&MAS_IDX=101013000693484) 参照。

2 ヤナギなどで作った細いむちで尻を叩く最も軽い罰である。

3 罪人を大きい刑杖で打つ罰として、一般的に棍杖で打つ罰である。

4 懲役刑に該当するものであり、拘禁して一定の強制労役に従事させる自由刑の一種である。最短 1 年から最長 3 年まで製紙場、製鉄所、塩田などへ送られて労役に動員され、一般官庁の雑役を担当した。

5 遠い地方へ流罪に処して死ぬまで故郷に戻らないようにする自由刑であり、労役を科さなかった。

6 刑罰の中で極刑に該当するものであり、絞刑と斬刑の 2 種があった。

7 刺字、下男没収、財産没収、被害賠償などの刑があった。

る能力と準備を欠いていたため、国民の反発にぶつかって失敗することになった。その後、1909年7月12日、朝鮮は、司法および監獄事務を日本に委託するという「己酉覚書⁸」を締結し⁹、以後36年間、朝鮮の行刑関連事務は日本の統治の中で矯正関連法律や制度、政策、行刑施設の構造など、同じシステムの中で行われるようになった。1945年、日本が太平洋戦争に負けた後、朝鮮には大韓民国政府が樹立されたが、日本統治時代の行刑はそのまま存続しており、幾つかの変化の過程を経て韓国の矯正に多くの影響を及ぼすようになったのである。

次に、今日の韓日矯正の現状について述べる。韓国の刑事政策研究院の発表によると（2008年基準）¹⁰、犯罪による社会的総費用は年間158兆ウォン以上だと推定されている。また、法務部によると¹¹、受刑者にかかる直接費用と職員の給与などを含む1人当たりの収容コストは、年間2,281万ウォンであり、日本の場合は¹²（2008年基準）1人当たり年間285万円だという。したがって、受刑者の再犯を抑制することは国民の負担すべき税金を使わずに済むだけではなく、何よりも、受刑者を改善更生させれば、不幸な犯罪被害者を生むことも避けられる¹³。企業が熱心に輸出をして外貨を獲得することも大事であるが、1人の受刑者を改善更生させることも、経済的に、社会的にどのくらい重要かを知ることができる端的な例である。

しかし、韓日の刑事施設の状況をみると、50%以上の再犯受刑者が収容されており、一部施設の過密収容、女性や高齢受刑者の増加、重大犯罪の1つである性犯罪を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。また、国際化の時代を迎え、各国は一定の割合の外国人受刑者を抱えることとなった。このような状況は、同じ刑事司法の法体系の中で、長年の交流を共にしてきた両国共通の矯正の現状であり、これに対応するための方策として再犯率を下げるための各種の矯正政策や処遇制度が実施されているが、高い効果を挙げているとは言い難い。また、受刑者の権益を増

⁸ 朝鮮の司法権および監獄事務の処理権を日本政府に委託する覚書。

⁹ 「日帝侵略期の監獄制度」（<http://blog.naver.com/ndsan?Redirect=Log&logNo=100014224254>）参照。

¹⁰ 박인옥「国内の犯罪社会的費用年158兆.. GDP16.2%に該当」『ファイナンシャルニュース』（2011年2月21日）。この報告書は、全国1000世帯を訪問・アンケート調査だけで無形の概念である精神的・肉体的被害費用を計算したうえ、調査対象との質問が少なく、コスト推計と実証調査に制約があるという限界を持っている。刑事政策研究院の関係者は「ほとんどの民間人が負担する結果コストと予防コストは高く、対応のコストは低いほど治安サービスの拡大と犯罪の問題を解決するための国家的次元の介入がより強化される必要がある」と述べた。

¹¹ 민상식・채상우「無期囚オ・ウォンチュンにかかる費用は」『ヘラルド経済』（2013年1月17日）ニュース面。

¹² 2011年度の法務省所管矯正官署の要求額をみると、刑務官などの人件費を含めて計2,282億6,000万円であり、東京都江東区の2011年度予算2,384億9,200万円とあまり差がない相当な金額である。平井修一「囚人収容コストは年285万円」（http://melma.com/backnumber_108241_5192611）と江東区の「平成23年度当初予算」（<http://www.city.koto.lg.jp/kusei/zaisei/5655/57690.html>）参照。

¹³ 賀川進太郎「犯罪の連鎖と社会的コスト」（<http://kagawa-law.main.jp/?p=3040>）参照。

進させ、新たな処遇技法を用いて受刑者の改善更生に注力するという目的で、2005年に97年ぶりに旧監獄法を改正した日本や、政府樹立後57年が経過した2007年、旧行刑法を改正した韓国では、新法によって実施される様々な処遇制度などを通じ、受刑者の改善更生の最大化に注力しており、このような姿もまた、両国矯正の密接な関連性を表している。

こうした中、新受刑者処遇の時代を迎え、先進矯正に向かって歩む両国の矯正は、他方で、それぞれのユニークな処遇制度などを創って施行していくなど、受刑者の処遇改善のための多角的な方策を実施している。しかし、個別特性に重点を置いた新矯正処遇を運用する過程で、当初は想定していなかった幾つかの課題が浮き彫りになっており、それらの解決なしには、受刑者の改善更生のための矯正政策の活性化を期することは難しいと考えられる。以上の状況を踏まえて、本研究では、受刑者処遇制度を活性化するためにはどうすべきかという観点から検討を進めていく。今日の処遇制度の運営状況を確認することにより活性化効果が上がらない理由を明らかにし、その効果を高めるための方策を練ることが本研究の課題である。

第2項 研究の意義

昨今の矯正では、罪を犯した受刑者を罰し、それらを社会から隔離するのではなく、それらの犯罪性を除去し、社会適応力を付与することにより、彼らの人生の意義を高めることに挑戦することに十分な価値があると考えられている¹⁴。

本研究においては、韓国の矯正に携わる実務家としての立場から現場の経験を踏まえ、両国の受刑者処遇の問題点を具体的に把握し、幅広い視野から、その解決策を探る。これを踏まえ、本研究の意義は、次の3点に凝縮することができると考えられる。

第一に、韓日両国における矯正政策を推進するに当たり、今まで具体的に両国の矯正の現状を比較・考察した先行研究がなかったことに照らし、矯正状況が最も密接に関連性を持っている両国の矯正制度の新しい動向や、その法的根拠を比較・検討し、両国の矯正に関する理解を深めることで、今後、普遍的に適用可能な政策展開の発展的な方向を提示する、ということを挙げる事ができる。

第二に、先行研究を通じて得られた知見に加えて、なるべく今まで言及されなかった処遇の内容にも目を向け、それに対する検討を介して別の観点からの方策を提示することに努めており、その結果、両国の矯正現場で活用可能な研究結果を得ることができる、ということが挙げられる。すなわち、先行研究の脆弱性を補完し、確かつ有益な研究結果を得ることが可能となり、関連業務を効果的に改善し、受刑者に対する処遇の質を高めることができる。

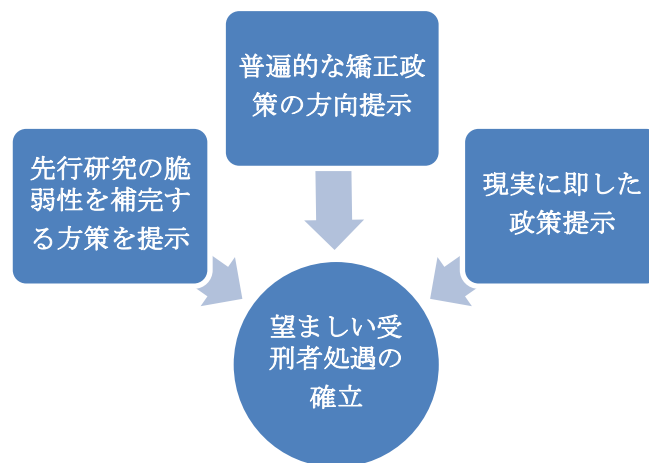
第三に、矯正実務家としての観点から、実際、長年の経験を通じて蓄積された実務を基にしており、現場の実務家とのインタビューなどを通じて、実際に発生している受刑者処遇の課題などを中心にしてできるだけ現実に即した政策代案を提示しようとしていることが挙げられる。特に、客観的立場である第三者的な視点から日本の矯正の現実を冷静に見ようと努力したという点に意義があるといえる。また、受刑者に対する適切な処遇を行うためには、理想論と現実論の適切な調

¹⁴ 高田修「分類制度と処遇」『犯罪と非行』第121号（1999年8月）140頁。

和が何よりも重要である。それにもかかわらず、矯正の現場には受刑者の処遇に対応するにあたり、目の前に立ちはだかる現実だけを強調する傾向が強く、これは積極的な受刑者処遇の展開を遙遠にするおそれがある。そのため、本稿は、これらの点を念頭に置き、現在の矯正現実にも最も適しており、受刑者処遇の充実を図るための諸方策を提案しようとした点に意義があると思われる。

以上で述べた本研究の意義をまとめて図示すると次のとおりである(図0-1)。

図0-1 本研究の意義のまとめ



(出所) 著者作成

第2節 研究の目的および方法

第1項 研究の目的

現在、韓日の刑事施設に収容されている受刑者の処遇および周囲を取り巻く矯正状況は、大きな転換期を迎えている。従来の矯正は、受刑者の改善更生に大きく作用していなかったし、段階的処遇の施設的基盤が構築されなかったがために、社会適応力の向上に役立っていなかった。また、矯正政策が時代の変化に対応していないという反省と「分類はあるが処遇がない」という批判が実務家をはじめ、学者たちの間で絶えず提起されており、さらには、2002年に日本で名古屋刑務所での刑務官による受刑者暴行致死傷事件が発生したことをきっかけとして、刑務所内で何が起きているのか、という国民の視線に晒されるようになった。これを契機に、韓日両国は、一連の改革によって長い間の課題であった行刑法および監獄法の改正、行刑政策、実務における数多くの改善・改革が行われた。その結果、韓日共通の課題として「行刑法」や「監獄法」の改正が行われ、同法律が「刑の執行及び受刑者の処遇等に関する法律」と「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」として、全面改定に近い形で改正され、施行されるに至った。同法には、両国の時代的使命を反映して被収容者の人権尊重、矯正の目標を達成するための新しい形の処遇制度の確立などがこの法律の目的の1つとして挙げられているほか、これを実現するための

画期的な手続的保障のための規定も含まれるに至った。

しかし、法施行後、肯定的な評価が可能な結果が一部出ているのも事実であるが、従来の行政主導で作られた理念からまだ抜け出せておらず、その枠組みの中だけで、受刑者の人権保障や新たな処遇制度が評価されているということではないか、という疑問が提起される。これは、昨今の刑事施設の状況をみると、多くの受刑者が犯罪を繰り返して刑事施設に再入所しており、矯正政策が社会の諸変化についていけておらず、矯正職員は、刑事施設の開放や変化を恐れている。また、刑事施設の特異性に応じた秘密主義、形式的には否定された特別権力関係論などがまだ矯正の現場に根強く残っていることは否定できないだろう。さらに、過去の受刑者の処遇と関連した先行研究が発表されてきたが、そこに現れた政策提案が、果たして政策や立法として結実したのかという問いに対して、全面的にこれを肯定することは難しい。これは、前述したように新法下においても、依然として行政主導で作られた理念や価値基準が、先行研究によって蓄積されてきた受刑者の再犯防止のための矯正処遇の実現を妨げており、また、実務を考慮していない理論的な政策提案が現実を無視しているからである。このような状況の下では、新法の施行で新たに転機を迎えた受刑者の処遇、すなわち、再犯防止のために実施される様々な矯正政策が思っていたほどの効果につながっていないのであるから、改善更生の効果を最大化することが難しいのは当然のことである。したがって、これに対して、韓日の現状を比較・考察し、その方策を講じることが不可欠である。

そこで、本研究においては、韓日の矯正状況の全般的な考察を通じて明らかになった現受刑者処遇の問題点を踏まえて、その状況を改善し、処遇効果を向上させられる多様で積極的な方策を提案し、受刑者の改善更生および円滑な社会復帰に繋げることを目的とする。

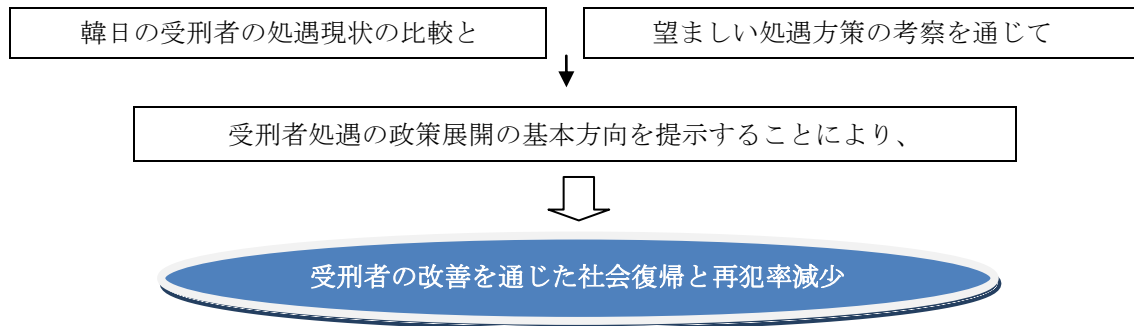
各章の内容は以下のとおりである。

まず、韓日両国で新法施行とともに実施されている新たな矯正の流れと受刑者処遇制度の現状を確認して、新法の趣旨に合った処遇制度の実施に関する方策を提案する（第1章）。また、犯罪者である前に1人の人間として治療を受ける権利を確保し、適切な時期に迅速な診療が行われるようにするための矯正医療の進むべき方向を提案する（第2章）。次に、性犯罪者が及ぼす深刻な社会的影響を考慮して、処罰ではなく、治療的観点からのアプローチを通じて、これらの特性分析を行い、その原因を解明して再犯防止の効果的な対応策を提案する（第3章）。続いて、外国人受刑者の望ましい改善更生のためには、自国での刑の執行が最も適切であるという認識の下で、施設側の悩みを解決し、自国への移送を拡大するための移送政策についての考察を通じて、その問題点を明らかにし、解決策を提案する（第4章）。それから、新手法として過密収容および経済的效果を考慮して導入した民営・官民協働刑務所が国営施設に比べて再犯率の低下に効果的であることを考え、韓日の運営方法の違いなどを検討し、その効果を最大化する方策を提案する（第5章）。最後に、受刑者の改善更生に充実した処遇のために矯正組織および矯正職員に対する診断を通じて受刑者の社会復帰に努め、再犯率の低下に繋がるよう矯正組織が今後とるべき方向性を提案する（第6章）。

以上で述べた本研究の目的が追求すべき方向は次のとおりである（図0-2）。

韓日両国で行っている受刑者処遇の現状の比較と望ましい処遇政策の考察を通して、政策展開の基本方向を提示し、受刑者の改善更生を通じた社会復帰と再犯率減少へ進むべきである。

図0-2 本研究の追求すべき方向



(出所) 著者作成

第2項 研究の範囲および方法

刑事施設内で行われている受刑者に対する処遇には様々なものがある。それらすべての処遇の内容を論じるには、紙幅や時間上の制約などがあるので、本稿では、受刑者の改善更生や再犯防止に向けて作用している中心的な処遇と、近年の新しい矯正の流れのうち、受刑者処遇の基本制度として位置づけられている処遇制度（第1章）、人間に与えられた基本的権利を守ることを目的とする矯正医療（第2章）、社会的な波及効果が大きい性犯罪者に対する再犯防止プログラム（第3章）、人道的な配慮や人権保障の観点から検討されている外国人受刑者の移送制度（第4章）、再犯率の低下をもたらす効果が実証されている民営・官民協働刑務所の運営（第5章）、および、矯正組織の見直しを通じた充実した受刑者の処遇（第6章）に限定して考察することとする。もちろん、各章のポイントとして、受刑者の改善更生を通じた社会復帰・再犯防止に焦点が当てられていることは言うまでもない。

また、本研究では、従来の刑事施設内で行われる受刑者の処遇と関連した先行研究を検討し、新法施行後、新たに実施されている受刑者の改善更生のための処遇や矯正の現状を確認したうえ、望ましい受刑者の処遇を具体化し、活性化するための方策を考察することに重点を置いている。そのため、次のとおり論を進める。まず、新法施行とともに実施されている韓日両国の受刑者処遇および矯正政策に関連する理論的考察を通じて、韓日それぞれの処遇制度および矯正政策の概念と制度の成立背景、刑事施設内の状況、矯正現状などを検討する。これを踏まえ、受刑者処遇の根幹となる各処遇制度の実態を把握し、新法の施行過程で現れる問題点を考察・分析して、その解決策を探り、今後の受刑者処遇の在るべき姿を提示する。研究を進めるにあたって、その時間的範囲としては、新法が施行された2006年（日本）と、2008年（韓国）以降の矯正状況がその中心になっているが、両国の現状を比較・考察するため、新法以前の矯正状況とデータなども参考にしていく。また、空間的範囲としては、韓国の50の刑事施設および日本の188の刑事施設内で行われている受刑者の処遇と関連した政策や制度、新たな矯正の流れとして進められている現状などを中心としている。

本研究で用いる研究の分析方法としては、まず、文献資料を収集し、その分析を通じて韓日両国の矯正の理論的背景を検討する。次に、それらの文献を活用して、両国の受刑者処遇の実態を制度的側面から把握する。その際、既存の関係法令および規定と統計資料などを利用して、韓日

の矯正状況の理解を明確にし、本研究の目的と類似する先行研究の結果を2次資料として活用する。また、各刑事施設の現状などを検証して信頼性を高めるために、刑事施設18ヶ所を25回にわたって現場訪問するなど、直接観察調査および関係職員や実務担当者との非標準化された面接調査を実施した。さらに、各章の課題などに関連して、5回にわたる法務省矯正局の政策担当者との意見交換などを通じて、現在の韓日矯正の現状への理解と今後、矯正政策の進むべき方向を占った。統計分析の方法としては、韓日両国の矯正状況に対する共通のテーマの実態を相互に比較検証する分析方法を用いて、両国の矯正処遇の共通点と差異を把握し、将来の矯正処遇の在り方を考える。

より具体的には、次のとおりに研究を進める。まず、第1段階の資料収集では、日本行刑に関する一般書籍、雑誌、統計資料などの資料および法務省矯正局、中央矯正研修所、調査センターなどで発刊された行刑関連資料および統計資料、法規、施策、訓令、分類処遇制度の変遷過程に関する資料を収集する。第2段階の現地観察では、日本の刑事施設などの現地観察を通じて、受刑者処遇制度がどのような過程を経て定着してきたのか、新法の下、忠実した矯正処遇のために各施設で行われている処遇制度を調査する。また、韓国の刑事施設で行われている処遇制度の状況と実施方法を調査して、同制度が両国でどのような共通点・相違点を持っているのかを把握する。第3段階の深層インタビューでは、日本の矯正職員との交流を通じ、法務省、刑事施設の担当者が感じている処遇制度の問題点と、受刑者の望ましい処遇に向けて推進されなければならない矯正の方向性について両国の現状を基に議論する。第4段階の結果導出では、新しく施行されている両国の矯正処遇が「分類はあるが処遇はない」という問題意識から出発しているように、今までの考察を通じて得られた結果をまとめ、今後の韓日における受刑者の改善更生のための充実した処遇方策を提言する。

第3節 先行研究の考察と用語の定義

第1項 先行研究の考察

韓国と日本の受刑者処遇について相互を比較・検討した先行研究は、今のところ見当たらない。本論文と関連して日本の受刑者処遇について日本人の立場から論じたものはあるが、学位論文ではない上に、実務家としての経験を踏まえて研究したものは僅かである。日本の制度を参考にした韓国においても、それに関する研究は極めて少ないが、より進んだ矯正の実現に向けて日本の矯正処遇に関する知見は、大変重要である。

したがって、先行研究については、各章の受刑者の処遇と関連して大きく次の2つに分けて考察する。

まず、過去から続く矯正目標の達成および近年新たに提起されている被収容者に対する人権尊重の思想などを踏まえて論述された、処遇などに関する韓日の先行研究を中心に考察する。次に、各章の受刑者処遇および矯正の状況から表れている課題と、その対応の活性化のための研究として韓日の先行研究を中心に考察を行う。これらの考察の結果、次のことを確認することができると思われる。すなわち、まず、矯正政策に関する理論と関連データにより受刑者処遇の現況を明

確に把握し、問題点を解明できること、次に、韓日両国の比較可能な範囲の設定を通じ、実質的な矯正現状についての状況を把握し、矯正政策展開の方向性を提示したこと、以上2点である。

しかし、先行研究の考察にはこのような特徴がある一方、次の2の限界にも直面している。第1に、実質的に韓日の受刑者の処遇を対象とした効果的な分析技法で行った研究ではないという限界である。具体的には、受刑者の処遇に関する先行研究でも、内容に応じて、論文の多寡の現象があることを知ることができた。すなわち、ある内容については、多数の先行研究がある一方、ほかの部分では先行研究が極めて不足しているところもあり、韓日の矯正状況を比較・考察した先行研究は非常に少ないことが明らかとなった。また、両国の統計比較の範囲の設定が異なるために、直接的な関連性を引き出すことが不可能な場合もあった。その結果、効果的な分析が行われていなかったという問題、および、研究上で、設定した比較範囲が一致していないという問題がある。第2に、研究結果をもって提示されている活性化方策が実務と関連して普遍的でないという限界である。具体的には、先行研究が矯正の現場で行われている実務と関連した活性化方策ではなく、抽象的な理論提示にとどまっていることに起因する限定性である。

第2項 用語の定義

本稿で使っている用語として、いくつかの用語を定立しなければならない。それは、韓日両国の歴史的、社会的、矯正現象に応じて、用いる用語が異なっており、著者の意図するところを正しく理解するために必ず必要であると考えからである。

まず、基本的な用語として「矯正施設 (Correctional institutions)」と「刑事施設 (Penal institutions)」がある。「矯正施設」とは、被収容者の権益保護と矯正教育、職業訓練などの社会適応能力の培養を通じて、健全な社会復帰を図るために設置・運営する施設をいう。

韓国での「矯正施設」は、様々な法令の制定趣旨を考慮して、矯正施設の範囲を異なる形で定めている。「刑の執行及び収容者の処遇に関する法律」と「法務部とその所属機関職制」では、刑務所、拘置所およびその支所に限定されているが、「建築法」では、保護監護所、拘置所や刑務所のことを指し、「国土の計画及び利用に関する法律」では、刑務所、拘置所、少年院と少年分類審査院のことを指している。しかし、「刑事施設」という用語は、韓国では使用されていない。一方、日本での「矯正施設」とは、狭義では、「法務省設置法」第8条の規定によって設置される刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所および婦人補導院を総称する用語である。広義では、「犯罪者・非行少年・触法少年などの改善更生を目的とした教育・訓練を行う施設」を総称する用語である。そのため、上記の法務省所管の施設のほか、厚生労働省所管の児童自立支援施設や、民間団体の運営による犯罪者更生施設などの国公立施設もここに含まれている。しかし、一般的に「刑事施設」という用語は、刑務所、少年刑務所、拘置所の3つをいい、旧監獄法上では監獄とされていたが、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」の施行により「刑事施設」と改称されており、その他、「社会復帰促進センター」が設置されている。

以上を総合すると、「刑事施設」という用語は専ら日本で使用される言葉であり、自由刑や未決拘留を執行する刑務所、少年刑務所、拘置所のことをいい、本稿ではこの三つに限定することにする。これと同じ概念で、韓国では、「矯正施設」という用語を使用しているが、本稿では

混乱を避けるために、「刑事施設」で統一して使用することにする。しかし、本稿で使う「矯正施設」という用語は、上で述べたように日本で使用する意味として理解すべきである。

次に、韓国で使う「収容者」、「受刑者」という用語と日本で使う「被収容者」、「受刑者」という用語がある。「収容者」と「被収容者」とは、未決収容者（未決拘禁者）と既決収容者（既決拘禁者）を含む用語であり、「受刑者」は、既決収容者（既決拘禁者）を意味する用語である。韓国では、「被収容者」という言葉を使用せずに「収容者」という用語を使っている。「収容者（被収容者）」とは、受刑者、未決収容者（未決拘禁者）、死刑確定者、その他の法律と適法手続きによって刑事施設に収容されている者をいう。なお、死刑の言渡しを受けて収容されている者は「死刑確定者」（韓国の刑の執行及び収容者の処遇に関する法律第2条3号、日本の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第2条11号）といい、法令上、「収容者（被収容者）」には含まれるが「受刑者」には含まれない。「受刑者」とは、刑事施設の被収容者のうち自由刑すなわち、懲役刑、禁錮刑又は拘留刑の言渡しを受け、その刑の執行のため刑事施設に収容されている者をいう。法令上の定義としては、懲役受刑者、禁錮受刑者、拘留受刑者の総称をいい（韓国の刑の執行及び収容者の処遇に関する法律第2条1号、日本の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第2条4号）、いずれも刑事施設に収容されている者を総称する用語である（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第2条5号～7号）。

これに加えて、矯正の現場でよく使う言葉として「行刑」と「矯正行政」という用語がある。この用語は、自由刑の執行という刑事施設に収容された者を対象に展開される、特殊な行政で、受刑者の拘禁、隔離、自由の拘束だけでなく、改善更生と社会復帰を目的とする処遇を行う国の行政をいい、「行刑」と「矯正行政」は同じ概念として理解する。しかし、韓国では、「行刑」という言葉は古い言葉であるとされ、現在は、頻繁に使用されていない言葉であるが、理解には問題はない。本稿では、時代のこともあって「行刑」と「矯正行政」という用語を同じ概念として使用することにする。

最後に、指標・指数の関連した用語として、「一日の平均収容人員」、「年末収容人員」、「入所度数」などの用語がある。「一日の平均収容人員」とは、全国の刑事施設に収容されている被収容者の1年間の平均人員で、1年を単位として、1日の平均刑事施設の収容人数を示す指標である。すなわち、1月1日から12月31日まで毎日収容人数の合計を365日で割った数値である。また、「年末収容人員」とは、毎年末（各年次の12月31日）において、刑事施設に収容されている被収容者の収容人員・定員の変化を示したものであり、収容人員と定員とのギャップが大きいほど、刑事施設の過密収容ないし過疎収容が認められることになる。

「入所度数」とは、犯罪を起こすことで、勾留状、引致状などにより刑事施設に入所した回数のことをいい、「人口10万人当たり」とは、総人口/1日の平均収容人員=100,000*Xの比例式で計算したものである。

第4節 本稿の構成

本稿は、序章、第1章～第6章、終章という部分で構成される。

第1章では、新法下における新しい処遇制度の試みとして、すべての被収容者処遇の前段階で

行われる処遇として、韓日両国の刑事施設で行われている分類処遇制度に関する検討を行う。具体的には、刑が確定した受刑者に対する処遇を実施するために最初に行うべき処遇調査と処遇制度について検討し、受刑者の改善更生に必要な個別処遇計画の策定と実施が適正に行われるかについて、韓日の現状を比較・考察する。つまり、受刑者が犯罪に至った過程と原因、現在の身体的な特徴や考え方などを科学的な方法を用いて分析した個別処遇が各刑事施設で受刑者の改善意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成に繋がっていると思われるが、実際に行われている処遇については、解決すべき実務上の課題が少なくない。そのため、ここでは、処遇制度の歴史的背景が同じくする韓日の矯正状況が、新法施行に伴い、どのように運営され、施行過程ではどのような課題が表面化したのか、といったそれぞれのユニークな内容の検討を通じ、より発展的な処遇制度として活性化するための方策を提案することを目標とする。この章の意義としては、現在、制限と優遇の二元的体制で運営されている日本の処遇制度が今後一元的体制への検討をするにあたり、韓国の現状は、多くの参考になると予測されており、個別特性に重点を置いた改善指導を実施している日本の現状は、韓国の施設内の改善教育の進むべき方向を提示してくれているということに、大きな意義があると考えられる。

第2章では、被収容者に対する矯正医療の進むべき方向を示すことを目的として、処遇調査を通じて知り得た受刑者の健康状態や受刑生活の過程で発症した病気などの治療に関する内容を調査し、すべての処遇に先立つ権利としての矯正医療サービスについての検討を行う。つまり、人本主義思想に立脚して、人間に賦与された基本的権利である医療権が受刑者という理由で差別を受けてはならず、刑事施設内でも適正な診療を受けることができなければならないという前提の下で、韓日矯正医療の現状を比較・考察して矯正医療の進むべき方向を明らかにする。特に、両国で実施されている刑事施設内矯正医療の在り方を検討し、被収容者の矯正医療サービスがより迅速かつ正確に行われ、これにより、病気の診断と治療が早期に適切に行われるように矯正医療の充実強化を図る。これらの矯正医療は、他のいかなる処遇よりも優先しなければならない処遇であり、受刑者の改善更生も受刑者の健康が担保されたとき、はじめて可能となる。この章の意義としては、専門医療刑務所の運営、幾つかの施設で矯正医療を民間委託している日本の現状や、施設内医療体制の不足を補うための方法として遠隔画像診療制度および積極的な外部病院の利用を通じ、その解決を図っている韓国の現状について考察したことで、両国矯正医療の発展に多くの示唆が得られたことが挙げられる。

第3章では、近年、社会的に問題となっている性犯罪者の再犯防止のための方策として、性犯罪受刑者の改善教育に関する検討を行う。つまり、性犯罪受刑者に対する処遇に効果的に対応するために、韓日両国の性犯罪の発生状況と再犯率などを比較・考察し、両国の処遇状況を概観することで、性犯罪者の再犯防止の方策を明らかにすることを目標とする。性犯罪は、他の犯罪よりも、被害者とその家族に及ぼす波及効果が非常に深刻である。同種再犯率が高い性犯罪者への対応として、従来の厳罰化よりも、異常性欲を治療することに重点を置いた認知行動療法のほうがより効果的だということが証明され、これらに対する改善教育が治療の中心になっている。これに加え、より多様で効果的であり、再犯防止教育の充実を図ることができる諸方策を提案することを試みる。この章における意義は、韓日両国で性犯罪者の再犯防止教育を実施するにあたり、提案された方策の考察を通じて、その教育効果をさらに向上させるのに役立つであろうと考えら

れる点に見出される。

第4章では、外国人受刑者の社会復帰促進および処遇上の困難を除去することを目的として、人道主義の観点から実施されている国際受刑者移送制度の活性化の方策についての検討を行う。近年、国際化の時代の到来と共に外国人受刑者の数は増加の一途にあったが、その増加傾向は鈍化しつつある。とはいえ、一定数の維持は今後も続くものであると考えられる。このような状況の中で、外国人受刑者とはいえ、矯正の目標をないがしろにすることは許されないのであり、これらに対する最上の処遇は、母国での刑の執行を通じた改善更生であり、早期の社会復帰が目指されるべきであることは言うまでもない。したがって、この章では、これらの矯正目的と人道的考慮から開始された国際受刑者移送制度が現実には限定的・消極的に行われていることに鑑み、CE条約および2国間国際受刑者移送条約の検討を通じ、その原因がどこにあるかを明らかにし、これに対する方策を提案することを目標とする。この章の意義は、韓日の受刑者移送制度の状況を把握し、両国の制度運営過程で表れている課題についての考察を通じ、解決すべき方策を提案、国際受刑者移送制度の活性化を期することができると考えられる点にある。

第5章では、ソフト・ランディングに向けた民営・官民協働刑務所の運営として、韓日両国で新たな矯正の流れで行われている刑事施設の運営の現状などについての検討を行う。刑事施設の過密収容、国営刑事施設の限界、国家財政の緊縮などを理由に始められた韓国のソマン刑務所と日本の官民協働刑務所がその定着のために巡航している中で、新手法の刑事施設運営が経費節減という効果だけではなく、再犯率の低下という矯正の目的に合致する効果を示しているなど、これらの刑務所の運営が経済的利益に加え、受刑者の再犯防止にも非常に効果的であるという事実が証明されている。したがって、この章では、ソマン刑務所および官民協働刑務所運営の定着に貢献し、その運営効果をさらに最大化し、施設運営の活性化を期すためには、現在までの実施過程に表れている幾つかの課題についての検討が必要であり、これを通じた諸方策を提案することを目標とする。この章における意義としては、非営利宗教刑務所として民間人のみで運営するソマン刑務所と官民が協力して独自に運営する営利の官民協働刑務所が、両国の異なる社会文化の中で、いかに運営されて発展し、所期の成果を示しているのかを明らかにし、国営刑事施設の欠点を克服することが可能であると結論づけた点が挙げられる。

第6章では、受刑者の改善更生に充実した受刑者処遇に向けた矯正組織の見直しとして、望ましい受刑者処遇を前提に、現行の韓日両国の矯正組織の人的・物的状況について検討を行う。いくら受刑者の改善更生に効果が高い処遇プログラムが揃って運用されている場合でも、この処遇プログラムに従事している矯正職員や矯正組織が効果的に機能していなければ、それはただの「絵に描いた餅」に過ぎない。したがって、この章では、現在の矯正組織の調査・分析を通じて矯正組織の改編や矯正職員の士気を高揚させ、受刑者の改善更生と再犯防止に効果的に対応できるようにするための方策を提案することを目標とする。この章の意義としては、現在の韓日矯正組織の現状の改善を可能にし、充実した受刑者処遇を実現するためには、矯正職員の士気は非常に重要であることを踏まえつつ、今後の矯正組織の再編のとるべき方向性を提示したことにあると考えられる。

終章では、本論文の結論部分として各章の内容を要約して、今後の充実した受刑者処遇のための矯正政策展開の方策を提案することを目標とする。矯正の目標が受刑者の改善更生と社会復帰

にあることは、過去や現在、未来の矯正における不変の真理であり、これは、どの国でも共通の現象である。これを前提に本研究の各章にて述べたすべての処遇の内容には基本的に、(1) 被収容者の人権の向上、(2) 個別処遇の原則の重視、(3) 処罰という観点に代わる、治療的観点からのアプローチを通じた受刑者の改善更生への注力という3つの基本原則が含まれていることが明らかであり、今後もこれらの観念に基づいて、矯正行政が行われていくと考えられる。

以上で述べた各章の構成と内容をまとめて表示すると次のとおりである（表 0-1）。

表 0-1 本稿の構成と内容のまとめ

第1章	第2章	第3章
新法下における新しい処遇制度の試み	被収容者に対する矯正医療の進むべき方向	再犯防止のための性犯罪者に対する方策
○処遇制度の概観 ・導入背景および過程など ○韓日の新処遇制度に関する比較・考察 ・警備等級制の状況 ・制限緩和、優遇措置の状況 ○今後の方策の提案 ▶どのような方向に受刑者処遇が行われるべきか	○矯正医療の概観 ○韓日の矯正医療の現状 ・施設側と被収容者側の現状の理解 ・施設内医療の質的低下の要因の明確化 ○両国のユニークな方策の比較・考察 ▶新たなアプローチとして矯正医療の方向性を提示	○諸国の性犯罪と韓日の厳罰化の状況など ・性犯罪の発生と再犯、収容率の推移の概観 ○両国の再犯防止教育の状況 ・3段階の教育コース ・日本の処遇プログラム ○活性方策の提案 ・再犯防止に注力すべき ▶厳罰ではなく治療的観点からのアプローチ
第4章	第5章	第6章
外国人受刑者の社会復帰促進のための移送制度の活性化	ソフト・ランディングに向けた民営・PFI 刑務所の運営	充実した受刑者処遇に向けた矯正組織の見直し

<p>○国際受刑者移送制度の概観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成立背景および CE 条約の導入過程 <p>○韓日の移送制度の考察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入・送出移送 ・外国人受刑者の状況 ・移送実績の検討 <p>○今後の課題の考察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度運用上の側面 ・移送法上の側面 <p>▶消極的な運営の原因を明らかにし、有効な方策の提案</p>	<p>○民営・官民協働刑務所運営の概観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過密施設の解消 ・国家財政の節約 ・国営刑事施設運営に対する反省 <p>○民営・官民協働刑務所の現状の考察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソマン刑務所と PFI 刑務所 <p>○今後の課題の考察</p> <p>▶新手法を用いた施設運営の効果을最大化する方策の提案</p>	<p>○近年の矯正状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現実を直視した状況の把握 <p>○矯正組織と矯正職員に対する診断分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物的・人的側面 ・刑務官の現状 <p>○今後の歩むべき方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハードウェア的側面 ・ソフトウェア的側面 <p>▶充実した受刑者処遇を前提に矯正組織改編の方策の提案</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(出所) 著者作成

第1章 新法下における新しい処遇制度の取り組み

第1節 はじめに

受刑者の矯正処遇は、矯正行政における最大の目標である受刑者の再犯防止と社会復帰という2つの立場に立脚して実施される。これら矯正行政の目標を果たすためには、すべての受刑者の個人的な特性を科学的に診断・分析し、処遇に反映させる、分類処遇制度に関する研究が絶対に必要であり、また、受刑者の再社会化のためには、分類を通じた収容、そしてその過程で行われる処遇が相互有機的に密接に行われるべきである。その意味で、施設内で実施されている分類処遇制度は、受刑者処遇の最も基本となるものであり、同制度の運用なしに受刑者の改善更生や社会復帰は困難である。

韓国は1945年に日本から解放された後、米軍政期を経て、1948年、新政府樹立が行われたが、当時のすべての行政がそうであったように、矯正行政も日本統治時代の矯正行政から大きく変化した姿ではなかった。これは、社会全般の雰囲気や政治制度などが安定していない状況であり、新しい制度を推進するだけの余力もなければ、これを成長させる動力もなかったからである。そうした中、1950年、初めて「行刑法」が制定されたが、当時の法律は一般に日本の監獄法の影響を強く受け、内容も似たものであった。これは、矯正関連規則や制度および受刑者処遇制度に関しても同様であり、その運用形式も日本のものとはほぼ同じであった。そのため、日本の矯正に関連する法律や制度の研究は韓国の矯正行政の根本やその流れを知るための重要な手がかりであり、その中でも、受刑者処遇の中核をなす分類処遇制度に関する研究は、受刑者の改善更生のための最初の一步として非常に重要であり、同制度の発展過程を経て現在、韓日両国で実施されている新処遇制度を検討することにより、両国における矯正の特徴を知ることができる。現在、韓国は「行刑法」制定から57年がたとういう2007年12月、同法を「刑の執行及び収容者の処遇に関する法律¹⁵⁾」(以下、「刑執行法」という)へと改正することを通じて、新しい処遇制度の一種である警備等級による施設収容への変更を進めている。また、日本も「監獄法」制定から97年たった2005年5月に、同法が全面改正に近い形で改正され、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律¹⁶⁾」(以下、「刑事収容施設法」という)として新たに改正されて以来、新しい矯正処遇が行われている。しかし、新法施行とともに、今までその根幹と運用を同一にしてきた韓日両国の分類処遇制度が現在は違う形へと変化して運営されている。したがって、韓国矯正65年余の歴史の中で、従来の保安(拘禁)中心から処遇中心へと矯正のパラダイムシフトが行われるきっかけとなり、受刑者処遇の質的变化をもたらしている韓国の新処遇制度と、受刑者の資質および環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起および社会生活に適應する能力の育成を図ること

¹⁵⁾ 法律第8728号(2007年12月21日制定、2008年12月22日施行、最終改正:2011年8月4日法律第11005号)。

¹⁶⁾ 法律第50号(2005年5月25日制定、2006年5月24日施行、最終改正:2014年6月13日法律第69号)。

を旨としている日本の矯正処遇がどのように運用されているか、その内容を探ってみる必要がある。そのため、同処遇制度がどのような過程を経てどのような内容に変化・発展したのか、その内容や運用状況を比較・考察することは両国矯正の発展において非常に意味のある事である。ただし、本研究では、受刑者処遇制度のもっとも重要な基本となる韓国の警備等級制度と、同様の形で運用されている日本の受刑者処遇制度のうち、集団編成、制限の緩和、優遇措置などの内容に限定することとする。

以下では、まず、新処遇制度の基本とされている受刑者分類処遇制度を概観することを通じて、韓日両国でどのような変遷過程を経て同制度が発展してきたのか、その内容を考え、その意義および流れ、新処遇制度の導入背景などを述べる。次に、新処遇制度がいかに運用されているか、その現状を比較・検討した後、最後に、両国の新処遇制度の施行に伴う課題および今後の改善点は何かについて考察してみる。

第2節 分類処遇制度の概観

第1項 分類処遇の概説

(1) 分類処遇とは

分類 (Classification) とは¹⁷、受刑者に対する管理および再社会化を目的に、受刑者を科学的な方法で、一定の基準に基づいて類型化することを意味する。これらの分類の運用は、より合理的かつ科学的な分類審査 (処遇調査) と分類処遇過程に基づいて、受刑生活の間、犯罪性の伝播を防止し、受刑者を矯正教化し、社会適応能力を高めることを通じて、受刑者の社会復帰を実現するための手段として作用している。そのため、矯正における分類は、その機能や役割における犯罪学、刑事政策学の分野において犯罪の動機や行動的特性によって犯罪人を分類することと一線を画する。また、分類処遇 (Classification Treatment) とは、分類審査によって一定の類型に分類された受刑者を対象に、管理と再社会化を目的に個々の処遇計画を策定し、指導を行う一連の過程のことである。一般的に、ヨーロッパの場合には集団別分類の方式が採用され、米国の場合には、診断 (diagnostic)、指導 (Orientation) および処遇 (Treatment) を含む個別化に重点が置かれている。1950年オランダのハーグで開催された第12回「国際刑法及び刑務会議¹⁸」において、分類の概念が「個別化」を意味するものとして承認されて以降、今日では、ほとんどの国が分類の重点を受刑者の個別処遇、すなわち、分類処遇の効果の最大化のための「処

¹⁷ 韓国法務部矯正局「受刑者の分類処遇強化方策」(2006年3月)2~3頁。

¹⁸ 1872年から1950年まで12回にわたって開催された刑法及び行刑専門家の国際会議で、犯罪者の処遇について最初に議論し、研究を開始した会議として知られている。同会議は、1950年に解散し、「犯罪防止と犯罪者の処遇に関する国際会議」に引き継がれた。鴨下守孝、松本良枝、梅崎裕一、大橋哲、西村重則、小澤政治『矯正用語辞典』東京法令出版(2006年)122頁。

遇の個別化¹⁹」に置いている。

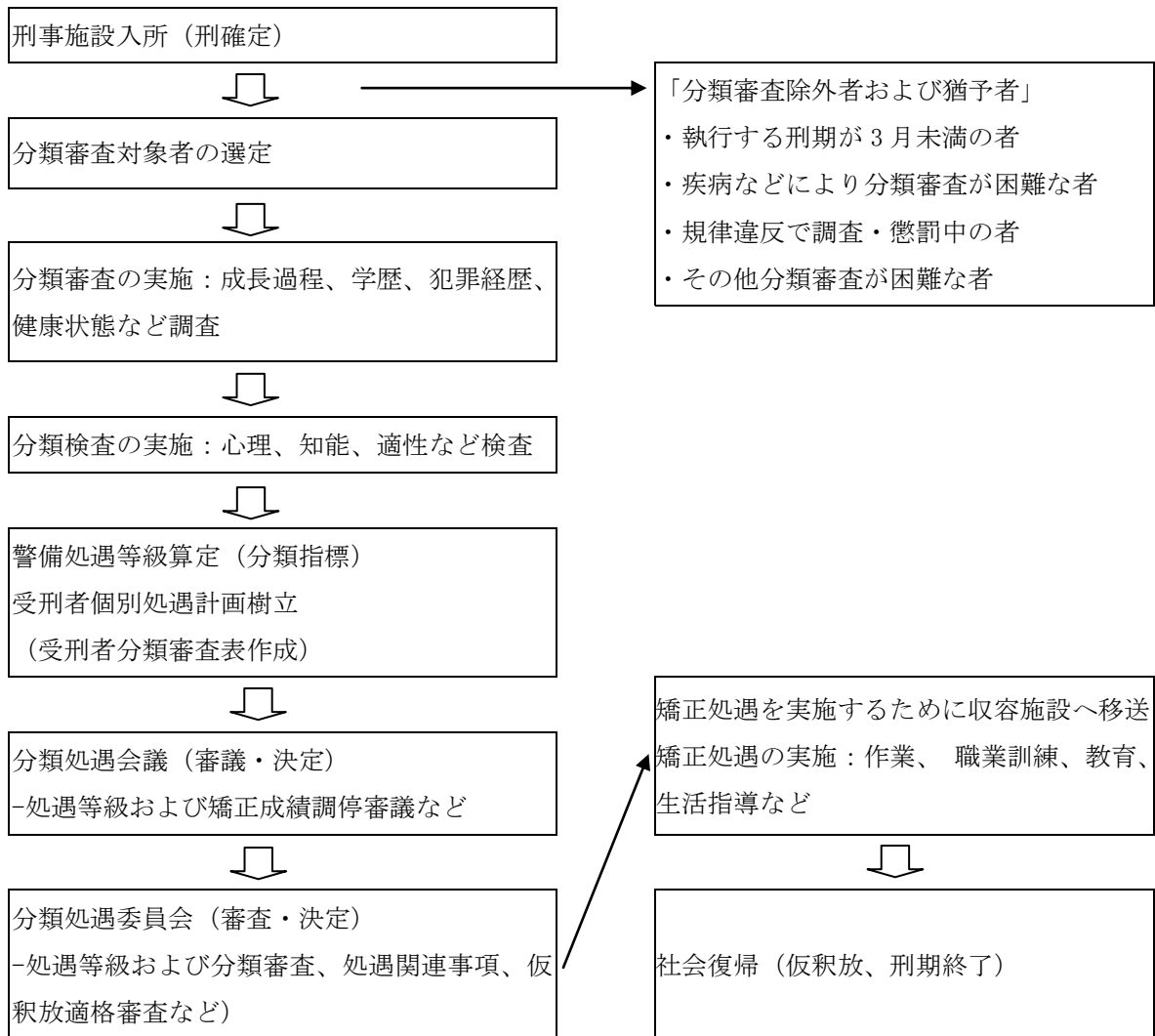
（２）分類審査（処遇調査）の定義と流れ

受刑者を改善し、円滑に社会復帰させるという矯正の目的を達成するためには、個々の受刑者の資質や人格などを科学的に診断して、罪を犯すに至った原因を究明し、各受刑者の特性に応じた処遇を行う必要がある。これら個々の受刑者の問題点を明らかにするための科学的な調査を分類審査（処遇調査）といい、その結果に基づいて処遇計画を立てた上、これを効果的に実施するための集団を編成し、各集団に応じた有効な処遇を行う。分類審査は、各刑事施設において、入所時や必要に応じて、医学、心理学、教育学、社会学、その他の専門的知識および技術に基づいて行われている。特に、効率的な分類審査のために受刑者の心理、知能、適性などの特性を測定・診断するための検査も実施している。このようにして、受刑者の処遇や管理に必要な事項などを調査し、各受刑者の個別処遇計画などを策定する。個別処遇計画などが策定されたらその結果に基づいてそれに適した刑事施設に収容し、その特性に見合った処遇を行うことになる。

分類審査の結果は、各分類級（収容および処遇）の決定、居房配置の決定、保安、作業、教育、その他の処遇指針の決定、仮釈放申請審査など、適切な収容および処遇を実施するための資料として活用されている。分類処遇を充実させる施策の一環として、矯正管区ごとに特定の施設が分類センター（調査センター）として指定され、新たに刑が確定した受刑者のうち、一定の基準に該当する者を収容して分類審査を実施する。同センターは、日本では 8 つ、韓国では 4 つ設けられ、一般刑事施設の分類審査よりもっと精密な調査を行っている。受刑者は、分類審査の結果に基づいて、収容および個別処遇に必要なそれぞれの分類級が決定される。図 1-1 は、韓国の分類処遇の過程を示したものである。その流れとしては、受刑者の刑が確定すると分類審査の対象かどうかを確認し、分類審査のための関連書類や記録の閲覧、関係機関への照会または個別相談を通じて受刑者の出生、養育、教育、職業歴、生活歴、成長過程、犯罪歴など、個人の身上に関する個別事案について必要な事項を調査する。以後、受刑者の心理、知能、適性などの特性を測定・診断するための分類検査を実施する。これらのプロセスが終わると、処遇等級および個別処遇計画を立てた分類処遇審査表を作成し、分類処遇会議および分類処遇委員会に付議して審査・決定することになる。これらの手順が完了したら、矯正処遇を実施するための収容施設が決定され、各施設に移送後、受刑者としての処遇が開始されることになる。韓日におけるこれらの分類審査の流れは、使う名称や処遇等級または処遇指標を審査・決定する分類処遇委員会、処遇審査会などにおいて違いはあるが、大まかに同様の手順を介して行われている。

¹⁹ 処遇の個別化とは、受刑者個々の感情的傾向、身体条件、成長背景、その他諸般の事項を考慮しつつ、文化人類学的、犯罪生物学的、心理学的、教育学的調査に基づいて犯罪者を一定の類型に分類し、それに応じた処遇を行うことにより、犯罪性を矯正する方法のことである。これには、分類処遇と累進処遇がある。累進処遇は、受刑者の行刑成績と作業成績などに応じて階級別に処遇する制度として、韓国では分類処遇と並列的・相補的に結合運営されてきたが、新法施行とともに廃止するに至った。韓国法務部矯正局・前掲注（17）3頁。

図 1-1 韓国の分類処遇の流れ



（出所）法務部矯正本部『分類業務指針』例規 990 号（2012 年）をもとに作成

第 2 項 韓日両国での展開過程

分類処遇制度は、受刑者に対する科学的矯正の基礎をなす制度であり、第二次世界大戦後、各国で実施されている制度である。同制度が矯正理念としての意義を持つようになったのは 18 世紀、西欧にヒューマニズムが登場し、ジョン・ハワード²⁰によって監獄改良運動が起こり、監獄の近代化の過程

²⁰ （1726～1790）英国ロンドン近郊ハックニー生まれ。父親から受け継いだ財産で慈善活動を行う。英国の刑務所の改良運動家で博愛主義者である。1775 年から 2 年間、欧州各国の刑務所を視察して帰ってきて「刑務所の状態（The State of the Prisons、1777 年）」を執筆して刑務所の改良運動の先頭に立った。1866 年には英国にハワード協会が設立されたが、この協会は彼の人道主義に倣って、その後の獄制の改良に大きく貢献した。斗山百科事典

を経て、受刑者の悪風感染を防止し、教化改善を図るための分類収容が主張されてからである。しかし、当時の分類収容は、それに対応した改善のための処遇方法がなかったため、受刑者の管理の合理化と人道主義的な配慮を介して悪風感染を防止するという消極的な効果を取めるにとどまった。その後、人間科学に基づいた合理的な処遇の要求に応じて精神医学、心理学、社会学、教育学などの進歩に支えられ、分類処遇制度の意義が消極的な悪風感染の防止から、さらに一歩進んで、個別処遇という目標へと移っていった。その中で、同制度は、矯正発展の先駆的役割を果たすようになり、1955年第1回「犯罪防止と犯罪者の処遇に関する国際会議²¹」で、国連の「被拘禁者処遇最低基準規則」が決議案に採択され、この規則に受刑者の社会復帰のための分類の目的²²が定められるようになった。

韓国は、1909年日本との「己酉覚書（韓国の司法権・監獄事務の処理権を日本政府に委託）」締結を契機に、日本統監府の法令の適用を受けることによって、従来の刑務所管制、刑務所規則、刑務所細則などが廃止され、日本による行刑時代が始まった。これにより、日本の刑事法が韓国に適用され、1937年総督府令第178号「朝鮮行刑累進処遇規則」が制定・施行された。同規則は1933年に制定された日本の「行刑累進処遇令」とおおよそ同じ内容であった。その後、日本からの解放を経て、1956年日本の法令を参考に「受刑者行状審査規定」（法務部令第20号）が制定され、1964年「受刑者分類審査方策」（例規矯第39号）が制定・施行され、刑事施設で初めて受刑者の分類が開始された。1969年5月13日には「矯正累進処遇規定」（法務部令第111号）が制定・施行され、矯正処遇における累進処遇制度²³が導入されたものの、当時の分類処遇は形式的なレベルで行われたに過ぎず、受刑者のほとんどの処遇は累進処遇に重点を置いて運用された。その後、1980年「行刑法」第4次改正（法律第3289号）の際、分類審査の根拠規定を設けて、1991

(http://www.doopedia.co.kr/doopedia/master/master.do?_method=view&MAS_IDX=101013000779936)参照。

²¹ 「国際刑法及び刑務会議」を継承し、1955年から5年ごとに開催される国際会議で、2005年「犯罪防止と刑事司法に関する国際会議」に改称された。当初は、犯罪者処遇の分野での議題が多かったが、次第に刑事政策上の広範なテーマが採り上げられるようになった。鴨下守孝、松本良枝、梅崎裕一、大橋哲、西村重則、小澤政治・前掲注（18）276頁。

²² 第67条（分類及び個別化）分類の目的は、以下のものでなければならない。a. 犯罪歴や悪い性格により悪影響を与える可能性がある受刑者を他の受刑者から隔離すること。b. 受刑者の社会復帰のための処遇を容易にするために受刑者をグループに分類すること。第68条 できるだけ異なるグループの受刑者の処遇は、別の設備や施設内の別のセクションが使用されるべきである。第69条 適切な刑期に置かれた受刑者に対しては、収容および心理検査後、可能な限り速やかに受刑者の個人的ニーズや性質について得られた情報を考慮して処遇に関する計画を樹立しなければならない。

²³ 累進処遇制度とは、自由刑の執行において、受刑者の改悛を促し、その発奮努力の程度にしたがって処遇を緩和し、漸次社会生活に適応させることを目的とする制度である。4つの階級に分け行状の良否などを審査して、4級から順次階級が上がるにつれて優遇と責任を付与していく制度である。鴨下守孝、松本良枝、梅崎裕一、大橋哲、西村重則、小澤政治・前掲注（18）355頁。

年には「受刑者分類処遇規則」（法務部令第 348 号）が制定・施行され、本格的な分類処遇を実施することになった。2008 年 12 月には新法である「刑執行法」が施行されるに伴い「受刑者分類処遇規則」を「分類処遇業務指針」（例規第 933 号）に改正し、分類処遇に重点を置いた処遇が実施されることとなった。その一環として、分類処遇制度とともに以前から実施されてきた累進処遇制度には限界があるとの批判を受けて、同制度が廃止されるに至り、現在は、新たな処遇制度である警備等級が施行されている。韓国は、法律上、刑事施設はアメリカ式の警備等級化を、施設内処遇レベルは日本式の受刑態度評価に基づく処遇レベルの差別化を適用する形で運用されている。

一方、日本における「分類」の萌芽は、明治維新以降に新たに導入された監獄制度の「分離拘禁」にみることができる。1872 年に制定された「監獄則」では、「一房一囚とする」ことが原則とされ、処遇緩和などを定める分類処遇の基礎的な内容が規定されている。当時の「監獄則」には「分類」という用語は使われていないものの、後の「分類」に繋がる規定が少なくない。すなわち、「分房制」、「男監・女監の厳画」、「各罪質による厳格な監房別離」、「分隔・分界」などである。そして、1908 年には「監獄法」が制定され、独居拘禁を原則としつつも、雑居拘禁の場合は、「在監者の罪質、性格、犯数、年齢などを考慮し、その監房を別異」とするなどの規定が設けられた²⁴。法令に「受刑者の分類」という文言が初めて規定されたのは、1933 年 10 月 25 日に制定された「行刑累進処遇令」（司法省令第 35 号）であった。同省令は、従来の監獄法下での処遇体制を大きく変革する画期的なものであり、近代行刑が展開される過程の中で、累進処遇が分類処遇へと繋がる最も技術的な制度であることに疑いの余地はなかった。その後、科学的分類制度が機構的に完全に行刑に結びつくようになったのは、第二次世界大戦後のことであった。それは、科学的な分類制度の世界的な風潮、そして敗戦とともに、米軍による占領行政が本格化されたことを受けて、アメリカ型矯正への急速な転換が迫られた結果であった。これにより、1948 年 12 月、現代的意味における初の科学的な分類制度である「受刑者分類調査要綱」（法務総裁訓令、1949 年 1 月 1 日施行）が制定されることになった²⁵。同要綱では、医学、心理学、社会学、教育学などの知識を取り入れた分類調査（処遇調査）を通じた「收容分類」が確立され、矯正管区による收容区分の指定と行刑施設の特権化・専門化（医療刑務所・女性刑務所など）が行われた。1972 年 4 月 1 日には「受刑者分類規程」（法務大臣訓令矯医訓 557、1972 年 7 月施行）が制定されることによって「処遇分類級」の新設および処遇の個別化を推進するなど、科学的な分類処遇が行われるようになった²⁶。分類処遇制度は横の分類として、受刑者の性格や性別など、主として固定的な基準により、受刑者をどのグループに振り分けるかを決定する機能を持つものであり、累進処遇制度は縦の分類として、施設内で、改善の程度といった可動的な基準により段階的に戒

²⁴ 小野議秀『監獄（刑務所）運営一二〇年の歴史—明治・大正・昭和の行刑—』矯正協会（2009 年）450 頁。

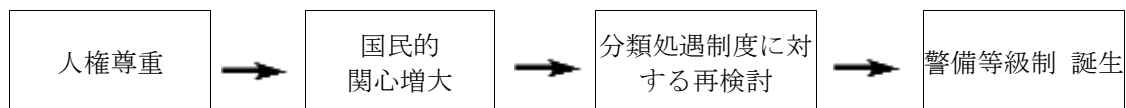
²⁵ 小野議秀「分類制度の発達」『犯罪と非行』第 135 号（2003 年 2 月）109～110 頁。福井徹「受刑者の分類とその処遇、累進制との関連及びその将来」『矯正論集』矯正協会（1968 年）370 頁。

²⁶ 小野議秀・前掲注（25）110 頁、112 頁、118 頁。

護を緩和し、優遇措置を与えるもので、それぞれ別個の基準と適用領域を持つものである²⁷とされている。しかし、受刑者処遇制度の縦横の分類として存続してきた両制度に対しては、「分類はあるが、処遇がない」という批判と、「受刑者の社会復帰を促進することを目的として行われるべきであるにもかかわらず、実際には、施設内の秩序を維持するための『行状の良否』に重点が移されたにすぎない」との批判が提起されたため、2006年5月、新法である「刑事収容施設法」施行とともに累進制が廃止され、受刑態度評価などに基づいて施設内処遇レベルを段階的に適用する上での制限の緩和、優遇措置などが実施されることとなった。

現在、世界各国の行刑では、分類処遇制度が受刑者処遇の基本的な制度としての地位を固めている状況にあるという点で見解が一致している。英米法系では、累進処遇は行わず厳格な段階別分類処遇を実施し、大陸法系では、分類処遇制度と累進処遇制度を並行実施しているが、徐々に分類処遇制度を強化しつつあるのが実情であって、累進処遇制度は廃止される傾向にある²⁸。日本の「矯正の発達史は、分類制度の発達史ともいう」²⁹という言葉のように、近代矯正行政が展開されていく過程の中で、分類の持つ意味は非常に重要である。前述したように、韓国の矯正の歴史は、日本統治時代と呼ばれる一定の期間、日本と矯正制度を共有した時期があり、解放後も以前の制度が存続し、似たような形で運営されてきた。そのため、韓日両国の受刑者処遇制度は類似しており、特に累進処遇を廃止した背景も、以前から提起されてきた批判がもたらした結果と同じである。現在は新法施行とともに少し違った形の処遇制度を運用しているものの、両国の矯正発展にとっては歓迎すべきことであり、また、受刑者処遇制度の根本的な趣旨や新制度の中に流れる「血液」は一致していると考えられる。

第3節 新たな処遇制度の導入背景および過程³⁰



韓国では、人権尊重の時代的潮流や国家人権委員会の発足(2001年11月)とともに、矯正関係法規の改正を含め、刑事施設の被収容者の人権に対する関心が国民の間で高まった。こうした中、

²⁷ 川原富良「分類処遇と段階処遇」『日本行刑の展開』一粒社(1993年)81頁。

²⁸ 法務部矯正本部分類審査課「刑事施設警備等級化による受刑者処遇運営検討」(2009年)8頁。米国は、刑事施設を保安と拘禁レベルに基づいて警備等級化し、受刑者を分類収容した後、個別特性による処遇を実施している。連邦政府や州政府によって差はあるが、保安等級(security level)を基準に施設を4~6つの等級に分類する。各施設が1つの保安等級を持つ場合もあるが、大規模な施設は、2つ以上の保安等級を持って別々に独立した施設として運営している。

²⁹ 小野議秀・前掲注(25)122頁。

³⁰ 法務部矯正本部「刑事施設警備等級化による受刑者処遇運営検討」(2009年7月)2頁。

「参与政府³¹」の出帆をきっかけに、被収容者の自発的な参加による矯正という理念がより強調された。外部的には矯正に対する国民的な関心および分類・収容などの矯正処遇全般に関する被収容者とその家族の権益実現へ要求が増大しており、内部的には被収容者の再社会化の実現のために現行分類処遇制度全般に関する点検・補完の必要性が訴えられた。具体的には、受刑者の「再犯増加の問題³²」、「累進処遇制の問題³³」、「分類あって処遇なし³⁴」などといった批判に関して検討を行うことが求められたのである。このような中、2004年11月4日、法務部の政策委員会は被収容者の社会復帰能力向上と収容管理の効率性向上のために合理的、科学的かつ実効性のある分類処遇制度の開発・運用が必要であるという認識のもと、「刑事施設の警備等級化」に伴い累進処遇制度を廃止し、分類処遇制度への一本化を主な内容とする「被収容者の分類収容制度の改善案」を可決した。特に、刑事施設の警備等級化は最優先の課題として推進する必要がある旨の認識を共有した。続いて、2006年8月4日には、警備等級別戒護程度と累進階級に対応した警備等級制の実施の根拠として「矯正成績」という受刑者評価制度を新設した。また、その後、被収容者の基本権の強化などを内容とする「行刑法」など、矯正関係法令の改正および拡充によって被収容者の矯正処遇に対する戦略を変更しなければならなくなった。そこで、警備等級制が含まれた「刑執行法」が制定され、これにより、40年余にわたって受刑者処遇の中心的な役割を果たしてきた「矯正累進処遇規定」が廃止され、新しい警備等級制が開始された。警備等級制は受刑者の収容区分を、今までとは異にする新しい制度であり、それまでの初犯と2犯以上という単純な受刑者収容区分から脱し、科学的で効率的な収容を通じた受刑者の収容秩序の確立、社会適応力の向上などを目的として誕生した。しかし、累進制の廃止とは名ばかりで、制度運営初期に実際存置された累進制との不調和の問題などが生じたが、数度の補完作業を経て、完全な分類制への一本化を目指して努力した結果、ある程度の効果が見られるようになった。法務部は、この制度の施行によって多くの受刑者が緩和処遇ないし開放処遇に付され、受刑者の生活が全体的に改善されると予測しており、特に、同

³¹ 2003年から2008年の盧武鉉大統領の政権時期を代表するスローガンで、国民の自発的な募金と選挙運動が大統領選挙を勝利に導くために重要な役割を果たしただけでなく、今後の国政運営でも国民の参加が重要な役割を果たすことを意味するから「参与政府」と呼ばれる。斗山百科事典 (http://www.doopedia.co.kr/doopedia/master/master.do?_method=view&MAS_IDX=101013000793159) 参照。

³² 出所者 29,874 人のうち、再入者 6,772 人(22.7%) (出所 3 年以内)、法務部矯正本部『矯正統計年報』(2008 年) 200 頁。

³³ 韓日の累進処遇制の問題としては、資質環境、犯罪動機が異なる受刑者を一律に 4 級に編入しているため、個別処遇原則に妥当しないことが挙げられる。具体的には、各階級間の処遇の差が少ないため受刑者の改善更生や社会復帰に役立たず、仮釈放に繋がらないことなどである。太田達也「刑事施設・受刑者処遇法における矯正の課題」『犯罪と非行』第 146 号(2005 年 11 月) 20 頁。

³⁴ 韓国では、「分類があってもそれに相応しい処遇がない」という批判があり、日本では、収容分類級と処遇分類級に基づいて処遇分類が行われているが、処遇分類が必ずしも有効に機能しているとは言えないという批判がある。法務省行刑改革会議「行刑改革会議提言」(2003 年 12 月) 12 頁。

種類別の受刑者を分類収容することで、収容管理の効率性の向上はもちろん、収容秩序の確立、受刑者の社会復帰促進などの矯正行政の目的が達成されやすくなると期待している。

一方、日本は、1908年に制定され受刑者処遇の法的根拠となってきた「監獄法」の実質的な改正が長らく行われずにいたが、2005年、162回通常国会で「刑事収容施設法」が成立し、受刑者処遇の抜本的な改革が行われた。被収容者の権利義務関係や職員の権限が明確でなかったこと、受刑者処遇の内容について十分でなかったことなど、かねて刑事法学者や弁護士などからその不十分さが指摘され、全面改正の必要性が提起されてきていたからである³⁵。その成立背景の1つとして挙げられるのが過剰収容である。バブル経済崩壊後の経済状況の悪化などにより1998年以降、日本の刑事施設の1日の平均収容人員の急激な増加が継続しており、2001年10月末に100%の収容率を超えて以来、著しい過剰収容の状態となり、2000年度には55,000弱であった収容人員が6年間で22,000も増加した³⁶。このような過剰収容の原因としては犯罪の増加、刑期の長期化、再入受刑者などの増加が挙げられ、これらの現実には職員の勤務負担や受刑者の生活環境を悪化させ、さらに適切な矯正処遇の実施が不可能になり、従来の受刑者処遇制度に対する行刑の改革は避けられないことになった。このような中、名古屋刑務所の受刑者致死傷事件³⁷が発生することになり、これに伴い、刑務所運営に対する国民の信頼が大きく揺らいだことから、行刑運営に対する国民からの大きな批判と改革の要求に直面し、行刑改革会議³⁸の提言を受け、前述の監獄法改正が行われた。同会議の「提言」として公表されたのは、受刑者処遇の在り方、行刑運営の透明性の確保、人権救済のための制度の整備、矯正医療のあり方、職員の人権意識の改革、行刑施設での人的・物的体制の整備などの内容である。その「提言」の中で、受刑者処遇のあり方³⁹としては、矯正の目的が受刑者の改善更生と社会復帰にあることから、①矯正処遇の基本的な思想として、受刑者の特性に応じた処遇を行うための分類処遇の実施、②現行の累進処遇制度

³⁵ 中根憲一「行刑改革—受刑者処遇の新たな展開—」『レファレンス』第55巻10号（2005年10月）56頁。

³⁶ 藤本哲也「PFI刑務所の意義と展望」『法律のひろば』第62巻7号（2009年）4頁。

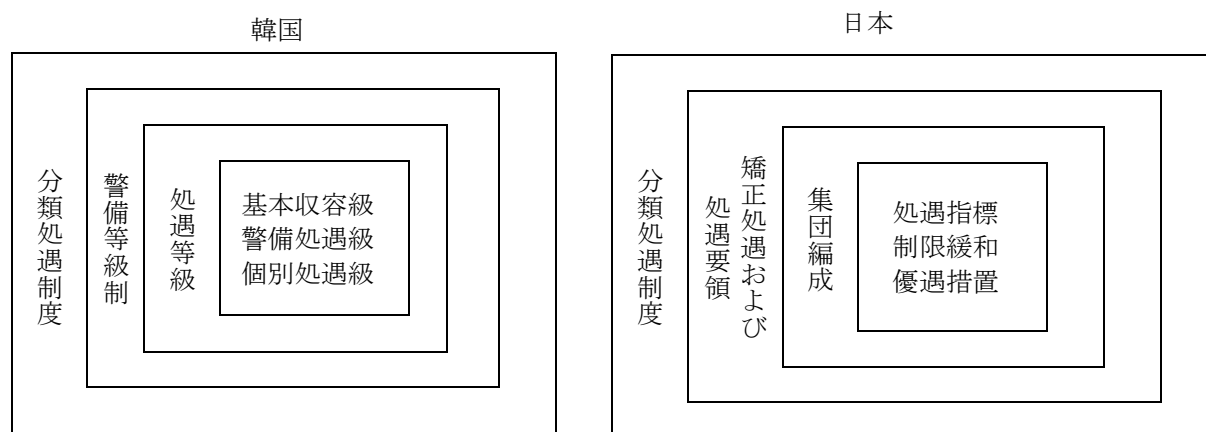
³⁷ 名古屋刑務所で、2001年から2002年にかけて刑務官らが集団暴行で受刑者3人を死傷させたという刑事事件。革手錠付きベルトで腹部を締め、受刑者2人を死傷させたという「革手錠事件」と、肛門に消防用ホースで放水して受刑者1人を死亡させたという「放水事件」などがある。両事件で7人の刑務官に有罪判決が言い渡された。

³⁸ 法務省は、名古屋刑務所事件をきっかけに行刑運営を根本的に検討するために民間有識者で構成された行刑改革会議を立ち上げた。2003年3月31日、行刑運営に関する調査検討委員会によって中間報告がとりまとめられ、行刑改革のための検討事項の具体案が挙げられたことを受けて、広く行刑改革に関する検討を行うことを目的として、法務大臣指示に基づいて設置された。行刑運営に関する改革は、民間の叢知を結集し、国民の視点に立って幅広い観点から検討することが必要であることから、行刑分野の専門家、法律実務家および法律学者にとどまらず様々な分野の民間有識者からなる会議を立ち上げたものである。法務省行刑改革会議・前掲注（34）6頁。

³⁹ 法務省行刑改革会議・前掲注（34）12～17頁。

を廃止し、実際に受刑者の改善更生の意欲を喚起させることができる奨励制度の用意、③処遇困難者のための抜本的な改革、④薬物依存者に対する処遇方向の検討、⑤外国人受刑者の移送推進などが挙げられ、この提言により受刑者処遇制度は変化することになった。図 1-2 は、韓日の分類処遇の構成を示したものである。韓日両国で新たに行われている新処遇制度は、基本的に分類処遇制度に基づいた制度であり、その運営過程で若干異なる形の方法で運営されているが、新制度が追求する目的は、受刑者の個別特性に重点を置いた処遇を介して円滑な社会復帰を実現することである。韓日は、これまで分類処遇と累進処遇を馬車の両輪のように並行実施してきたが、時代の流れによって、受刑者処遇制度としての役割を果たさず、存在意義を失っていく累進処遇を廃止し、分類処遇を基本とする新処遇制度を施行することになった。すなわち、韓国は、過去に分類と累進という 2 元的な受刑者処遇制度を一本化して集団処遇から段階的処遇を通じた個別処遇中心に切り替えることになり、既存の分類級を処遇等級に変更し、また収容級、管理級、処遇級をそれぞれ基本受容級、警備処遇級、個別処遇級に変更した警備等級制度を運用している。一方、日本は、既存の分類処遇の中で、受刑者の実質的な改善更生と社会復帰を支援するために個別受刑者の問題性に焦点を当てて、その特性と環境条件に応じて集団を編成し、「制限の緩和」、「優遇措置」、矯正処遇としての「改善指導」などを実施している。

図 1-2 韓日の分類処遇の構成図



(出所) 法務部矯正本部『分類業務指針』例規 990 号 (2012 年)、日本の「刑事収容施設法」をもとに作成

第 4 節 韓国の受刑者処遇の現状

第 1 項 警備等級制の概説

警備等級制というのは、全国の刑事施設を警備等級 (収容設備および戒護⁴⁰の程度)によって「開放施設」「緩和警備施設」「一般警備施設」「重警備施設」の 4 つの等級に区分し、分類審査の結果をもと

⁴⁰ 刑事施設の規律および秩序を維持し、被収容者の安全な管理を保持するための作用をいう。

に、受刑者をそれぞれの刑事施設に分けて、異なる処遇を行うものである。すなわち、同種の受刑者を集めて収容・処遇し、犯罪の悪風感染を防止することであり、収容施設の決定が処遇水準の決定を意味することになる。この制度の実施方法は、刑が確定された受刑者の犯罪傾向、改善可能性、保安上の危険性などを測定・診断して警備処遇級を指定し、これを基に施設形態、戒護方法が異なる施設に収容する。その後、受刑者の収容生活態度などを定期的に再審査し、警備処遇級の調整によって重警備施設から、開放施設へ段階的に移送処遇する。区分収容や段階的移送が困難な受刑者は、同一施設内で区画を分け、警備処遇級によって区分収容する。一般的に重警備施設には、収容生活において常習的に収容秩序を乱す受刑者を収容し、一般警備施設には現在の一般受刑者を、緩和警備施設には部分的に自治生活を許容することができる模範的な受刑者を、開放施設には社会生活とほぼ同じ水準の生活ができる模範受刑者を収容する。

警備等級制の意義としては⁴¹、第一に、段階別処遇の施設の基盤を構築できることである。今までの刑事施設は犯罪の数を基準⁴²として区分していたが、ほとんどの刑事施設の施設構造が類似し、画一化しているなど、段階別処遇の施設としての条件を満たしていなかった。しかし、警備等級制の実施によって、刑事施設を警備等級別に細分化することで、受刑者の矯正成績による多様な個別処遇を実施することが期待できる。第二に、厳正な刑執行による収容秩序の確立ができる。受刑者の性癖、改善程度、収容生活態度などを基準に、科学的な分類審査を通じて該当施設の警備処遇級別に分類収容し、自律的な生活を送れるように動機付けるため、警備等級に基づく受刑者に対する戒護人員と処遇人員の投入割合を適切に調整できる。その結果、収容管理および処遇条件が改善され、収容秩序が確立されるようになる。第三に、受刑者の社会復帰能力の向上が期待できる。分類審査の結果を基に警備処遇級別に分類収容した後、受刑者個人の個別処遇計画に沿って、保安上の危険性が少なく、改善可能性が高い受刑者を対象に社会的・開放的処遇を強化・実施することで、社会適応能力を養うことができると考えられる。

第2項 警備等級別施設区分

警備等級別施設としては、「開放施設」、「緩和警備施設」、「一般警備施設」、「重警備施設」の4つの施設に分けることができる。まず、第一に、開放施設とは、逃走防止のための通常の設定の全部または一部を備えておらず、受刑者の自律的活動が可能になるように通常の設定の全部または一部を行わない刑事施設である。第二に、緩和警備施設とは、逃走防止のための通常の設定および受刑者に対する管理・監視を一般警備施設より緩和した刑事施設である。第三に、一般警備施設とは、逃走防止のための通常の設定を備え、受刑者に対して通常の設定の管理・監視をする刑事施設である。第四に、重警備施設とは、逃走防止および受刑者相互の間の接触を遮断する設備を強化し、受刑者に対する管理・監視を厳重に行う刑事施設である⁴³。表 1-1 は、警備等級によって異なる各施設の基準を示したものである。重警備施設から、一般警備施設、緩和警備施設、

⁴¹ 조택현 「警備等級別分類処遇運営システムの理解」『矯正』第 420 号（2011 年 4 月）33 頁。

⁴² 法務部矯正本部 「収容区分及び移送記録等に関する指針（例規 957 号）」（2010 年）。

⁴³ 「刑執行法」第 57 条参照。

開放施設へと進むにつれ、施設の保安と警備が緩和され、最終的には、一般社会とのアクセスが容易な開放型施設の形態を帯びることとなる。

表 1-1 警備等級別施設基準

等級別 区分		開放施設	緩和警備施設	一般警備施設	重警備施設
	見張り台	×			○
	電子警備システム	×			○
	主壁	フェンス3.5m			コンクリート 5m
	主フェンス	×			高さ 3.5m
	大型検身機	×			○
	主壁CCTV	×			○
	居室構成	混居			独居
	運動空間	大運動場、体育施設			居室に付く 個別運動場
	通用門	×			○
居室	流し台	×			○
	CCTV	施設によって設置			100%
多用 途室	洗濯機	○			×
	TV	○			×
	電話機	○			×
	冷蔵庫	○			×
	流し台	○			×
	共同食卓	○			×
	接見施設				

※緩和警備施設と一般警備施設の基準は省略する。

(出所) 法務部矯正本部「全国矯正機関警備等級(案)報告」(2008年10月10日)

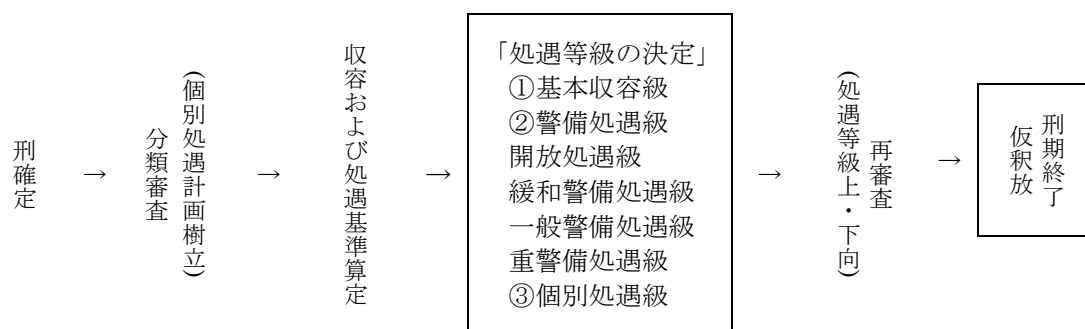
警備等級別施設区分は、重警備処遇級、一般警備処遇級、緩和警備処遇級、開放処遇級に該当する受刑者に対して、その者の改善の進展度に応じて開放度を付与して、なるべく社会と近い形の施設で処遇を受けさせようとするにより、社会復帰を容易にすることを目的としている。このため、表 1-1 に示しているように、見張り台やフェンス、居室の形態および居室内の CCTV 設置など保安的な側面での施設区分に重点を置いており、また施設によっては生活備品に差をつけて格差ある処遇を実施している。

第 3 項 処遇等級の区分および運用の流れ

「処遇等級(分類級)」とは、受刑者の処遇や管理と関連して受刑者を収容する施設、受刑者に対する戒護の程度、処遇のレベルや処遇の内容を区別する基準をいう。刑が確定した受刑者には分類審査を実施して処遇等級を決定し、以後受刑生活過程での「矯正成績」、すなわち、受刑者の生活態度、賞罰の有無、教育や作業の成果などを総合的に評価し、処遇等級の変更可否を審査することになる。分類審査は、受刑者の個別処遇計画を立てるための主な手段として大きく新入審査と再審査に区分される。新入審査は、新しい刑が確定された場合、あるいは分類審査の除外事由が消滅した場合などに、受刑者の個別処遇計画を策定するために最初に行う審査であり、再

審査は、新入審査完了後、刑の執行の過程で受刑者の個別処遇計画を調整するか否かを決定するための分類審査で、「刑執行施行規則」第 66 条に規定された一定の刑期に到達した際に実施する定期再審査と、賞罰や収容施設の変更、処遇の調整などの事由が発生した場合に実施する不定期再審査に区分される。

図 1-3 韓国の受刑者処遇の流れ



(出所) 法部部矯正本部『分類業務指針』例規 990 号 (2012 年) をもとに作成

図 1-3 は、韓国の受刑者処遇の流れを示したものである。処遇の流れとしては、刑が確定したすべての受刑者は分類審査後、収容および処遇の基準を算定して、処遇レベルが個別処遇の実施に適合するように処遇等級を指定して、収容管理および処遇の効率のために基本収容級および警備処遇級別に区分された施設へ移送・収容する。以後、個別処遇計画に基づいた処遇を実施し、受刑態度などの矯正成績の評価によって処遇等級を上向きまたは下向きに調整する。処遇等級が調整された受刑者は、再度これに対応する刑事施設に移送したり、同じ刑事施設の分界舎棟に収容したりして、調整された処遇等級に基づいて処遇を行うことになる。その後、刑期終了または受刑態度が良好で改悛の状がある受刑者を対象に仮釈放などを実施して社会に復帰させる。処遇等級⁴⁴は、「基本収容級」、「警備処遇級」、「個別処遇級」の 3 つに分かれていて、それぞれの内容は次のとおりである。まず、「基本収容級」は、性別、国籍、年齢、刑期などに応じて収容する施設および区画などを区別する基準で、次の 9 つで構成されている。すなわち、①女性受刑者 (W 級 : Woman prisoner)、②外国人受刑者 (F 級 : Foreigner prisoner)、③禁錮刑受刑者 (I 級 : Imprisonment sentenced prisoner)、④19 歳未満の少年受刑者 (J 級 : Juvenile prisoner)、⑤23 歳未満の青年受刑者 (Y 級 : Youth prisoner)、⑥65 歳以上の高齢者の受刑者 (A 級 : Aged prisoner)、⑦刑期が 10 年以上の長期受刑者 (L 級 : Long-term prisoner)、⑧精神疾患や障害のある受刑者 (M 級 : Mentally handicapped prisoner)、⑨身体疾患または障害のある受刑者 (P 級 : Physically handicapped prisoner) である。次に、「警備処遇級 (Security Level)」は、逃走などの危険性によって収容する施設と戒護の程度を区別して、犯罪性向の進展と改善程度、矯正成績によって処遇水準を区別する基準で、次の 4 つで構成されている。すなわち、①開放処遇級 (S1 級)、②緩和警備処遇級 (S2 級)、③一般警備処遇級 (S3

⁴⁴ 「刑執行法施行規則」第 72 条参照。

級)、④重警備処遇級(S4級)である。最後に、「個別処遇級」は、受刑者の個別的な特性によって重点処遇の内容を区別する基準で、次の9つで構成されている。すなわち、①職業訓練(V級: Vocational Training)、②学科教育(E級: Education Curriculum)、③生活指導(G級: Guidance)、④作業指導(R級: Regular Work)、⑤運用支援作業(N級: National employment work)、⑥医療処遇(T級: Medical Treatment)、⑦自治処遇(H級: Halfway Treatment)、⑧開放処遇(O級: Open Treatment)、⑨集中処遇(C級: Concentrated Treatment)である。

第4項 警備処遇級制度の概説

(1) 警備処遇級(Security Level)の区分

警備処遇級⁴⁵には、「開放処遇級」、「緩和警備処遇級」、「一般警備処遇級」、「重警備処遇級」の4つの級に分かれていて、それぞれの内容は次のとおりである。まず、第一に、開放処遇級は、開放施設に収容され、最も高い水準の処遇が必要な受刑者で、外部通勤作業および構外作業が可能な処遇級である。第二に、緩和警備処遇級は、緩和警備施設に収容され、通常の水準より高い水準の処遇が必要な受刑者で、構外作業および、場合によっては外部通勤作業が可能な処遇級である。第三に、一般警備処遇級は、一般警備施設に収容され、通常の水準の処遇が必要な受刑者で、構内作業および、場合によっては構外作業が可能な処遇級である。第四に、重警備処遇級は、重警備施設に収容され、基本的な処遇が必要な受刑者で、場合によっては構内作業が可能な処遇級である。各警備処遇級に該当する受刑者は、それに対応する施設に収容可能であり、各施設は、警備処遇級に応じて施設の保安・戒護の処遇水準を異にする。表1-2は、警備処遇級に応じた各受刑者の処遇の基準を示したものである。開放処遇級に近づくにつれ、受刑者に一定の範囲の行動の自由を与えて自律的な生活ができるようにしており、それに応じて責任が伴う社会的訓練や自治活動を実施して自立心を育成し、社会適応能力を向上させている。

表1-2 警備処遇級に応じた処遇基準

等級別		開放処遇級	緩和警備処遇級	一般警備処遇級	重警備処遇級
区分					
	居室門	開放(昼・夜間)	開放(昼間)	施錠	同左
	自律活動・歩行	全面許可	部分許可(舎棟内)	不許可	不許可(厳正戒護)
	舎棟出入門	開放(昼間)	施錠	同左	同左
	通用門	無し	施錠(一定区域設定)	施錠	同左
	区内施設	開放型	半開放型	閉鎖型	同左
	居室形態	混居(浴室、冊床、椅子、本棚、箆笥など)		独居または混居	独居
接見	許容対象	制限無し			必要時制限
	場所特定	仕切り無し/	仕切り面会/必要時仕切り	仕切り面会/面会内録	同左

⁴⁵ 「刑執行法施行規則」第74条参照。

	屋外の面会場	無し	音・録画	
許可時間	30分以内	20分以内	15分以内	同左
許可回数	1日1回	月6回	月5回	月4回
電話	月5回以内、 自由な通話	月3回以内、電話録音	必要時月2回、 電話録音	使用禁止(必要時月1 回、電話録音)
帰休	許可(年中20日)	許可(年中10日内外)	特に必要時許可	不許可
外出・外泊	許可	必要時許可	特に必要時許可	不許可
自治生活	可能	可能	不可	同左
仮釈放	可能	可能	制限的可能	不可
テレビ視聴	自律視聴	原則教化放送 必要時一般放送	教化放送視聴	ラジオ聴取
医療処遇	自律歩行診療	同行診療原則 巡回診療・自律歩行可	巡回診療原則 同行診療可能	巡回診療原則 同行診療可能
薬品支給	一括支給	一括支給	毎日支給	毎回支給
趣味・特技活動	自律活動	許可	必要時許可	不許可
作業	外部通勤(指導職員 同行または不同行)	外部通勤(戒護職員同 行)、区外作業	集中勤労作業 必要時区外作業	必要時区外作業
人員点検	自律(1日2回、 受刑者代表)	施行(1日3回)	現行と同一	現行と同一
職員1人当たりの 被収容者数	4.0人	3.5人	3.2人	1.4人

(出所) 法務部矯正本部『矯正』(2011年2月号)、「矯正関連統計」(2012年)29頁

(2) 警備処遇級の判定および調整

警備処遇級は、刑が確定された新入受刑者に対して分類審査の結果をもとに「警備処遇級分類指標」によって判定する。警備処遇級分類指標とは、新受刑者の危険性と改善の可能性などを評価し、収容施設の処遇水準を決定するためのものであり、各項目の要素を客観化された内容で構成し、判定の客観性の担保に優先順位を置いた指標である。その構成項目をみると、本犯関連事項(43点)、過去犯罪関連事項(35点)、生活態度および相談結果(15点)、危険性および改善度評価(12点)、逃走または違反(10点)となっており、各項目の点数を合算して判定する。点数の合計が24点以下は開放処遇級(S1級)、25点～36点は緩和警備処遇級(S2)、37点～64点は一般警備処遇級(S3)、65点以上は重警備処遇級(S4)に分けて判定する。警備処遇級が決定されると受刑者の収容管理および処遇の効率性のための基本収容級および警備処遇級に区分してそれぞれの施設に収容する。表1-3は、受刑者の警備処遇級を算定するために現在、韓国の刑事施設で使われている警備処遇級分類指標である。

表1-3 警備処遇級分類指標

分類領域	項目	範疇			点数
本犯 関連 事項 (43)	凶器使用	未使用①	未所持使用③	所持使用⑤	
	犯罪動機	過失①	偶発・激情②	故意③	
	犯罪深刻性	軽犯罪②	普通犯罪⑤	重犯罪⑧	超重犯罪⑩
	全体刑期	1年未満①	1～2年未満②	2～4年未満④	
	全体刑期	4～10年未満⑥	10年以上⑧	20年以上(無期含)⑩	
	未決時態度(刑確定後 分類審査前まで)	良好① (申請作業など)	普通③	不良⑤(訓戒、警告・ 大変不良⑩(禁治1回 禁治外処分) 以上)	
	再犯期間	以前犯罪無① 6月～1年未満④	5年以上② -	1～5年未満③ 6月未満⑤	
過去 犯罪 関連 事項 (35)	犯法行為件数	初犯① 4～5回⑥	1回② 6～9回⑧	2～3回④ 10回以上⑩	
	初回逮捕年齢	[男子] 25歳以上①	19～24歳②	15～18歳③	14歳以下⑤
		[女子] 36歳以上①	26～35歳②	19～25歳③	18歳以下⑤
	刑事施設 總収容期間	収容経歴無① 4～7年未満⑦	1年未満③ -	1～4年未満⑤ 7年以上⑩	
	過去収容中懲罰関連 (矯正行政電算照会)	懲罰無① 禁治1回④	警告② -	警告・禁治外処分③ 禁治2回以上⑤	
	超重犯罪・重犯罪有無 犯罪深刻性分類基準	無①	1回③	2回以上⑤	
危険性 および 改善度 評価 (12)	相談観察態度	T相談点数61点以上① T相談点数41～60点② T相談点数40点以下④			
	問題行動可能性(矯正 心理検査)	低い①	普通②	高い④	
	改善可能性	高い①	普通②	低い④	
	逃走また自殺企図(本 件また前科包含)	無①	観察要望③	あり⑤	
	保護観察違反、猶予失 効、仮釈放取消・失効 (本件また前科包含)	無①	1回③	2回以上⑤	
基準	警備処遇級	点数	判定結果	総合点	警備処遇級
	開放処遇級	24点以下			
	緩和警備処遇級	25点～36点			
	一般警備処遇級	37点～64点			
	重警備処遇級	65点以上			

(出所) 法務部矯正本部『分類業務指針』例規 990 号 (2012 年)

決定された警備処遇級は、受刑態度などの矯正成績によって定期または不定期再審査を介して

調整することができ⁴⁶、一定の刑期に達した時に実施する再審査を定期再審査と呼び、賞罰またはその他の事由が発生した場合に実施する再審査を不定期再審査という。定期再審査は、受刑者の刑期が、①3分の1に達した時、②2分の1に達した時、③3分の2に達した時、④6分の5に達した時に実施しており、不定期再審査は、①分類審査に瑕疵があることが発見された時、②受刑者が矯正事故（刑事施設から発生する火災、受刑者の自殺・逃走・暴行・騒乱、他の人の生命・身体を害したり、刑事施設の安全と秩序を危うくしたりする事故）の防止に顕著な功績がある時、③規律違反を犯した受刑者に懲罰を科すことを決定した時、④受刑者に対して執行猶予の取り消しまたは追加事件（現在、收容の根拠になった事件以外の刑事事件をいう）に禁錮以上の刑が確定された時、⑤受刑者が「技能奨励法」第11条2項の規定による全国技能試合に入賞、技士以上の資格取得、学士以上の学位を取得した時、⑥仮釈放審査と関連して必要な時、⑦その他受刑者の收容や処遇の調整が必要な時に実施する。警備処遇級を調整する時は基本收容級や個別処遇級と一緒に審査するものとし、処遇等級が変更された場合には、当該警備等級施設へ移送し、処遇等級に合った処遇を実施しなければならない。

（3）施設ごとに收容可能な警備処遇級

受刑者は、分類審査の結果に基づいて、それに適した施設に收容されその特性に応じた処遇を受けることになる。すなわち、收容管理および処遇の効率性を確保するために警備処遇級にしたがって区分・收容し、受刑者の特性を考慮した処遇を行うのである。このため、前述したように、各刑事施設の施設概念である4つの警備等級に基づいて施設を区分しているのである。「刑執行法」第57条2項には、刑事施設は逃走防止などに対応するための收容設備や戒護の程度（警備等級）に応じて区分すると規定されている。ただし、同じ刑事施設でも区画を決めて複数の警備等級に対応することができることも規定している。表1-4は警備等級施設の收容原則を示したものである。表をみると、開放施設には開放処遇級の受刑者を收容し、緩和警備施設には緩和警備処遇級の受刑者を、一般警備施設には一般警備処遇級の受刑者を、重警備施設には重警備処遇級の受刑者を收容していることがわかる。これは警備等級施設の收容の基本原則である。しかし、この原則に加え、既存の刑事施設が大規模施設として構成されていることなどを活かして、表の中で「可能」とされている警備処遇級の受刑者も施設の都合上收容できるようにして、運用に柔軟性を与えている。つまり、保安設備の格差があまり大きくないことや、開放作業および施設運営に必要な人員の確保と開放・緩和警備施設などの不足の実情を考慮して、処遇上特に必要な場合や施設条件上やむを得ない場合には、同一の刑事施設であっても区画を分けて警備処遇級が違う受刑者を收容することができるようにしたのである。

表 1-4 警備等級施設の收容原則

警備処遇級	開放処遇級	緩和警備処遇級	一般警備処遇級	重警備処遇級
-------	-------	---------	---------	--------

⁴⁶ 「刑執行法施行規則」第66条、67条参照。

施設区分	(S1級)	(S2級)	(S3級)	(S4級)
開放施設	原則	可能	-	-
緩和警備施設	可能	原則	可能	-
一般警備施設	-	可能	原則	可能
重警備施設	-	-	可能	原則

(出所) 法務部例規第 933 号 (2010 年 6 月) 81 頁

また、表 1-5 は、韓国の警備等級別施設の状況を示したものである。表をみると、現在、開放施設は 1 つ、緩和警備施設は 16 施設、一般警備施設 32 施設、重警備施設 1 つで構成されている。しかし、表 1-10 が示しているように開放施設、重警備施設の場合には、当該警備級の受刑者の数に比べて対応可能な施設があまりにも不足しているので、同施設の拡充が緊急の課題となっている。

表 1-5 警備等級別施設現況

警備等級 収容定員	計	開放施設 (S1)	緩和警備施設 (S2)	一般警備施設 (S3)	重警備施設 (S4)
500名未満	11	1 天安 開放	7 江陵、慶州、統營 (拘)、忠州(拘)、洪 城、論山(支)、長興	3 平澤(支)、蔚山(拘)、瑞山(支)	
500名以上 ~1000名未満	17		4 南部(刑)、寧越、清 州、群山	12 春川、原州、大邱(拘)、慶北職訓、安東、 金泉、慶北北部第3、密陽(拘)、清州 (女)、公州、濟州、海南	1 慶北北部第 2
1000名以上	22		5 驪州、議政府、馬山、 晋州、木浦	17 ソウル(拘)、安養、水原(拘)、城東(拘)、 仁川(拘)、南部(拘)、華城職訓、大邱、 釜山(拘)、慶北北部第1、釜山、浦項、 大田、天安、光州、全州、順天	
計	50	1	16	32	1

(出所) 法務部矯正本部「警備等級別区画指定等運営方案」(2010 年 12 月 6 日)

第5節 日本の新法下の受刑者処遇の現状

第1項 受刑者処遇の概説

「処遇」とは、広い意味で、刑事施設内の日常生活における受刑者に対する作用全般を意味し、収容を確保するための規律維持作用、社会復帰のための教育作用をもたらす取扱いなどを含む概念であり⁴⁷、「矯正処遇」とは、犯罪性の除去を図って社会生活への適応性を付与することを目的として受刑者に義務付けられた処遇をいう⁴⁸。「刑事収容施設法」第30条には、受刑者処遇の基本的な原則として、次の3つが規定されている。まずは、「個別処遇の原則」である。これは、個々の受刑者の問題性に応じて、その改善更生を図る中で最も必要・適切な合目的な作用を行うことを意味する。次に、「自主性尊重の原則」であるが、これは、受刑者自身に改善更生の必要性を自覚させ、主体的な努力を促進させるということである。最後に、「改善更生および社会復帰を図るための処遇の実施原則」として、受刑者の改善更生の意欲の喚起および社会生活に適応する能力の育成を図る矯正処遇の実施が挙げられる。受刑者の処遇を実施するにあたっては、常にこれらの原則を念頭に置かなければならない。つまり、受刑者1人1人の人格的な特性や周辺環境のさまざまな条件を考慮して、受刑者自身の内面的な問題性（資質、性格など）や外的な問題性（家庭、職場、地域社会などの環境）を克服し、最終的には社会の一員として安定した状況で受け入れられることができるように、受刑者の自覚に期待しながら、その主体的な努力を促すことが重要である⁴⁹。このように、「刑事収容施設法」は、受刑者の改善更生および円滑な社会復帰を図ることをその基本理念としており、これを実現するための適切な処遇方法として、矯正処遇を規定している。特に、受刑者の改善と円滑な社会復帰のための積極的な作用を内容とする矯正処遇として、作業、改善指導および教科指導を行うことを規定している（「刑事収容施設法」84条1項）。これは、従来、義務的に賦課された受刑者処遇としての作業に加え、改善指導や教科指導を義務化させることで、これまでの監獄法下の作業中心の現状から、受刑者の改善を通じた社会復帰を目的とした矯正処遇の充実を図ることへと重点が移されたからである⁵⁰。

日本はこれまで韓国と同じように、受刑者処遇の基本制度として分類処遇と累進処遇を並行・実施したが、前述したように、「刑事収容施設法」は、累進処遇を廃止し、新しい内容の処遇制度を導入して実施するなど、多くの変化を試みている。本節では、広く受刑者処遇に関する内容を扱うには限界があるので、受刑者の処遇を開始する際に基本となる集団編成のための処遇調査と処遇指標の内容を概観した上で、受刑者の改善のための自発性および自律性を高揚させ、また

⁴⁷ 鴨下守孝、松本良枝、梅崎裕一、大橋哲、西村重則、小澤政治・前掲注（18）187頁。

⁴⁸ 法務省矯正研修所編『研修教材成人矯正法』（2009年）120頁。

⁴⁹ 同上、119頁。

⁵⁰ 旧監獄法には明文の規定はなかったが、受刑者処遇の目的はその改善更生と社会復帰を図ることにあると解釈され、運用されてきたと言えるだろう。そして、行刑改革会議提言では、①作業時間を短縮し、作業に重点を置いている現状を改善し、教育指導に重点を置くこと、②雇用の傾向に応じた職業訓練を実施することを要求した。

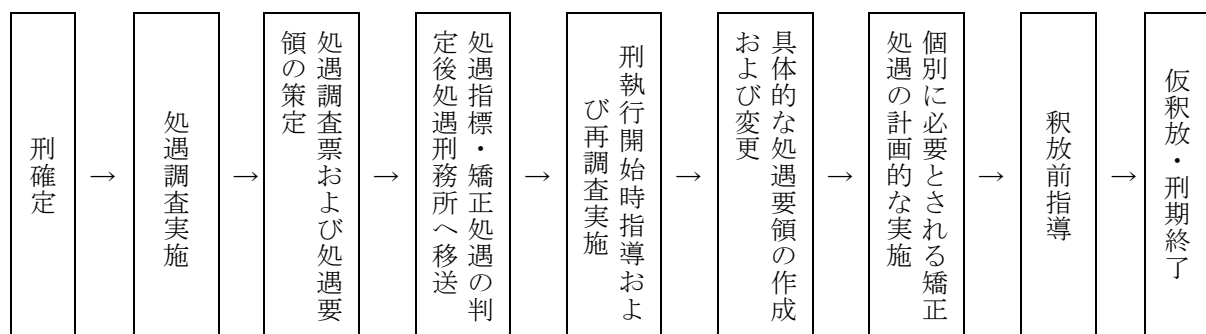
は、収容生活の規律を維持するために実施されている制限の緩和や、改善更生意欲を高めるための優遇措置に関する部分などに限定して考察を行う。また、矯正処遇としての改善指導についても若干論じる事とする。

第2項 処遇要領に基づいた計画的な処遇

(1) 処遇調査の実施

受刑者に対する処遇の個別化の原則を実現するためには、まず、矯正処遇の目標やその基本的な内容と方法を定めた「処遇要領」を定めなければならない、そのために受刑者に対して「処遇調査」を実施する。「処遇調査」とは、受刑者の処遇に必要な基礎的なデータを得るために行われる資質および環境に関する科学的な調査をいい、それには「刑執行開始時調査」と「再調査」の2種類があり、再調査には「定期再調査」と「臨時再調査」の2種類がある。「処遇調査」は、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的な知識と技術を活用して、面接、診察、検査、行動観察その他の方法によって実施され、処遇調査を効果的に行うために必要であると認められる時は、必要に応じてカウンセリングその他の適切な処置を行うことができる⁵¹（「刑事収容施設法」第4条）。「刑執行開始時調査」は、刑が確定した受刑者としての処遇を開始する前に実施し、受刑者の精神・身体状況、生育歴、教育歴および職業歴、暴力団や反社会的集団への加入歴、非行歴や犯罪歴、家族その他の生活環境、将来の生活設計などを調査する。「再調査」は、処遇施設で実施する調査で、受刑者の矯正処遇の具体的な内容や実施方法を検討して、処遇要領を変更する必要があるか否かを調査する。「定期再調査」は約6ヶ月毎に1回実施する（ただし、執行する刑期が10年以上である者については、約1年に1回実施）。「臨時再調査」は、受刑者に対して矯正処遇を行っている間、処遇要領や処遇指標を変更しようとする際に実施し、制限区分の変更、開放施設への処遇の実施、外部通勤作業の実施、外出・外泊または仮釈放の申請を許可する場合などに実施する。

図1-4 日本の受刑者の処遇の流れ



(出所) 鴨下守孝『受刑者処遇読本—明らかにされる刑務所生活』(2010年)をもとに作成

図1-4は、刑事施設内の受刑者の処遇の流れを示したものである。その流れとしては、まず、

⁵¹ 法務省矯正研修所編・前掲注(48)121頁。

刑が確定した受刑者に対しては、確定施設（または調査センター）で処遇調査（刑執行開始時調査）を実施する。処遇調査では、刑事施設の調査専門官などのスタッフによって専門的知識と技術に基づいて受刑者の犯罪性の特徴、精神・身体状況、生育歴、犯罪歴、生活環境などの調査が行われる。この調査の結果に基づいて、それぞれの受刑者について今後刑事施設で達成すべき矯正処遇の目標と内容、方法などを具体的に定めた個別処遇計画である「処遇要領」が策定され、受刑者ごとに処遇指標が指定され、必要な矯正処遇を意図的・計画的に実施する。処遇指標は、刑事施設内で行うべき処遇の種類、内容、受刑者の属性、犯罪傾向の進捗を示す指標である。処遇調査が終了した受刑者は、処遇指標に基づいて処遇を受ける当該施設に移送され、移送後に「刑執行開始時指導」が行われる。同指導は、刑事施設の職員または外部講師により実施され、その内容としては、受刑の意義、矯正処遇の制度と意義、処遇要領に定められた個々の矯正処遇の目標とその達成のために実施される矯正処遇の内容と方法、刑事施設の生活上の心得、集団生活に必要な起居動作の方法などが挙げられ、講和、個別面談、行動訓練などの適切な方法によって原則として2週間に亘って行われる⁵²。この刑執行開始時指導の実施期間中に再調査が行われ、具体的な処遇要領の作成および変更が行われた後、必要とされる矯正処遇が計画的に実施され、刑期終了または受刑者の改善更生度に応じて仮釈放などで出所させる。

（2）集団編成のための処遇指標の指定

受刑者は、いつか社会に復帰し、人と人とのふれ合いの中で生活することになるので、矯正処遇を通じて社会生活に適応する能力を育成する必要がある。そのためには、一定の合目的観点から、同じ類型に属する受刑者を適正に集団に編成して、適切な矯正処遇を実施することが効果的な場合が多いとされる⁵³。つまり、矯正処遇などは、刑事施設の限られた人的・物的資源の範囲内で実施する以上、受刑者に改善更生への意欲を喚起させ、社会生活に適応する能力の育成を図るためには、同様の受刑者を1つの集団に編成することが効果的だということである。これらの理由から、「刑事収容施設法」第86条には、必要に応じ、受刑者を適正な集団に編成して矯正処遇などを行うことが規定されている。もちろん、これには、「刑事収容施設法」第30条に規定されている個別処遇の原則に反するものではないかという意見もありうるが、注意すべき点は、受刑者個人の特性や環境的な条件に合うように、その受刑者に最も適切な処遇を行う個別処遇の原則と、受刑者の特性および問題性に基づいて矯正処遇の効果を高めるために集団を編成する集団処遇の方法とは何ら矛盾するものではないということである⁵⁴。このような集団を編成するためには、すべての受刑者に対する個別処遇指標の設定が必要である。処遇指標とは、刑が確定した受刑者に処遇要領を定めることを前提に、どのような矯正処遇が必要なのかということを判定す

⁵² 大橋哲「刑事施設における受刑者処遇をめぐる取組とその変遷」『法律のひろば』第65巻8号（2012年8月）6頁。

⁵³ 林眞琴、北村篤、名取俊也『逐条解説刑事収容施設法』有斐閣（2010年）413頁。

⁵⁴ 名取俊也「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律における改善指導等の充実について」『法律のひろば』第58巻8号（2005年8月）26頁。

るための処遇調査を実施、その結果に基づいて受刑者ごとに指定される指標である。そして、これに対応する各施設を処遇区分に則って区別し、受刑者を適合する施設に収容することで、受刑者個人の処遇指標に応じた矯正処遇が実施される。

受刑者の集団編成は、処遇調査の結果である処遇指標に基づいて行われる。この処遇指標には「矯正処遇の種類及び内容」、刑名、刑期、性別、年齢などの「属性」、「犯罪傾向の進捗」という3つの基準が定められている。そのうち、過去の処遇分類として存在していた内容が廃止または修正され、新たな矯正処遇の種類および内容として、受刑者には作業、改善指導、教科指導という矯正処遇が実施されている。それぞれの矯正処遇に対応する受刑者の分類は、以下のとおり⁵⁵である。まず、「矯正処遇の種類及び内容⁵⁶」をみると、次の11に構成されている。作業としては、懲役並びに作業を行うことを許された禁錮受刑者および拘留受刑者に指定する①一般作業（V0）と、職業に関する免許若しくは資格を取得させ、または職業に必要な知識および技能を習得させる必要があると認められる者に指定する②職業訓練（V1）がある。次に、改善指導には③一般改善指導（R0）と特別改善指導がある。前者は、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識および生活態度を習得させるための指導を必要とする者に指定される。後者の中には、麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存がある者に指定する④薬物依存離脱指導（R1）、暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律に規定する暴力団員に指定する⑤暴力団離脱指導（R2）、性犯罪に繋がる認知の偏り、自己統制力の不足などがある者に指定する⑥性犯罪再犯防止指導（R3）、人の生命または心身に重大な被害をもたらす犯罪を犯し、被害者に対する謝罪や賠償の意識が乏しい者に指定する⑦被害者の視点を取り入れた教育（R4）、自動車などの運転により犯罪を犯し、遵法精神や交通安全に関する意識が乏しい者に指定する⑧交通安全指導（R5）、職場の人間関係に適応するのに必要な心構えおよび行動様式が身に付いておらず、仕事が長続きしない者に指定する⑨就労支援指導（R6）がある。最後に、教科指導として、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生および円滑な社会復帰に支障があり、学校教育の内容に準ずる内容の指導を必要とする者に指定する⑩補習教科指導（E1）と学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる者に指定する⑪特別教科指導（E2）がある。

次に、「属性と犯罪傾向の進捗⁵⁷」についてみると、属性は10、犯罪傾向の進捗は2のカテゴリーから構成されている。属性とは、受刑者の性別、国籍、年齢、刑期などに応じて収容する施設および区画などを区別する基本的な基準である。すなわち、①拘留受刑者（D符号：Detention）、②少年院への収容を必要とする16歳未満の少年（Jt符号：Juvenile Training school）、③精神上的の疾病または障害を有するため医療を主として行う刑事施設などに収容する必要があると認められる者（M符号：Mental）、④身体上の疾病または障害を有するため医療を主として行

⁵⁵ 「受刑者の集団編成に関する訓令」矯成訓第6473号（平成21年12月8日）、「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」（依命通達）矯成第720号（平成24年3月30日）。

⁵⁶ 法務省矯正研修所編・前掲注（48）126頁。

⁵⁷ 法務省矯正研修所編・前掲注（48）127頁。

う刑事施設などに収容する必要があると認められる者（P符号：Physical）、⑤女子（W符号：Woman）、⑥日本人と異なる処遇を必要とする外国人（F：Foreigner）、⑦禁錮受刑者（I符号：Imprisonment）、⑧少年院への収容を必要としない少年（J符号：Juvenile prison）、⑨執行すべき刑期が10年以上である者（L符号：Long term）、⑩可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人（Y符号：Youth）で分かれている。犯罪傾向の進捗とは、犯罪性の進捗に応じて収容する施設を区別する基準として、次の2つに構成されている。①犯罪傾向が進んでいない者（A符号）と、②犯罪傾向が進んでいる者（B符号）で分かれている。

処遇指標（分類級）の中には、受刑者の外面的な特徴、すなわち、管理運営上の便宜に基づく矯正処遇群（収容分類）と、犯罪傾向が進んでいるかどうかという警備の合理化の観点に基づく矯正処遇群（収容分類）がある⁵⁸。前者を属性といい、刑名や刑期、性別および年齢など、形式的に判断することができる受刑者の不可変の性質を示したものである。後者は犯罪傾向の進捗といい、その判定は、それぞれの判定基準⁵⁹に従うこととされているが、これらの基準は、絶対的指標と解すべきものではないため、できる限り、内面的特徴、特に性格や価値観の偏りがどの程度社会不適応の原因となり、犯罪性を固着させているかなどを調査して妥当な判定をすることに努めるべきとされている点を考えると可変的な性質が含まれており、そうであれば、属性と同じ観点から判断することは避けなければならない、という考えが根本にある。このように、矯正処遇群（収容分類）は、主に前者の絶対的な分類基準に基づいて同質の受刑者を適切な施設に収容することで、収容管理上の効果を高めることを目的とする。過去の分類処遇は収容分類に重点を置くことで処遇の個別化よりも施設側の管理運営の側面が強調されたため、収容分類に基づいて分離収容し、同質の受刑者を1つの施設に集めることに終始し、処遇との連携が不十分で、専ら保安と管理の面だけが重視される危険性があった。とはいえ、前述したように、絶対的基準である属性は相対的基準である犯罪傾向の進捗とは異なり、矯正処遇を実施する上で非常に重要である。このことを踏まえた上で、犯罪傾向の進捗を新制度である制限緩和と関連して、深みのある考察が行われることが望まれる。これについては後述する。

表1-6は、属性と犯罪傾向の進捗などに応じた刑事施設の収容区分を示したものである。新受刑者に対する処遇調査を行い、処遇指標が確定された受刑者は、処遇指標に対応する刑事施設に移送・収容され、個人の特性に応じた矯正処遇の実施を受けることになる。

表 1-6 属性と犯罪傾向の進捗に応じた施設一覧表

区分	精神・身体 の障害等	女子	外国人	禁錮	少年	成人	長期
----	---------------	----	-----	----	----	----	----

⁵⁸ 本庄武「日本における受刑者処遇理念の変遷と今後の展望」『龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報』第6号（2009年10月）33頁。

⁵⁹ 「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」（依命通達）矯成第720号（平成24年3月30日）別表2犯罪傾向の進捗の判定基準参照。

管区	M	P	M P	W	F	F J	I	J	Y A	J A Y A	J B Y B	Y E	A	B	L A	L B	
札幌管区			札幌	札幌支	札幌		函館少			函館少			館少 釧路支、函	網走、月形 川、帯広、旭		札幌、旭川	
仙台管区			宮城	福島支	福島、福島支(女)		山形				盛岡少		山形	少 福島、盛岡	山形 青森、宮城、秋田	宮城	
東京管区	八王子医	八王子医	八王子医(女)、府中	栃木女、八王子医、東京拘、立川拘	川越少 支、新潟、甲府、静岡、府中、横浜、横須賀、栃木女、黒羽、前橋	横須賀支、川越少	黒羽、市原、甲府、川越少	栃木女、川越少	市原	川越少	松本少		越少、東京拘 賀支、長野、静岡、川	黒羽、喜連川、千葉、市原、八王子医、横須賀支、長野、静岡、川	水戸、前橋、府中、横浜、新潟、甲府、立川拘	千葉、長野	府中、横浜
名古屋管区	岡崎医		名古屋	笠松、名古屋拘	屋 金沢、名古屋		豊橋支						名古屋拘 支、三重、	福井、岡崎 医、豊橋	屋 岐阜、名古屋	富山、金沢	岐阜、名古屋
大阪管区	大阪医	大阪医	大阪医(女)	大阪医、加古川、和歌山、京都拘、大阪拘、神戸拘	和歌山、奈良少 京都、大阪、神戸	奈良少	加古川	和歌山(女)	加古川	奈良少	姫路少		拘、神戸拘 少、京都拘、大阪	滋賀、大阪医、加古川、播磨、奈良少、京都拘、大阪	京都、大阪、神戸、姫路少		京都、大阪、神戸
広島管区		島根、広島		岩国、美祢、広島拘	広島		尾道支		島根、美祢				島根、岡山、尾道支、山口、美祢、広島拘	鳥取、松江、広島、尾道支	岡山	広島	
高松管区					高松		松山		松山				松山	松、高知 徳島、高		松 徳島、高	
福岡管区	北九州医(女・男)	福岡	沖縄	福岡、長崎 北九州医、麓、福岡拘	福岡、長崎		大分、沖縄		沖縄	佐賀少		沖縄	福岡、佐賀少、福岡拘	北九州医、大分、沖縄、佐賀少、福岡拘	鹿兒島、沖縄 福岡、佐世保、長崎、熊本、宮崎	大分	福岡、長崎、熊本
7	4	5	7	20	24	3	12	3	6	4	3	1	38	39	5	16	

(出所) 受刑者の集団編成に関する訓令の運用について(2012年)矯成第720号をもとに作成

第3項 累進処遇に代わる個別処遇

「刑事収容施設法」が適用される前に実施された累進処遇制度は、作業や教育以外の受刑者処

遇について明文規定がなかった監獄法を補足する制度として運用されてきた。そのため、同制度は、受刑者に自発的に改善更生の意欲を喚起させようとする理念においては評価することができるが、入所時にすべての受刑者を最下位階級に位置付けたり、一定刑期の経過に応じて規律違反行為の有無を中心とした行動評価によって昇級させたりといった画一的な運用を行っていた点で、受刑者の個別的特性や環境条件に合った個別処遇を行うという理念に合致しないこと、階級別処遇における階級間の差があまり大きくないこと、優遇の内容が改善更生の向上に繋がらないこと、同制度の適用を除外される者が多いこと、仮釈放との制度的関連が弱いことなど⁶⁰の問題点が指摘された。これらの問題点を踏まえて、行刑改革会議の提言に基づいて累進処遇制度が廃止され、受刑者の自発性と自律性を涵養するための方策として「制限の緩和」が、改善更生の意欲を喚起するための方策として「優遇措置」がそれぞれ新たな処遇制度として新設されることになった。

（１）制限緩和施行の現状

制限の緩和⁶¹は、「刑事収容施設法」第 88 条に規定されているように、受刑者の自発性と自律性を涵養するために、受刑者処遇の目的を達成する見込みが高くなるにつれて、刑事施設の規律および秩序を維持するための受刑者の生活と行動に関する制限を順次緩和して、自主的な行動の場を拡大しようとするものである。すなわち、同制度は、受刑者の主体的な努力を促して、改善更生意欲の喚起および社会への適応能力が高いと認められる受刑者については、施設内での制限を段階的に緩和し、開放的施設の処遇を実施することができるよう法律に明記されたものである。そのため、刑執行開始時の指導が終了した受刑者には、速やかに第 1 種から第 4 種の制限区分を指定して、受刑者処遇の目的を達成する見込みを定期的にまたは随時評価して適当であると認める時は、その評価に基づいて制限区分の指定を変更する⁶²。これは欧米諸国が採用している警備度による分類への転換を意味するものともいえる。表 1-7 は、制限区分の処遇内容を示したものである。これをみると、第 1 種に指定された受刑者は居室に鍵をかけず開放することができ、矯正処遇などの実施は、居室棟以外の適切な場所で実施可能であり、外部通勤や外出、外泊の対象となることがわかる。また、身体等の検査、面会の立会いなど刑事施設の規律および秩序を維持するための措置について制限が緩和されている。第 2 種から第 3 種へと下位に指定されるに応じて徐々に制限を強化する一方、第 4 種に指定される受刑者は生活や行動に厳しい制限を加え、居室の指定など保安に重点を置いて最も強化された処遇を実施し、特に必要な場合を除いて

⁶⁰ 林眞琴、北村篤、名取俊也・前掲注（53）391 頁。

⁶¹ 関連法令として、「刑事収容施設法及び同規則」（平成 18 年法務省令第 57 号）、「受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令」法務省矯成訓第 3321 号（平成 18 年 5 月 23 日）、「受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令の運用について」（依命通達）法務省矯成第 3007 号（平成 23 年 5 月 23 日）などがある。

⁶² 大橋哲・前掲注（52）8 頁。小助川圭三「制限の緩和の運用について一現状の問題点」『個別研究抄録集』日本矯正研修所（2011 年）。

矯正処遇などは居室棟で実施する。制限緩和の区分は刑執行開始時指導の終了後に実施され、それぞれの制限区分に該当する評価基準は、次のとおりである。第1種は、改善更生の意欲の喚起および社会生活に適応する能力の育成を図ることができる見込みが特に高い者、第2種は、そのような見込みが高い者、第3種は、そのような見込みが中程度である者、第4種は、そのような見込みが低い者である。各制限区分の評価基準⁶³を具体的にみると、第1種は、①犯罪の責任の自覚および悔悟の情並びに改善更生の意欲の程度、②勤労意欲の程度並びに職業上有用な知識および技能の習得状況、③社会生活に適応するために必要な知識および生活態度の習得状況、④受刑中の生活態度の状況、⑤心身の健康状態、⑥社会生活の基礎となる学力の有無などのいずれにも該当すると認められる場合に限る。第2種は、上記の第1種の①～⑤のいずれにも該当すると認められる場合に限る。第3種は、第2種および第4種の指定基準に該当しないことである。第4種は、上記の第1種の①～④のいずれにも該当する受刑中の生活態度の状況などを総合的に評価して決定する。

表 1-7 制限区分による処遇内容（刑事収容施設規則第 49 条）

区分 処遇項目	第1種	第2種	第3種	第4種
居室の指定（規則49条Ⅰ・Ⅱ）	開放的居室（居室に鍵をかけなくてよい）	一般居室（居室に鍵をかけなくてよい）	一般居室（鍵をかける）	一般居室（鍵をかける）、居室から出られない
矯正処遇の実施場所（規則49条Ⅲ）	主として居室棟外で実施（刑事施設外処遇可能）	同左	主として居室棟外で実施（刑事施設外処遇不可）	特に必要な場合を除き居室棟内で実施
外部通動作業（規則57条②）	許可の対象	同左	不可（仮釈放の許可決定がある場合は許可）	不可
外出および外泊（規則65条②）	許可の対象	不可（仮釈放の許可決定がある場合の許可）	同左	不可
電話等による通信（規則83条②）	許可の対象	許可の対象	不可（釈放前の指導を受けている場合は許可対象）	同左
移動	刑務官同行なし移動できる	刑務官の同行が必要	同左	同左
面会	刑務官の立会い無し	刑務官の立会い無し	刑務官の立会い必要	面会はできない

⁶³ 「受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令の運用について」（依命通達）法務省矯成第 3322 号（平成 18 年 5 月 23 日）参照。

※その他に制限区分に応じて、身体等の検査、調髪、刑事施設外処遇、移動時における職員の同行、面会の立会い、起居動作の時間帯、自己契約作業、信書および受刑者が作成した文書図画の検査、矯正処遇または余暇時間における職員の監督などを省略するか、頻度を減らすかどうかなどを当該刑事施設の実情に合わせて定めることとしている。工場出役者は第3種、懲罰・取調べ・居室作業者は第4種、仮釈放準備者・長期に優良な者は第2種、さらに優良な者は第1種となる。

(出所) 法務省矯正研修所編『研修教材成人矯正法』(2009年)をもとに作成

このように、同制度は受刑者の改善更生と社会適応力の向上のために導入されたのであるが、その運用はあまりにも消極的なのではないかと考えられる。表1-8は、最近8年間の制限緩和の運用状況を示したものである。表をみると、第1種に該当する受刑者の割合はますます低くなる傾向にあり、第3種、第4種も同じ傾向にあるが、第2種は増加傾向にある。制度の趣旨から考えると、下位の制限区分に該当する受刑者の数が次第に減って上位の制限区分の受刑者の数が徐々に増加する現状が望ましいと考えられるので、表の推移は良い傾向を示していると思われるが、上位に該当する受刑者の増加傾向があまりにも緩やかであるだけでなく、下位に該当する受刑者の比率が今なお過度に高いと言わざるを得ない。

表 1-8 制限緩和の運用状況

区分 年度	受刑者数 (割合)	第1種	第2種	第3種	第4種	指定無し※
2006	64,925(100%)	572(0.9)	1,186(1.8)	55,574(85.6)	3,586(5.5)	4,007(6.2)
2007	68,902(100%)	552(0.8)	1,992(2.9)	56,756(82.4)	3,503(5.1)	6,102(8.9)
2008	68,828(100%)	525(0.8)	2,289(3.3)	56,132(81.6)	3,552(5.2)	6,330(9.2)
2009	66,337(100%)	493(0.7)	3,087(4.7)	54,096(81.5)	3,405(5.1)	5,256(7.9)
2010	64,706(100%)	466(0.7)	4,445(6.9)	51,666(79.8)	2,847(4.4)	5,282(8.2)
2011	62,583(100%)	373(0.6)	6,345(10.1)	48,017(76.7)	2,722(4.4)	5,126(8.2)
2012	60,636(100%)	428(0.7)	7,513(12.4)	45,340(74.8)	2,221(3.7)	5,134(8.5)
2013	57,187(100%)	355(0.6)	7,427(13.0)	43,367(75.8)	1,774(3.1)	4,264(7.5)

※刑確定後、制限区分の指定をまだ受けていない者。

(出所) 法務省・警察庁「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の施行状況について」(平成23年5月)、各年度「犯罪白書」をもとに作成

（２）優遇措置施行の現状

優遇措置⁶⁴は「刑事収容施設法」第 89 条に規定されているように、受刑者の改善更生の意欲を喚起するため、一定期間ごとの受刑態度の評価に基づき、良好な受刑態度の順に第 1 類から第 5 類までの優遇区分を指定し、物品の貸与または支給、自弁物品の使用または摂取、面会の時間や回数、信書の発受の回数などを増加させる処遇上の優遇措置を講じるものである。優遇措置を区分する理由は、優秀な受刑者に対して段階的に優遇措置をとることによって受刑者の更生意欲を高揚させるためである。優遇措置の区分としては、最上位の第 1 類から最下位の第 5 類までの 5 段階があり、それぞれの優遇措置に該当する類型は、次のとおり⁶⁵である。第 1 類は、受刑態度が特に良好である受刑者であり、第 2 類は、受刑態度が良好である受刑者、第 3 類は、受刑態度が普通である受刑者、第 4 類は、受刑態度がやや不良である受刑者、第 5 類は、受刑態度が不良である受刑者である。各受刑者に優遇区分を指定するにあたっては、評価期間として 4 月から 9 月まで、または 10 月から翌年 3 月までの 6 ヶ月間の受刑態度を評価した「優遇措置評価基準表」によって決定する。その評価項目としては、「日常生活等の態度」、「賞罰の状況」、「作業への取組状況」、「各種指導への取組状況」、「資格の取得状況」などがあり、これらを総合的に評価して優遇区分が決定される。各優遇区分に指定された受刑者には手紙の発信の通数、面会の回数、集会（映画などを見ながら菓子を摂取すること）の回数、私物購入品目の種類・食品摂取の可否などが各類によって省令で定められている。表 1-9 は、優遇措置の処遇内容を示したものである。その具体的な内容をみると⁶⁶、第 1 類に該当する受刑者には、①室内装飾品およびその他刑事施設の日常生活に使用される物品を貸与し、または月に 1 回以上の嗜好品を支給する。②寝具、室内装飾品、サンダルや余暇時間帯の娯楽的活動に利用する物品について自弁を許可する。③食料品と飲料は、月に 1 回以上、嗜好品は、月に 2 回以上自弁の摂取を許可する。④面会することができる時間を第 1 類以外の受刑者が面会することができる時間の約 2 倍にする。⑤面会できる回数を 1 月に 7 回以上とする。⑥受刑者が発信できる手紙の通数を 1 月に 10 通以上とする。また、後述のとおり最も多くの受刑者が指定されている第 3 類の受刑者には、①室内装飾品およびサンダルの自弁使用を許可する。②嗜好品は、月 1 回以上自弁に摂取することを許可する。③面会の回数は月 3 回以上とする。④受刑者が発信を申請することができる手紙は、月に 5 通以上とする。これに加え、余暇時間帯においてテレビ若しくはビデオを視聴し、刑事施設の長が企画する活動に参加することを許すことその他の刑事施設の長が定める処遇がある。また、第 2 類以上の受刑者に対しては通常の面会日に付加して休日面会の実施、ナイロンタオル、ボディークリーム、洗顔石けん、洗顔フォームおよび電気かみそり用プレシェーブローション、多色ボールペンおよび蛍光ペン、高品質である便箋および封筒などの物品の一部または全部について使用を認めているが、

⁶⁴ 関連法令として「刑事収容施設法及び同規則」（平成 18 年法務省令第 57 号）、「受刑者の優遇措置に関する訓令」法務省矯成訓第 3323 号（平成 18 年 5 月 23 日）、「受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について」（依命通達）法務省矯成第 3002 号（平成 23 年 5 月 23 日）などがある。

⁶⁵ 「受刑者の優遇措置に関する訓令」第 4 条参照。

⁶⁶ 「刑事収容施設規則」第 54 条参照。

これは個別に矯正局長の認可を受けなくても各刑事施設の長が必要に応じて講ずることができるようになっている⁶⁷。このように各優遇の内容は優遇の区分が上向くに伴い、その内容を拡大したり、制限を緩和することによって行われている。優遇処遇の具体的な内容を表に示すと下表のとおりである。

表 1-9 優遇措置の処遇内容（刑事収容施設規則第 54 条）

区分 処遇項目	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類
面会および 時間	1月につき7回以上 時間は他の2倍	1月につき 5回以上	1月につき 3回以上	1月につき 2回以上（注1）	
信書の発信	1月につき 10通以上	1月につき 7通以上	1月につき 5通以上		1月につき 4通以上（注2）
室内装飾品 その他の日 常生活用品	貸与し、または支給す る。				
嗜好品の撰 取	1月に2回以上		1月に1回以 上許可		
食料品およ び飲料摂取	1月に1回以上許可				
自弁の物品 の使用	寝衣、室内装飾品、サ ンダルおよび娯楽活 動に用いる品物	室内装飾品、 サンダル	同左		

（注1）「刑事収容施設法」第 114 条 2 項、（注2）「刑事収容施設法」第 130 条 2 項の規定により運用されることになる。

（出所）法務省矯正研修所編『研修教材成人矯正法』（2009 年）、「刑事収容施設規則」などをもとに作成

このように、受刑者の改善更生の意欲を喚起し、受刑態度を優良なものとする動機付けのための方策として導入された優遇措置であるが、果たして過去の累進処遇の弊害を克服し、受刑者の真の改善更生に繋がっているのか疑問がある。また、表 1-10 をみた限りでは、優遇の内容が最も豊富な第 1 類や第 2 類に該当する受刑者が徐々に増加しているとはいうものの、その数は極めて少ないものであり、未指定を含めて第 3 類以下が高い割合を示しており、犯罪傾向が進んでいない受刑者が収容されている A 施設では、1.2%の第 1 類受刑者が存在するが、犯罪傾向が進ん

⁶⁷ 遊佐篤史「刑事収容施設法セミナー（第二回）優遇措置について」『刑政』第 123 巻 2 号（2012 年）134 頁。

でいる受刑者が収容されている B 施設では 1 人もいない⁶⁸。もちろん、すべての刑事施設が完全に同じであるとは言えないが、ほとんどが同様の状況であり、優遇区分第 1 類または第 2 類に相当する韓国の S1 級 (6.4%)、S2 級 (31.8%) と比較しても日本の方が極めて低い割合を示している。つまり、全体的な潮流として、上位に該当する受刑者が少しずつ増加し、下位に該当する受刑者が徐々に減少しているものの、その流れは大変緩やかであるから、同制度が作られた意味が希薄化される傾向にある。そのため、優遇措置についての再検討が必要である。

表 1-10 優遇措置の運用状況

区分 年度	受刑者数 (割合)	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	指定無し※
		人員	人員	人員	人員	人員	人員
2006	64,925	42	3,040	35,060	11,463	6,243	9,077
	(100%)	(0.1)	(4.7)	(54.0)	(17.7)	(9.6)	(14.0)
2007	68,902	132	4,753	32,553	10,756	6,982	13,732
	(100%)	(0.2)	(6.9)	(47.2)	(15.6)	(10.1)	(19.9)
2008	68,819	174	5,652	30,805	8,238	9,535	14,415
	(100%)	(0.3)	(8.2)	(44.8)	(12.0)	(13.9)	(20.9)
2009	66,324	226	5,956	29,731	7,795	9,486	13,130
	(100%)	(0.3)	(9.0)	(44.8)	(11.8)	(14.3)	(19.8)
2010	64,706	278	6,338	28,453	7,444	8,321	13,872
	(100%)	(0.4)	(9.8)	(44.0)	(11.5)	(12.9)	(21.4)
2011	62,583	391	6,789	27,195	7,101	8,130	12,977
	(100%)	(0.6)	(10.8)	(43.5)	(11.3)	(13.0)	(20.7)
2012	60,636	452	6,897	25,487	6,682	7,524	13,594
	(100%)	(0.7)	(11.4)	(42.0)	(11.0)	(12.4)	(22.4)
2013	57,187	481	7,156	24,072	6,325	7,131	12,022
	(100%)	(0.8)	(12.5)	(42.1)	(11.1)	(12.5)	(21.0)

※刑確定後、優遇区分の指定をまだ受けていない者。

(出所) 法務省・警察庁「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の施行状況について」(平成 23 年 5 月)、各年度「犯罪白書」をもとに作成

⁶⁸ A 施設と B 施設の優遇措置の運用状況をみると、喜連川は総人数 1,500 人のうち、第 1 類 18 人 (1.2%)、第 2 類 177 人 (11.8%)、第 3 類 721 (48.1%)、第 4 類 184 人 (12.3%)、未指定 290 人 (19.3%) であり、府中は総人数 2,557 人のうち、第 1 類 0 人、第 2 類 168 人 (6.6%)、第 3 類 982 人 (38.4%)、第 4 類 353 人 (13.8%)、第 5 類 977 人 (38.2%)、未指定 77 人 (3.0%) である。参観時の説明資料参照 (2013 年 5 月 9 日と 2013 年 5 月 7 日)。

第4項 矯正処遇としての各種指導

「刑事収容施設法」は、受刑者の改善更生の意欲の喚起および社会生活に適応する能力の育成を図るための具体的な方法として、作業、改善指導および教科指導という3種の矯正処遇を実施することを規定している。この章では、分類処遇と関連して新たに実施されている処遇形態に関することに焦点を当てて検討しており、また、新法施行以前の処遇分類級の形が改善指導および教科指導へと引き継がれ、両指導の目的が犯罪の責任の自覚や社会生活の適応に必要な知識の習得、社会生活の基礎となる学力の付与などにあるので、以下ではこれら2つの形態について若干考察することとする。

(1) 改善指導の忠実な実施（「刑事収容施設法」第103条）

改善指導は、多くの受刑者に共通する一般的なものと個々の受刑者の心理的・行動的問題性や犯罪性によって異なる個別的なものに分けて行う必要がある。実務上、全受刑者を対象に実施する指導内容および方法を中心とした「一般改善指導」と、特に配慮すべき事情を有する受刑者を対象に標準的なプログラムを策定し、専門的・組織的に実施する「特別改善指導」がある⁶⁹。まず、一般改善指導は、刑事施設の長が定める計画表に基づいて、講話、体育、行事、面接、相談助言その他の方法により実施し、その内容としては⁷⁰、①被害者とその家族や遺族などが置かれている状況および心情を理解できるようにするとともに、自ら犯した罪に対する反省を深め、罪悪感を持つようにして、②規則正しい生活習慣、健全な考え方を身につけられるようにするとともに、心身の健康を増進させ、③釈放後の生活設計に必要な情報について理解させるとともに、社会生活に必要な協調性、規則を遵守する精神、行動様式などを身につけられるようにすることなどが挙げられる。これらの一般改善指導の具体的な種類としては、被害者感情の理解指導、行動適正化指導、自己改善の目標達成指導、社会復帰支援指導、対人関係の円滑化指導などがある。一般改善指導は、法務省矯正局による統一的、標準的なプログラムではなく、各刑事施設の都合に応じて指導種目を定め、それぞれの計画を立てて実施されているが、その効果を高めるためには標準化されたプログラムの検討や教材の開発などが必要であると考えられている。そのため、新たな動きとして、法務省矯正局と府中刑務所内に設置された効果検証プロジェクトチームにおいて、将来的に対人暴力やアルコール依存症などの問題性が高い者を対象に「暴力防止プログラム」と「アルコール依存回復プログラム」を実施するなど、処遇の強化を図っている⁷¹。

次に、特別改善指導は、改善更生および円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者について、その事情の改善に資するよう特に配慮して行われるものであり、法務省矯正局が定めた標準的なプログラムに基づいて実施されている。その対象としては⁷²、①麻薬、覚せい剤などの薬

⁶⁹ 日笠和彦「改善指導の現状」『法律のひろば』第65巻8号（2012年8月）21頁。

⁷⁰ 「受刑者の各種指導に関する訓令」第4条 矯総訓第3361号（平成19年5月30日）。

⁷¹ 日笠和彦・前掲注（69）22頁。

⁷² 「刑事収容施設法」第103条第2項、「受刑者の各種指導に関する訓令」第5条 参照。

物への依存性があり、②「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（1991年法律第77号）第2条第6号に規定する組織に関連する暴力団員であり、③その他の法務省令で定める事情があると認められる受刑者に対し、その改善を図る指導を行っている。同指導は、グループワークの手法を採用して少人員の集団を編成し、体系的な指導プログラムに基づいて指導することを基本としている。これらの特別改善指導の種類および内容は、次の6種類となっている⁷³。①薬物依存離脱指導は、薬の害悪と依存性を認識させるとともに薬物依存に至った自分の問題性を理解させ、再び薬物を乱用しないための具体的な方法を考えるようにすることを内容としている。②暴力団離脱指導は、暴力団の反社会性を認識させるとともに暴力団員になった自分の問題性を理解させ、所属していた暴力団から絶縁する意志を固めさせることを内容としている。③性犯罪再犯防止指導、性犯罪に繋がる認知の偏り、自己統制力の不足などの自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯を行わないための具体的な方法を習得させることを内容としている。④被害者の視点を取り入れた教育は、自らの犯した罪の大きさや被害者およびその遺族などの心情などを認識させるとともに、自己の問題性を理解させ、被害者およびその遺族などに誠意を持って対応するための方法を考えさせることを内容としている。⑤交通安全指導は、交通規範を遵守することの重要性を認識させるとともに、自ら犯した事故の責任や事故に至った自己の問題性を理解させ、人命尊重の精神を身に付けさせることを内容としている。⑥就労支援指導は、職場に適応するための心構えおよび行動様式を身に付けさせるとともに、職場において直面する具体的な場面を想定した対応の仕方を考えさせることを内容としている。これらの改善指導は、新法以前の矯正処遇と比べて画期的であり、その効果も高い評価に値する。そのため、同改善指導をさらに活性化させ再犯防止に向けた施策の実現に努力し、その具体的な取り組みとして、これまで以上に改善指導の充実強化のために努力することが何よりも重要である。また、同指導をさらに活性化するための各種プログラムの開発、受刑者の多数を占めている覚せい剤受刑者と常習窃盗やアルコール依存症の受刑者に対する改善指導の必要性をより具体的に検討して、出所者の追跡調査を行い、改善指導の効果測定と改善案などが検討されるべきである⁷⁴。同改善指導は、これまでのところ、受刑者の個別処遇に集中し、犯罪性に至った原因の診断、治療を通じて受刑者の実質的な改善を図ることに大きな意義があるといえるだろう。

（2）自発性に配慮した教科指導の実施（「刑事収容施設法」第104条）

刑事施設の長は、社会生活の基礎となっている学歴の欠如により改善更生および円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者について、また、学校教育に準ずる内容の指導と学力の向上を図ることが、円滑な社会復帰に特に価値があると認められる受刑者については、学力の状況に合わせて教科指導を行うべく、補習教科指導と特別教科指導を実施することが「刑事収容施設法」

⁷³ 法務省矯正研修所・前掲注（48）152～153頁、「受刑者の各種指導に関する訓令」別表2「特別改善指導の種類及び内容」参照。

⁷⁴ 金勇明「日本監獄法改正の沿革と刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の概要及びその課題」『国外訓練結果報告書』（2008年）26頁。

第 104 条に規定されている。すなわち、社会生活の基礎となる学力が不足して改善更生および円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対しては、学校教育の内容に準じた補習教科指導を、さらなる学力向上を図ることが円滑な社会復帰に役立つと認められる受刑者には、各自の学力の状況に応じた特別教科指導を行うようにしている。刑事施設におけるこれらの教科指導の本質的な目的は改善更生と社会復帰にあるが⁷⁵、施設内での同指導の実施は、一般社会の教育活動の展開に比べて困難とされる特殊性がある。つまり、教育の本質上、対象者の自発性が求められるが、受刑者は自由を拘束されていて、生活全般にわたって制限を受けているという事である。したがって、この自発性と制限された環境をどのように調和させながら処遇していくかということが教科指導の課題である⁷⁶。「刑事収容施設法」第 74 条 2 項 9 号によれば、「正当な理由なく…作業を怠り、または…指導を拒んではならない」とされており、受刑者が遵守すべき事項の 1 つとして矯正処遇の義務化が新たに規定されている。この遵守事項を守らない場合には、同法第 150 条 1 項に基づいて懲罰を科することができる。つまり、監獄法（第 24 条）が、作業だけを義務化していたことから一歩進んで、受刑者の社会復帰に向けた処遇の充実のために、作業に加え改善指導や教科指導を新たに規定し、これを義務として課しているのである。しかし、矯正処遇を法律で義務づけられたからといって、それが必ずしも受刑者の改善更生や社会復帰に繋がるとは言えない。なぜなら、改善更生と社会復帰というのは、受刑者の自発的、主体的な努力なしに達成することはできないからである。矯正処遇を拒否することが受刑者にとって罰になるという事ではなく、何のために矯正処遇の実施が必要なのか、その意味を事前に詳細に説明したうえで、その積極的な実施のため、関連職員と受刑者が共に尽力してはじめて、真の矯正処遇としての目標を達成することができるだろう⁷⁷。

第 6 節 今後の課題

第 1 項 韓国における警備等級制の施行課題

（1）基本収容級および個別処遇級の適切性の検討

刑が確定したすべての受刑者には、刑事施設内での処遇計画を策定し、適切な処遇を実施するために処遇等級（基本収容級、警備処遇級、個別処遇級）を指定している。以下では、このうち、受刑者の性別、国籍、刑名、年齢などの外面的な性質につき絶対的な基準によって分類される基本収容級の中から、特に外国人受刑者に対する具体的な符号の指定の必要性について言及したい。つづいて、個々の受刑者の処遇の重点方針を定める個別処遇級の運用状況の改善の必要性についても言及し、現在の処遇等級の指定によって合理性と効率性を期することとしたい。

⁷⁵ より具体的には、受刑者が、より健全な生活態度、善良な市民として生きていくことができる意欲および自分と家族を正当な労働を通じて扶養できる重要な機会を得られるように、知識と技能を習得させ、社会に復帰させることが目的である。

⁷⁶ 金용명・前掲注（74）28 頁。

⁷⁷ 金용명・前掲注（74）27 頁。

まず、外国人受刑者に対する基本収容級の指定についてである。韓国では、外国人受刑者に対しては、分類審査終了後、基本収容級であるFの符号を指定している。つまり、自国民受刑者と国籍が異なるすべての外国人受刑者には、Fの符号を指定して処遇する。これは、外国人受刑者の場合は、言語、食習慣などの文化的な違いから来る差別を防止し、改善更生に留意するために、自国民受刑者とは別の処遇が必要とされるため、これらに対する収容管理上、Fの符号を指定しているのである。しかし、基本収容級に関して韓国の分類制度のもとになっている日本の場合は、外国人受刑者であっても全ての場合においてFの符号を指定するわけではなく、Fの符号を指定しているか、指定しないかの2つの運用形態をとっている。たとえ国籍は違っても刑事施設内で日本人受刑者との生活に支障がない者、つまり、日本語の理解力や表現が十分で、日本人と風俗・習慣が大幅に異なっておらず同じ処遇をすることが困難でない外国人受刑者に対しては、Fの符号を指定していないのである。Fの符号を指定する受刑者は、国籍が異なって、かつ、言語、文化、宗教、食事など、日本人受刑者とは異なる特別な処遇を実施する必要がある受刑者に限定されているのである。このように、外国人受刑者の基本収容級（属性）の指定において、韓国と日本は異なる運用形態を示しており、恐らく、日本の運用方法がより合理的ではないかと考えられる。これは、国際化の時代を迎え、外国人受刑者の増加や一定数の外国人受刑者が存在している現実から、これらの処遇をおろそかにすることができず、改善更生のために可能な範囲内での処遇が必ず求められるからである。また、Fの符号の受刑者の施設内処遇上の管理の問題と、出所後母国に退去強制されるなど、外国人受刑者に対して処遇上考慮すべき事項が多数存在するからである。そのため、Fの基本収容級をさらに具体化して、外国人受刑者の中でも、外国人受刑者としての扱いをしなければならない受刑者と、国籍は異なるが自国民受刑者と同じ処遇が可能な受刑者を区分し、それぞれの収容級を細分化して処遇する方法も検討してみる必要がある。例えば、前者をF1、後者をF2に指定する方法などである。

次は、個別処遇級（矯正処遇の種類および内容）の指定に関することである。現在、日本は、新法施行とともに過去の処遇分類級を廃止し、作業と教科指導を除いた新しい形の改善指導を行っている。これは、個別受刑者の問題性に焦点を合わせて受刑者の犯罪性を排除し、健全な社会人として復帰させるための指導としてその改善更生に大きな成果を示しており、高く評価するに値する。しかし、韓国の場合は、改善度に応じた段階的収容分類の警備等級制の実施によって収容管理および処遇条件の改善、収容秩序の確立、社会復帰の能力を向上させるなどの肯定的な効果を期待することはできるが、日本の特別改善指導のような受刑者の問題性に焦点を置いた改善指導の実施には、及ばない面がある。というのも、警備等級制の実施以前から行ってきた処遇分類級を個別処遇級という用語に変更しただけで、実質的な処遇の面では変わった点がないからである。過去の分類処遇に対する批判の1つは、「分類はあるが、処遇がない」というものであったことを想起してみると、この点を言わざるを得ない。処遇の個別化を通じて受刑者の犯罪性を矯正するために新たに実施している日本の特別改善指導は、その点では非常に効果的で望ましい矯正処遇の方法である。しかし、幸いなことに、韓国においても、社会的に大きな反響を呼び起こした性犯罪者の再犯防止教育に関しては、日本の「性犯罪再犯防止指導」のような形式で運用されており、それなりの効果を挙揚しているといえる。ただ残念な点として挙げられるのは、現在の性犯罪者再犯防止教育は、個別処遇級とは無関係な形で運用されるという点である。これを、

専門職員の審査・決定を介して、個別処遇級と結合した形で運用すれば、より効果的になるのではないと思われる。また、他の犯罪者の改善教育は、いまだ日本の状況に及ばないのが実情で、少数の施設では、自主的に薬物関連の精神教育などの個別指導を行っている例はあるが、この指導は継続的かつ体系的ではなく、大きな効果を上げているとは言えない。そのため、受刑者の改善更生のための指導として、受刑生活の初期から犯罪性に基づいた個別処遇級を付与し、これに基づき特化した矯正処遇を実施することが緊急の課題として検討されるべきである。

（２）警備処遇級分布の適正性

刑事施設の警備処遇級の適正な分布は、受刑者の矯正処遇および施設の運営にとって非常に重要である。それは、それぞれの警備処遇級に応じた矯正処遇計画の策定、各処遇プログラムの実施に伴う専門家の確保、開放施設・重警備施設に至るまでの適正職員の配置など施設運営の効率性のためには常に一定の割合の適正収容人員の確保が必要からである。しかし、韓国における警備等級制度の施行初期には予期せぬ問題が発生し、警備等級制の意義が喪失する危機に陥ったこともあった。それは、累進制を廃止し、新たな警備等級制の導入に伴う現状を正確に予測できなかったこと、すなわち、処遇級と警備級の2元的な運営形態の問題として累進的要素が残存された結果もたらされた問題であった。これに伴い、開放施設の予想定員を2.1%、重警備施設の予想定員を0.9%という極めて低い割合に設定する一方で、一般警備施設の予想定員を69.7%という高い割合に設定したことが、警備等級制度の施行を無意味にする結果をもたらした⁷⁸。しかし、警備等級制度の導入の趣旨が累進制を廃止して分類処遇制への一本化を図ることにあつたため、過渡期にあつては仕方なく警備級と処遇級の2元的運用をするしかなかったとしても、制度の趣旨を活かすためには早急に一本化を実施せざるを得ないことが認識され、議論の末、2010年には警備級と処遇級（累進的要素）を一本化した警備処遇級形態への転換が断行された。このようにして施行されることになった警備処遇級の運用形態が本来の趣旨、すなわち、受刑者の処遇改善、社会復帰への支援へとつながるものとなるように運用するためには、各刑事施設ごとの適正人員の維持を何よりも重視せざるを得ない。表1-11は、2009年から2012年までの警備処遇級の人員状況を示したものである。時間の経過とともにS3級が減少する代わりに、上位のS1級とS2級は少しずつであるが増加している現状は本制度の趣旨と合致するといえることができる。ただし、重警備のS4級の受刑者が増加していることは、収容施設内での規律違反を犯すなどして対応が困難な問題受刑者が増加したことを示しており、このような現状にも注目すべきである。したがって、刑事施設内の警備処遇級の適正人員を維持するためには、緩和警備処遇級と一般警備処遇級に偏った人員を改善指導の充実を通じ減少させる必要があり、受刑者にとって望ましい矯正処遇のためには緩和警備処遇級の人員を増やす必要がある。また、開放・重警備処遇級においても、それぞれ7.2%、6.4%という割合を増減する必要がある。この調整の方策としては、警備処遇級分類指標の項目とスコアが適切であるかを検討し、各管区の施設をバランスよく拡大、あるいは縮小しつつ、舎棟の分界運営、再審査による収容定員を調整するといった方法が合理的ではない

⁷⁸ 法務部矯正本部「2009年受刑者分類及び処遇実態分析」（2010年1月）58頁。

かと思われる。

表 1-11 警備処遇級の人員の状況

区分 年度	総数 (%)	開放処遇級 (S1)	緩和警備 処遇級(S2)	一般警備 処遇級(S3)	重警備 処遇級(S4)	除外等
2008	28,063(100%)	635(2.2)	8,186(29.1)	17,551(62.5)	1,691(6.0)	—
2009	29,607(100%)	721(2.4)	9,037(30.5)	18,351(62.0)	845(2.9)	653(2.2)
2010	30,372(100%)	1,863(6.1)	9,557(31.5)	16,690(55.0)	1,392(4.6)	870(2.9)
2011	29,386(100%)	1,892(6.4)	9,334(31.8)	15,594(53.1)	1,710(5.8)	856(2.9)
2012	29,322(100%)	2,102(7.2)	10,091(34.4)	14,709(50.2)	1,874(6.4)	546(1.9)

注：2008年と2009年は警備級だけの人員（警備級と処遇級を合わせて一本化にする前の人員）。

（出所）矯正本部分類審査課「2012年受刑者分類処遇運営実態分析及び2013年分類処遇業務推進計画」（2013年）17頁

このように、刑事施設内の各警備処遇級の適正人員の維持は個別受刑者の処遇計画を立てる上で基本となる重要な事項である。円滑な収容管理と処遇を実現するためには、処遇等級と連動する処遇の内容に応じて必要な予算や施設の問題、処遇計画の策定、専門人材の配置の問題などについて、正確であるとまでは言えなくとも、ある程度の予測は可能でなければならない。これらの事項はなにも韓国だけの問題ではなく、同様の矯正処遇制度を実施している国についても同じであると考えられる。受刑者に対する積極的な処遇の実施は、時代の潮流であり、これらの改善更生のために実施される様々な処遇制度がより多くの効果を示すために必要なことである。今後、日本においても、制限緩和や優遇措置の拡大実施や、上位の区分に置かれる受刑者が緩やかであるとはいえ毎年増加すると予想されるため、矯正の物的・人的環境にふさわしい適正比率の維持が必要であり、韓国の警備処遇級の人員の増減分布は、良い参考になると予想される。

警備処遇級の適正比率の維持には、刑事施設全体に対する割合だけでなく、施設ごとに収容可能な警備処遇級の適正比率までもが含まれるものである。警備等級制の運用とは、各施設を特化して該当警備処遇級の受刑者を収容することであるが、実際は施設の都合上、困難な点が少なくないため、同じ施設に警備処遇級が異なる受刑者を収容する場合、一定の割合を維持しなければならない。例えば、開放施設の場合には開放処遇級のみ収容すべきであるが、収容環境上の諸要因によって開放処遇級および緩和警備処遇級の受刑者を収容することになった場合には、それぞれの比率を適正に維持する必要がある。一般警備施設には一般警備処遇級の受刑者を収容するのが原則であるが、緩和警備処遇級および一部の重警備処遇級の受刑者も収容しているので、異なる処遇級の受刑者の適正な比率の維持は安定した警備等級制度の定着にとって非常に重要となる。

（3）警備処遇級別に応じた施設の拡充および分界舎棟の運営

新しい制度である警備等級制の円滑な実施のためには、改善度に応じた収容区分が的確に行わ

れなければならない。そのためには警備処遇級に応じた収容施設の区分が明確でなければならない。しかし、韓国の刑事施設は、新制度の運用に伴う物的システムがそれに達していないという問題点が指摘されていることから、以下では、現在の収容施設全体の現状、および、受刑者の社会適応力の向上のために理想的な施設である開放施設と問題受刑者を収容しなければならず保安度が最も強化された重警備施設の現状について論じていくこととする。韓国は、国連の「被拘禁者処遇に関する最低基準規則」に基づき、刑事施設の適正な収容人員が 500 人を超えないようにとの勧告を受けて⁷⁹、「刑執行法」を改正し、同法第 6 条 1 項に「新設する刑事施設は収容人員が 500 人以内の規模にしなければならない」という明文規定を設けたことで、新設する施設の収容人員を 500 人以下に制限している。特に、警備等級制は、刑事施設をさまざまな特性を持つ小規模施設に分けて運営するのが理想的であり、それによって警備等級制の本来の目的が達成しやすくなる。また、「被拘禁者処遇に関する最低基準規則」第 67 条 (b) にも、受刑者の社会復帰のための処遇を容易にするために、受刑者を適正人員のグループに分類し、処遇することが規定されている。しかし、現在の刑事施設は大型化、老朽化、構造の画一化といった問題を抱えており、これでは円滑な施設運営をすることは困難である。表 1-5 が示しているように収容定員 500 人以上から 1,000 人未満の施設が 17 施設(全施設の 34.0%)、収容定員 1,000 人以上の大型施設が 22 施設(44.0%)、建設されてから 35 年以上が経った施設が 11 施設 (22.0%)、20 年から 34 年の施設が 19 施設 (38.0%)である。すなわち、収容定員 500 人を超える施設が全施設の 78%であり、建設されてから 20 年が経過した施設が全施設の 60.0%をも占めているのである⁸⁰。このように、ほとんどの施設が大きく、塙、舎棟などの構造が並列式に画一化されており、警備度に応じた施設の区別が困難で、警備等級制の実施には不向きである。施設ごとに処遇の格差を設けるためには、小規模化が行われるべきであるが、現在の施設および戒護・処遇の業務はどれも類似しており、個別処遇の実施が困難な状況である。このような物的環境は日本の現状とも大きく変わらず、制限緩和の制度を導入して運用する日本もまた改善度に応じて開放的施設に収容することを明文化したことを考慮すると、韓国と同じ問題が生じるのではないと思われる。そのため、同制度の効果を高めるためには収容施設を警備度に応じて区分することが望ましいが、現在の施設状況を度外視するわけにはいかないため、現状に即した対応が要請される。したがって、新たに建設される施設は、国連の勧告および新法に明文化されているように 500 人以内の小規模かつ特化された施設として建設する必要がある。また、「刑執行法」では同じ施設内に別の警備等級区画を指定⁸¹し、警備処遇級を異にすることができるようにすることで施設の都合による柔軟性

⁷⁹ 第 63 条第 3 項「閉鎖施設においては、受刑者の数は個別処遇が阻害されるほど多くないことが望ましい。幾つかの国では刑事施設の収容人員が 500 人を超えないようにするものと考えられている。開放施設の収容人員は、可能な限り少なくしなければならない」。これは、受刑者の個別処遇を円滑に実施するためには、500 人以内の小規模施設が適しているということを示している。

⁸⁰ 法務部矯正本部「矯正関連統計」(2012 年) 29 頁。

⁸¹ 「刑執行法」第 57 条 (処遇) ①略②刑事施設は逃走防止などのための収容設備および戒護の程度(以下「警備等級」という)によって次の各号に区分する。ただし、同じ刑事施設でも区画を決めて警備等

を付与しているが、このような施設運営が最も合理的ではないかと考えられる。もちろん、この場合、処遇の格差を維持するために、未決の場合や女性の舎棟のように境界フェンスを設置して、完全に分離収容し、処遇も警備処遇級の基準を満たすように実施しなければならない。既存の施設を最小限のコストでいかに活用するかが現在の課題である。米国やニュージーランドの場合⁸²、施設内における拘禁と収容処遇の合理的な実施のために、同じ処遇を行う受刑者を 50～100 人単位で同じ舎棟に収容し、処遇スタッフら（戒護、作業、相談、教育）による専門的な処遇を実施する単位舎棟管理制度（Unit Management System）を導入・運営しており、これらの運営も良い参考になるだろう。

次に、開放処遇級の舎棟（居室）並びに重警備処遇級の舎棟（居室）指定および運営に関することであるが、現在、開放処遇専用施設は天安開放刑務所のみであり、収容定員は 300 人⁸³である。しかし、表 1-11 が示しているように、2012 年の開放処遇級受刑者は 2,102 人で、全体収容人員の 7.2%を占めている。したがって、開放施設の数が絶対的に不足しており、多くの受刑者が開放施設に収容されていない状況である。そこで、開放施設の増強を早急に行うべきであり、目下、緩和警備施設内で運営している開放処遇舎棟を拡大して運営する必要がある。この場合、専用の開放施設に収容され、適切な処遇を受けている受刑者については問題とならないが、その他の施設に区画を分けて収容されている受刑者は、いくらそれに合った処遇を実施するとしても、専用施設ならではの開放処遇を受けていることにはならない。しかし、ここでの喫緊の課題は、いかにしてすべての開放処遇級の受刑者をそれに対応する施設に収容するかということである。そのため、現在運営中の 5 つの開放処遇舎棟のほかに、管区ごとに開放施設に準ずる舎棟の増設が要求されている。ここに収容される受刑者に対しては、開放処遇の原則を遵守するために可能な限り開放施設に近い処遇を実施しなければならない。また、重警備処遇施設も同様の問題を抱えている。現在の重警備処遇施設は、慶北北部第 2 刑務所のみであり、収容定員は計 560 人である。しかし、表 1-10 からわかるように、2012 年における重警備処遇級受刑者は 1,874 人であり、全体収容人員の 6.4%を占めている。したがって、喫緊の課題として重警備処遇施設の拡大設置が必要である。この受刑者は常習的な収容秩序の乱れや、再犯のおそれが高く、改善の可能性が低い受刑者がほとんどであるため、これらを収容する重警備処遇施設には施設の特性上、一般施設とは異なる施設構造が必要であり、出来るだけ新築とし、別の独立施設で運営する必要がある。現在、管区ごとに 1 つずつの施設や舎棟を新築して重警備専用施設として運営⁸⁴する予定であるが、新しい施設が完成するまでは一般警備施設内で運営している重警備処遇舎棟を拡大しなければならない。これらの受刑者は、新入審査の時に重警備処遇級に分類されるケースより、収容生

級を異にすることができる。「刑執行法施行規則」第 83 条（処遇等級別の収容）①所長は受刑者を基本収容級別・警備処遇級別に区分して収容しなければならない。ただし、処遇上特に必要ないし施設の都合上やむを得ない場合には、基本収容級・警備処遇級が異なる受刑者を一緒に収容して処遇できる。

⁸² 法務部矯正本部分類審査課「警備等級別区画指定等運営方案」（2010 年）6 頁。

⁸³ 法務部矯正本部「収容区分及び移送記録等に関する指針（例規 957 号）」（2010 年 9 月）。

⁸⁴ 法務部矯正本部「収容設備及び戒護程度による全国矯正機関警備等級報告」（2008 年 10 月 10 日）。

活の中の反復的な規律違反によって常習懲罰を受けるケースの方が多く、処遇は厳しく実施しなければならぬことから、対象者の特性分析による合理的な分類收容が必要である。また、開放施設と重警備施設に勤務する職員の業務の強度を比較すると、後者の施設に勤務する職員の負担が大きいと、職員がこれに対して苦情を訴えることも考えて、職員比受刑者の比率を下げたり、手当などのインセンティブを付与したりといった方策の検討も必要である。

一方、刑事施設の保安の形式が似ている日本の場合にも、制限1種の受刑者が増加することが予想されるため、これらに対する施設の收容区分が必要であり、これらの施設の他にも、逆に保安度が強化された施設、すなわち、規律違反や施設内の秩序を乱すことにより、他の多くの受刑者に悪い影響を及ぼしている少数の問題受刑者を收容するための施設区分が検討されるべきである。

(4) 新制度の充実・強化のための方策

警備等級制は、開放処遇と緩和警備処遇級の受刑者に対しては自律的な環境づくりを通じた社会復帰支援に重点を置いた処遇を行い、一般警備処遇級と重警備処遇級の受刑者に対しては保安と厳正な刑執行に重点を置いた処遇を実施することを主眼としている。したがって、まず、警備処遇級による格差を設けた処遇の実施は適正かつ合理的に行わなければいけない。しかし、上位の警備処遇級に指定されたにもかかわらず施設の都合や職員の事情などを理由に、その処遇が適切に実施されていない場合や、各警備処遇級の処遇の差が大きい場合には、本制度の目的や趣旨に合致していないだけでなく、受刑者の発奮努力を促すことができないのである。すなわち、受刑者に実施される処遇の内容が限定的で、優遇処遇に対する満足度が低いと、受刑者は上位の処遇級にランク付けされることに対する魅力を感じなくなるのである。もともと、警備等級制の中核的目的は、受刑者間の処遇の格差を通じて受刑者自身の改善意欲を鼓舞させることにあるので、より良い施設や環境、処遇への関心を喚起させ、自発的な奮起を促すべきである。そのためには警備処遇級に応じた処遇内容の拡大と開放度がさらに向上された処遇が計画されなければならない。つまり、警備等級による戒護方法、收容生活環境、分類審査、作業、教育教化、社会的処遇、医療処遇（職員の立ち会い）などに格差を設け、自律的に判断して行動できる処遇の範囲を継続的に拡大推進すべきである。また、多様で新しいプログラムを開発しようとする研究を持続して警備処遇級の上向調整に対する動機を与える必要がある。表 1-12 は、2012 年 1 月から 2012 年 12 月までに懲役・禁錮刑の執行を受けて出所（刑終了、仮釈放）した受刑者が出所後 1 年以内に懲役・禁錮刑の執行のために、再び刑事施設に入所した人員を調査した結果である。この表をみるとわかるように、警備処遇級のレベルが低くなるにしたがって再入所率も高くなる現状がある。このように、上位の警備処遇級にランクされた受刑者はある程度、改善度が進行された受刑者で、他の受刑者に比べて再犯のおそれが少なく、また、社会適応面で評価に値する受刑者であると考えられる。

表 1-12 2012 年度の警備等級別再入所率調査結果

区分	総数	開放処遇級	緩和警備処遇級	一般警備処遇級	重警備級
----	----	-------	---------	---------	------

出所人員	9,329	1,225	3,952	3,777	375
再入所人員	930	34	239	555	102
再入所率	10.0%	2.8%	6.0%	14.7%	27.2%

(出所) 矯正本部「2013年分類処遇業務推進計画」(2013年)3頁

次に、警備等級制の充実強化のために必要なこととして挙げられるのが、信頼性と妥当性を確保した警備処遇級分類指標の策定である。警備処遇級によって受刑者の個々の処遇が決定され、処遇の差別化が行われるため、どのような警備処遇級に属するかによって受刑者個人の処遇が大きく変わることになる。そのため、受刑者は、自分がどのような警備処遇級に指定されているかに敏感に反応することから、その指定は、誰もが共感できる客観性、公平性、統一性が要求され、その根拠となる警備処遇級分類指標は正確なデータに基づいて作成しなければならない。過去の累進処遇が存在していた時期と現在の新制度下での分類処遇とではその機能が異なるため、分類指標も新たに改善されなければならなくなった。受刑者の処遇は時代の流れや周囲の環境に応じて進化・発展しなければならない。したがって、現在の分類指標をいつまでも用いることはできず、矯正処遇の変化に応じてさらに修正したり、補完作業を経たりして改善していかなければならない。つまり、収容率の不均衡を調整するための方法や法令の制定・改正、再犯予測可能性、社会環境の変化に応じた調整が行われざるを得ないのである。信頼性と妥当性を確保できない分類指標はその存在の意味がないことから、継続的な検証と研究が必要であり、これにより、ますます進化していく分類指標を創造していくことに何よりも心血を注かなければならない。これに加えて、警備処遇級判定に関係する職員には、同制度の趣旨と目的を十分に理解させ、公正かつ客観的な分類審査による判定に向けて努力する一方、各施設の実情に合致した詳細な計画を策定し、同制度のソフト・ランディングに力を入れるべきである。処遇の成果を収めつつある受刑者の再社会化のために受刑者個人の性向に対する科学的な分析と個別処遇計画の策定が重要であることは改めていうまでもない。受刑者処遇の充実を期するためには、物的環境と人的環境が整備された上で、制度の安定的な運用を図ることが何よりも重要である。

第2項 日本の新たな受刑者処遇制度の実施における課題

受刑者の円滑な改善更生と社会適応力の向上のために導入された新処遇制度が施行されてから7年余りが過ぎたが、現時点では、期待されたほどの優れた効果を上げているとは言えない。その原因としては幾つか考えられるが、本項では、以下に示す4つの点に重点を置いて検討し、新処遇制度のさらなる活性化を試みる。

(1) 犯罪傾向の進捗および属性の再検討

犯罪傾向の進捗とは、個々の受刑者が犯罪に至りやすい人格を持っており、犯罪の発生リスクが高いことや、社会や公共に反する行為、つまり、反社会的性向の進み方の程度を示したものであり、受刑者の施設収容歴や反社会集団への所属性、犯行の態様、習癖と生活態度などを具体的に調査し、どの程度の犯罪性が固着しているかによって受刑者ごとに指定するものであるという

⁸⁵。「刑事収容施設法」第 86 条では、矯正処遇などの効果的な実施を図るために、必要に応じて受刑者を集団に編成することとしているが、そのためには単に複数の受刑者を集団に編成するのみでは足りず、受刑者の属性や犯罪傾向の進度に応じた集団編成を行う必要があるという。すなわち、受刑者は、刑名、刑期、性別、年齢などの属性が異なるほか、犯罪傾向の進度が異なるので、これらが混在している状態では矯正処遇などの適切な実施が困難であることから、その適切な実施のために矯正処遇の種類および内容に応じた考慮がなされなければならない、同質の者を可能な限り同じ集団に編成することが求められる⁸⁶。しかし、2005 年、監獄法の改正とともに下位法令である「受刑者分類規程（1972 年 4 月制定）」が廃止され、その内容であった「処遇分類級」は、受刑者の改善更生のための「矯正処遇の種類および内容」に大幅に改善されたが、施設内の区画を区別する基準としての「収容分類級」は「属性」と「犯罪傾向の進度」に区分されたため、旧規程のものをそのまま残し、継承することとなったのである。それは、初犯と累犯を混禁した場合、悪風感染の懸念に加え、改善指導の浸透度などに差があり、矯正処遇上も不適切であるという理由からであった⁸⁷。つまり、犯罪傾向が進んでいない者を A、犯罪傾向が進んでいる者を B に区別して、A 受刑者は A 施設に、B 受刑者は B 施設に分類・収容し、再犯防止や矯正教育の効果向上などを図るためだということである。しかし、この犯罪傾向の進度の区分を一言でいうと、A は初犯、B は累犯および暴力団構成員に指定するものであり、これらの区別が果たして適切かつ合理的であるかということには疑問がある。そのため、次に述べる 2 つの観点、すなわち、「犯罪傾向の進度」の区分をより具体的に増やすとか、あるいは同進度を制限緩和に統合した形で運用するのはどうだろうかという観点から、受刑者の外面的特徴を基準とする「属性」についても若干検討してみたい。

まず、犯罪傾向の進度に関する A または B という区分をもっと細分化し、具体化することを提案する。すべての受刑者は均質的ではなく一般人とは異なる様々な特性を持っているのであるから、それらを具体的に分類して、はじめて改善指導をより効果的に実施することができるのである。しかし、現在のように受刑者を入所時に一律に犯罪傾向の進展の有無の 2 種類に区分することは、あまりにも単純かつ稚拙であり、あまりにも限定的である。さらに、一度決定された犯罪傾向の進度が出所時まで変更されることがほとんどないことは、受刑者の改善のために柔軟な矯正処遇を実施する上で障害になるおそれがある。このような状況では、改善度が向上した受刑者に対する対応が困難であり、矯正処遇の目的を達成するために導入した新処遇制度が受刑者個人の問題性に焦点を合わせながら、社会復帰させる点に注力していることを考えると改善度に応じて犯罪傾向の進度も変更するのが妥当だということである。したがって、犯罪傾向の進度をさらに具体的に細分化し、どれだけ犯罪性が進んでいるかによって改善指導の内容や方法などに差異

⁸⁵ 「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」（依命通達）矯成第 720 号（平成 24 年 3 月 30 日）。

⁸⁶ 林眞琴、北村篤、名取俊也・前掲注（53）414～415 頁。

⁸⁷ 法務省矯正局「分類業務の運用案」（2005 年）。

を設ける必要があり⁸⁸、また、性犯罪者の「リスクレベルと処遇密度」に関する研究結果⁸⁹でも、受刑者の犯罪性に合わせた指導が最も理想的な効果を発揮することができるとされている点に鑑みても、それぞれの犯罪傾向の進度に応じた改善指導を通して犯罪性を除去し、その改善度に応じて同進度を適宜変更する必要がある。換言すれば、まずは、現在の A、B の犯罪傾向の進度に改善の可能性を結合して細分化した形の処遇指標の導入を検討することが重要である。例えば、犯罪傾向が進んでおらず、改善が可能であると思われる者、犯罪傾向が進んでいるが、改善の見込みが相当あると思われる者、犯罪傾向が進んでおり、改善の見込みが極めて困難と思われる者といった、より細かい区分での検討が必要であると考えられる。

さらに、刑事施設への収容後に、受刑生活の改善度に応じて犯罪傾向の進度を変更するためには、現在使用している「犯罪傾向の進度の判定基準」の各項目についての再検討が不可欠である。つまり、本犯罪の状況と過去の犯罪の状況、処遇調査を通じた行動観察の内容、各種検査の結果などを加えて、その項目の各点数を合計し、犯罪傾向の進度を測定するシステムへと改善することである。現在の犯罪傾向の進度の判定基準を見てみると⁹⁰、幾つか矛盾している点を発見することができる。犯罪傾向進度の着眼点として「施設収容歴」をみると、A 指標の受刑者の中には、施設収容歴はないが、本犯の内容が数十回に亘って行われた犯罪行為である者がいる一方で、施設収容歴があっても最終刑の出所から 5 年が経過して犯罪行為が認められない場合には、A 指標を指定することができる。また、B 指標の受刑者の中にも、単純窃盗や過失犯などの施設収容歴があるにすぎず、A 指標を指定するのが妥当だと思われる受刑者であっても、現在の判定基準では、B 指標を指定することしかできない場合などが実務上、多数存在しており、現在の 2 種類の区分は、あまりにも限定的であるように思われる。また、「反社会性集団への所属性」をみると、反社会性集団に所属したことが「ない」、あるいは「ある」の基準で判定するのであるから暴力団に所属したことがある受刑者はおおむね B の指標に指定されるが、犯罪への固着性や現在の受刑者の状態、すなわち反社会性集団からの離脱や特別改善指導である暴力団離脱指導の誠実な受講を条件として、改善の見込みが高いと認められる受刑者は A 指標(他の条件が揃っている場合)への肯定的な検討が妥当ではないかと考えられる。今のように B 指標の受刑者が暴力団から離脱しても、犯罪傾向の進度を B のままで変更することができないのは問題ではないかと言わざるを得ない。さらに、2012 年「出所受刑者の出所時の犯罪傾向の進度別出所事由」をみると、総仮釈放者のうち A 指標受刑者が 54.8%、B 指標受刑者が 45.2%であることから、もう 1 つの矛盾を発見することになる。すなわち、「犯罪傾向が進んでいる」B 指標の受刑者は、仮釈放を決定する

⁸⁸ 林真琴、北村篤、名取俊也・前掲注(53) 417 頁。

⁸⁹ 山本麻奈「刑事施設における性犯罪者処遇プログラムについて」第 59 回日本矯正医学会総会(平成 24 年 10 月 26 日)。

⁹⁰ 受刑者の集団編成に関する訓令の運用について(依命通達)矯成第 720 号(平成 24 年 3 月 30 日)別表 2「犯罪傾向の進度の判定基準」参照。

重要な条件⁹¹である「悔悟の情の有無」、「再犯のおそれの有無」、「更生意欲の有無」などが果たして整っているといえるだろうか。形式的な面でもつじつまが合わないように思われる。また、A、Bの受刑者をそれぞれ区分・収容することが原則であるが、女性受刑者の場合には、施設不足の理由で同じ施設に混禁する場合がほとんどであり、男子受刑者の場合でも、一部の施設では、同じ問題が発生している。このような現状においては、犯罪傾向の進度の区分を残した意味を見出すことは困難である。

したがって、犯罪傾向の進度をより細かく区分し、個々の受刑者の受刑生活に応じて区分を変更できるようにすることこそが、受刑者の改善の可能性に重点を置いて社会復帰させることに尽力している現在の矯正の流れにふさわしいものであると思われる。人はいつでも変わることができるものであり、施設収容歴が多いからといって、受刑者が必ずしも改善されないわけではない。そのため、A指標だけでなくB指標の受刑者にもすべての可能性を開いておく必要があり、すべての受刑者は、改善が可能だという立場から、矯正政策を展開していくべきであるし、それこそが望ましい受刑者の処遇の方法の1つだと考える。実務家の1人としての筆者の経験に照らしてみると、刑事施設入所が初めての受刑者であっても、施設入所が2～3回である受刑者に比べて狡猾で改善の可能性が低い者もいれば、施設歴があり、改善の可能性が低いことが予想された受刑者が改善教育に誠実に取り組んで、最終的に正常な社会人として復帰した例もある現実から考えると、人間は誰もが「変わることができる」という事実を忘れてはならないだろう。

次に、犯罪傾向の進度をいっそのこと廃止し、制限の緩和と統合した形で運用してみるのはどうだろうかという提案について慎重に検討を行う。もちろん、これは上述した提案の実現が困難な場合についての検討である。犯罪傾向の進度の区分、つまり、初犯者と累犯者などを区分して収容することは、刑事施設の「犯罪学校」化を防止する上で意味があると直観的に考えられてきたが、その影響は実証されているわけではなく、再犯防止や矯正教育の効果向上などに大きな効果を見せているとは思えない。もし、他の受刑者の悪風感染に効果があり、犯罪傾向の進度を区別したとすれば、B指標の受刑者には人的、物的資源を動員して彼らの社会復帰のために多く手をかけるべきであるにもかかわらず、現実には、保安・警備体制の確立に多くの時間と労力を費やしており、これらの受刑者の社会復帰上の配慮が十分になされていないことから、B指標の指定とは結局、職員も受刑者も改善更生や社会復帰への努力を放棄していることを示唆するのである⁹²。つまり、受刑生活の初期からA指標を指定された受刑者は犯罪傾向が進んでいないため、改善の見込みが高く、B指標の受刑者は犯罪傾向が進んでいるので改善の見込みが低いという固定的な先入観を浸透させるという結果がもたらされているといえる。そうなれば、職員はもちろ

⁹¹ 「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」第28（仮釈放許可の基準）（平成25年12月20日法務省令第29号）参照。

⁹² 謝如媛「分類と個別的処遇」『21世紀の刑事施設—グローバル・スタンダードと市民参加』龍谷大学矯正・保護研究センター叢書第1巻刑事立法研究会（2003年）128頁。

んのこと、受刑者本人にも犯罪傾向が進んでおり、改善が難しいとの「烙印効果⁹³」を発生させるおそれがある。もちろん、施設収容歴が多い受刑者は、そうではない受刑者に比べて改善される可能性が低いということは考えられるが、だからと言って、最初から可能性が低いだろうという考えを持つことは避けなければならない。また、犯罪傾向の進捗と制限緩和を比較してみると、両方の区切りが類似していたり、重なっていたりするといった傾向が見て取れるし、処遇指標にも一見矛盾している点が散見される。つまり、犯罪傾向の進展の有無と、改善意欲の喚起および社会生活に適応する能力の育成を図ることができる見込みが高いまたは低いという制限緩和の内容とは、相互に関連性を持っており、そのため、犯罪傾向が進んでいない者は当然改善意欲が高くなり、逆に犯罪傾向が進んでいる者は、改善意欲が低いことは明らかである。もし、犯罪傾向が進んでいない者が改善意欲の低い受刑者のカテゴリである制限 4 種に指定されるとすれば、これは矛盾しているといえるだろう。さらに、犯罪傾向の進捗は絶対的基準で、受刑生活の間、ほとんど変更されないため、犯罪傾向が進んでいる B の受刑者は改善更生の意欲が高くないことが推定されるから、上位の制限緩和に指定されにくくなるという結論に達する。したがって、犯罪傾向の進捗の区分を廃止し、制限区分に統一して運用することを提案する。制限区分をうまく活用すれば、犯罪傾向が進展している者とそうでない者との区分がいくつも可能であると考えられ、改善指導を通じて見込みが高い受刑者は上位の制限区分に指定してそれに応じた処遇を行うべきである。

最後に、属性の内容として外国人受刑者の処遇指標について言及してみたい。前述したように F 符号の指定は、日本人受刑者とは異なる処遇を必要とする外国人受刑者に対して行われる。F 符号は外国人受刑者に対する略称で日本国籍を持っていない受刑者のすべてのための符号として理解されがちであるが、実務上、日本国籍を持っていない外国人受刑者であっても意思の疎通に問題がない者は、F の符号を指定していない。この点、すべての外国人受刑者に F の符号を指定する韓国とは異なる。しかし、意思疎通に支障がなく、自国民受刑者と同じ処遇を実施しても特に問題がないと思われる外国人受刑者にとっては、自国民受刑者と同じ処遇がなされるのであればそれ以上の処遇はないだろう。したがって、外国人受刑者の管理やその他の処遇などの実施のために F の属性を細分化して、外国人受刑者としての処遇を行うべき者と自国民受刑者と同じ処遇を実施する者に区分した方がより効果的であると考えられる。すなわち、日本国籍を持って

⁹³ 善良でない過去の経歴が現在の人物評価に影響を及ぼし、当該者に「悪人」の烙印を押してしまうと、その者が意識的・無意識的に押された烙印のとおりに行動してしまうことを指す言葉である。つまり、他の人によって「非行者」であると烙印を押された者は、結局、非行を犯すことになり、他の人により「馬鹿」と烙印を押された者は馬鹿にされることがあるという考えで、犯罪学・社会学・心理学・政治学・経済学など幅広い分野で使用されている。烙印効果は、社会制度などを踏まえて、特定の人が犯罪者として認識されると、結局、その人が犯罪者になるという烙印理論に由来する。烙印効果とは逆に、他の人から肯定的な期待を抱かれると、その期待に応えるために努力し、実際に肯定的な結果が起こることをピグマリオン効果 (Pygmalion effect) という。「時事常識事典」博文閣 (2013 年)。

いない外国人受刑者が、永住権を持っており、母国よりも日本で生活する方が慣れている場合には、国内受刑者と同じ処遇が可能であると考えられるため、これらにより詳細な符号を指定することを通じて、収容管理上万全を期して処遇の充実を図るべきである。これは、国家間の外交上の問題または他の受刑者との関係など、収容生活に考慮すべき要素が少なくないからである。

（２）社会適応力向上のための制限緩和の拡大

累進処遇制度は、すべての受刑者を一律に画一的な処遇過程において処遇することから、新法が目的としている受刑者処遇の個別化とは両立し得ないという⁹⁴。このような理由などから施行されることになった制限緩和が、受刑者の自主性を尊重しつつ、改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応させるための能力を育成するために実施されているにもかかわらず、上位の制限区分に指定されている受刑者が極端に少ないということは、制限緩和制度導入の趣旨から考えて問題があると言わざるを得ない。もちろん、受刑者の制限の緩和は慎重に、そして合理的に行われるべきことは当然であるが、だからといって、現在のように過度に消極的に運用してはならないと思われる。前掲表 1-8 に示したように、2012 年度の制限緩和の運用状況をみると、第 1 種に該当する受刑者は 0.7%、第 2 種は 12.4%、第 3 種は 74.8%、第 4 種は 3.7%となっている。全体的に上位にランクされた受刑者の割合が低い一方で、特に下位の第 3 種の受刑者は非常に高い比率を見せている。「改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることができる見込みが特に高い者」である第 1 種の受刑者は、同制度が施行されてからむしろその数値が減って全受刑者の 1%にも満たない現状であるが、第 3 種の受刑者はその数が減っているとはいえ、いまだ多くの割合を示している。幸いなことに第 2 種の受刑者の数は毎年少しずつではあるが増加傾向にあるものの、その数は依然として少ない。また、A 施設である喜連川と B 施設である府中の現状をみると⁹⁵、両施設ともに第 1 種の受刑者は 1 人もいないし、第 2 種の受刑者についてはそれぞれ施設内の全受刑者の 16.2%と 1.6%が収容されているにとどまる。特に注目されるのは、第 3 種の受刑者が、両施設ともに 80%以上の高い比率を見せているという点である。もちろん、この割合がすべての刑事施設で同じだとは言えないが、概ね全刑事施設の共通の現状であり、同じような状況を示している。開放度が高く環境の良い A 施設に「見込みが特に高い」者である第 1 種の受刑者が 1 人も収容されておらず、「見込みが高い」第 2 種の者も全体の受刑者に比べて低い割合であるのに対し、「見込みが中程度である」第 3 種の者は、非常に高い割合で収容されている現実には、刑事施設の規律および秩序の維持のために受刑者の生活および行動に制限を課す新処遇制度の趣旨と合致しない。また、第 1 種の者は開放的施設で処遇することが明記されていることにも背馳する。このように、上位にランクされた受刑者の割合が非常に低い現状は、受

⁹⁴ 鴨下守孝『新行刑要論』東京法令出版（2009 年）372 頁。

⁹⁵ A と B 施設の制限緩和の運用状況をみると、喜連川は、総人数 1,500 人のうち、第 1 種 0 人、第 2 種 240 人(16.2%)、第 3 種 1,205(80.3%)、第 4 種 0 人、未指定 52 人(3.5%)であり、府中は、総人数 2,557 人のうち、第 1 種 0 人、第 2 種 41 人(1.6%)、第 3 種 2,250 人(88.0%)、第 4 種 93 人(3.6%)、未指定 173 人(6.8%)である。参観時の説明資料参照（2013 年 5 月 7 日と 2013 年 5 月 9 日）。

刑者の改善更生の面でも決して望ましくない。そのため、同制度が受刑者の自発性と自律性を涵養し、社会適応力を向上させるためのものであることを考えた時、上位に相当する制限区分の指定をより緩和したり、その数を拡大したりする必要性が提起される。上位の制限区分に指定された者の収容がより適切でバランスよく行われるべきだと考えられる。

このように上位の制限区分に該当する受刑者の数が非常に少ない理由は何だろうか。これには2つの面からの理由が考えられる。まず、受刑者の更生意欲や社会復帰への意欲が低く、改善度が進んでいない受刑者が多いということで上位の制限区分を付けることができない場合が想定される。次に考えられるのが、施設側が物的な施設都合や管理上の理由から、上位の制限区分に受刑者をランクさせたくないという理由で、制限区分の評価を極めて限定的で厳格に運用しているのではないかということである。もしそうであるとすれば、この2つとも問題の素地を抱えていると言えるだろう。前者については、本制度の施行から7年余りが過ぎた現時点でも上位の制限区分に該当する受刑者が存在しないか、またはごく少数であるということは、刑事施設側の受刑者に対する矯正処遇の対応とその成果に問題があることをうかがわせる。様々な矯正処遇を実施して受刑者の改善更生に力を入れるのが施設側の本来の責務なのであれば、制度施行後、その改善更生のための矯正処遇の実施に問題があったという結論に達する。後者の理由については、施設側の物的構造が制限区分の緩和に従うことができないという構造的な問題と捉えることができる。また、矯正職員の立場から考えると、多数の受刑者が上位にランクされると、それに伴って業務量が増加したり、管理上の問題が発生したりすることなどが理由として挙げられうる。換言すれば、施設と設備はそのままであるのに開放度を高めた処遇を実施しなければならないため、これに伴う負担が生じたり、上位の制限区分にランクされた受刑者を信頼できない状況に陥ったりするのではないかということである。制限区分が高くなるにしたがって、保安面での不安、そもそも受刑者は信頼できないという固定観念、問題発生を素地をできれば作りたくないという消極的な考えなどが生じてはいないだろうか。

また、実務上、制限第2種への変更の条件として、作業に従事している受刑者で、刑期10年以下の者は、2年以上の無事故、刑期10年以上の受刑者は、無事故7年、刑期15年以上の受刑者は、無事故10年、刑期20年から無期受刑者は、無事故15年を満たす必要があるため制限区分の変更は非常に難しいのが現状である⁹⁶。すなわち、2年未満の受刑者は、制限第2種へ変更されるのは不可能であり、長期受刑者は、上位の制限区分に変更するためには、少なくとも7年、多くは15年以上の刑の執行が必要であるということである。そのため、上位にランクされた受刑者の数は微々たるものとなっており、そのランクの判断においても極めて大きな制限をかける結果となっている。

これに加えて、例えば、刑が確定された新受刑者であっても犯罪傾向が進んでおらず、改善意欲の高い受刑者に対しては、上位の制限区分に指定する必要があるためであって、現在のように規律違反のない普通の新受刑者を平均して、その大部分を制限第3種に指定することは問題である

⁹⁶ しかし、経理作業に従事する者は、刑期に関係なく6ヶ月間無事故で、優遇区分第3類以上に該当する場合は制限区分第2種に変更することができる。

と言わざるを得ない。もちろん、規定上の制約が存在するわけではないため、上位の制限区分に指定することが可能だとするが、現実的にはほとんどの施設で、新受刑者を上位の制限区分に指定することを憚っており、上位の制限区分に指定するといっても、その件数が数えるほどしかないのが現実である。過去の累進処遇制度の批判の1つは、すべての新受刑者を最下位の累進4級に指定していた点に向けられていたものであり、これを改善し、より効果的かつ合理的な制度を構築するために制限緩和制度が導入されたことを考えると、このような実務に関しては再検討が必要である。韓国では新処遇制度である警備等級制施行から新受刑者であってもすべてを最下位級に指定せず、受刑者の犯罪性などにに基づき、改善の可能性が高いと考えられる受刑者は、上位の警備処遇級に指定している。しかし、制限の緩和を活性化したいからといって、上位の制限区分の人員を補充するための方法として制限の緩和を行うことは許されないことである。制限の緩和は、あくまでも個別受刑者の改善度に応じて慎重に行われるべきである。改善度が進んでいない受刑者を上位の制限区分に分類することは当然禁止されるべきであるが、だからと言って制限区分の判断を厳しくする必要はないと考えられる。

また、累進処遇制度への批判の1つとしては、累進1級、2級の模範受刑者と仮釈放との連携が取れていないとの指摘があったことを想起してみると、毎年仮釈放で出所する受刑者が全出所者の50%以上である現実と制限緩和の導入趣旨に鑑みても、制限緩和の消極的な運用は矛盾していると言わざるを得ない。それだけ多くの割合の受刑者を仮釈放で出所させるのであれば、その前に制限緩和による開放的処遇を積極的に行っておくべきではないだろうか。もちろん、第3種の受刑者も仮釈放の審査対象となっているが、制限緩和の趣旨を活かすことのできる方向で本制度を運用することで、処遇の連携の面でもより効果的で合理的となる。日本の第1種、第2種に類似している韓国のS1級、S2級の受刑者は総受刑者の38.2%を占めているのに対し、日本の方は13.1%と非常に低い割合であり、第2種への指定は仮釈放が決定される段階であることを考えると、事実上、新法の趣旨を定めた行刑改革会議の意向を反映したものとは言えない。上位の制限区分に該当する受刑者が少なすぎると、受刑者にとって同制度の魅力がなくなり、制度を存置させる意義も薄いものになってしまう。現在のような状態であれば受刑者は、当然、上位の制限区分にランクされることが不可能であるという考えを持つようになり、そうなれば、自分の改善更生のための努力もおろそかにならざるを得ない。そのため、新法下で新たに実施される各種指導および同制度との連携を通じて受刑者の改善更生の効果を高揚させるためにも、同制度を活性化させる必要があり、改善度に応じた適正な人員の受刑者を上位の制限区分にランクさせる必要があると考えられる。

(3) 優遇措置についての検討

優遇措置は、施設内での受刑者の善行による報奨など、比較的短期間の受刑態度を評価して、第1類から第5類までの優遇区分に指定し、その優遇区分に応じて外部交通の回数を増加させたり、自弁使用できる物品の範囲を広げるなどの措置を講じ、真面目に受刑生活を送っている受刑者により良い待遇を与え、それらの改善更生の意欲を喚起することを目的にする制度であるとい

う⁹⁷。これは、従来の累進処遇制度が受刑者の処遇と改善更生ではなく施設内での善行保持を主たる目的とした、一種の秩序維持の手段となっているという批判⁹⁸から「刑事収容施設法」の施行に伴い廃止され、その代わりとなる報奨制度として優遇措置が実施されることになった。しかし、新法が施行してから優遇措置が最初の目標どおりに巡航しているか、運用過程で表れている問題点は何なのかという点について、次の2つの観点から優遇措置の行くべきあり方を検討してみたい。

まず、現在実施されている優遇措置が受刑者の改善更生にあまり繋がっていないのではないかという観点から、同制度を制限緩和の中に入れて運用してみることを慎重に提案する。受刑者に改善を促進し、自力で更生する意欲をもたらすことで徐々に社会生活に適応させていくことを目的として導入された累進処遇制度がその教育的な価値を失い、施設内での秩序の維持や管理者側にとって制御しやすい人間を作るための手段に陥落したという弊害によって廃止され、新たな制度である優遇措置が導入された。しかし、現在の運用状況をみると、上位の優遇措置に該当する受刑者が極めて少なく、その実効性が疑問視され、優遇の内容面でも家族との保護関係を維持するための面会などの実施は別にして、受刑者の改善更生の意欲を喚起させることに繋がる内容がないと言わざるを得ない。つまり、施設内での食料品および飲料摂取、室内装飾品その他の日常生活用品の使用などが果たしてどのくらい受刑者の改善更生に繋がっているかが疑問視されるのである⁹⁹。換言すれば、従来の累進処遇制度において、受刑者の改善更生や社会復帰との関係が希薄となり、施設内での秩序維持ないし受刑者の環境適応という性質ばかりが強調されたように、新たに導入された優遇措置も果たして施設内の受刑者の待遇を改善することにとどまり、悔悟の情や更生の意欲を喚起することには繋がらないとの懸念¹⁰⁰が生じるのである。つまり、「優遇」で釣って管理を容易にさせるための施策として同制度を運用することで、過去の累進処遇とあまり変わらない制度になってしまうという危惧がある。また、受刑者の改善更生や社会適応に役に立つ外部交通に関する多くの内容が制限緩和の中に含まれているにもかかわらず、面会や手紙だけを優遇措置の内容として分けたのは合理的ではないし、どのような理由があってそのような制度設計が行われたのか見当が付かない。外出、外泊、外部通勤、面会、電話の使用など、家族との紐帯や社会関係を維持して受刑者の釈放後の生活設計の準備をするための外部交通の実施は、受刑者にとって社会復帰を促進する触媒として作用する。

⁹⁷ 法務省矯正局『日本の刑事施設』（2012年）30頁。

⁹⁸ 太田達也「刑事施設・受刑者処遇法下における矯正の課題—矯正処遇を中心として」『犯罪と非行』第146号（2005年11月）21頁。

⁹⁹ 施設内での菓子などの嗜好品の飲食やサンダルの使用が改善更生とどのような関係にあるのか全く不明であり、また、外部交通を優遇措置の内容とすることによってもたらされる社会との隔絶が受刑者の社会復帰に困難を与えかねないことに鑑みれば、現在の優遇措置は、施設内の規律および秩序維持のための制度としてしかみることができないのであるから、このような状況は不適當であるということである。

¹⁰⁰ 太田達也・前掲注（98）21～22頁。

このように外部交通が受刑者の改善更生を促進するための制度であることが明らかな以上、現在のように制限の緩和と優遇措置を分離して運営する二元的な形態を改善して制限緩和へ一本化することが望ましいと考えられる。二元的な形を維持することになると、制限緩和と優遇措置が相互に連携されないおそれが生ずることが考えられ、段階的処遇を通じた受刑者の改善更生に主眼を置いている制限緩和の活性化が期待できなくなる。すなわち、受刑者に上位の制限緩和を指定することにより、施設側にとって管理しやすい優遇措置だけの調整を通じて受刑者を制御するおそれがあるのである。実務的にもそのような運用がなされていることを見ても、制限緩和より優遇措置のほうが活発に行われているのが実態である。新法施行とともに累進処遇が廃止されることで受刑者に対する管理をどうするかという懸念が矯正職員の間には広がったのは韓日共通の現状であった。そのため、韓国も最初は警備級と処遇級という二元的な形をとるようになったが、これは新制度導入の目的が相殺されるとともに、過去の累進処遇制度の欠点が再び生じるおそれがあるということで、一本化された警備処遇級という形で統合された。一方、日本の場合には、累進処遇廃止後、新たな形態の優遇措置を導入・運用しているが、内容面には過去の累進的要素が残存しており、今後累進処遇の弊害が再び繰り返される可能性も否定できない。したがって、現在の二元的な形の処遇制度から、優遇措置を制限緩和に統合して一本化された形への制度変更を提案する。もちろん、そのためにはある程度の検討も必要であるが、例えば、優遇措置第1類の受刑者を制限区分第1種の受刑者に統合する方法などである。実際、制限第2種への変更の時、優遇第2類以上を満たすことを条件としていることに照らしてみても、この方法は無難に実施することができると考えられ、これは、受刑者処遇の面でも矯正行政運営の面でもより効率的であり、行政の浪費的な要因を排除することができ、望ましいと考えられる。

次に、現在実施している優遇措置の内容を受刑者の改善更生に役立つことができる方向に改善し、上位に該当する優遇措置第1類や第2類の人員を拡大して適正に維持させる必要があると思われる。そのためには、優遇の内容として、受刑者の社会復帰のための適応力を向上させることができる開放的な処遇の拡大が何よりも急がれる。つまり、優遇措置の内容が受刑者の改善更生の意欲を喚起させるのにあまり大きな効果を発揮することができないと思われるので、受刑者の改善意欲を引き立てることが可能な開放的な要素が含まれている処遇の拡大が要求される。現在のように優遇の内容が嗜好品や食料品および飲料の摂取、自弁の物品の使用などの内容にとどまらず、帰休制度の拡大実施、外部の文化公演観覧や宗教行事への参加、就職のためのハローワークの活動、外部通勤の拡大、社会見学、ボランティア活動への参加など開放的な要素が多数含まれている処遇を優遇の内容に含ませることである。また、仮釈放者に実施する釈放前指導もその期間を大幅に増やして現在の仮釈放前2週間から、2~3ヶ月の間に十分な社会適応訓練として、開放処遇を実施することもよいと考える。これらの開放処遇は、受刑者の社会復帰および出所後速やかに社会に適応できるようにするのに少なからず影響を及ぼしているものであり、最終的には受刑者の再犯防止に繋がりをうからである。したがって、制限の緩和は、収容施設および設備の開放度、受刑者の自由度を重視して保安警備的な側面に集中してどこで処遇を実施するかということに重点を置き、優遇措置は受刑者個人の改善更生に役に立つ処遇面に重点を置いて実施する必要がある。もちろん、両者は相互に関連している部分が多いので、連携して処遇することが望ましいと考えられる。筆者は、受刑者の社会復帰にとって、面会や手紙などの外部交通は、家

族との保護関係の維持・強化、収容生活の安定や再犯防止、社会復帰のための準備に多くの影響を及ぼす重要な処遇となるため、優遇の措置としてではなく、すべての受刑者にできるだけ制限なしに行わなければならない受刑者の基本的な処遇であると考えられる。収容施設の物的・人的環境など現実的な状況を考慮して、現在より優遇の制限を緩和し、その範囲を拡大して実施する必要があると考えられる。特に、電話の使用は制限区分の内容として区分されているが、外部交通の側面があることに鑑みて、優遇措置の内容の1つとして、その対象を拡大する必要がある。電話は、受刑者にとって収容初期から家族との関係強化を図る上で非常に効果的であり、環境的な制約による面会困難などの問題を解消するために多くの利点があるので、各施設では、電話使用の拡大実施を通じて受刑者の安定した受刑生活に役に立つようにすべきである。

さらに、優遇措置は、6ヶ月という短期間の受刑態度を評価して優遇の区分を定めるため、更生や社会復帰という長期的な展望をもって観察・分析することが必要な基準との関連づけが難しくなるおそれがある。したがって受刑者の管理を容易にするためのものと墮してしまった前轍を踏まないためにも、優遇措置が施設内での善行に対して与えられる報奨にとどまらず、本人の社会生活に適応する能力の育成につながるものとすべきである¹⁰¹。これに加えて制限緩和と同じような問題として挙げられるのが、ほとんどの受刑者が優遇第3類に指定されており、新受刑者は、上位の優遇区分の指定が不可能だということである。処遇調査が終了した受刑者は6ヶ月間の受刑態度評価期間の中に懲罰が課された場合は、優遇第5類の最下位に指定し、優遇第4類は、反則行為があったが、心身の状態を考慮して懲罰を課されていない場合や、休養により作業を行っていない日を合算した日数が60日を超えている場合に指定する。これらを除いた通常のすべての受刑者は優遇第3類に指定されるのが実情であり、過去の累進処遇の最下位級には該当しないものの、優遇の区分においては下位に該当し、内容面でも最下位と大きな差はない。さらに、優遇第1類や第2類への変更のためには、受刑態度を評価するにあたり、資格取得などの加点がなければ不可能であるため、上位の優遇区分の指定の変更は、決して容易ではないというのが現実である。したがって、優遇措置を新処遇制度として意義あるものにするためには、一定期間の受刑態度の評価によって受刑者の改善更生への努力を評価するとともに、優遇措置の内容を本人の社会適応や能力向上に結びつきやすいものとすべきである。良き受刑者が良き市民になるとは言い切れないので、改善意欲を喚起させることが何よりも大事である。そのためには、可能なすべての処遇方法を動員する必要があるが、その中で改善度に応じた開放処遇の実施は少なくない効果を示すと考えられる。いくら良い制度であっても受刑者の興味を誘発することができなくなったら、改善意欲や社会復帰への動機付けが弱くなるから、優遇措置の内容面でも、受刑者の社会適応力の向上だけでなく、興味を誘発することができ、かつ発奮努力を高めることに繋がる開放的な優遇措置の開発も続けるべきである。

(4) 改善度に応じた刑事施設の段階別収容区分

保安機能が強化された刑事施設の閉鎖的な環境は、拘禁感があることから受刑者の心身に悪い

¹⁰¹ 太田達也・前掲注(98)22頁。

影響を与え、改善更生への意欲の喚起を困難にするが、それに対して、開放度が高い施設は、受刑者にとって自主性の促進、自律性の育成、さらには施設の建設費や運営経費の削減、職員の負担軽減などという順機能¹⁰²にも繋がるという。つまり、開放施設は、受刑者処遇における理由のない抑制を除去して処遇効果を高めようとするものであり、受刑者に対する絶え間ない厳格な監視監督をなるべく行わないことで、受刑者にとって規律遵守や自尊心、責任感を強めるだけでなく、自律と信頼を引き立て、改善更生と社会適応に備えさせようとするものである¹⁰³。これにより、「刑事収容施設法」第 88 条 2 項には「[同法]第 30 条の目的を達成する見込みが特に高いと認められる受刑者の処遇は、……開放的施設（収容を確保するため通常必要とされる設備または措置の一部を設けず、または講じない刑事施設の全部または一部で法務大臣が指定するものをいう。……）で行うことができる」という規定が法令に明文化され、第 1 種受刑者は、「見込み」に応じて収容設備に差をつけることができるとされている。しかし、あらゆる受刑者の自発性と自律性を涵養し、自ら改善更生に力を入れさせ、社会適応力を高めさせるためには、第 1 種の受刑者のみ施設区分を異にしている現法令の見直しが必要である。また、刑事施設の警備度に応じた分類、すなわち、閉鎖的な施設から開放的な施設へ受刑者の改善度に応じて収容区分に差異をつけることができるシステムの再編が望まれる。制限の緩和が段階的処遇を通じて受刑者の改善更生に重点を置いていることに伴い、収容施設も改善度にしたがって施設特性に応じた段階的収容区分が行われると、受刑者の改善更生がより効果的に行われうると考えられるからである。各施設に、警備度の高いコンクリート塀から警備度が緩和された金網のフェンスへの区分、CCTV カメラ設置の有無、舎棟ドアの開放、居室の形、生活備品の設置拡大などの段階的な施設による格差を設けて、受刑者にとって自発的な改善への努力を誘導しなければならない。

しかし、法律によれば第 1 種受刑者は異なる収容区分の下処遇を行うことができるとされているにもかかわらず、現在の施設は犯罪傾向の進捗による A と B の区別しか存在せず、この 2 種類の施設も開放度においてほとんど差がないのが現実である。もちろん、一部開放型施設¹⁰⁴が存在するのは例外としても、現在のような物的環境では、受刑者の改善更生への自発性を涵養し、社会適応力を最大化することができないのである。また、このような現状は、受刑者の個別処遇を通じて社会適応力を向上させるために、開放度が高く一般社会の構造に近い形態の施設で受刑者の矯正処遇を実施しようとする新法の趣旨とも合致しない。そのため、受刑者の改善度に応じた刑事施設の段階的収容区分は、検討すべき課題であり、これに対する方策の 1 つとして考えられ

¹⁰² 古賀雄介「制限の緩和制度についての一考察」『個別研究抄録集』日本矯正研修所（2011 年）。

¹⁰³ 진수명「開放処遇と釈放」『矯正学概論』京畿大学校（2000 年）（http://kin.naver.com/open100/detail.nhn?d1id=6&dirId=602&docId=86034&qb=6rCc67Cp7LKY7Jqw&enc=utf8§ion=kin&rank=1&search_sort=0&spq=0&pid=REgN0c5Y7uossaHzc60ssssstd-354547&sid=UmTbK3JvLCMAAA6ZCQo）参照。

¹⁰⁴ 網走刑務所（二見ヶ岡農場に限る。）、市原刑務所（収容を確保するため通常必要とされる設備または措置を設け、または講じた区画を除く。）、広島刑務所（有井作業場に限る。）、松山刑務所（大井造船作業場に限る。）である。「受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令」法務省矯成訓第 3321 号 別表参照。

るのが、各制限区分に応じた施設の拡充である。施設の収容区分が確立していないことを理由として、第1種から第4種までの受刑者を同じ警備度の施設に収容してしまえば、受刑者の改善への意欲を喚起することが難しくなる。もちろん、「刑事収容施設法」第88条2項が「～しなければならない」という強行規定ではなく、「～できる」という任意規定を設けたのは、現在の刑事施設の構造上の問題、すなわち、施設のほとんどが監獄法の改正前に建設されたことに起因する、老朽化、施設規模の大きさ、同一施設・警備度に応じた格差の不十分さなどの構造的・機能的な問題などを考慮したからであると思われるが、受刑者の発奮努力を促すという意味で改善度に応じた格差ある区切られた施設に収容することは、受刑者の自発的な改善意欲を喚起することに繋がるのである。したがって、その対応策として開放度が高い施設を建設することが望ましいが、予算や時間的な制限要因などを考慮して、老朽化施設を改修する場合、開放度を進展させた施設へ改築したり、同じ施設であっても、施設内に区画を設けて、制限区分の種類に応じて、既存の施設とは別の開放度が進展した構造を拡充したりして、受刑者の段階的な施設収容が行われるようにすべきである。改善更生の見込みが高い受刑者は、出所の段階で一般社会と近い形の環境的な条件が揃った開放施設に収容して社会適応力を高めた後に出所させることが望ましいと思われるからである。もちろん、開放型施設では、保安機能の弱点を補う必要があるため、刑務官の精神的、身体的な負担が増えることになり、受刑者の開放施設収容に負担を感じることもあるが、「刑事収容施設法」では、受刑者の改善更生意欲の喚起および社会適応力を高めるための方法として開放施設への収容が明記されているし、リスクが存在するという理由で、受刑者処遇を消極的な運用にとどめてはならないと思われる。もし矯正事故の危険性のみを強調すると、発展的な受刑者処遇の実施は、遙遠となる。円滑な受刑者処遇制度を実施するためには、矯正事故の発生可能性、施設の拡充に伴う予算上の問題、関係諸法令の整備などの課題が山積しているが、受刑者の改善という巨視的な観点から考えなければならない。これらの物的な施設構造に開放度に応じた差別化が揃うことに加えて、受刑者の問題性に焦点を合わせて特化した改善指導を施設にも反映させることができれば、受刑者の改善更生や社会復帰の可能性が大幅に向上し、処遇を効果的に行うことができる。一般施設では、通常の改善指導や一般作業に重点を置いた矯正処遇を実施し、特化した施設や職業訓練専門施設では、特別改善指導や職業訓練を重点的に実施した場合、その効果は最大化されると思われる。これは、政策的な面、人材の運用面、施設の環境面、そして、同一類型の受刑者をグループ化することで、受刑者が同じ問題意識の中で自分と他人の考えや感情を比較することにより、内部の問題の解決が容易になり、専門家などの外的資源の拡充をより効果的に行うことができるからである。改善度に応じた段階的な収容区分を通じて特化した施設で行われる改善指導は、受刑者の再犯防止に非常に効果的であると考えられる。

第7節 本章のまとめ

以上、新法下における新しい処遇制度の取り組みについて、矯正の現実を中心に検討した。まず、韓国では、それまでの矯正では、被収容者の改善更生を通じた社会復帰に向けて十分な成果を納めることができなかつたという反省の下で、矯正政策の見直しを開始し、2008年、新法施行と共に拘禁から処遇中心へと矯正方針を変更した。そこでは、矯正処遇の質的向上や社会適応

力の向上などに焦点が当てられている。その結果、矯正のパラダイムを変える新たな警備等級制が実施されるに至った。これらの警備等級制の基本方針は、収容管理の改善を通じた矯正の先進化、個別特性を考慮した段階的・個別的処遇の拡大、自律活動の保障を通じた被収容者への働きかけ、保安重視の受動的・機械的¹⁰⁵矯正から再犯防止のための合理的・弾力的矯正への変更である¹⁰⁶。これらの警備等級制を無事定着させて受刑者の社会復帰を円滑にするためには、基本収容級および個別処遇級の検討とともに具体的・科学的な分類を通じた受刑者の個別処遇に重点を置いた充実した処遇の実施が求められる。また、刑事施設ごとに適正な警備処遇級人員を確保し、予測可能な矯正行政を実施すべきである。これに加えて警備処遇級に応じた施設の拡充および分界舎棟の運営を通じて、現実を考慮した処遇の実施と、どのようにすれば新制度の充実強化が可能かについての方策の研究が継続的に行われるべきである。しかし、これには、警備度にしたがって段階的な施設の分類、処遇格差の設定、分類指標の改善などの課題が残されている。

一方、日本は幾つかの社会的な現状を背景に、既存の受刑者処遇の見直しが要求されたことを受けて、2006年の新法施行とともに新処遇制度が導入され、これを通じて、既存の分類から受刑者個人の問題性に焦点を合わせた矯正処遇を実施し、改善更生および円滑な社会復帰を図ることになった。その結果、それまでとは違う、受刑者処遇への新しい一歩となる矯正のパラダイムが展開されるようになり、受刑者の真の改善のための有意義な制度として位置づけられるようになった。これらの新処遇制度を円滑に実施するためには、犯罪傾向に応じた進度の区分において適切性、具体性、合理性に基づいた分類が行われる必要があるから、新処遇制度との連携の面での検討を行い、より詳細な属性の区分を通じて受刑者個々の処遇計画の策定に万全を期すべきである。また、受刑者の社会適応能力を向上させるための制限緩和をさらに拡大することによって、改善度に応じた収容区分に注力する必要がある。これに加えて、収容管理および所内秩序の維持だけを目的としたものではなく、改善意欲の喚起および社会復帰への意欲を付与することに繋がる内容をも有する優遇区分を追加または拡大して、同制度をさらに積極的に実施する必要がある。このような中、改善度に応じた施設の分類が正確になされて、刑事施設の段階的な収容区分が実行されれば、受刑者の改善更生はもちろん、社会復帰へのアクセスがさらに容易になると考えられる。

韓日両国の刑事施設における新処遇制度の実施は、受刑者の人権が重視される現代の潮流に合致すると同時に、裏を返せば、社会的な現状として受刑者の改善更生がそれだけ重要視されていることをも意味している。同制度の実施は、受刑者の処遇を大幅に改善するきっかけとなったのはもちろんのこと、これからの矯正行政の進むべき方向を提示した好例ともいえる。以前の矯正政策は、単純な収容・管理中心の運用がなされるばかりで、処遇のために分類があるにもかかわらず実際にはそのように運用されていなかったことに鑑みれば、新制度の下では、受刑者の自己改善能力を涵養し、個別の問題性を克服させて社会復帰の能力を向上させるという点で、従来の矯正のパラダイムを変える画期的な処遇の変化だといえるだろう。したがって、この新処遇制度

¹⁰⁵ 人間的な感情や創造性がなく、盲目的・受動的に何かを行うこと、またはそのような考え方。

¹⁰⁶ 法務部矯正本部分類審査課「警備等級別区劃指定等運用方案」（2010年）2頁。

の積極的な運用および制度の見直しを通じて韓日両国の矯正行政をさらに発展させることが期待される。

滝本幸一によれば¹⁰⁷、日本の刑事施設での平均執行刑期 2 年 9 ヶ月の被収容者 1 人の処遇にかかる費用は 1 千万円以上だという。西欧と比べれば少ない方だが（英国では 2 千万円を超える）、被収容者の処遇にかかる費用は国民の負担であり、犯罪の被害者も国民であることに変わりはない。これらの負担を軽減するためにも、刑事施設における再犯防止のための改善更生は非常に重要である。したがって、これらの前提条件として行うべき新処遇制度を無事定着させて、矯正の最大の目標を達成するために努力していかなければならないと思う次第である。

¹⁰⁷ 滝本幸一「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律実施上の問題」『矯正講座』龍谷大学矯正・保護課程委員会編第 29 号（2009 年）238 頁。

第2章 被収容者に対する矯正医療の進むべき方向

第1節 はじめに

人間は誰もがみな、健康で長生きをしたいという基本的な欲求を持っている。これは、刑事施設に収容されている被収容者として例外ではない。しかし、受けられる医療サービスには、一般市民と被収容者との間で、確かに差がある。これは、刑事施設の環境条件や拘禁されている被収容者に対する認識の違いから来ることもある。しかし、国民の意識レベルの変遷と被収容者の健康に対する関心の増大のために、良質の医療サービスに対する需要はますます高まってきている。また、被収容者にも憲法¹⁰⁸で保障されている国民として享受しなければならない基本的な権利が保障されていることはいままでのない。国連の「被拘禁者処遇最低基準規則¹⁰⁹」(第22条)も、資格のある医師からの診察、適切に訓練された職員の配置による診療を保障している。

したがって、被収容者の健康維持と病気の治療は拘禁を執行する国家の義務であり、国家は一般社会の医療水準と同程度の医療を被収容者に対して提供しなければならない。こうした認識の下、刑事施設内の医療処遇の改善についての多くの議論が行われている。しかし、被収容者に対する矯正医療サービスが期待とおり順調に進んでいるとは思えない。医療スタッフの不足などの人的側面の問題、設備・機器の老朽化などの物的側面の問題のため、被収容者に質の高い医療サービスが提供されておらず、これは、矯正環境が似ている韓国や日本の共通した現状である。

そこで、被収容者に質の高い医療サービスを提供するため、同じような悩みや議論を共有している韓日両国の矯正医療が、如何にしてその解決方法を模索しているか、両国で行われている矯正医療の現状を調べ考察することによって、矯正医療のレベルを一段階アップさせるきっかけにしたい。

本章では、まず、矯正医療とは何かについて、その概念と矯正医療独自の特徴を説明し、次に韓日矯正医療の現状に着目しながら、その実態を比較・考察したい。最後に、刑事施設の医師確保のための方策を検討し、被収容者の医療処遇の質的向上のために、韓日両国で独自に行われている諸制度を中心に、今後の矯正医療の方向について考えたい。

¹⁰⁸ 日本国憲法第25条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。二、国はすべての生活部面について社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進に努めなければならない(昭和21年11月3日)。韓国憲法第10条 すべての国民は、人間としての尊厳と価値を持ち、幸福を追求する権利を有する。国家は、個人が持つ不可侵の基本的な人権を確認し、これを保証する義務を負う。第36条3項 すべての国民は、健康についての国家の保護を受ける(1948年7月17日憲法第1号)。

¹⁰⁹ 1955年8月30日に開催された、「国際連合犯罪防止及び犯罪者処遇に関する第1回国際連合会議」において国連の「被拘禁者処遇最低基準規則」を採択。

第2節 矯正医療の概念と特徴

矯正医療とは、刑事施設内の拘禁された収容環境下で行われる被収容者のための一般的な診療のことで、その対象が収容されている被収容者だということを除けば、一般社会で提供される医療の内容と特に異なる点はない。もちろん、刑事施設の特異性ゆえに一般社会の医療とまったく同じであるとはいえないが、国家権力によって強制的に拘禁されている被収容者の健康の維持と疾病の治療は、基本的な国家の義務であり、国家公務員である矯正医官が、被収容者である患者に医療を提供するという点では同じである。日本の「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第56条は、被収容者の保健衛生および医療の原則として「刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康および刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生および医療の水準に照らし適切な保健衛生上および医療上の措置を講ずるものとする。」と明記している。また、韓国の「刑の執行及び収容者の処遇に関する法律」第30条は、衛生・医療措置の義務として、「所長は、被収容者が健康な生活をするのに必要な衛生や医療上適切な措置を講じなければならない。」と明記している。このように、刑事施設内の医療は刑務所および拘置所の中で行われる疾病の予防と治療のための一切の措置を含む。つまり、具体的には、各種検査、病気の診断・治療、奇形などの矯正、治療のための患者に対するテストや健康診断、予防接種、公衆衛生目的のための措置も医療に含まれている¹¹⁰。したがって、被収容者は刑事施設内の収容の目的に反しない限り、健康的な生活を営み、適切な医療を受ける権利を持ち、人格の尊厳を保証されている。

これらの矯正医療の概念と共に刑事施設の被収容者に対する矯正医療には、以下のような特徴¹¹¹がある。

第一に、被収容者には原則として、施設内の医療だけでなく、外部病院の診療が必要な場合でも、医師や医療機関選択の自由がない¹¹²。これは、施設側が医療に対して責任を持って適切に対応するということと、外部病院診療の場合、被収容者の逃走の恐れ、職員の配置上の問題など、施設の運営に支障があるからである。

第二に、矯正医療の対象者は、必ずしも善良な人とはいえない被収容者で、彼らは病気を利用して医療職員などを欺こうとする。被収容者は拘禁する側への敵対心・不信感が強く、このような感情が刑務官や医療職員に向かっている。また、訴訟を起こすことを好み、作業せずに収容生活を楽にするために、詐病や虚偽性障害、異物の吸い込み、医療処遇に対して告訴・告発などの

¹¹⁰ 朴永奎「医療矯正の問題点と改善方案」『矯正研究』第48号韓国矯正学会（2010年）74頁。

¹¹¹ 大橋秀夫「矯正医学総論」『矯正医学』第52巻第50回総会記念号（2003年）6～7頁。

¹¹² 負傷または、疾病に罹っている被収容者は「刑事収容施設法」（指名医による診療）第63条1項の規定により刑事施設の職員でない医師などを指名して、診療を受けることが出来る。

行為をしており、病気を利用し自分の要求を達成しようとする¹¹³。

第三に、疾病の治療は、自由な雰囲気の中で、患者の心身の状態を考慮した快適な環境で行われるものだが、被収容者の診療は、閉鎖的な拘禁環境の下で行われている。刑事施設は、病気の発生について二面性を有する。つまり、禁酒、禁煙、規則的な食事、運動などの疾病予防的な側面と、拘禁を通じたストレスや病気の発生などの治療阻害的な側面である。そのため、通常の一般的な症状に拘禁性が重ねて、治療の経過が遅れる可能性がある。

第四に、被収容者の診療は原則として無料である。国家は、国民の1人として拘禁されている被収容者などに適切な医療を提供し、一括して被収容者に対する医療保障を負担することで、すべての被収容者が平等に診療を受けられるようにしている。もちろん、入れ歯などの高価な費用が必要な場合は例外であり、この場合は治療ではなく、補装具としての意味を持つ。

第五に、一般社会の病院では、利益のために各種検査などを通して過剰診療をしている場合があるが、矯正医療では過剰診療はない。そのため、被収容者の立場からは、社会における医療行為に比べて、どこか貧弱で、医療サービスが不足していると感じることもあるが、原則として基本的な治療、国民一般が享受している医療行為が保障されている。

第六に、法律の定めるところにより、場合によっては強制的治療を行う¹¹⁴。法律には、負傷または病気や食物を摂取せず、生命に危険が及ぶ恐れがある場合には、被収容者の健康のために必要な治療を強制的に行うことができると定められており、これは被収容者の身柄の確保という収容目的の達成のために必要な措置である。

第七に、刑事施設からの出所によって、治療が中断される。一回性の疾病や軽い病気の場合には、施設内で完治後、または完治されなくて出所しても、被収容者個人への影響はそれほど大きくないが、結核やHIVなどの長期治療を要する病気の治療が中断されると被収容者に大きな影響がある。

¹¹³ 肥満だった被収容者が施設収容後、体重が減少したことについて、当該施設の食事の栄養状態が悪いためだと外部へ訴えを起こし、弁護士会から減量を理由に、当該刑事施設に改善勧告が要求された。大橋秀夫・前掲注（111）8頁。

¹¹⁴ 「刑執行法」第40条（収容者の意思に反する医療措置）一、所長は、収容者が診療や飲食物の摂取を拒否した場合、矯正医官をして観察・助言や説得をしなければならない。二、所長は、第一項の措置にもかかわらず、収容者が診療や飲食物の摂取を拒否し、その生命に危険をもたらす緊急の虞がある場合、矯正医官をして適切な診療や栄養補給などの措置をさせることができる。

「刑事収容施設法」（診療等）第62条 刑事施設の長は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、刑事施設の医師などによる診療（栄養補給の処置を含む）を行い、その他、必要な医療上の措置を執るものとする。一、負傷若しくは疾病に罹っているとき、またはこれらの疑いがあるとき。二、飲食物を摂取しない場合において、その生命に危険が及ぶ虞があるとき。

第3節 韓日の矯正医療の現状

現在、韓日両国の刑事施設内で行われている矯正医療の現状はどのように進行しているか。今後の矯正医療の進むべき方向を論ずるためには、現在の状況を考察する必要がある。そこで、まず韓国の矯正医療の実態を概観した後、日本の現状と比較考察してみたい。

第1項 施設側の現状

(1) 矯正医療体制

自宅の周辺にかかりつけの医師がいれば、健康上の問題が発生した時に即対応できるため、便利で生活上の不安も少なくなる。同じように、施設に収容されている被収容者も施設内に医師が常駐していれば安心である。

韓国の刑事施設は、体系的な医療施設などが設置されておらず、その職制や規模は日本の矯正医療に満たないが、一般の刑事施設に医療課を設置し、矯正医官や医療スタッフを配置している。日本のように専門的な医療刑務所が存在しないため、施設で対応できない患者の多くは、外部病院に移送され、診療を受けている。例外的に一部の施設を治療重点刑務所として、特別な機能を持つ刑事施設に指定・運営しており、精神疾患や肺結核患者を晋州刑務所、ハンセン病の患者を順天刑務所に収容し、治療を行っている。しかし、これらの施設はごく一部に過ぎず、刑事施設内の多くの患者に対応するための施設側の医療体制はまだ不十分な点が多いのが実情である。そのため、法務部矯正本部は、矯正医療の質を高めるために、医療専門施設である医療刑務所の新設¹¹⁵を推進している。

一方、韓国の状況に比べて、日本の刑事施設は、その規模に応じて、医務部または医務課の組織が設置され、矯正医官や医療関係の職員を配置し、これらが医療や保健衛生業務に従事している。また、刑事施設の医療体制は、一般社会の医療内容の高度化、専門化に対応する必要があるため、全国に専門的な医療を行う4つの医療刑務所¹¹⁶と6つの医療重点施設¹¹⁷を設置し、医療機器や医療スタッフを集中的に配置し、一般施設で対応できない専門的な医療や長期療養を必要とする患者を集禁して十分な医療措置をとっている¹¹⁸。しかしながら、近年の刑事施設においては、精神障害、高齢化、悪性新生物などの増加により、これに対するより一層の対策が求められている。

¹¹⁵ 外部病院の診療・入院の増加に伴う負担を軽減するために、安養刑務所の敷地に300病床規模、医療人員269人、12の診療科を持つ医療刑務所を2015年に竣工し、被収容者への3次医療機関としての役割を担う施設の建設を進めている。法務部矯正本部「変化と創造 再犯パラタイムの構築」(2011年)11頁。

¹¹⁶ 精神・身体疾患患者を収容する八王子や大阪医療刑務所、精神疾患患者を収容する岡崎や北九州医療刑務所がある。

¹¹⁷ 札幌、宮城、府中、名古屋、広島および福岡刑務所の6つの医療重点施設がある。

¹¹⁸ 法務省矯正局「矯正の現状」『曹時』62巻11号(2010年)110頁。

以上のように、韓日両国は刑事施設内の被収容者の医療処遇に対応するため、それなりの体制をとっており、原則として被収容者の診療は、刑事施設内の矯正医官が行う。しかし、施設内での対応が困難な病気や救急患者の場合には、診療が可能な外部病院に移送し、入院させるなどして、専門医師の診察を受けられるよう配慮し、治療が疎かにならないようにしている。また、医療専門職員である薬剤師、放射線技師、看護師などを配置し、事務管理を行うと共に、保健医療に関する生活指導、被収容者に面接指導を行い、彼らの心情の安定や健康意識の高まりに応じて、医師の診療がスムーズに行われるよう側面から支援している。

(2) 患者発生状況

一般化するには困難な面があるが、被収容者は大抵、入所前から自分の健康を適切に管理していない場合が多い。そして、健康に異常がなかった被収容者でも、拘禁されて自由を奪われ、管理された施設内で生活すると、集団生活から生じるストレスなどで健康を害することも多い。特に最近では、刑事施設でも一般社会と同様に、自殺・自傷の増加、糖尿病などの生活習慣病の増加、薬物依存症患者や高齢化による高齢患者の増加などの問題が発生している¹¹⁹。

表 2-1 は、韓日の刑事施設の患者数の年次推移を示したものである。韓国の刑事施設の患者数の年次推移¹²⁰をみると、2010年の場合、1日の平均収容人員の31.0%が診療や治療を受けており、総患者数は2005年の3,296人から2010年の11,815人と約3.6倍の増加を見せている。一方、日本の刑事施設の患者数の年次推移¹²¹をみると、2010年の場合、休養患者が1,110人、非休養患者が45,263人で、治療を受けたり、投薬を行われたりする者は、被収容者の62.5%を占めている。休養患者とは、症状がひどく作業や訓練を中断して、休養させながら治療に専念させる患者であり、非休養患者とは、程度が軽く、作業や教育を中断することなく、日常生活をしながら治療を行う患者で、風邪、高血圧などの軽い病気から生活習慣病までのすべてを含んでおり、多くがこれに該当する。休養患者の数は、2005年にピークとなったが、その後減少傾向となっており、2010年で2.4%が休養している状況となっている。また、非休養患者の率は、総収容率の減少とは対照的に増加しており、総被収容者の約60%以上が何らかの病気などを有している状況が続いている。総患者数をみると、2010年現在46,373人であり、2005年の49,076人より減少したが、これは、収容人員の減少が最も大きな理由であると思われる。

しかし、韓国の場合、風邪などの単純病気は患者数に含まれていないが、日本の場合、単純病気も非休養患者として総患者数に含まれているため、両国の総患者数の単純比較には難点がある

¹¹⁹ 김태명, 김창환 「収容者の外部医療施設利用に従う問題点と解決案」 『法学研究』第 29 集全北大学校 (2009年) 123頁。

¹²⁰ 法務部矯正本部医療課 『業務現況』 (2011年) 30頁。2012年現在は、患者数が17,408人であり、2005年に比べて5.2以上増加している。

¹²¹ 日本矯正研修所 「矯正行政の当面する諸問題」 (2010年) 4頁。2012年現在は、患者数が45,424人であり、2005年に比べてその数は減ったが罹患率は63.0%から66.2%に上がっている。

ことを明らかにしておく。

表 2-1 韓日の刑事施設の患者数の年次推移

年度 区分	2005	2006	2007	2008	2009	2010
韓国の1日の平均収容人員	52,403	43,721	46,313	46,684	49,467	47,471
年末患者収容状況	3,296	5,531	6,851	9,255	10,654	11,815
1日の平均診療人員	15,144	14,020	14,517	17,351	16,197	14,675
1日の平均収容人員 対診療比率 (%)	(29.1)	(32.1)	(31.1)	(37.2)	(32.7)	(31.0)
日本の1日の平均収容人員	77,932	80,335	80,684	78,533	76,019	74,232
患者収容状況	49,076	50,440	50,274	48,471	48,033	46,373
休養患者	1,669	1,557	1,481	1,349	1,138	1,110
非休養患者	47,407	48,883	48,793	47,122	46,900	45,263
1日の平均収容人員 対罹患率 (%)	(63.1)	(62.8)	(62.3)	(61.7)	(63.2)	(62.5)

(出所) 韓国矯正本部『矯正統計年報』(2012年)、日本矯正研修所「矯正行政の当面する諸問題」(2010年)を基に作成(日本:毎年10月1日現在)

表 2-2 は、韓日の刑事施設の疾患別患者の状況を示したものである。韓国の場合¹²²は、循環器系の高血圧患者が 48.0%、次いで内分泌系の糖尿病が 24.6%、精神疾患が 13.1%の順となっている。このうち、最も大きな増加率を見せている疾患は高血圧患者で、2005年に比べて 7.8 倍の伸びを見せており、続いて 2008 年より 1.6 倍増加している糖尿病患者も目立つ。また、患者の 72.5%以上が高血圧、糖尿病などの生活習慣病などの慢性疾患の患者である。特に精神疾患、高血圧、エイズなどの患者は、特別な人的・物的設備が整った施設で治療を要する患者で、これらの患者の増加は、施設に多くの負担になっている。

これに比べて日本の場合¹²³は、循環器系の疾患が 20.0%で最も多く、次いで精神および行動の障害 13.4%、消化器系の疾患 11.3%、呼吸器系の疾患 10.9%の順となっている。また、主要な疾病の動向で、1999 年から 2009 年までの 10 年間、疾病分類別の休養患者数の推移をみると¹²⁴、

¹²² 法務部矯正本部『矯正統計年報』(2011年) 144 頁。

¹²³ 日本矯正研修所・前掲注(121) 5 頁。

¹²⁴ 望月靖、加藤昌義、北村薫子 他「刑事施設における最近 10 年間の疾病動向及び今後の課題について」『矯正医学』第 58 巻 第 2-4 号合併号(2010年) 5 頁。

循環器系疾患の高血圧性疾患、虚血性心疾患、脳血管疾患の増加が顕著で、新生物は約 1.8 倍の高い増加率を示している。その他、近年の入所被収容者の中では、精神障害者の入所が問題となっているが、施設に収容されている精神障害者は、被収容者の 8.5% (6,280 人) で、その数は増加傾向にあり、特に非休養患者数の増加が著しく、精神作用物質使用、統合失調症、気分障害、神経症性障害などの患者が多く収容されている。また、未だ少数ではあるが、高齢化に伴うアルツハイマー病などの認知症患者についても、今後の動向に注意を要する。上記のとおり、疾病の発生状況を見ると、韓日両国ではほぼ同様の様相を呈しており、平均罹病率が 100 日を超える疾患である循環器系の疾患、精神および行動の障害、新生物などの重症疾患の患者が増加しており、これに対する施設側の積極的な対応が必要である。

表 2-2 韓日の疾患別患者の状況

疾患名 国家(総数)	循環器系の 疾患	精神および 行動障害	消化器系の 疾患	呼吸器系の 疾患	感染症およ び寄生虫症	神経系の疾 患
韓国(11,815 人) (100%)	5,668 (48.0)	1,544 (13.1)	—	—	148 (1.3)	239 (2.0)
日本(46,373 人) (100%)	9,566 (20.0)	6,280 (13.4)	5,249 (11.3)	5,086 (10.9)	4,268 (9.2)	4,175 (9.0)

疾患名 国家(総数)	筋骨格系の 結合組織の 疾患	皮膚および 皮下組織の 疾患	内分泌栄養 および代謝 疾患	眼および付 属器の疾患	腎尿路生殖 器系の疾患	その他
韓国(11,815 人) (100%)	—	—	2,908 (24.6)	—	50 (0.4)	1,258 (10.6)
日本(46,373 人) (100%)	3,407 (7.3)	2,514 (5.4)	2,268 (4.8)	1,445 (3.1)	—	2,115 (4.5)

※韓国の場合、単純疾患は数値に含まれていないので、日本の状況と単純比較するのは無理があることを明らかにしておく。(—と表示されたところは、その他の項目に含まれている)。

(出所) 韓国矯正本部『矯正統計年報』(2012 年)、日本矯正研修所「矯正行政の当面する諸問題」(2010 年)

(3) 矯正医官の不足など

刑事施設の医師不足は、かなり以前から続いてきた問題である。したがって、国民の 1 人として、基本的に享受しなければならない被収容者の治療を受ける権利を如何に保障することができるか、どのように刑事施設の医師不足の問題を解決できるかについては、韓国のみならず日本の問題でもある。現在、韓国の刑事施設内の被収容者の医療ニーズは日々高まっているが、医師の

数¹²⁵はその需要を下回っている。韓国の年度別被収容者診療人員と内訳¹²⁶をみると、2005年には、のべ5,527,465人の被収容者に診療や投薬が行われたが、2012年にはのべ5,240,311人で、2005年よりその数は減少したが、これは全体の収容人員の減少に伴う影響にすぎず、診療を受けた受刑者の割合は28.9%から31.6%に増加した。医師の定員は2005年の88人から2010年100人に増員されたとしても、1日の診療人員はのべ113人¹²⁷で、医療法上の1日の適切な診療人員であるのべ60人¹²⁸を大きく上回っている。2012年現在、医師の定員のうち、11人が欠員状態であり、11%の欠員割合を示している。また、医療専門職員¹²⁹は薬剤師8人、看護師93人、放射線技師および病理士33人で、全国50の施設を考えると、その人員は非常に不足している。法務部は、頻繁に医師の求人情報を出しているが、毎年のように志願者不足という状況が続いている。また、採用された医師も、刑事施設の医療環境に適応できず、17%の離職率を見せており、平均在職期間1年7月（2010年現在）という短い期間だけ勤務して、離職してしまう場合がある。これは、刑事施設に勤務することの魅力が少ないためである。診療時の被収容者との葛藤、対立の危険性が常に存在し、訴訟への負担や開業医に比べて低い賃金、医療技術の低下、医療補助人員の不足、医療機器の遅れ、身体の危険などが、その原因として指摘されている。2012年現在、医療法上、刑事施設に必要な適正医療人材¹³⁰は医師が179人（患者60人当たり1人基準）、であり、看護師も358人（患者30人当たり1人基準）、薬剤師50人（施設当たり1人基準）、医療技師100人（施設当たり2人基準）が必要であるところ、多くの医療スタッフが不足している状況である。医療人材がこうした状況にあるため、刑事施設内での診療の97%が投薬処方にとどまっており、特に薬剤師は全国の刑事施設に8人しか配置されておらず、看護師や医療職員が調剤や投薬を行っている。

これに比べて日本の矯正施設の医師の定員は、2003年の332人から2013年現在まで、その数に変わりはない¹³¹。また、実員は常に10%程度の欠員率を示しており、現在は定員の20%以上が満たされていない状況にある。収容率が変化したにもかかわらず、医師の定員が変わらなかったことから、刑事施設内の医療処遇の断面を垣間見ることができる。また、2013年4月1日現在でも72人の医師が欠員状態であり、定員はあっても、常駐の医師が不在の施設が31ヶ所、医師

¹²⁵ 2011年10月現在、刑事施設に勤務する医師は156人で、1人が担当している被収容者は292人である。ソウル拘置所の場合は、医師5人が2,941人の被収容者を担当しており、1人当たり588人に達している。ヘラルド経済ニュース（2011年11月6日）。

¹²⁶ 法務部矯正本部『矯正統計年報』（2013年）102頁。

¹²⁷ 医師（100人）、公衆保健医（81人）の181人で算出（所内の診療件数÷260日）。

¹²⁸ 김태명、김창환・前掲注（119）125頁。

¹²⁹ 法務部矯正本部医療課・前掲注（120）3頁。

¹³⁰ 医療法施行規則第38条、法務部矯正本部『矯正関連統計』（2012年）35頁。

¹³¹ この332人のうち、刑事施設の医師の定員は226人である。法務省矯正局「矯正の現状」『曹時』64巻11号（2012年）199頁。

欠員の施設は 25 で¹³²、この施設では、医師確保のために尽力しているものの、成果が出ていない。例えば、医療刑務所の中心的な存在である八王子医療刑務所¹³³（収容定員 439 名）の場合、医師の定員が 17 人であるが、欠員が 7 人で実員が 10 人である。この中で、管理者である所長、医療部長を除くと、実際の診療行為ができる医師は 8 人である。こうした医師の不足と共に、専門診療科の医師の不在、過剰収容などの問題も発生しており、これにより医療刑務所への移送の協議が困難、あるいは遅延を来している。一般施設で治療が困難な患者を収容している場合、外部病院への移送が長期化し¹³⁴、これが職員の負担につながる悪循環が続いている。2012 年現在、矯正医官 1 人当たり 303 人の被収容者を担当しているが、医師の欠員を考えると、この数字はさらに高くなるだろう。そのため、不足している医師の確保が喫緊の課題であり、これに加え、医療関係職員の増員にも努力しなければならない。2012 年度の医療関係職員の定員¹³⁵は、薬剤師 71 人、医療放射線技師 21 人、看護師 331 人、臨床衛生検査技師 16 人で、全国の刑事施設 77 施設（支所 111 施設を除く）に比べると、十分な人員とはいえないだろう。

2011 年、日本の刑事施設から出所した受刑者 28,325 人を対象として実施した「受刑者に対する釈放時アンケートについて¹³⁶」の結果をみると刑事施設内の医療について、どのように思うかという質問に、「早く診察してほしい」、「医師からの十分な説明を得たい」などの回答は、男性が 61.5%、女性が 76.1%であった。特に、女性は「希望とおりに薬を出してほしい」と要望した割合が 28.6%であった。一方、「希望とおりの医療が受けられた」との回答は男性 29.3%、女性 14.9%であった。これは、矯正医療について多くの被収容者が満足していないことを示している。

（４）機器・予算の問題

医師の不足に加え、検査医療機器の不備または老朽化も問題である。韓国の殆どの刑事施設にある医療機器は、一般社会の病院のレベルに達していないのが実情で、その多くが老朽化していたり、医療技師の数が十分ではなかったり、機器操作の要領が未熟であったりといった問題を抱えており、その対応が困難な状況に直面している。主な医療機器の保有状況¹³⁷をみると、2010 年 12 月現在では、X-ray の直接撮影機など計 21 種 983 台を保有しており、AED（自動体外式除細動）

¹³² 法務省「矯正施設の医療の在り方に関する報告書～国民に理解され、地域社会と共生可能な矯正医療を目指して」矯正医療の在り方に関する有識者検討会（2014 年）4 頁。

¹³³ 収容定員は 439 名であり、平成 21 年度の手術件数は 150 件である。矢野喜郎「刑事施設の医療体制について」『刑政』第 122 巻 7 号（2011 年）11 頁。

¹³⁴ 東京都所在の〇〇刑務所では、8 ヶ月連続で、医療刑務所への移送を待っている受刑者もいるという。

¹³⁵ 法務省矯正局・前掲注（133）199 頁。

¹³⁶ 法務省「受刑者に対する釈放時アンケート集計結果」（<http://www.moj.go.jp/content/000113082.pdf>）参照。

¹³⁷ 法務部矯正本部医療課・前掲注（120）28 頁。

は 53 台を保有している。X-ray 直接撮影機は、全施設で 50 台設置されているが、これを扱える技師が 12 人で、放射線技師が配置されていない施設では、非専門家の刑務官や看護師がその業務に従事している。こうした医療機器と医療技師の不足に対応するためには十分な予算が必要であるが、被収容者の医療ニーズを満足させるほどの金額を確保できないのが、現状である。また、これまで医療人員や医療施設に大きな変化はなかったが、健康に対する意識の変化や医療ニーズの増加によって、被収容者 1 人当たりの医療費は 2004 年の 89,000 ウォンから 2012 年には 286,980 ウォンと約 3.2 倍の増加を見せている。しかし、2012 年の一般国民 1 人当たりの医療費 1,068,000 ウォンに比べると、被収容者の医療費は、一般国民の約 27% にすぎないと指摘されている¹³⁸。また、これまで被収容者には健康保険が適用されていなかったが、2006 年度から外部診療の際、健康保険の適用により預託金が増加し始めた。健康保険の適用が開始された 2006 年段階では、25 億ウォンに過ぎなかった健康保険預託金は、2012 年には 105 億ウォンと 4.2 倍増加しており、これは被収容者の 1 年の医療予算の 53.5% に相当する金額で、今後も増えることが予想される。また、被収容者が外部病院で診療を受けた場合、外部病院の医療費と健康保険の預託金を含む金額が全体の医療予算の 70.6% に相当し、被収容者 1 人に掛かる外部病院の医療費は 442,102 ウォンである¹³⁹。これは一般被収容者の医療費と比較すると、約 1.6 倍以上の金額であり、医療予算の運用に支障を来すため、その対応が求められている。上記のとおり、被収容者 1 人の医療費は一般国民に比べて低いですが、医療費の支出の多くは高齢受刑者、外部病院の患者などに偏る傾向があるため、これに対する適切な調整が必要である。近年の医療費上昇の要因としては、診療数の増加、健康保険料の負担、医薬品の乱用、従来は刑の執行停止が可能だった疾病が、医療技術の発達により制限されることが挙げられる。しかし、重大な病気の場合には大抵、刑の執行停止¹⁴⁰を通じて外部病院で治療を受けられるようにしている。これには、施設内で被収容者が死亡した場合、施設側に何か問題があったのではないかという国民の憶測を排除する狙いがあり、臨終の時を施設ではなく、一般社会で迎えられるように配慮している。

これに比べて、日本の矯正医療予算の推移をみると、1988 年には 9 億円だった医療費が、10 年後の 1998 年には 18 億円に倍増している。さらに、2009 年には 49 億円で、5.4 倍以上という急激な増加を見せている¹⁴¹。これは、被収容者人員の増加、特に高齢受刑者の増加に伴い医療経費がかさみ、施設内の診療や投薬は無料ということで、被収容者がたいした病気でもむやみに薬を乱用することが原因である。また、外部病院診療件数が、1988 年の 189 件から 2009 年

¹³⁸ 法務部矯正本部『矯正統計年報』（2013 年）109 頁、민태원「高騰する老人医療費...1 人当たり年間 311 万円」『国民日報』クッキーニュース面（2013 年 8 月 11 日）
(<http://news.kukinews.com/article/view.asp?page=1&gCode=kmi&arcid=0007453497&cp=nv>) 参照

¹³⁹ 法務部矯正本部医療課・前掲注（120）21 頁。

¹⁴⁰ 2009 年の刑執行停止件数は、日本が 60 件（被収容者比 0.9%）、韓国が 484 件（被収容者比 1.4%）である。日韓犯罪白書参照。

¹⁴¹ 日本財務省主計局「治安・司法関係」（平成 20 年 10 月）資料Ⅱ-10-3。

には1,212件と、6.4倍以上に増加したことも、もう1つの原因である。しかし、被収容者1人当たりの年間医療費は、1998年の36,500円から、2012年現在は56,210円¹⁴²と、14年間で1.5倍増加したにすぎない。また、国民健康保険中央会が発表した2012年度の国民1人当たりの医療費は301,283円、75才以上の高齢者では1人当たり907,477円であった¹⁴³。一般国民と被収容者の間の医療費の差は約5.4倍以上の差があり、高齢受刑者は一般被収容者と比べて、さらに高い医療費が掛かることが分かる。また、超高齢化社会を背景に高齢受刑者はますます増える一方であり、これに伴い医療費の増加も必須であると予測される。

近年、刑事施設の医療環境の改善に伴い、以前に比べて被収容者1人当たりの医療費が上昇したが、一般国民に比べるとまだ低いため、医療予算の効率的な利用のためには、処方箋不要の一般用医薬品を自費で購入したり、安価な後発医薬品を使用したりするなど、色々な工夫が必要である。

第2項 被収容者側の現状

(1) 医療ニーズの上昇

韓国では、国民の人権意識の向上と、被収容者の基本的ニーズを尊重する動きによって、刑事施設内で最も問題視されてきた医療サービスの向上が、国家的な次元で行われようになった¹⁴⁴。しかし、被収容者の医療サービスに対する需要は急速に高まっており、外部システムの発展により、医療環境が改善されたとはいえ、被収容者の医療処遇に対する欲求はますます高まる一方である。被収容者の医療サービスへの要求は、一般人と比べて非常に高い。刑事施設内で発生した医療に関する不服申立て件数¹⁴⁵をみると、2005年1,710件から2008年には1,669件に減少したが、刑事事件で告訴・告発した件数は2005年の118件から2008年の288件で、以前と比べて2.4倍の増加を見せている。これは、棄却率が高く、殆ど効果がないと思われる陳情よりも、職員にとって最も負担となる刑事事件で、自分たちの医療処遇に対する要求を満たそうとするためではないかと考える。つまり、告訴・告発を通じて職員に精神的・肉体的な負担を与えた後、外部病院での診療や病棟への転房など、自分たちの欲求を充足させるための手段として、不服申立てを利用している。

日本では、収容生活の中で提起された不服申立てが以前に比べて減少傾向にあるが、矯正医療など被収容者の処遇に関する苦情の申出¹⁴⁶は、2006年の2,320件から2010年の4,219件と1.8倍

¹⁴² 法務省矯正局総務課「矯正予算の概要」『刑政』第109巻6号(1998年)60頁、第122巻5号(2011年)56頁。

¹⁴³ 国民健康保険中央会 (http://www.kokuho.or.jp/statistics/st_iryohi_H24.html) 参照。

¹⁴⁴ 医療予算の増額、医師補充、外部機関による健康診断、健康保険の適用、血液透析、遠隔診療などである。法務部矯正本部 矯正統計年報(2008年)289頁。

¹⁴⁵ 同上、337頁。

¹⁴⁶ 法務省法務総合研究所『平成22年度犯罪白書』(2010年)63頁。

増加している。また、被収容者から監獄人権センターに申し立てられた苦情の件数¹⁴⁷1,242 件のうち、医療関連の苦情が最多の 190 件で、全体の 15.2%を占めている。これは、被収容者の医療処遇に関する苦情や、自分の医療処遇についての権利主張が年を追うごとに高くなっていることを示しており、以前のように我慢するという意識が低下する一方で、医療処遇に関するニーズはますます上昇していることを示している。

以上のように、被収容者の医療処遇に対するニーズが日増しに高まる中、これに対応するために施設側は尽力しているが、人的・物的な要因により、被収容者のニーズに追いついていないのが現状である。

（２）外部病院診療の増加

刑事施設内の医療スタッフ不足や施設・機器の老朽化などのために、刑事施設内の矯正医療の水準は、一般社会と比較すると大きな隔たりがある。したがって、被収容者の特殊性に加え、刑事施設内の医療に対する不信と不満のために、被収容者の多くが外部病院での診療を希望する傾向が強い。

表 2-3 は、韓日両国の被収容者の外部病院診療の状況を示したものである。韓国の刑事施設で外部病院を利用している被収容者¹⁴⁸は、2005 年の 17,459 人から 2012 年には 26,333 人で、約 1.5 倍の増加を見せている。また、投入される医療費も 67 億から 2012 年の 137 億 7,500 万ウォンで、2 倍以上増加している。特に、2006 年から健康保険が適用されることによって、外部病院の診療の数は大きく増加している。このように被収容者の多くが、施設内の診療よりも、外部病院での診療を受けたいと願っている。2008 年、刑事施設の受刑者 470 人を対象に調査¹⁴⁹した結果、病気や治療が必要な時に自由にいえなかった経験のある者が 52.1%、その理由として、73.3%が刑事施設内の診療を信頼していないことが挙げられている。次に、10.3%が、「刑務官の表情がみえるため」と答え、「毎回同じ薬を処方されて信頼できない」と回答した者も 17 人いた。このように被収容者は、刑事施設内の診療を信頼していない場合が多く、そのため外部病院の診療を希望している。外部病院の診療を好むもう 1 つの理由は、拘禁生活から生じる苦しさから解放されるためであり、一般社会に出たいという欲求から、自害を図ったり、自ら異物を嚥下したりして、外部病院に入院しようとする。しかし、外部病院の診療は、そうした多くの被収容者たちによって乱用される傾向があり、それに応じて病室の不足、患者戒護などの保安全管理上の負担¹⁵⁰、高価

¹⁴⁷ 苦情の内訳（2008 年）：医療 190 件、懲罰 77 件、外部交通 52 件、食糧・衣服 42 件、暴行 38 件、単独室収容 25 件、図書閲覧 22 件、不服申請 15 件、作業 12 件、その他 761 件、NPO 法人監獄人権センター主催連続講座「受刑者処遇の現状と課題・各論 1（特に、外部交通、医療など施設内処遇について）（2011 年 10 月 29 日）。

¹⁴⁸ 法務部矯正本部『矯正統計』（2013 年）108 頁。

¹⁴⁹ 류여해「医療刑務所の必要性和対策方案」『矯正研究』第 40 号 韓国矯正学会（2008 年）188 頁。

¹⁵⁰ 2010 年の被収容者の外部病院への入院の延べ人員は 6,419 人で、戒護職員の延べ人員は、49,654 人、1 日平均 136 人の職員が外部病院の戒護勤務をした。

な治療費、被収容者たちの医師不信の風潮や医師の被収容者を忌避する現象などの副作用が現れている。

これに比べて日本の刑事施設では、通常の施設で対応できない患者の場合、医療重点施設や医療刑務所に移送し、診療するため、韓国よりは事情が比較的良好であるが、医療刑務所の満員、救急患者の発生などにより、外部病院の診療件数がますます増加している。年度別の外部病院の移送件数¹⁵¹をみると、2005年 997 件（年日数 9,970）から 2012 年には 1,278 件（年日数 15,384）で、約 1.3 倍（年日数 1.5 倍）の増加を見せており、これに伴い、施設側の負担も大きくなっている。韓国とは異なる外部病院での診療の特徴としては、自費治療がないという点である。外部病院の診療は、移送の際、患者である被収容者の逃走事故を起こすことはできないため、保安職員、移送要員など、少なくとも 3 人以上の人員が必要となる。仮に入院する場合は、24 時間交代で刑務官三人一組となり、被収容者に付き添わねばならない。交代を含めると丸 1 日で 6 人の職員が必要となる。これは新たな職員配置箇所が増えることから、他の患者の移送診療が厳しくなり、矯正行政の運営に支障を来し、施設内の職員の配置が円滑にできない問題が生じている。また、被収容者の逃走など矯正事故の発生の危険性があるため、施設側にとって大きな負担となり、外部病院移送を抑えようという向きもあるが、外部病院の診療の増加は被収容者の医療処遇改善という側面では好ましい面もある。

表 2-3 外部病院移送診療件数

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
移送件数								
韓国	17,459	19,257	22,885	37,128	28,765	27,525	26,046	26,333
日本	997	1,034	1,123	1,169	1,214	1,285	1,158	1,278

（出所）韓国矯正本部『矯正統計年報』（2013 年）、矯正医療の在り方に関する有識者検討会「矯正施設の医療の在り方に関する報告書～国民に理解され、地域社会と共生可能な矯正医療を目指して」（平成 26 年 1 月 21 日）を基に作成

（3）高齢受刑者の増加

UN は、一国の総人口の内 65 歳以上が占める割合が 7%以上の社会を「高齢化社会」、14%以上の社会を「高齢社会」、20%以上の社会を「超高齢化社会」と呼び、韓国の場合、急激な人口の高齢化傾向を見せている。統計庁の発表によると高齢人口が 2007 年 12 月、総人口の 9.9%を占めており、これは高齢人口が総人口の 7%を超え、「高齢化社会」に突入してから 7 年ぶりだという。2010 年現在、韓国の 65 歳以上は総人口の 11%を占めている。また、2012 年には「高齢社会」

¹⁵¹ 法務省・前掲注（132）6 頁。

に入り、2026年には「超高齢化社会」に入るものと予測している¹⁵²。一般社会における高齢人口の増加は、高齢者の犯罪、さらには高齢受刑者の増加を招いており、これらに対する処遇が矯正の主たる懸案事項となっている。特に刑事施設では、閉鎖された空間での受刑生活に応じて一般社会よりも早く老衰現象が起こるため、一般社会の60歳と施設内の60歳とは状況が異なり、高齢受刑者の分類に一般社会の定規を突きつけてはならないだろう。法務部の犯罪白書によると、2000年度の刑事施設に収容されている60歳以上の受刑者は736人で、2010年には1,641人に増加した¹⁵³。総受刑者対比で1.9%から5.1%に増加しており、今後も一般社会の高齢人口の増加に伴い、高齢受刑者の増加が予測されている。高齢受刑者は、通常の受刑者と異なる幾つかの特徴があり、1つには通常の受刑者に比べて身体的・精神的に健康でなく、慢性疾患の有病率が高く、治療が難しい関係で長期間の管理を要し、医療費の過剰支出で矯正当局の費用負担を加重させていることが挙げられる。60歳以上の受刑者の疾病の有無を調査¹⁵⁴した結果、60代には60%以上が、70代では80%以上の受刑者が病気にかかっており、刑事施設側ではこのような高齢受刑者への対応に頭を抱えている。

日本の刑事施設内の高齢化現象は、韓国に比べて深刻である。世界保健機関統計によると、2010年、60歳以上の人口の割合が29%で、世界1位を占めている¹⁵⁵。また、2008年12月の日本の国立社会保障・人口問題研究所の発表によると、2055年には65歳以上が総人口の約40.5%を占め、特に75歳以上は25%になると推定されており¹⁵⁶、今後、日本は未曾有の超高齢化社会を迎えると予測される。このような一般社会の高齢化現象に応じて、刑事施設内でも高齢化が進行し続けており、受刑者の高齢化は一般社会の高齢化の速度に比べて著しく速い。法務省によると1988年に1,828人だった60歳以上の受刑者は、2005年には7,837人（70歳以上は1,593人）、2012年には10,312人（70歳以上は2,750人）¹⁵⁷で、1988年に比べて5.6倍以上増加した。また、総

¹⁵² 韓国統計庁「将来人口推計結果」（2006年11月）6頁。しかし、統計庁が発表した「2013高齢者統計」によると、65歳以上の人口が613万人で、総人口の12.2%を占めており、2050年には総人口の37.4%に達すると予測している。

¹⁵³ 2012年末は2,150人である。法務部矯正本部・前掲注（130）63頁。

¹⁵⁴ 김길성「収容者の人権保護に関する研究：少数弱者収容者の処遇改善を中心に」京畿大行政大学院司法公安学科修士論文（2006年）71頁。

¹⁵⁵ 総人口に占める割合は、65歳以上が23.1%、70歳以上が16.7%、75歳以上が11.2%、80歳以上が6.5%である。「国勢調査及び人口推計」2013年9月1日現在（概算値）、65歳以上は3,182万人を超え、総人口の25.0%に達している。（<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/2.htm#02>）参照。

¹⁵⁶ 宋倉悠太「矯正茶話会報告石川正興教授 高齢出所者に対する地域生活定着センターの試み—その業務と課題—」『刑政』第122巻11号（2011年）。2012年10月現在、65歳以上の高齢者が初めて3千万人を超え、総人口に占める割合は24.1%である。「65歳以上人口、初の3000万人超え 総人口28万人減」『日本経済新聞』（2013年4月16日）。

¹⁵⁷ 日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部編『刑務所のいま—受刑者の処遇と更生—』ぎょうせい（2011年）19頁。法務省「矯正統計年報Ⅰ」（2013年）。

受刑者のうち 60 歳以上の占める割合は、1988 年の 4.3%から 2009 年には 15.7%、2012 年には 17.5%の割合を見せており、2009 年に比べて 60 歳以上の受刑者が 102 人減ったにもかかわらず、収容率は 1.8%高くなったことに注目する必要がある。これは、「法務総合研究所が 2016 年には 60 歳以上の受刑者が 17.6%になると試算」していた¹⁵⁸より 4 年ほど早いもので、刑事施設内の高齢化に対する充実した対応が求められている。このように増加する高齢受刑者は、施設内の医療に大きな影響を及ぼしており、一般社会の高齢者に比べて有病率が高い。刑事施設では高齢化が進行すると共に休養患者の数が増加している。2010 年の刑事施設内の 60 歳以上の休養患者の疾患名¹⁵⁹をみると、総患者 3,650 人のうち、消化器系の疾患が 627 人（17.1%）と最も多く、次が呼吸器系の疾患 582 人（15.9%）、それに続いて循環器系の疾患が 108 人（12.8%）である。このように消化器や循環器系の生活習慣病や慢性疾患などの様々な病気を抱えている場合が多く、認知症や精神障害を持った高齢受刑者は、他の受刑者に比べて数倍以上の労力が掛かる¹⁶⁰。特に、今後刑事施設内で高齢受刑者の認知症患者がさらに増えると予測される点で、これに対応する人的・物的体制の不足は大きな問題である。法務省の矯正統計年報によると、2010 年に施設で病死した者は 358 人、このうち 60 歳以上が 240 人で、総死亡者の内 62.3%を占めており、10 年前の 188 人と比べて倍以上である。また、総休養患者 15,634 の内、60 歳以上の受刑者は 3,650 人で、休養患者の 23.3%を占めており、非休養患者を含めると、その人員はさらに増えるものと考えられる。このため刑事施設では、一般受刑者に比べて、より一層の介助が必要な高齢受刑者の増加に対応できる医療の人的・物的体制の整備が急務となっている。

第 4 節 今後の矯正医療の方向

矯正医療の中で最も重要な課題は、常勤医師の確保および矯正医療の質的向上である。そのためには、刑事施設に勤める矯正医官に十分なメリットを与えて、被収容者に一般国民と同じようなレベルの医療処遇を提供しなければならない。以下では、韓日両国で独自に行われている対策に着目しながら、今後の矯正医療が進むべき道を考察していきたい。

第 1 項 矯正医官の待遇改善

まず、第一に、矯正医官に対する待遇の改善である。刑事施設に勤務する矯正医官の待遇は、刑務所の種類や年齢・地域などによる差はあるが、公務員の規定によって定められている。法務省矯正局（矯正管区）が募集している矯正医官の求人詳細をみると、給与は年収 1,000 万円～1,200 万円までとなっている¹⁶¹。これは、病院勤務医の年収 1,479 万円、開業医（個人）2,458 万円、開

¹⁵⁸ 太田達也「矯正の危機!? 高齢受刑者の増加」『刑政』第 119 巻 9 号（2008 年）76 頁。

¹⁵⁹ 法務省「矯正統計年報 I」（2010 年）310～326 頁。

¹⁶⁰ 太田達也・前掲注（158）77 頁。

¹⁶¹ 医師求人サイト（<http://www.e-doctor.ne.jp/contents/special/kyouseiikan/tokyo.html>）参照。甲府刑務所の 2011 年度の医官募集をみると、月に給与 65 万円～80 万円が支給されると記されている。

業医(法人など)2,530万円¹⁶²と比較すると大きな隔りがある。韓国の医師の平均年収は1億2,000万ウォン¹⁶³で、矯正医官の平均年収7,600万ウォンに比べて顕著な差がある。ドイツのテューゲル刑務所の矯正医官は、大学病院で20年間の経験があったが、雑務が多すぎて矯正医官になったという。待遇としては、給料はあまり上がらないが、1年に10週間の有給休暇が可能で、他の病院での兼業も問題にならない。また、同施設の6人の医師は、給料や勤務条件などの待遇に満足しており、雇用が安定している点が刑務所への就職の理由¹⁶⁴だと答えた。イギリスの場合でも、夏季の長期休暇が可能であり、個人的な学会の参加費用は法的に保証されており、一般医よりも矯正医官には高い給料を支払っている¹⁶⁵。しかし、韓国や日本の矯正医官は一般社会の医師より給料が1/3から多くは半分まで減るのが現状で、予算的な側面の負担はあるが、ある程度の給料の引き上げが必要不可欠である。

第二に、医師の研修制度である。日本では、刑事施設に勤める常勤医師は週3日を勤務日とし、残りの2日を外部医療機関などにおける研究日として設け、自分の医療技術の維持と向上のための研修を行わせている。刑事施設に勤務することで、医療技術が低下するかもしれないという不安が、刑事施設での勤務回避の1つの重要な理由であることに鑑みると、これは矯正医療の質の向上のためにも重要な制度である。しかし、韓国の刑事施設では、医師の研修制度がなく、被収容者は、矯正医官の医療技術が一般社会の医師と比較して大幅に低下すると思う傾向が強い。それは、被収容者が刑事施設の医師を信頼しない1つの要因となっており、そのため外部病院での診療を希望することになる。したがって、施設に勤務する矯正医官には研究・研修日の取得が可能にし、大学医学部などに派遣するなどして、研修としての診療、研究などに従事する機会を与えなければならない。また、医師個人で矯正医療に必要な研修、学会などに参加する際、経済的負担を緩和する支援も必要である。この制度の導入および拡大は、矯正医官の医療技術を向上させ、被収容者の不信を払拭して、矯正医療の質の向上を図る必要があるだろう。

第三に、「矯正医官修学生制度¹⁶⁶」および「看護師養成制度」である。これは、昭和36年から医学を専攻する大学生の中で、将来刑事施設に勤務しようとする者に対して、月額54,000円(2013年現在)の修学資金を卒業まで貸与し、卒業後一定期間刑事施設の医師として勤務すれば返還義務が免除される制度¹⁶⁷で、早期に一定の割合の医師を確保することができる有効な制度である。また、昭和41年から八王子医療刑務所内で準看護師養成所(刑務官のうち毎年約20名を選抜し、

¹⁶² 日本財務省主計局「医療経済実態調査報告(平成21年6月実施)」(平成22年11月)。

¹⁶³ 韓国の医師の年平均輸入は4億7,000万ウォンである。韓国国税庁『国税統計』(2009年)。

¹⁶⁴ 斉藤永仁「欧州三か国の刑務所を視察して一矯正医療の現場から(その三・最終回)ドイツ」『刑政』第116巻3号(2005年)161頁。

¹⁶⁵ 斉藤永仁「欧州三か国の刑務所を視察して一矯正医療の現場から(その一・イギリス)」『刑政』第116巻10号(2005年)164頁。

¹⁶⁶ 「矯正医官修学生資金貸与法」昭和36年3月31日法律第23号(最終改正:昭和45年4月1日法律第13号)。

¹⁶⁷ 中根憲一「矯正医療の現状と課題」『レファレンス』第680巻(2007年)104頁。

2年間の教育後、免許を取得させる)を開設し運営している看護師養成制度も、効果的な制度であると思われる。平成24年3月までに同施設を卒業した看護師は923人で、恐らくこの養成所を卒業した看護師は、矯正医療のサービスの向上に寄与していると考えられる。韓国では、日本の「矯正医官修学生制度」と似ている「矯正幹部候補生制度」、つまり、知的水準の高い良質の矯正幹部を養成して刑務官の資質を向上させることを目的として限定的に運営し、一定の成果を上げた同制度を矯正医官募集制度に導入し、予備矯正医官を確保して人材の運用を円滑に行う必要がある、また、2009年から中断されている刑務官看護師の養成制度も、関連法の改正を通じて1日も早く再開して所期の成果を得られるようにすべきである。

第四に、法律の整備である。日本の矯正医官の定年は65歳であるが、「定年延長制度」により、定年の延長を希望した人に限って、68歳まで定年の延長が認められている。また、国家公務員法の規定に基づき、原則として兼業は禁止されているが、医療業務に支障のない範囲で夜間・休日などについては、兼業が認められている。しかし、韓国の矯正医官は国家公務員法によって兼業が禁止されており、定年も60歳である。医師という職業は、高収入を得ることができる職業でもあるが、使命感をもって社会に貢献できる、特別な免許を持っている職業でもある。したがって、法律の整備を通して兼業を可能にしたり、定年を延長したりする必要がある。これは、刑事施設の医師確保の困難性、高齢化社会に伴う高齢者の活用、定年がない開業医の都合などを考慮すると、十分に検討可能であり、医師確保のための効果的な方策の1つではないかと考えられる。

第2項 民間委託の医療体制の構築

刑事施設側は被収容者に対して適切な医療行為を行うために診療所を設置し、医師を確保しなければならない。しかし、同施設が医師にとって魅力ある職場とはいえないため、必要な医師の確保が困難である。こうした状況を打開するため、従来の発想とは離れた新たな医療体制の整備が急務となり、近くの医療機関への医療業務の委託や診療所の開設が検討されることになった。その中で誕生したのが、刑事施設医療の民間委託である。今までの矯正医療体制の不備を補完する1つの動きとして、地域医療との緊密な連携の下で実施される民間委託であるが、日本の矯正医療の現場では、一般刑務所や社会復帰促進センターの医療が、民間委託の形で行われている。以下では、まず、一般刑務所の中で最初に民間委託が実施された月形刑務所の例を挙げ、次に、社会復帰促進センターでの取り組みを紹介し、その意義を検討する。

北海道の月形刑務所では、2005年から大学の医学部からの医師派遣が中止され、収容定員の拡大に伴い、常勤医師を確保することが喫緊の課題となった。しかし、同地域が交通機関の不具合や豪雪地帯で生活条件が厳しく、ここに勤務を希望する医師の確保が困難であったため、医療業務を民間委託することにした。そこでまず、刑務所内の診療所を廃止し、民間の医療法人¹⁶⁸が同施設のブロックの一部を管理下に置き、新しい診療所を開設し、被収容者の診療、健康診断など

¹⁶⁸ 民間医療法人である康和会が刑務所内で月形診療所を開設し、内科、消化器科、精神科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、歯科の診療をしている。

を行うようになった。ところが、この民間委託の導入後、診察を受けるまでの時間が短縮され、被収容者の苦情が大幅に減少し、検査などの充実度も高くなり、病気の重症化を防止することができた。さらに、診察を行う医師は、一般病院の医師として被収容者を診療しており、これに伴い被収容者もやたらと駆け引きを行わなくなった。出所者が作成した感想文には、「親切に診察や検査をしてくれ、出所後の食生活などの注意事項まで指導してもらい、健康な体で社会に復帰することの大切さを実感した」と、好意的な評価が書かれている。また、医務課に勤務する刑務官は医療法人が開催する医療安全委員会や外部医療機関で研修を受けるなどの有意義な機会を与えられている¹⁶⁹。

次に、社会復帰促進センターにおける医療の民間委託である。同センターは、全国に4つ存在する¹⁷⁰。その中で、矯正医療の民間委託が行われている施設は、島根あさひ、美祢、喜連川の3ヶ所である。島根あさひでは、施設内の診療所の管理を島根県に委託し、県立病院が同施設内の医療を担当しており、これに応じて医師の常時居住体制を確保し、矯正医療の充実化を図っている。特に同診療所は、地域医療の充実を図るため、医療施設の過疎地の地域住民に診療所を開放しており、矯正医療と地域医療との連携の点で、今後の矯正医療の方向性を提示しているといえるだろう。その他、美祢の場合は、国が開設した診療所を外部医療機関である美祢市立病院に民間委託の形式で貸与し、当該医療機関がこの診療所を運営しており、喜連川の場合には、診療所の管理運営を医療法人中山会宇都宮記念病院に委託して、同病院に勤務する医師が非常勤の形で施設内の診療所を巡回して安定的な診療体制を整えている。

このような民間委託の診療所は、検討すべき部分もあるが、徐々に拡大運営すれば被収容者の矯正医療に対する満足度と矯正医療の発展に役立つだろう。法務省では施設内の医療に関するすべての事項、すなわち、医師の確保、診療所・医療機器などの管理を委託医療機関に預けて、診療費や投薬料を直接支払う一方で、矯正医療の充実と円滑な運営を事業者に要求している。これによって施設内の医師確保の心配がなくなると共に、被収容者により良い医療を提供できる。また、被収容者も矯正医官ではなく民間の医師による迅速で充実した診察が受けられることで、医師を信頼し、医療処遇に少しでも満足できるようになる。

第3項 矯正医療の他省庁への移管

今日の矯正医療の根源的な問題は、常勤医師の確保が困難であることと、刑務所の医療が保安体制に従属¹⁷¹していることである。被収容者に対する診察、治療は医学的判断に基づいて行う必要があるにもかかわらず、刑務官の不足と被収容者の逃走などの保安上の危険を理由に、外部病

¹⁶⁹ 村中隆「矯正医療をめぐる最近の諸問題について」『犯罪と非行』第167号（2011年）147～148頁。

¹⁷⁰ 美祢社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター、喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センターの4つである。

¹⁷¹ 日本弁護士連合会「刑務所医療の抜本的改革と受刑者の死因調査制度の確立を求める日弁連の提言」（2003年7月）7頁。

院への移送をなるべく避けるなど、矯正医官が医学的判断に先立ち、保安を優先させている現状が指摘され、矯正医療の他省庁移管が検討されるに至った。日弁連は、「医師の確保を含む矯正医療の様々な問題の抜本的な改革のため、矯正医療の所管を法務省から厚生労働省へ移管することを提言している。厚生労働省へ移管するということは、外部の総合病院の出張所が各刑務所に設置されるということであり、医師にとってはどこで働いても使用者が同じであるため、キャリアの断絶がない。これが、日弁連が医師の確保に関して厚生労働省移管を提言した理由である」¹⁷²。しかし、行刑改革会議の『提言』においては、「国立病院も僻地では医師が不足しており、厚生労働省へ移管したからといって医師の確保が容易になるとは必ずしも考えられないこと、他方、厚生労働省へ移管しなくても医療機関との協力によって医師の斡旋を受けることは可能であることなどの理由から、厚生労働省への移管については否定的な見方が示されている」¹⁷³。しかし、明らかなのは、医師確保の問題を離れ、矯正医療は、施設内の被収容者の基本的な人権と関連して非常に重要であるにもかかわらず、保安という観点からの干渉や指示を受けることである。すなわち、医師は所長の指示に従わなければならないが、所長は、医療ではなく保安を第一に考える傾向が強い刑務官である関係で、医師の処方を含め全面的に受け入れることはできない。そのため、矯正医療を保安中心の分野から診療、治療中心の領域に独立させる必要があり、法務省ではなく、他省庁への移管を考えるべきである。つまり、所長の指揮命令下でない医療体制を確立し、医師が医療倫理に基づいてのみ活動できるようにすることが、被収容者の診療権確保および今後の矯正医療の進むべき方向の1つではないかと考える。フランスでは、刑務所医療を保安から外すという目的の下、1994年以降の改革により刑務所医療が法務省から保健省に移管された。このため、刑務所の医務部は地域の公立病院の出張所となり、派遣される医師は公立病院の医師として被収容者の医療上のプライバシーを確実に保護しており、外部と同等レベルの治療を行い、必要であれば外部からの治療を行うこととしている¹⁷⁴。また、アメリカでは、連邦矯正局においては、保健サービス部が所管しているが、民間との契約による医療の提供も行っている。イギリスでは、内務省の刑務所庁および健康省の国民健康サービス（NHS）が共同して実施すべきものとされている¹⁷⁵。こうした諸国の例を参考にしつつ、韓日両国ともに矯正医療の他省庁への移管を推進すべきである。

第4項 遠隔診療システムの施行

刑事施設で不足している医師、医療機器の老朽化、医療サービスの向上のために導入された制度が、遠隔診療システムである。2005年10月から韓国で実施されている同システムは、2011年

¹⁷² 中根憲一・前掲注（167）105頁。

¹⁷³ 同上、105頁。

¹⁷⁴ 日本弁護士連合会・前掲注（171）5頁。

¹⁷⁵ 行刑医療制度の各国比較（<http://www.moj.go.jp/content/000002282.pdf>）参照。

12月現在、20の施設¹⁷⁶で実施されている。遠隔診療とは、刑務所と病院に遠隔画像診療システムを設置し、カメラ、電子聴診器などを利用し、その画像を通して医師と患者が対話しながら診療を行うシステムである。現在、刑務所では、専用の光通信網と映像配信プログラムによるX-Ray、超音波、心電図、デジタル耳鼻咽喉科機器などを通して、内科、整形外科、精神科など、幅広い分野で診療を行っている¹⁷⁷。この遠隔診療は、一般社会で行われる遠隔診療よりもむしろ発達しており、特にますます増加傾向にある精神障害者¹⁷⁸の診療についても、多くの成果を収めている。国連の「被拘禁者処遇に関する最低基準規則」第22条には、「すべての施設において、相当の精神医学の知識を持つ1人以上の医師の診療を受けられるようにすべきである。」と規定されているにもかかわらず、韓国では常勤の精神科医が1人もいないため処遇困難な精神障害者の対応は深刻な問題である。こうした中で、2011年末現在、遠隔診療の総数5,548件のうち¹⁷⁹、精神科の診療が3,571件と全体の64.4%を占めているのは、遠隔診療が有効であることを示している。遠隔診療は、何よりも被収容者にとって便利であり、診療が早く進み、不満が解消されるという効果があり、施設側にとっても戒護上の負担、逃走などの矯正事故のリスク¹⁸⁰を回避できるメリットがあり、外部病院の移送診療の代替として注目されている。また、矯正医官が常住していない夜間や休日に突然発生する患者の対応としても、救急医療の1つの方策として高く評価されている。したがって、未だ遠隔診療システムを構築していない日本では、医療専門施設を除く一般施設においてその導入を検討し、施設側に大きな負担となっている外部病院の診療の戒護負担を減らして、患者発生時の迅速な対応を目指し、医療専門施設への移送などが円滑に行われぬ場合、外部病院の診療を受けられるようにすることで、医療体制の効率化を図るべきだろう。また、既に遠隔診療が実施されている韓国では、その規模をさらに拡大し、医師不足の問題を解決する

¹⁷⁶ ソウル拘、永登浦拘、安養刑、永登浦刑、春川、江陵、大邱、晋州、慶北北部第1、大田、天安、公州、清州女子、光州、順天、木浦、仁川拘、昌原刑、清州、全州刑務所の20の施設である。

¹⁷⁷ 김태명, 김창환・前掲注(119)137頁。

¹⁷⁸ 精神障害の被収容者は、2008年1,085人、2009年1,391人、2010年1,614人で、増加傾向にある。精神障害の判断は、2人以上の専門医によって行われる。しかし、刑事施設内で精神障害を訴えている被収容者の一部が、収容生活を楽にするための詐病であり、外部病院で精神科の相談を受ける被収容者の場合、例外的な場合を除いて再診察または他の医師との相談ができないのが現実である。また、2007年以降、施設内で自殺した被収容者は58人に上る。法務部が近年、一般被収容者1,700人を対象に調査した結果、被収容者の33.6%が自殺を考えたことがあり、一回自殺を試みた被収容者は14.1%、2回試みた被収容者は6.5%であった。そのため、精神科医の補充は、刑事施設内の医療環境を改善する重要な事項である。「[[国監]刑務所の医師太不足...精神科医無]『共感言論 NEWSis』(2011年10月6日)社会一般面参照。

¹⁷⁹ 遠隔診療の現況をみると、精神科3,371人、神経内・外科678人、皮膚科340人、内分泌内科143人、整形外科365人、消化器内科156人、泌尿器科49人、心臓内科105人、呼吸器内科54人、その他が87人である。法務部矯正本部『矯正統計年報』(2012年)130頁。

¹⁸⁰ 韓国の刑事施設から逃走した被収容者の殆どが、外部病院に入院中や診療中に逃走している。

と共に、増加の一途をたどる医療費を効率的に利用するための手立てを講ずるべきである。ただし、遠隔診療は病院側には、奉仕的な側面が強いという面もあるが、徐々に成果が上がっているため、施設側は遠隔診療を通じた矯正医療の質的向上を図っている。遠隔診療の現況をみると、2005年に135件から2011年の5,548件と爆発的に増加しており、その満足度を質問した結果、約92%の被収容者が満足している¹⁸¹と回答した。遠隔診療システムの設置コストは、1つの施設当たり3,000万ウォン程度で、外部病院の診療時の幾つかの要因を考えると非常に経済的といえる。

第5項 健康保険制度の運用

被収容者に健康保険を適用するかについての議論は、被収容者の健康への関心から出発する。韓国の健康保険制度は、すべての国民に医療への平等なアクセスを保障しているが、国民健康保険法は、刑事施設の被収容者を給付停止対象¹⁸²に規定している。このように被収容者の保険給付を、一般人と区別して規定したのは、被収容者の医療保障システムを一本化し、医療保障制度を合理的に運営するための政策的判断に起因する。つまり、被収容者に不利益を与えるためではなく、国家の保護、監督を受ける被収容者の病気の治療を国が負担することを前提に、医療保障制度を合理的に運営することを目的としており、立法趣旨は正当性を保っている¹⁸³。これらの被収容者に対する保険給付の停止を補完するために、保健福祉部は2005年7月健康保険法を改正し、既存の保険の給付停止の規定をそのまま維持しつつ、「預託金規定」を設け、部分的に被収容者が健康保険を受けられるようにした。保険の給付停止の対象者である軍人や被収容者を給付対象者とすることで、健康保険の財政赤字を悪化させるかもしれないという判断から、一般国民とは違った形の健康保険制度を導入することになったのである。一般的な健康保険は個人が病院で診療や治療を受けた場合、個人負担金の30%のみを医療機関に納付し、残りの70%は健康保険公団が負担する。しかし、刑事施設に入所した被収容者は保険給付が停止されるため、健康保険を適用するには、法務部長官が毎年使用されるコストを推定した上で、国民健康保険公団に預託するのである¹⁸⁴。被収容者の健康保険は、所長の許可¹⁸⁵を得て外部病院で診療や治療を受けた場合に適用され、自費治療の場合には診療費の30%を被収容者が負担し、官費治療の場合には個人負

¹⁸¹ 法務部矯正本部・前掲注(115)11頁。

¹⁸² 「健康保険法」第49条(給与の停止)保険の給付を受けることができる者が次の各号の一に該当する時は、その期間中の保険の支払をしない。…(中略)…。四、刑務所その他これに準ずる施設に収容されている時。第五四条の二(現役兵などの療養給与費用の支給)…(中略)…法務部長官…(中略)…は年間掛かると予想される療養給与費用を…(中略)…予め公団に預託しなければならない。1999年2月8日法律第5854号(最終改正:2011年9月15日法律第11041号)。

¹⁸³ 「健康保険法」第49条第4号の違憲確認請求審判、憲法裁判所全員裁判部(2005年2月24日)。

¹⁸⁴ 이희정 「刑事施設収容者の健康保険システム」『矯正』第54巻3号(2010年3月)23頁。

¹⁸⁵ 「刑執行法」第38条(自費治療)所長は、収容者が自己の費用で外部病院に勤務する医師の治療を受けたいとする場合は…(中略)…これを許可することができる。

担金の 30%を刑事施設が支払い、残り 70%の公団負担金を法務部が預託した預託金から支払う¹⁸⁶。この制度が作られたのは、被収容者が自費で治療を受ける場合に診療費全額を負担させることが、保険の恩恵を受けている一般国民や国の予算で治療を受けている他の被収容者と比べて公平性を欠くとの判断からであった。しかし、2010 年、自費治療の場合には被収容者が診療費全額を負担するように制度を変更した。その理由として、無分別な外部病院の診療を抑制し、被収容者の医療処遇を改善することが挙げられているが、当初の健康保険の導入の趣旨と異なるだけでなく、被収容者により高い医療処遇を提供するためにも望ましくないため、再度検討されなければならない。以上のように、被収容者の健康保険制度は、当初の理念とは異なる形で運用されているが、健康保険制度自体は、被収容者間の貧富の差に関する指摘はあっても、外部病院における高い医療水準の診療を受ける機会を増やしており、急激に増加する医療予算の上昇を抑制する効果がある。また、最近では、無罪推定を受ける未決収容者は、社会の中で受けた医療の延長線上で、既決収容者とは異なる健康保険給与を維持する必要があることから、一般国民と同じように健康保険の適用に制限を置かないようにし、これらの医療処遇を改善しようとする立法案が、議員立法の形で国会に提出されている。現在、完全な形態の健康保険制度をとっているフランスでは、すべての被収容者へ健康保険資格を付与し、国は施設に収容されるまで健康保険に加入していなかった内・外国人の被収容者を自動的に健康保険に加入させ、出所後 3 年までその費用を負担している。

日本も韓国と同じように刑事施設に入所した被収容者には健康保険法の規定により療養の給付が停止¹⁸⁷される。これは、被収容者の健康の維持と疾病の治療は、拘禁を行う国の義務であるため、被収容者に掛かる医療費は原則として国が負担するからである。しかし、十分な医療費を確保するためには、被収容者にも健康保険を適用する必要があるとの見方がある一方で、健康保険制度は医療費を負担する者が保険料を負担することで医療費負担のリスクを回避しようとするものであり、国費で賄われる被収容者の医療費は負担のリスクが存在しないため、保険を適用する意味がないとの見方もある。また、被収容者は雇用関係がないため、健康保険を適用すれば国民健康保険から給付を受けることになるが、被収容者と一緒に医療費を負担する被保険者である自営業者などの理解は得がたい。さらに、被収容者は保険料のほかに自己負担分を支払わなければならないので、これを負担に感じた被収容者が、必要な医療を回避することで、被収容者の

¹⁸⁶ 自費治療は、外部診療を受けなくても収容生活に支障がない場合、やむを得ない病気の治療ではない場合、故意・重過失などの自傷の場合、補装具購入のための場合、単純診療のために高価な検査を希望する場合、予防検査、リハビリなどに適用する。官費治療は、矯正医療の限界（人材、施設、機器など）を超える場合、生命に危険がある場合に適用する。法務部矯正本部・前掲注（115）22 頁。

¹⁸⁷ 「健康保険法」第 118 条 被保険者または被保険者であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、疾病、負傷または出産につき、その期間に係る保険給付は行わない。…（中略）…。二、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。大正 11 年 4 月 22 日法律第 70 号（最終改正：平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号）。

医療水準の低下を招く恐れがあるなどの問題も指摘されている¹⁸⁸。しかし、被収容者の医療費は国費負担であるため、健康保険の適用を妥当でないと判断することには疑問がある。国費で負担することと健康保険の適用は理論的には決して矛盾するものではなく、矛盾するという考え方自体を変える必要があるのではないだろうか。

健康保険の適用は、被収容者の医療水準を適切に維持するのに有効であるばかりか、歯科治療をはじめ、高額な治療、手術など刑事施設が負担する高額な医療費（100%負担）を相当程度軽減し得るものであり¹⁸⁹、これに伴い、増加の一途をたどる医療予算を効率的に利用できるようになる。また、現在限定的に行われている自弁の指名医制度を活性化するためにも、健康保険を適用する必要がある、これによって被収容者の医療の質の向上や矯正医療の透明性を確保することができる。健康保険の適用がなければ、施設側は高額な治療を断念せざるを得ず、矯正医療の外部からのチェックも不可能になる。健康保険の停止は、すべての被収容者が国から公平な医療を受けられるようにするためだが、昨今は被収容者の生活レベルも上昇しており、日々発展し続ける外部病院の医療水準と比べても健康保険の適用による自費治療の幅を拡大し、被収容者がより高い水準の医療を受けられるようにすべきである。また、国家予算を節約し、医療費を工面することに窮する被収容者が、その恩恵を受けられるようにすれば、矯正医療の公平性の問題は解決し得ると思われる。

第6項 施設内の疾病への対応

刑事施設内の被収容者は独特の性質を有するが、病気の様相は、一般社会人と大差はない。もちろん塀の内部という特殊性に照らして、自分の健康への関心や病気の治療のための物理的な環境の低下は不可避である。しかしながら、「罪は憎んで人を憎まず」という人本主義的思想に基づく人権意識の伸長、一般国民の被収容者に対する関心の高まりなどは、被収容者の矯正医療の水準を向上させる契機となっている。現在ほとんどの刑事施設において、生活習慣病などの慢性疾患や一般社会と同様に急増している癌などの重大疾患、高齢化に伴う認知症などの疾患への対応策が、重要な検討課題となっている。

日本の2010年度の休養患者の病気別診断時期を調査した結果¹⁹⁰、96.8%が入所後に発病し、入所前に発病したのは3.1%のみであった。これには、入所前に発症していた病気が、入所後の健康診断で初めて明らかになるケースも含まれている。そうしたケースの中には、入所後、自分の健康管理または収容生活に利用するために、通常の社会生活ではさほど気にしていなかった病気を誇張したり、矯正医療が無料であるため、経済的負担なく軽い病気でも薬の処方を受けたりするなど、様々なものが考えられる。とはいえ、入所後に発症する病気の数値があまりにも高いのは、収容生活から来るストレスが最も大きな原因の1つであると考えられる。これらの疾患に対

¹⁸⁸ 法務省「行刑改革会議提言」（平成15年12月22日）37頁。

¹⁸⁹ 日本弁護士連合会「刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律案についての日弁連の意見」（2005年3月）28頁。

¹⁹⁰ 法務省・前掲注（159）280～296頁。

応するためには、まず、第一に、怠惰な生活習慣の改善や家族との頻繁な絆の強化を通じて、生きる希望を与え、施設内の様々なプログラムを通して心情の安定を図るべきである。また、施設側は集団生活において発生する病気の予防に力を注がねばならず、これを疎かにした場合の結果は想像を絶するものとなる。2011年12月、大阪刑務所で1,074人、2012年8月、網走刑務所で56人、2012年11月、山形刑務所で463人の被収容者が集団食中毒症状を示した事例は、その良い教訓となるであろう¹⁹¹。したがって、病気にかかった被収容者への対応も重要であるが、さらに日常生活の中で生ずる疾病の予防にも万全を期さなければならない。第二に、被収容者の高齢化を踏まえ、リハビリや終末期医療も含む医療体制の充実を図るべきであろう。現在、東京の昭島市に開設予定の「矯正医療センター（仮称）」¹⁹²は、これまでの矯正医療体制を覆す画期的な施設になると考える。2016年をめどに整備中の同施設は、医療専門施設として、肺がん、肝硬変などの重大な病気と高齢受刑者の認知症、終末期の患者、精神障害者などを集中的に治療する体制を整えており、医療刑務所と医療少年院の機能を統合し、医療病室、医療スタッフ、医療機器の共有を通じて、施設設備の合理化と人的資源の有効活用を図っている。また、特殊治療、放射線治療、インターベンション治療などには、外部病院との機能分担を通じた協力体制を構築しており、特に施設の市民利用に関する法務省と昭島市との協定締結は、地域住民との連携を模索する矯正医療の進むべき方向性を提示したものといえるだろう。

以上のように、被収容者の病気に対応するためには、施設側の積極的な取り組みに加えて、現在の医療体制の抜本的な見直しが不可欠であり、それによって医療水準の質的向上が実現し、矯正医療のさらなる発展に繋がると考える。

第5節 本章のまとめ

本章では、矯正医療の現状と今後の矯正医療の在り方について、特に緊急な課題である医師確保のための方策を中心に、矯正医療の質的向上に向けた検討を行った。上記のとおり、被収容者の様々な特性や施設内の医師不足、予算上の問題などによって、被収容者に対する適切かつ十分な医療サービスが提供されていないことが明らかになり、これを受けて、韓国と日本の刑事施設では、矯正医療の充実に向けた新しい制度を考案・実施している。それによって、被収容者の診療の機会が増え、施設内の医師不足の問題が少しずつ改善し、医療予算の節約にも貢献できるようになり、被収容者の医療処遇への満足度と矯正医療のレベルが向上したが、未だ被収容者に対する十分な医療サービスが提供されているとは言い難い。

被収容者に対する適切な診療は、改善更生に必要不可欠であり、健康な心と体で社会に復帰す

¹⁹¹ また、2013年9月、北海道との月形刑務所で516人の受刑者が、食中毒症状を訴え、検査した結果、数種類の病原性大腸菌などが検出された。このように絶えることなく発生する集団食中毒の予防に施設側の徹底した対応が求められている。「月形刑務所で食中毒516人…北海道」『読売新聞』（2013年10月1日）。

¹⁹² 「総延12万㎡、14年度着工/設計は東畑昭島に国際法務総合C/法務省」『建設通信新聞地域ニュース』（2013年3月18日）4面。

ることで、初めて社会に定着することが可能となり、再犯防止も期待できるようになる。このようにして再犯率が減少することで、長期的には国民の負担が軽減され、国民融和にも役立つ。したがって、矯正医療が正常に機能するためには、医師の確保を含め十分な医療の提供が急務であり、矯正医官の使命感を鼓舞しつつ、一般社会と同等レベルの矯正医療の充実に向けて尽力しなければならない。そのためには、まず矯正医官にとって魅力的な環境づくり、例えば労働条件の改善や給料の適切な引き上げ、十分な支援人材などの確保が重要である。また、被収容者の満足度などを考慮しながら、地域社会との連携による民間委託体制の構築、矯正医療の独立性・透明性を確保するための他省庁への移管、常勤医不足と外部病院診療の代替手段としての遠隔医療の拡大実施、医療予算の適切な運用と質の高い医療を提供するための健康保険の実施、さらには疾病予防的観点からのアプローチや、高齢受刑者の疾病、特に認知症への対応など、多くの課題を検討しなければならない。最後に、独特の様相を帯びやすい医師と被収容者との関係であるが、通常の医師は、公共の利益や患者のために診療行為をし、患者から感謝されることで、医師としてのアイデンティティを保ち、患者との間の信頼関係を築いている。一方、巧みに病気を利用している被収容者との間にはそうした信頼関係が形成されず、矯正医官は、医師としての価値観を崩されることになる¹⁹³。しかし、矯正医官の役割は、被収容者である患者を治療することであり、被収容者ではなく、1人の患者を治療するという使命感を持たねばならない。

古賀武紘は、「被収容者の健康な心身によってのみ秩序ある収容生活を維持することができ、さらには改善更生、社会復帰の基本条件であるため、患者のいない理想的な刑事施設を追求することには、何の矛盾もない¹⁹⁴」と述べている。もちろん、現実的には患者のいない刑事施設など存在し得ないが、これを追求するのは、矯正医療の発展、すなわち被収容者に対する医療処遇の改善に大きな影響を与えることになるだろう。

¹⁹³ 小野広明「北海道の矯正医療を支える人々—矯正医療の現実と再生への道」『刑政』第116巻11号（2005年）32頁。

¹⁹⁴ 古賀武紘「行刑医療」『日本行刑の展開』一粒社（1993年）174頁。

第3章 性犯罪者の再犯防止のための方策

第1節 はじめに

「人を殺す殺人は1人の肉体を破壊する犯罪であり、性暴力は1人の魂を破壊する犯罪である」という言葉がある。性犯罪は、被害者に一生消すことのできない傷を残すだけでなく、その家族にも大きな衝撃を与える犯罪であるからである。ここ数年間、韓国社会では性犯罪者に対して強力な処罰を求める世論が高まっている。特に13歳未満の児童を対象にした性犯罪者に対する国民の怒りは頂点に達しており、社会の不安が続く中、政府は性犯罪者に対して強力な処罰が可能な法律を制定し、ついに2012年8月には、7歳の女の子に対する性暴力事件をきっかけに、物理的去勢についての議論にまで至った。それにもかかわらず、性犯罪の増加と再犯の深刻さは懸念するレベルを既に超えている。特に人々の記憶から消えかけた頃に発生する児童に対する性犯罪については、強力な処罰だけでは、その再犯防止効果が不足しているという社会各界の共通認識の下、性犯罪者が自分の罪過について反省することができるようにするとともに、それらの治療を行うことが必要だという世論が形成された。つまり、これまでの厳罰化が性犯罪の再犯防止にはあまり効果を見なかったことは、犯罪を予防する手段として刑罰が既に有効でないことを物語っており、そのため威嚇的な対応ではなく、治療的対応が再犯を防止する対策として、主張されるようになり、非刑罰的な治療の対象として性犯罪者が見られるようになったのである¹⁹⁵。これらの性犯罪者に対する刑事施設内の治療を通じた再犯防止の重要性は今更いうまでもない。現在、韓国と日本の刑事施設内では、性犯罪者に対する再犯防止プログラムが実施されている。したがって、同プログラムがどのように実施されているのか、運用過程で現れた問題点は何なのか、果たして効果があるのか、その効果をもっと高めるための方策は何があるのかといった点に関する検討が必要である。

本章では、韓日両国の性犯罪者再犯防止プログラム（以下、プログラムという）の内容に限定して考察する。まず、プログラムを導入することを選ばざるを得なかった韓日の社会的な状況、性犯罪の発生および再犯の状況、そして刑事施設内の性犯罪受刑者の収容状況の推移について概観する。次に、韓国刑事施設内で行われている再犯防止教育の内容と、日本の性犯罪者に対する再犯防止プログラムの内容について考察する。最後に運用過程で現れた幾つかの課題を中心に、性犯罪受刑者の再犯防止のための活性化の方策を提案する。

第2節 性犯罪の概念と厳罰化の過程

第1項 性犯罪の定義

性犯罪とは、私たちが住んでいる地域社会の周辺で、日常的に起こっている性的な行為であっ

¹⁹⁵ 김성규 「性暴行犯罪者に対する薬物治療」『国会立法調査処報』通巻10号（2011年）108頁。

て、すべての物理的、精神的、言語的暴力を包括する概念である。したがって、性暴力に対する漠然とした不安感や恐怖だけでなく、それに起因する行動の制約も間接的な性犯罪であり、性犯罪は乱暴なセックスの一種ではなく、性を媒介とした暴力的な行為全体を指すのである。辞書的な意味としては、性欲を制御できず、発生した犯罪であり、狭義には、特定の性行為などを禁止または処罰する法律に抵触した場合をいい、広義には、その社会の性モラルに違反する一切の性行動をいうと定義している¹⁹⁶。つまり、性的満足のために物理的あるいは社会的暴力や脅迫を使って物理的、心理的、あるいは経済的圧力をかけて性的決定権を行使する行為や侵害する行為や、脅迫や暴力はないが、性的自己決定能力または意思表示能力がない相手を利用する性的行為まで含まれており、相手の意思に反して望まない行為を拒否されているにもかかわらず続けたり、強要して漠然とした不安感や恐怖感を煽り、行動の制約を誘発させるものである¹⁹⁷。性犯罪の種類としては、強姦、強制わいせつ、強盗強姦、わいせつ目的略取・誘拐をはじめとする暴力的性犯罪があるほか、色情狙いの窃盗、公然わいせつ、児童への性的行為、淫行、のぞき・つきまとい、盗撮などがある。

第2項 韓国における性犯罪に対する厳罰化の過程

韓国では1990年代半ばまで性犯罪が社会問題として大きくクローズアップされなかった。ただ運が悪い女性の個人的な問題として認識される傾向が強く、刑法でも性犯罪は貞操の罪として定められていた。しかし、1990年代前半に社会的問題となったギムブナム事件が発生した。これは9歳の時に性暴力を受けた被害者が30歳になって加害者を殺害した事件であった。1992年には10年間性暴力にあった被害者が義理の父を殺害した事件があった。これらの事件をきっかけに、女性団体から現行法では強力な処罰がされないとして特別法の制定の動きが広がり、「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律」が制定された。2000年代には青少年が社会的問題に登場することにより、青少年の性犯罪の中でも、主に性暴力犯罪よりも売春犯罪に焦点を置いた特別法が制定され、性犯罪者の身元を公開する制度が導入された。2007年12月に、当時11歳、9歳の女の子を拉致して性暴行した後殺害したヘジン・イエスル事件と2008年に発生したチョ・ドゥスン事件¹⁹⁸は当時社会的に大きな衝撃を与えた。これまでの性犯罪とは異なる幼い女の子を性犯罪の対象としたことに加え、発見当時の被害者の姿はとも言葉では表現できない凄惨な状況であった。また、2010年には12歳、8歳の女の子に対する性犯罪事件（犯人であるキム・ギ

¹⁹⁶ ネ イ バ ー 知 識 百 科 事 典
(<http://terms.naver.com/entry.nhn?docId=471127&cid=123&categoryId=123>) 参照。

¹⁹⁷ 日本の大百科全書（小学館）では、性犯罪を違法な方法によって性欲を満足させる行為で罪となるものとして定義しており、広義では性に関するすべての犯罪をいい、狭義では刑法第2編第22章に規定されたわいせつおよび姦淫の罪をさすものとされる。

¹⁹⁸ 2008年12月11日に登校中の金〇〇（当時八歳）が犯人（57歳）に誘拐され、性暴力にあい、恒久的な肛門の損失と80%程度性器が裂けるなどの深刻な傷害を負った。犯人は1審判決の懲役12年を刑が重いという理由で控訴、上告したが、棄却され、懲役12年の刑が確定された。

ルテ、キム・スチオル事件)が発生し、国民の怒りは頂点に達して、犯罪者を強く処罰することを要求するに至った。政府は性犯罪者に対する法定刑の引上げと、青少年の売春禁止のための身柄公開制度をさらに拡大した児童・青少年の性保護に関する法律¹⁹⁹の制定、電子監視制度²⁰⁰・治療監護制度²⁰¹・性犯罪者郵便告知制度²⁰²の導入、性衝動薬物治療に関する法律²⁰³制定などを行った。これらの性犯罪者に強力な処罰規定を強化した立法措置は国民的共感を得た。一方、処罰強化に集中した政策は、短期的な性犯罪の低下という効果を及ぼすかもしれないが、長期的、根本的な解決策ではなく、厳罰化だけでは被害者の保護を実現できないだけでなく、処罰に重点を置くことはむしろ犯罪者の反感と抵抗を増加させ、性犯罪者の再犯防止という目的を達成するのは難しくなるのではないかという批判も提起された²⁰⁴。

第3項 日本の性犯罪者に対する再犯防止プログラムの導入経緯

一方、日本の場合は、2004年3月、群馬県高崎市で起きた、小学校1年の女兒殺害事件(当時7歳)や2004年11月、奈良県奈良市で発生した、小学校1年の女兒殺害事件、2005年11月、広島県で起きた、小学校1年の女兒殺害事件、2005年12月、栃木県今市市で発生した、小学校1年の女兒殺害事件などの女兒を対象にした一連の小児性愛者による事件を契機として、性犯罪者

¹⁹⁹ 性犯罪者として有罪判決、または公開命令が確定された性犯罪者の個人情報インターネットに公開する法律である。法律第9765号(2010年1月施行)。

²⁰⁰ 犯罪者の体にGPSなど居場所のわかるシステムを付けて24時間行動を監視する制度で、すべての性犯罪、未成年者対象の誘拐犯罪、殺人犯罪、強盗犯罪などがその対象である。裁判所は電子監視を最長30年まで宣告することができる。「特定犯罪者に対する位置追跡電子装置付着等に関する法律」第8394号(2008年9月施行)。

²⁰¹ 小児性嗜好症、性的加虐症などの性的性癖がある精神性障害者として禁錮以上の刑に該当する性犯罪を犯した者は、最長15年まで治療監護所に収容する。治療監護と刑が併科された場合は治療監護を先に執行し、執行期間は刑の執行期間に含まれる。「治療監護法律」第9111号(2008年6月13日一部改正、2008年12月施行)。

²⁰² 児童・青少年対象性犯罪で裁判所から告知命令を宣告された者が居住する地域の住民(児童・青少年がいる世帯)に犯罪者の身上情報を郵便で通知する制度である。告知の情報は、氏名、年齢、住所と実際の居住地、身体情報(身長と体重)、写真、性犯罪の要旨などである。「児童・青少年の性保護に関する法律」第38条2(登録情報の告知)および第38条の3(告知命令の執行)。

²⁰³ 性倒錯症患者として再犯危険性があると認められる一九歳以上の常習児童性犯罪者に対して、再犯防止を目的として性欲を制御することができる薬物投与と心理療法を並行することを定めた法律で、薬物投与は精神科専門医の診断や鑑定を受けた後、裁判所の命令によって実施する。最長15年まで薬物治療が可能である。法律第10371号(2011年7月施行)。

²⁰⁴ 警察政策フォーラム「性犯罪者の再犯防止を考える」(2011年12月14日)。

がその性質ゆえに国民にとって重大な関心事となるに至った²⁰⁵。特に、2004年11月に発生した奈良の女儿誘拐事件は大変痛ましい事件として社会の耳目を非常に集めた。同事件では、犯人に同種の犯罪で服役した前科があることが明らかになったことから、性犯罪を繰り返す者の処遇の充実を求める世論が高まった。また、刑務所の中では、性犯罪者に対してどのような処遇を行っているのかということに注目が集まり、当時、施設によっては独自の性犯罪者向けの指導を行っているところはあったが、決して統一された内容ではなかったことから、刑事施設として性犯罪者を適切に処遇していくプログラムを作って、統一的に運用していかなければならないという機運が盛り上がった。これを背景として法務省の矯正局と保護局が連帯し、2005年4月に性犯罪者処遇プログラム研究会を立ち上げた²⁰⁶。この研究会では、外部の有識者8人による研究会およびワーキング・グループによるプログラム開発作業が進行し、諸外国の中で最も研究が発展しており、その有効性が認められているカナダ矯正局のプログラムを参考にして日本版が作成された。そして、2006年3月に統一された性犯罪者処遇プログラムが策定され、同年5月の法改正と同時に全国の刑務所などで性犯罪者処遇プログラムが開始されるようになった。

韓国では、性犯罪者に対する厳しい処罰を要求する社会的雰囲気に従って処罰を強化する方策を打ち出したものの、その効果が思ったほど高くなかったため、性犯罪者の再犯防止教育が試みられたのとは異なり、日本の場合は、すぐに処罰を強化したのではなく、再犯防止教育を導入したことで、性犯罪者の改善更生のための診断が迅速かつ正確に行われたのではないかと考えられる。つまり、日本でも性犯罪者に対する厳罰化についての議論があったものの、厳罰化ではなく、性犯罪者の治療に重点を置く政策がより効果的だという判断に基づいて、性犯罪者の改善教育に重点を置く方向に政策決定が行われ、これは、性犯罪者の再犯防止に有効に作用していると思われる。

また、法務省は2005年6月から子どもの心身に重大な被害を与え、社会に深刻な影響を及ぼす「子ども対象・暴力的性犯罪」の出所者について被害者の保護者や地域住民に性犯罪者の出所情報を提供、これらの者の再犯防止に向けた措置をとっている²⁰⁷。一般的な性犯罪者はもちろんのこと、特に、子どもを対象にした性犯罪は、被害者にとってうつ病、不安、悪夢、対人関係構築の困難、自傷・自殺行為、摂食障害、薬物濫用などの深刻な問題だけでなく、一生の間、不快な記憶をかかえながら生きなければならないという付随的な作用をもたらしている²⁰⁸。したがって、20歳以上の大人の女性だけでなく、子供が性犯罪の被害にさらされないよう、その防止に最

²⁰⁵ 藤本哲也「犯罪学の散歩道—日本とカナダの性犯罪者の再犯率」『戸籍時報』N0610（2007年）77頁。

²⁰⁶ 小島秀吾「刑事施設における性犯罪者処遇プログラムの現状について」『矯正医学』第61巻第2—4合併号 第59回日本矯正医学会総会シンポジウム（2013年）54頁。

²⁰⁷ 警察庁丙生企発第2号、丙地発第3号、丙刑企発第1号、丙捜一発第1号「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について」（平成23年1月13日）。

²⁰⁸ 越智啓太「子供に対する性犯罪に関する研究の現状と展開(1)—発生状況と犯人の特性—」『法政大学文学部紀要』第54号（2006年）107頁。

善をつくすことが最も重要であり、再犯の可能性が高い性犯罪者の再犯防止にも渾身の努力を傾けて、同様の性犯罪が繰り返される悪循環を断ち切るべきである。

第3節 韓日の性犯罪の状況

第1項 性犯罪の発生状況

韓国では最近、性犯罪が増加している。最高検察庁の統計でも総犯罪数が約6%増加したのに対し、性犯罪はおよそ10倍である約58%増加したことが明らかになった。特に13歳未満の児童、19歳未満の青少年、障害者、親族に対する犯罪が大幅に増加した。つまり、性犯罪の中でも、弱い立場にある人々に対する犯罪の割合が特に高くなったといえる。

表3-1は、最近5年間の各国の人口10万人当たりの性犯罪発生件数を示したものである²⁰⁹。韓国の場合、性犯罪の発生件数が増加傾向にあり、日本に比べて約6倍（2012年）ほど高い数値を示している。もちろん、近年の性犯罪増加の原因は、個人の自由と権利の認識向上、性犯罪被害者に対する支援対策の充実に応じて性犯罪の申告率がますます高まったことで、本来の発生件数を正確に反映するようになったからではないかという指摘もあるが、性犯罪が持つ社会的影響を考慮すれば、その対策には一寸の脇の甘さもあってはならない。

表3-1 各国の人口10万人当たりの性犯罪発生件数

年度	韓国	日本	香港	ブラジル	カナダ	フランス	ドイツ
2008	31.4	6.8	26.6	16.8	75.0	38.4	68.1
2009	32.6	6.4	25.6	19.9	73.5	37.0	59.0
2010	37.6	6.5	26.0	23.8	78.8	36.3	56.5
2011	40.0	6.3	25.4	23.0	77.2	37.5	56.8
2012	40.0	6.7	26.1	26.9	77.2	41.9	55.3

(出所) UNODC(United Nations Office on Drugs and Crime)

表3-2は、韓・日の年度別性犯罪発生件数を示したものである。韓国は2003年10,365件であった性犯罪の発生件数が2011年には22,034件に増加し、1日平均60件、時間当たり2.5件の犯罪が発生している。また、2011年には2003年に比べて2.1倍増加し、年を重ねるごとに急激に増加する傾向を見せている。これは、同期間の重大犯罪である殺人1.2倍、強盗0.6倍、放火約1.15倍に比べて高い数値となっている。

表3-2 韓・日の年度別性犯罪発生件数

²⁰⁹ UNODC ホームページ「Crime and criminal justice statistics」
(<http://www.unodc.org/unodc/en/data-and-analysis/statistics/crime.html>) 参照。

年 度		2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
韓 国	発生件数	10,365	11,105	11,757	13,573	13,634	15,094	16,156	19,939	22,034
	前年比 (%)	109.8	107.1	105.8	115.4	100.4	110.7	107.0	123.4	110.5
日 本	発生件数	15,501	14,474	14,099	13,808	12,662	11,974	11,354	11,901	11,933
	前年比 (%)	107.4	93.4	97.4	98.0	91.7	94.6	94.8	104.9	100.3

(出所) 韓国の法務研修院『2011年度犯罪白書』(強姦と性暴力犯罪を含む)、日本の警察庁『平成23年上半期の犯罪情勢』(強姦、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布、強盗強姦の認知件数)(2011年9月)をもとに作成

これに対し、日本は2003年に15,501件発生していた性犯罪の発生件数が2011年には11,933件となり、1日平均約33件、時間当たり約1.4件発生している。2003年まで増加傾向にあった性犯罪の発生件数は2004年からおおむね減少傾向をみせており、2011年には2003年に比べて3,568件減少したことになる。強姦の認知件数についていえば、2011年の犯罪白書でみると、1997年から増加傾向を示し、2003年には2,472件を記録したが、2004年から減少し、2011年は1,185件(2010年1,289件、前年比104件・8.8%減)となった。また、強制わいせつの認知件数は、1999年から急増し、2003年に戦後最多の10,029件を記録した後、2004年から2009年まで減少し、2011年は6,870件(2010年7,027件、前年比157件・2.3%減)となった。一方、13歳未満の子どもが被害者となった刑法犯の被害者数は、2004年以降おおむね減少傾向にある²¹⁰。しかし、2011年の一般刑法犯認知件数1,481,093件のうち性犯罪が占める割合は0.80%と極めて小さい数値とはいえ、性犯罪の特性上、被害者に与える影響は大きく、特に児童を対象にした性犯罪は、加害者が親・姻戚など、近親者間でひそかに行われ、再犯率が高い点、被害の程度が大きすぎて、治癒するのが一生難しいという点、これにより被害者が自殺という極端な選択を行う場合が多いという点などの特徴²¹¹を考慮すると、数字の多寡にかかわらず、性犯罪発生を抑止のために国・社会システムの構築と性犯罪者の治療のための継続的な投資と予防努力を行うことが必要である。

第2項 性犯罪の再犯状況

韓国では2003年から性犯罪者の再犯を防止するため、女性家族部が主催、韓国青少年カウンセラーが主管して児童・青少年対象性犯罪者に反人権性と非倫理性を認識させて加害に対する責任意識と自己制御能力を促し、歪んだ性認識を矯正することを目的とするプログラムを実施した。しかし、期待したほどの効果がみられなかったため、プログラムの見直しが図られることになった。表3-3は、2006年から2012年までの韓国の性犯罪検挙人員比再犯者の現状を示したもので

²¹⁰ 法務省法務総合研究所『平成23年版犯罪白書』35頁。

²¹¹ 이한규 「汝矣島ナヌリ/世の中を変える法」 (<http://nanuri21.tistory.com/296>) 参照。

ある。各年度別の再犯者率をみると、2006年 39.0%、2007年 34.2%、2008年 44.1%、2009年 41.0%、2010年 41.9%、2011年 44.1%、2012年 48.5%である²¹²。特に注目すべき部分は、2010年の再犯者のうち、同種再犯者の割合が全再犯者の約61%という事実であり、これは憂慮せざるを得ない数値といえる。また、年を重ねるにつれて再犯者率の上昇も見逃してはならないだろう。ただし、2010年の同種再犯者の増加の原因の1つが、性犯罪者に対する強力な取り締まりと実績中心の検挙旋風が高い数値に現れたのではないかと考えられる。これに加え、性犯罪再犯防止プログラムを修了し、2007年に出所した者のうち3年以内に再入所した者の再入者率が29.9%で、全体出所者の再入者率(22.3%)よりも高いところをみると、プログラムが十分に行われてはいないといえ、性犯罪前歴がある10人に4人は出所後続いて犯行をしており、残りの6人は今後、別の性犯罪の潜在的な予備被疑者であるということになる。したがって、性犯罪の再犯を減らすためには、施設において強力かつ体系的なプログラムが必ず行われなければならない、教育体系の改善も必要不可欠であるといえる。また、2007年の刑事施設全体の出所者24,151人のうち、3年以内に禁錮以上の刑の宣告を受け、再入した者は5,396人で、再入者率は22.3%であった。これを罪名別にみると、麻薬犯罪(41.5%)が最も高く、次いで窃盗(40.0%)、強盗(23.0%)、暴力(22.3%)、性犯罪(17.5%)の順で現れており²¹³、性犯罪で出所して性犯罪で入所した受刑者は32.9%となっている。

表 3-3 韓国の性犯罪検挙人員比再犯者の現状

区分	検挙人員	再犯者			再犯者率 (%)
		合計	同種再犯	異種再犯	
2006	13,589	5,307	757	4,550	39.0
2007	13,805	4,725	686	4,039	34.2
2008	15,121	6,671	1,024	5,647	44.1
2009	16,606	6,821	1,107	5,714	41.0
2010	18,379	7,718	4,693	3,025	41.9
2011	18,964	8,358	1,543	6,815	44.1
2012	18,864	9,149	1,625	7,524	48.5

(出所) 韓国刑事政策研究院『犯罪と刑事司法統計情報』(強姦：性売買特別法、青少年性保護に関する法律に該当する者は除く)をもとに作成

²¹² 韓国刑事政策研究院「犯罪と刑事司法統計情報—犯罪統計分析システム」(<http://arc.crimestats.or.kr/crimestats/main/index.k2?cmd=main>) 参照。

²¹³ 法務部矯正本部「2011年出所者再服役率調査結果報告」14頁。2006年は麻薬(50.4%)、窃盗(40.4%)、強盗(26.7%)、性犯罪(20.4%)、暴力(20.1%)の順である。法務部矯正本部「新たな挑戦、世界に飛躍する先進矯正」(2011年)7頁。

これに対し、日本の再犯状況をみると、平成 13 年上半期に刑事施設を出所した者を対象とし、刑事施設を出所した後の 10 年間の再犯の有無を追跡調査した結果、再犯率は、殺人 17.2%、傷害致死 32.9%、強盗 39.1%、強姦 38.5%、放火 26.1%で、再犯者の構成比をみると強姦および強盗で高く、殺人は低い。再犯の罪名を限定して再犯率をみると、殺人では、粗暴犯による再犯率は 5.5%、傷害致死では、粗暴犯による再犯率は 21.1%であり、強盗では、財産犯による再犯率は 28.4%、放火では、放火による再犯率は 7.5%、強姦では、性犯罪による再犯率は 15.6%であり、同種再犯率は、強姦、強盗および放火が高い²¹⁴。平成 23 年度の矯正統計年報によると、2011 年の性犯罪入所受刑者の初入者の数は 560 人 (67.8%)、再入者の数は 266 人 (32.2%)である。このうち、強姦同致死傷の再入者率の推移をみると 1988 年 28.7%、1998 年 19.7%、2003 年 18.0%、2006 年 21.4%、2007 年 19.8%、2008 年 19.1%、2009 年 20.5%、2010 年 22.5%と 20%前後の割合を示しており、ここに類似の性犯罪を含めると約 27~32%までその数はさらに増加する。

表 3-4 日本の再犯状況 (罪名別)

		再犯(出所後の犯行)			
		すべての犯罪	特定の犯罪	満期釈放	仮釈放
本件犯行	殺人	17.2%	粗 5.5%	42.6%	7.1%
	傷害致死	32.9%	粗 21.1%	60.0%	19.6%
	強盗	39.1%	財 28.4%	55.6%	34.4%
	強姦	38.5%	性 15.6%	55.9%	31.8%
	放火	26.1%	放 7.5%	34.1%	22.6%

(出所) 法務省法務総合研究所『平成 22 年版犯罪白書』(粗-粗暴犯:殺人、傷害(傷害致死を含む)、暴行、脅迫、凶器準備集合および暴力行為等処罰法違反者、財-財産犯:強盗、窃盗、詐欺、恐喝、横領および盗品などの罪を犯した者、性-性犯:強姦および強制わいせつを犯した者、放-放火犯)。

第 3 項 刑事施設内の性犯罪者収容推移

表 3-5 は、刑事施設の性犯罪者収容人員を示したものである。2011 年、韓国刑事施設に収容されている性犯罪者は 5,619 人で、全体収容者比 12.4%の収容率となっている。これは、2006 年の 11.1%から 1.3%増加しており、数値としては、530 人増加した。他の重大犯罪数が少しずつ減少している現状において、専ら性犯罪だけが増加傾向にあるのは、けっして軽く見過ごせることではなく、これらの性犯罪者の少なからぬ数が改善されないまま出所すると思えば恐怖すら感

²¹⁴ 法務省法務総合研究所『平成 22 年度版犯罪白書』257 頁、(粗暴犯:殺人、傷害(傷害致死を含む)、暴行、脅迫、凶器準備集合および暴力行為等処罰法違反者、財産犯:強盗、窃盗、詐欺、恐喝、横領および盗品等の罪を犯した者、性犯:強姦および強制わいせつを犯した者)。

じる。

表 3-5 韓・日の刑事施設の性犯罪者収容人数

年 度		2006	2007	2008	2009	2010	2011
韓 国	被収容者総数	45,651	45,647	47,966	48,288	45,681	45,169
	性犯罪収容者の数	5,089	4,819	5,100	5,273	5,635	5,619
	収容者総数に対する割合 (%)	(11.1)	(10.6)	(10.6)	(10.9)	(12.3)	(12.4)
日 本	被収容者総数	81,255	79,809	76,881	75,250	72,975	69,876
	受刑者総数	70,496	70,053	67,672	65,951	63,845	61,102
	性犯罪受刑者の数	3,439	3,600	3,691	3,706	3,542	3,453
	受刑者総数に対する割合 (%)	(4.88)	(5.13)	(5.45)	(5.61)	(5.54)	(5.65)

(出所) 法務部矯正本部 (既・未決含む、2011年3月31日現在) 日本の法務省『平成23年度の矯正統計年報』(わいせつ・同文書頒布等、強制わいせつ・同致死傷、強姦・同致死傷、強盗強姦・同致死含む)をもとに作成

これに対して、日本の性犯罪受刑者は2011年現在3,453人で、全体受刑者のうち約5.7%の割合を占めており、韓国に比べて少ない数値となっている。統計上、韓国の場合は、既・未決囚を含む全ての人員を合算したものであり、日本は、受刑者のみを数値に反映していることから、その割合が低くなった面もあるが、日本の方が低いということだけは明らかである。しかし、日本の場合も2004年4.7% (3,028人) から約1.0% (425人) 緩やかに増加している。全体の受刑者の割合と比較すると、その数は比較的小さく、再入者率も他の犯罪に比べて低いとはいえ、被害者の心身に及ぼす被害の甚大さと、特に幼い子どもに及ぶその衝撃を考えると、刑事施設としてはこれらの者に対する適切なプログラムを実施して再犯防止を図ることが責務であり、またそれは社会の強い要請となっている。

第4節 韓国の性犯罪収容者の再犯防止教育の現状

第1項 性犯罪者処遇プログラムの変遷

性犯罪者に対する再犯防止プログラムは、約6年ほど前から実施されているが、これを詳細にみると、プログラムの試験実施、全刑事施設実施、段階別実施、強化実施に区分できる。2006年、強姦罪で出所した者が13日後、児童にわいせつして殺人した事件を契機として、法務部は、犯罪行為を誘発した様々な心理的異常を究明した後、矯正・治療を目的としたプログラムを試験的に実施した。しかし、当時は統一されたプログラムや施設、専門職員も確保されず、地域性暴力相談所の相談員が13歳未満児童および成人に対する性犯罪者を対象に、20時間の教育を実施するのみであった。その後2007年、刑事施設で性犯罪者に対するプログラムを実施することにな

ったが、この時も十分な予算や専門人材は裏付けされていない状況であった。2008年相次いで起きた児童性犯罪事件をきっかけに矯正本部は「児童性犯罪者の特別教育推進計画」を策定し、集中教育施設を開設し、プログラムの開発と専門人材養成を推進した。これに伴い、4つの集中施設が設置され、90時間の教育を実施することになった。2009年には性犯罪者再犯防止のための法的根拠を定め、同年11月には「性犯罪者矯正プログラム集中運用計画」を策定し、段階的な教育を実施することになった。2010年、2011年には性犯罪者を強力に処罰する法令が制定・改正され、治療プログラム履修命令²¹⁵の対象者が13歳未満の児童対象性犯罪者から19歳未満の青少年対象性犯罪者まで拡大され、さらにすべての性犯罪者を履修命令対象者とすることで、対象者の数が急速に増加すると予想し、プログラムを強化した²¹⁶。法務部は2011年の重点推進課題の1つとして、児童・障害者を対象とした高危険群性犯罪者の治療のための「矯正心理治療センター」をソウル南部刑務所(2011年10月29日)に開設した。同センターでは、性犯罪者の歪曲した性意識を修正し、再犯の原因を分析して、出所後、性犯罪につながらないようにするための再犯防止教育を実施している。以降、浦項刑務所(2013年1月30日)、清州刑務所(2013年5月30日)、群山刑務所(2013年11月28日)に同センターを次々と開設しており、また、2014年には、釜山・慶南地域に同センターを追加設置して全国5つのセンターを拠点とする性犯罪者に対する治療システムを構築し、性犯罪から国民を保護するために尽力している。

第2項 施設内の段階別教育コース

刑事施設内の性犯罪収容者には、次のような3段階の教育を実施している。

表 3-6 性犯罪再犯防止段階別の教育課程

区 分	1段階 基本教育	2段階 集中教育	3段階 深化教育
実施機関	全刑事施設	昌原、公州、順天、議政府、浦項、木浦	矯正心理治療センター(ソウル南部、浦項、清州、群山刑務所)

²¹⁵ 「児童・青少年の性保護に関する法律」第13条(刑罰と受講命令などの併科)①裁判所は、児童・青少年対象性犯罪を犯した者に対して有罪判決を宣告し、300時間の範囲で再犯防止に必要な受講命令または性暴行治療プログラムの履修命令を併科しなければならない。「性暴行犯罪の処罰などに関する特例法律」第16条(刑罰と受講命令などの併科)①略②裁判所が性暴行犯罪を犯した者に対して有罪判決を宣告する場合には、300時間の範囲で再犯防止に必要な受講命令や性暴行治療プログラムの履修命令を併科することができる。履修命令を拒否し、警告を受けた後、再度、正当な事由なしに履修命令を拒否した場合は、1年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処することになる。これは、性犯罪者の歪曲された性意識や行動を矯正して再犯を抑制することにより、国民の安全を図り、すべての性犯罪者に治療的なアプローチを試みたという側面で重要な意味がある。

²¹⁶ 윤정숙, 박정일, 여운철 「性犯罪者再犯防止のための治療プログラムの開発研究—プログラムの開発のための実態調査—」 刑事政策研究院 第2011巻6号(2011年)69頁。

教育対象	刑確定後6月以内のすべての性犯罪者	13歳未満の児童や障害者を対象にした性犯罪者と履修命令100時間以下の者	2段階教育後、検査と結果分析にもとづいて深化教育が必要な者と履修命令300時間以下の者
教育時間	100時間	100時間	6ヶ月（最低300時間）
教育人員	10人程度	10人程度	10人程度
教育進行	外部団体	刑務官（臨床、相談心理関連の学位所持者または有資格者）	刑務官（臨床、相談心理専門家）

（出所） 刑事政策研究院「性犯罪者再犯防止のための治療プログラムの開発研究」（2011年）

（1）一般教育施設（1段階、基本教育）

1段階目の教育課程は、刑事施設に収容されたすべての性犯罪者がその対象で、女性家族部²¹⁷の矯正治療プログラム運営事業施行機関がプログラムを運用し、保護観察所で受講命令の教育をしている民間団体が教育を担当している。以前20時間だった教育時間を2011年から40時間に拡大し、さらに2012年9月からは100時間に拡大した。基本教育の目的は、出所後の同種犯罪の予防、特に児童性犯罪者に正しい性知識を植えつけるなどの教育を実施して社会復帰と再犯防止を促すことである。対象者は、判決によって「性犯罪者」として罪名が分類された者のうち、刑確定後6月以内、残刑期が1月以上の者であり、除外者は精神疾患者、知的障害者、ハンゲル未解読者、高齢者（70歳以上）、認知症者、病棟収容中の者として矯正医官が教育の参加が適切ではないと認める患者、その他、所長判定により対象者に適していない者である。運営は、地域相談所に所属されている性犯罪の専門家2人が行い、約10人余りの者を対象に「性暴力加害者矯正・治療プログラム」を実施する。性犯罪収容者は、他の教育よりも優先して同プログラムの対象者として選抜し、教育に積極的に参加し、反省尺度の数値増加などの教育効果がある修了者には「家族面会の日参加巻」を交付しする。また、事前・事後検査によって尺度の数値に変化がある収容者は、分類処遇の際に参考にし、教育拒否者や教育の妨害を行った者については「刑執行法」第107条第3号²¹⁸により懲罰し、同課程を受講していない者は職業訓練の対象者から除外する。

（2）集中教育施設（2段階、集中教育）

2008年初めに、児童を対象にした性犯罪が社会的な問題として台頭すると、矯正本部は、2年にわたり再犯防止プログラムを実施した結果、児童性犯罪者にはより長期間の集中教育が必要だという結論に達し、刑事施設4つを児童性犯罪者の集中教育施設に指定し、90時間の治療プログラムを実施した。その後2010年と2011年に性犯罪を強力に処罰する法令が制定・改正されたことから性犯罪者が増加することが予想され、これらの教育の実施の必要性が増大した。それに伴

²¹⁷ 「児童・青少年の性保護に関する法律」第13条①②③略④（中略）……受講命令または履修命令執行の全部または一部を女性家族部長官に委託することができる。

²¹⁸ 所長は、収容者が次の各号のいずれかに該当する行為をすると……（中略）……懲罰を科すことができる。①②略③正当な事由なしに作業・教育などを拒否したり、怠った行為。

い、教育時間を100時間に拡大し、2010年11月から議政府、浦項、公州刑務所の3つの施設を集中教育施設に追加した。2012年8月に7歳の児童の性犯罪事件が社会的に大きな反響を喚起したことに応じて、安養、安東、忠州、全州を追加集中教育施設に指定した結果、総合計11の施設で集中教育を実施している。集中教育の目的は、児童性犯罪者の歪んだ性認知体系を正常にし、再犯防止をし、加害者の暴力的な行動は社会から受け入れられないという点を認識させ、加害者の行動は自分の判断によるものであるとして犯罪の行動に責任を負うようにすることである。教育対象は、13歳未満の児童や障害者を対象した性犯罪者で、2年以内に出所予定の者と裁判所で治療プログラムの履修命令を併科された者である。したがって、教育は、本人の意思とは関係なく、強制的に実施しており、刑務所独自の運用プログラムに応じて、臨床・相談心理学関連の学位所持者または有資格者2人で構成された刑務官が、10人前後の対象者を中心に、認知行動療法プログラムなどを実施している。

（3）深化教育施設（3段階、矯正心理治療センター）²¹⁹

2段階の教育課程で改善効果を期待しにくく再犯の「高危険群」に属する性犯罪者に向けた深化教育が必要であるとして、2011年ソウル南部刑務所に矯正心理治療センターが設置された。対象者は、児童対象性犯罪者（障害者対象性犯罪者も含む）で、集中教育施設で100時間以上の教育を受けた者のうち、再犯高危険群に選別された者であり、1回の教育人員は10人から15人前後である。教育不適合者は、重警備級処遇者、精神患者、知的障害者、聴覚・視覚障害者、認知症者、重症患者で矯正医官が教育の参加が適切でないと認めた者、常習規律違反者などである。同センターでは、児童対象性犯罪者は6ヶ月間300時間以上、障害者対象性犯罪者は3ヶ月間150時間以上のプログラムが専門家によって実施されている。

深化教育の目的は、高リスクの性犯罪者に対して効果的なプログラムの実施を通じた再犯防止、治療プログラムの開発と検証ツールの製作、性犯罪者の特性と治療結果などのデータベース構築、外部機関との連携である。職員は定員15人で、現在12人が配置されており、心理教育、個人・集団相談などのカウンセリングなど専門家8人と心理教育、臨床面接、心理検査、評価などを担当する専門家3人、行政業務を担当する1人で構成されている。

プログラムは、認知行動療法と再発防止理論に基づいた心理治療や心理教育課程で、収容者の特性に基づいた教育を実施する。治療プログラムは、集団カウンセリング方式で進行し、社会的技術プログラムとして怒りの調節、ストレス管理、性心理、中毒予防、衝動調節などを行う。治療共同体の活動は、週1回実施され、また宗教別精神訓練も可能である。特別活動として、文学組、合唱組を運用しており、特別教化活動としての瞑想、特別講義や再犯リスクと心理測定に必要な心理検査、さらに社会的処遇として、家族面会の日などを施行している。プログラムの運用は、09:00～16:30まで週休2日制で、1日5時間を超えることはできない。教育期間は児童対象

²¹⁹ 運用根拠：「刑の執行及び収容者の処遇に関する法律」第64条（教化プログラム）所長は受刑者の矯正教化のために相談・心理治療、その他の教化プログラムを実施しなければならない、法務部社会復帰課14561「矯正心理治療センターの運用計画示達」（2011年8月23日）。

性犯罪者の場合、1回当たり40人を6ヶ月コースで400時間、障害者対象性犯罪者の場合、1回当たり60人を3ヶ月コースで150時間、履修命令併科者の場合、120時間（3ヶ月コース）、150時間（4ヶ月コース）、300時間（6ヶ月コース）で運用している。

第5節 日本の性犯罪収容者の再犯防止教育の現状

第1項 矯正処遇の概要

1908年に制定された「監獄法」は、社会情勢の変化や、受刑者処遇に関する刑事政策思想の進展の中で、その限界が意識されるなど、極めて不十分な内容となっていたことから、2005年5月、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が制定され、2006年5月に施行されたが、未決拘禁者や死刑確定者、留置施設等に関する規定が整備されるとともに、法律の名称が「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」へと全面改正され、2007年6日に施行されることとなった²²⁰。この新しい法律の施行に伴い受刑者の問題性に焦点を合わせて少人数の集団を編成して指導を行うことができる「特別改善指導プログラム」が実施された。これには、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導の6種類があり、このうち性犯罪者には、プログラム受講の必要性が認定されて性犯罪再犯防止指導の受講が義務づけられた。これは、今まで強制することができなかった特別改善指導の法的根拠を定めたものであり、特別改善指導を拒否した場合は、懲罰を課すことができるよう規定している。その目的は、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培い、社会生活に適応するのに必要な知識および生活態度を習得させることである²²¹。

性犯罪者の再犯防止指導は、刑事施設に入所した受刑者に刑執行開始時調査（面接や心理テストなど）を実施し、その者の改善更生や円滑な社会復帰に最も適切であると認められる改善指導の内容や方法を定める処遇要領を策定し、これに基づいて矯正処遇を行うものである。日本の場合、性犯罪者の再犯防止プログラムは、カナダ矯正局で実施していたプログラムを参考にして日本版を作成したものであり、認知行動療法がその中心をなしており、標準プログラムのほか、内容を整備したプログラムを順次開発し、実施している。まず、「調整プログラム」は、知的能力に制約がある者を対象に視覚情報などを多く活用して、学習を促進しやすい内容で構成され、標準10ヶ月に亘って行われている。そして、「集中プログラム」は、指定されたプログラムの受講期間を確保することができない者を対象に、定められた期間内に習得できるように構成された内容で、標準4ヶ月に亘って行われており、「準備プログラム」は指定された指導密度が高密度または中密度の者のうち、特定の本科指導を受講するために選定された者がその対象で、自己改善や再犯防止のための動機付けを向上させることを目的としており、標準2週間（4回）に亘って

²²⁰ 法務省・警察庁「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の施行状況について」（<http://www.moj.go.jp/content/000074503.pdf>）（平成23年5月）参照。

²²¹ 林真琴、北村篤、名取俊也『逐条解説刑事収容施設法』有斐閣（2010年）499頁。

行われている²²²。

第2項 プログラムの実施体制²²³

(1) プログラム実施施設

性犯罪者に対する調査実施施設は、各管区に設置されている8つの調査センター(札幌, 宮城, 川越, 名古屋, 大阪, 広島, 高松, 福岡)であり、受刑者のうち特別改善指導の受講が必要であると推定される者に対して年齢に関係なく、心理技官による専門的調査を実施の上、処遇計画を策定する。同プログラムを実施する施設としては、川越少年刑務所および奈良少年刑務所を推進基幹施設(2庁)として指定するとともに、府中刑務所および大阪刑務所の特別重点実施施設(2庁)では、知的障害を持つ日本語の理解力に問題がある収容者のための調整プログラムと高密度、中密度のプログラムを実施し、札幌、盛岡、山形、黒羽、名古屋、加古川、広島、高松、福岡、佐賀の重点実施施設(10庁)では、高密度と中密度のプログラムを実施している。ただし、山形、黒羽、加古川、滋賀は、中密度のみを実施している。本科プログラムは19の施設で実施しており、函館、松本、三重、山口、松山の一般実施施設(5庁)では、低密度のプログラムを実施している。メンテナンスプログラムは、女性刑務所、市原刑務所、美祢社会復帰促進センターを除くすべての刑事施設で実施している。

(2) 性犯罪者処遇プログラムの流れ

収容者の刑が確定すると、まず、入所施設でスクリーニング(書類審査)を介してプログラムの対象者を選別する。この際、すべての性犯罪者を対象として選抜しない理由は、コスト面の問題があり、実際に高リスクの者のみを対象とするからである。審査は、①罪名と事件の内容(性的動機に基づく事件か)、②常習性が高いか、③性犯罪につながった問題性が高いか、などを判定し、罪名に関係なく性的動機に起因した者を選別するが、1回の単純性犯罪者は除外する。ただし、被害者を殺害した性犯罪者、13歳未満の児童を対象とした性犯罪者は回数に関係なく含まれる。つまり、繰り返し性犯罪を犯すことが最も重要な条件であり、相手と接触しない性犯罪、例えば下着を繰り返し盗んだといった者は除かれる。選別された者は、詳細な調査のために調査センターに移送し、被害者の年齢、性別、本人の結婚の有無など統計上、犯罪に至りやすいリスクを調査する。これは本人の属性であり、処遇プログラムで変化させることはできない。

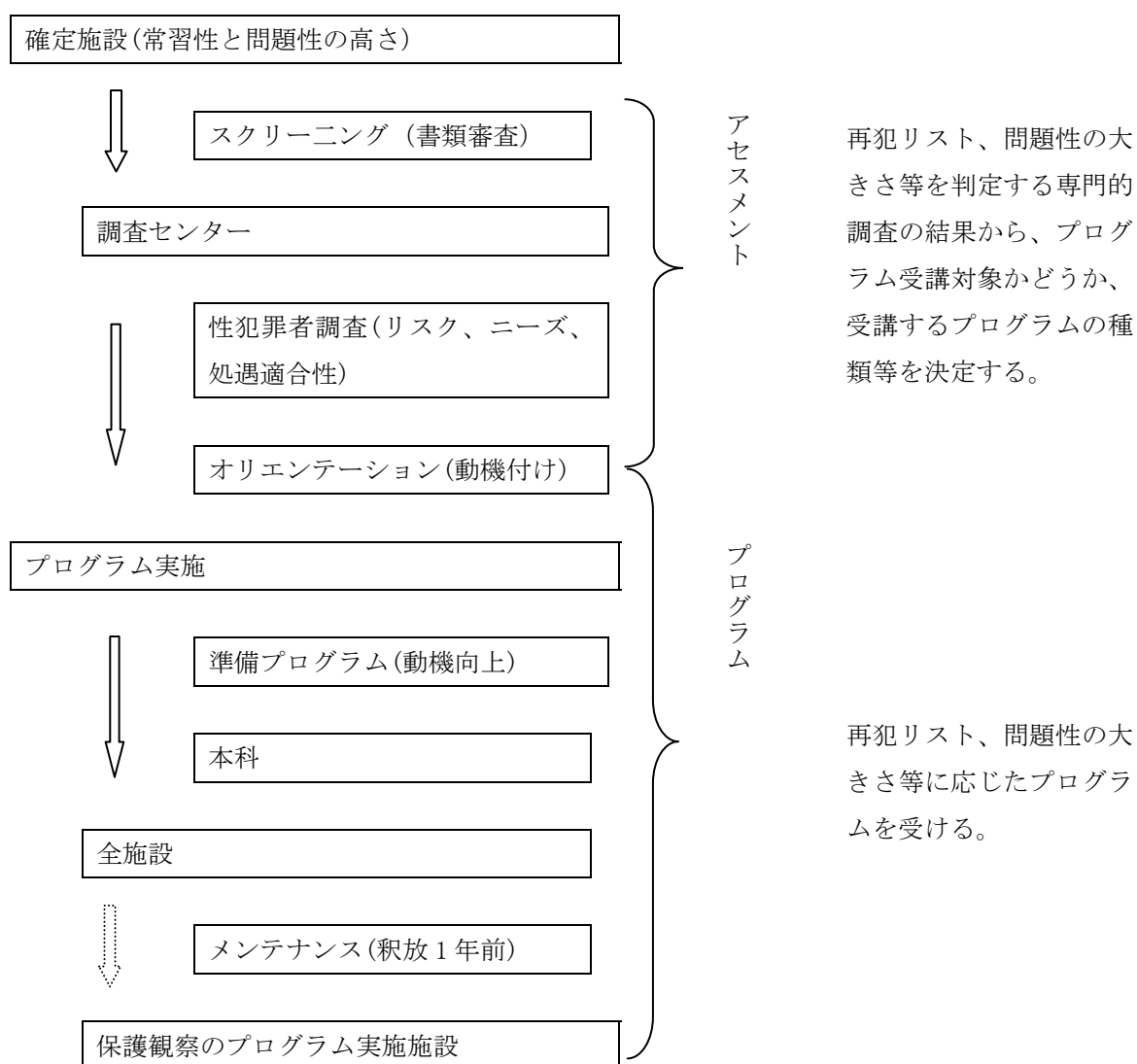
次に、再犯の可能性と結び付いている犯罪者の考え方、児童への執着心など処遇で変化し得るニーズ調査を実施する。さらに、プログラムを理解するための知的能力や日本語の理解能力などを調べるための処遇適合性調査を面接を通じて行い、徹底かつ具体的に尋ねることで彼らの性犯罪に含まれる問題性を特定する。この段階でプログラムの受講対象かどうか、プログラムの種類、プログラムの実施施設、実施時期などを総合的に判定し、その施設に移送する。この際「あ

²²² 小島秀吾・前掲注(206)59頁。

²²³ 山本麻奈「性犯罪者処遇プログラムの概要について—最近の取組を中心に」『刑政』第123巻9号57頁(2012年)、第59回日本矯正医学会シンポジウム(2012年10月26日)。

なたにはこのような問題性があり、したがってこのようなプログラムを実施する」という本科受講に対する不安や疑問を解消すると共に動機付けを高めるためのオリエンテーションを実施する。その後も嫌だという者を対象に、今年からは「準備プログラム」を導入している。これは、性と関連する話ではなく、他人の前で自分の問題を話せるように適応させるためのプログラムで、この課程が終わると本科プログラムを受講することになる。その後、収容者の釈放が近づいたら、すべての施設ではメンテナンスプログラムという形で今まで学んだ内容を復習する。これは社会に復帰する前にもう一度プログラムを記憶させることで性犯罪に接触しないようにするためである。

図 3-1 処遇プログラムの流れ



(出所) 第 59 回日本矯正医学会シンポジウム「刑事施設における性犯罪者処遇プログラムの現状について」(2012 年 10 月)

(3) 性犯罪者処遇プログラムの内容

プログラムは「認知行動療法²²⁴」を基礎とし、「リラプス・プリベンション²²⁵」などの技法を活用して性犯罪を抑止するためのスキルを身に付けさせることを目的としている。プログラムには3種類の密度を設け3段階に実施する。性犯罪につながる問題性が大きい高リスクの者には「高密度のプログラム」、性犯罪につながる問題性が比較的限定的な者は「中密度のプログラム」、比較的小さい者は「低密度のプログラム」が適切であり、1グループ当り8人前後で集団を編成し、1単元100分、8単元から62単元をそれぞれ8ヶ月、6ヶ月、3ヶ月の期間を定めて実施することになっている。

高密度の者は全科目である5科目を受講させ、科目は、それぞれの動的リスク要因に対応するようになっている。中密度の者は、科目1の「自己統制」は必ず受講させ、残りの科目は本人の問題性に応じて必要な科目を受講させる。低密度の者はすべての科目を圧縮した形にして受講させる。また、刑期が短期であるが高リスクまたは中程度のリスクがある者で高密度や中密度のプログラムを実施することができない者には、圧縮プログラムで、標準4ヶ月の間、集中的に実施する「集中プログラム」を、高密度や中密度に相当する者として特定の本科を受講するように選定された者には、自己改善や再犯防止のための動機を向上させるための目的で2週間(4回)の「準備プログラム」を今年から試験的に実施しているが、その効果が期待以上であったことから来年から拡大する予定である。そのほか、知的能力に障害があるか、低知能であるため刑務官の指示を理解できない者を対象に標準10ヶ月の「調整プログラム」を2009年から実施している。

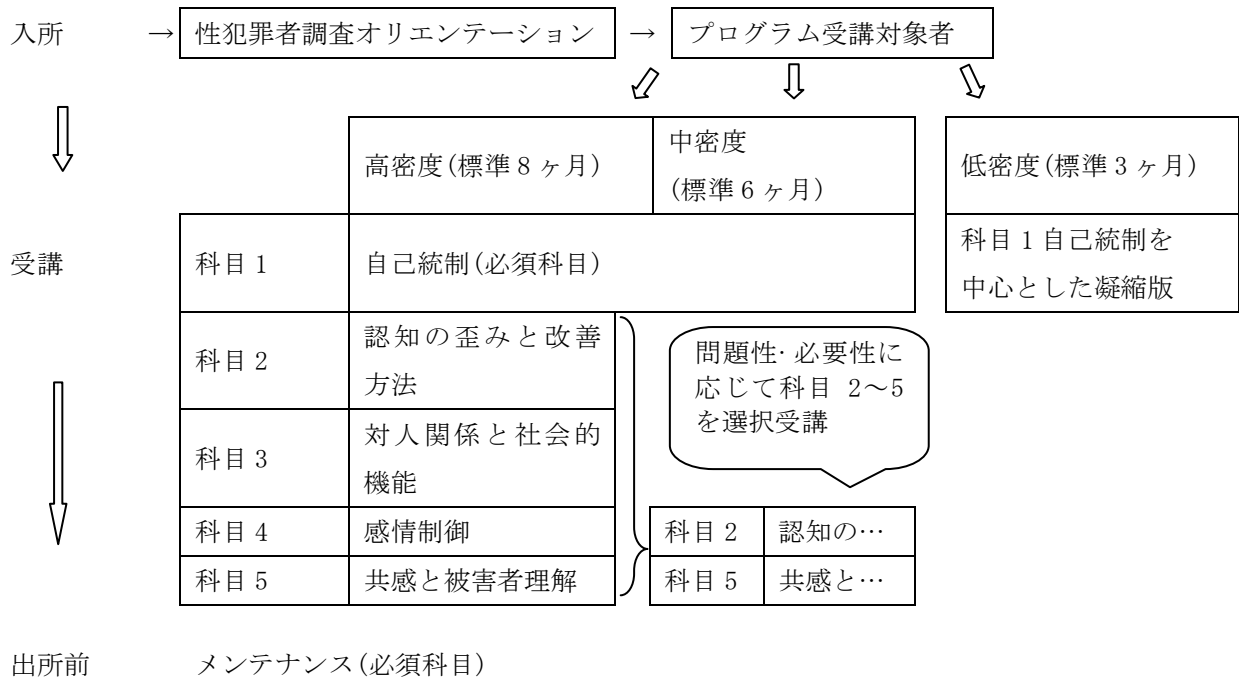
新法施行とともに、性犯罪受刑者に対する特別改善指導の1つとして導入された性犯罪者再犯防止プログラムが実施されてから7年余りが経過した。法務省は、同プログラム受講者に対する効果検証のために2007年7月から2011年12月までの期間に、全国19の刑務所で服役した性犯罪受刑者(受講者1,198人、非受講者949人)に対して、出所後3年間の状況を追跡調査した。その結果、性犯罪再犯プログラム受講者の性犯罪再犯率は、集団行動に適応できないなどの理由で、同プログラムを受講していない者に比べて約2割低下したことが明らかになった。このように、同プログラムの実施は、性犯罪者の再犯防止にそれなりの成果を示しており、そのような面で、厳罰化を通じた社会からの長期間の隔離ではなく、治療を通じ、再犯防止がより効果的であったことを知ることができる。ただし、受講期間が短ければ効果が現れなかったり、被害者が幼い場合は、再犯率に大きな差がなかった点などを考慮して、犯罪の性質や受講者の状況に応じたプログラムの開発や実施体制などについての検討が今後の課題となっている²²⁶。

²²⁴ 問題行動や症状の発現・維持に起因する自らの認知の誤り・ゆがみに気付かせ、これを変化させることによって問題行動を改善させる方法である。法務省・保護局「性犯罪者処遇プログラムの実施について」(平成17年12月14日)2頁。

²²⁵ 認知行動療法の技法の1つで、問題行動につながった要因を検討するとともに、問題行動に至った過程を詳しく分析し、問題の再発を未然に防ぐためのスキルを身に付けさせることである。同上、2頁。

²²⁶ 西山貴章「受刑者再犯2割低下、性犯罪者向け抑止講座」『朝日新聞』(2012年12月25日)。

図 3-2 処遇プログラムの内容



(出所) 法務省矯正局・保護局「性犯罪者処遇プログラムの実施について」(平成 17 年 12 月)

第 6 節 今後の課題

第 1 項 ソフト面の課題

(1) プログラムの内容面の課題

1) 適格的な対象者の選定

最も良い性犯罪再犯防止プログラムは、すべての性犯罪者に十分な人的資源が整った施設で、科学的かつ体系的に実施することである。性犯罪は社会的な影響がどの犯罪よりも深刻であることから、できればその対象者すべてにプログラムを受講させることができるシステムの構築が何よりも重要である。

韓国はプログラムの対象者を選定する際、罪名が性犯罪であるすべての者を一括選定してプログラムを実施している。つまり裁判所から履修命令が併科された収容者は当然であるが、そうでない収容者も罪名が性犯罪であれば対象者として選定する。しかし、諸条件が不十分な状況ですべての性犯罪者を対象者に選定することが果たして合理的なのか疑問がある。プログラムを実施するためには、諸条件、つまり、性犯罪者に対する調査、心理検査、面談などを実施することができる人的資源、施設、環境などが整ってなければならない。それにもかかわらず、そうでない現状においてすべての性犯罪者にプログラムを実施するには無理がある。また、人的資源、施設などの条件が不十分な状況でプログラムを実施する場合、質的低下が懸念されるのはもちろん、その運用も形式的に流れる可能性が高い。したがって、ただ罪名だけでその対象者を選定する現在の方式を脱する必要があると考えられる。もちろん、適切な諸条件が整備されているならば、それが錦上添花を添えるともいえるが、そうでない現状においては代案を考慮する必要がある。法

務部の人的資源の確保もしばらく不可能な現在、対象者の選定が合理的でないだけでなく、プログラムの実施が適切ではない収容者についても、プログラムを実施することにより、予算の無駄遣い、プログラムの形式的な運営の問題が発生している。これを無くして教育効果を上げるためには、プログラムの対象者の選定に何よりも心血を注がなければならない。そのためには、短期的には、日本の例を参考にしながら、長期的には不足している諸条件の拡充に努めなければならない。

これに対し、日本ではプログラムの実施目的は性犯罪者の再犯を抑止し、児童や女性を加害者から守り、社会の安定性を高めるとされているため、対象者を選定するとき、罪名と事件内容が性的動機に起因するのか、常習性があるかどうかを判断して選定している²²⁷。また、刑確定施設での1次書類審査、調査センターでの面談による2次審査により対象者を選別している。つまり韓国のように罪名だけで対象者を選定するわけではない。一見するとこれは非常に合理的に思われる。すべての性犯罪者を対象としない理由は、コストと実際にリスクが高い者だけを選別するためだというのが、果たしてその選別は適切に行われているのか。2011年末、男性受刑者56,448人のうち、性犯罪者が3,448人（男性受刑者の6.1%）いる中で、プログラムの受講人員が年450人²²⁸余りであることと2011年新入性犯罪受刑者が年826人²²⁹で、各施設の年プログラム受講者を超えていることを考えると、プログラムの実施が適切に行われているか疑問がある。しかし、現実には各施設でプログラムを実施する人手は決まっており、これにより、再犯のおそれが高い者から優先的に実施せざるを得ない状況である。再犯の有無を予測することは難しい。誰が再犯をするか、しないかは知ることができず、あらゆる性犯罪者が潜在的な被疑者になる可能性があるという蓋然性を念頭に置かなければならない。そのような面で人手不足のため、プログラムの受講を待っているかもしれない収容者と定められた人員しか実施せざるを得ない現実には問題がある。プログラムの受講が必要な性犯罪者選定に小さな穴も生じてはならないだろう。

2) 薬物治療との併用

人には個人差、つまり性格、知能、プログラムに対する理解度、反省の程度、考え方に違いがあり、これによってプログラムの結果が異なる。したがって、自分の意志だけでは性欲が制御されないリスクが高い収容者には本人の了解を得て薬物治療を併用するのはどうだろうか。

2010年、韓国の某大学病院で18歳の男性に薬物治療を実施したことがある。この男性は、高校時代から学校生活不適應、身体の歪み、妄想、1日3～4回の自慰行為、女性の胸を触って逃げるなどの衝動的性行為があり、病院を訪れ、性倒錯症と衝動調節障害の診断を受け、この症状が

²²⁷ 名取雅子、鈴木美香子「性犯罪者処遇プログラムの成立経緯とその概要」『法律のひろば』第59巻6号（2006年）8頁。

²²⁸ 山本麻奈・前掲注（223）58頁。

²²⁹ 2006年は1,063人、2007年は1,038人、2008年は1,009人、2009年は927人、2010年は829人である。法務省『各年度の矯正統計年報』（強姦同致死傷、強制わいせつ同致死傷、わいせつ・同文書頒布等、強盗強姦同致死を含む）。

続く場合、犯罪者になる可能性が高いということで薬物を投与し、心理療法を併用した。1年後には性欲減退や性的な動画をみる回数も減り印象もやわらかくなった。薬物を投与する前には6.23ng/mlだった男性ホルモン血中濃度²³⁰が0.48ng/mlに減少し、副作用も観察されなかった。医師によると、現在まで性欲がよく抑止されて生活も安定しているという²³¹。この事例は、長期間の研究ではないことから、臨床評価と安全性の確認が十分ではない。また、薬物投与が中止された場合、性ホルモンの濃度が元の状態に戻るという欠点と薬物だけでは性犯罪者の性に対する認知の歪みや思考の偏りが是正されないことから、認知行動療法などのプログラムとの併用実施が不可欠である²³²とする。

韓国では性衝動薬物治療²³³という概念で裁判所から薬物治療を命じられた者は、治療監護所で薬物治療を実施している。高危険群である性犯罪者に心理療法なしで、薬物治療のみ行っても、勃起ができないようにして強姦を防止することは可能だが、変態性欲者を量産することになるという問題点が指摘されたことから、心理療法を併用して治療効果を高めている。したがって、議論の末に導入した薬物治療を刑事施設内にも導入し、プログラムと併用実施すればその効果がより一層高まるのではないか。

日本は、プログラムの導入初期に薬物治療に関する意見が提示されたことはあったが、薬物投与は、医療の観点からアプローチする必要があり、施設内の医師不足問題と共に関連省庁などの対応の問題があることから、これについての進捗は見られない。どのような手段を使ってもすべての性犯罪を防止することは不可能だという意見もあるが、性犯罪再犯率を1%下げるとは数百人の被害者を未然に防止することであり、劇的な再犯率の低下がないからといって意味がないとは限らない。できるかぎりすべての方法を使ってみる必要がある。特に精神障害の分類に属する異常性愛犯罪者（性的嗜好障害者）は、その特性に応じた対策が必要であり、最近有効であると認められる精神療法と薬物療法を用いる治療法が提案され、その治療の結果、再犯抑止に効果があったという報告を参考にする必要がある。医学、人権、法制度などの様々な側面から薬物治療の導入に問題があるというが、必要であれば法改正や制度の新設など性犯罪者に対する薬物治

²³⁰ 男性ホルモンの正常な数値は年齢によって異なるが20～49歳の男性であれば2.6～15.9ng/mLであり、それ以上や以下の場合1.8～7.5ng/mLが正常数値だという。

²³¹ 노지현 「性衝動抑制薬、すでに一般人に施術」『東亜日報』（2012年8月29日）社会面。

²³² 2006年、米国オレゴン州で仮釈放された性犯罪者の中で薬物治療を行った後、5年間、追跡観察した結果、投薬群は5.1%の再犯率となったが、投薬拒否群は30.9%の再犯率となったことをきっかけに、男性ホルモン遮断に効果的な薬物が開発され、化学的去勢の効用が提起された。김병근 「性欲抑制薬、性到着症には成功率低い」『釜山日報』（2012年10月15日）生活面。

²³³ 再犯の危険性がある者を対象に釈放する2ヶ月前に薬物治療と心理治療を実施する制度で、現在まで4人の犯罪者に性衝動薬物治療命令が請求された。外国は、ドイツ、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランドなどの欧州諸国と米国（カリフォルニア州、ルイジアナ州、フロリダ州、アイオワ州など）などで薬物治療制度を運用している。

療併用の前向きな検討が必要である²³⁴。

人は自分の問題は自分が一番よく知っている。出所後、自分に異常な性的衝動が起こればと思っ
たら、自分で薬物治療を続けることができる制度の整備が必要である。この場合、保護観察官の
管理体制の下で病院への来院を促して薬物治療を継続すれば、その効果は高いだろう。薬物治療
は費用の問題²³⁵を見過ごすことはできず、一生投薬しなければならないという点が指摘されるが、
国が性犯罪根絶の次元で積極的に立ち上がって解決するならそれほど難しいことではないと考
えられる。

(2) プログラムの運用面の課題

1) 専門職員の確保と適切なプログラムの運用

プログラムを運用する上で最も重要なのが専門家の確保とプログラムの内容である。まず、本
プログラムは高いレベルの専門知識を必要としており、対象者の選定や相談、運用などにあたり、
専門家の確保は非常に重要である。カナダの性犯罪者治療専門家であるウィリアム・マーシャル
博士は、「人は改善されることがあり、刑務所で相談治療を受けた性犯罪者 535 人を出所 10 年
後、追跡してみると 5.4%が再犯を犯したのに対して、相談治療を受けなかった人の再犯率は 24%
に達し、相談治療をすると再犯率が低くなることから、これを政策に反映しなければならない」
と強調する。政策へ反映するためには専門知識と資格を備えた人的資源の確保が必須である。し
かし、韓国は、専門家である臨床心理士はわずか 26 人余りに過ぎず、これらに対する資格基準
や統一されたガイドラインがない。また、1 段階目の教育は外部の民間協力機関が担当している
が、教育内容の管理、統制がなされておらず、結局、教育の効果は、専門家の能力とレベルに応
じて異なるという状況であり、資格のない講師による形式的な運用が行われている施設もある。
今年 9 月からは教育時間を 100 時間に拡大したが、これに伴う人材支援がない状態では、形式的
な教育にとどまる可能性が濃厚である。また、プログラムを担当する刑事施設および保護観察所、
外部委託機関の人材の専攻を調査した結果²³⁶、173 人のうち、心理学が 52 人 (30.1%)、社会福
祉学は 57 人 (32.9%)、教育学が 20 人 (11.6%)、その他が 44 人 (25.4%) であり、1 段階目
の教育を担当する民間人の 50%以上が高卒で、性暴力教育院を卒業した専門家というには不十分
な実情であった。さらに、刑事施設の職員の中にも専門資格や専攻と関係のない者があり、関連
資格保有者は 43%に留まっている。1 段階目の教育担当者は刑務官 1 人、2 段階目では専門職員
1 人あるいは 2 人だけという現状においては、専門職員の補強が必須といえる。これに加え担当
講師に関する統一的な資格基準や定期的なメンテナンス教育の必要性も提起されている。

²³⁴ 名取雅子、鈴木美香子・前掲注 (227) 16 頁。

²³⁵ 抗ホルモン剤は 1 ヶ月または 3 ヶ月ごとに投与するが、1 ヶ月ものは 14 万～21 万ウォン、3 ヶ月
ものは 40 万～45 万の費用がかかるという。薬物治療の医療費は 1 人当たりの年間約 500 万ウォンで、
治療費は 180 万ウォンであるが、ホルモンの数値と副作用検査をするために 50 万ウォン、心理治療を
併用する費用が 270 万ウォンほどかかる。

²³⁶ 윤정숙, 박정일, 여운철・前掲注 (216) 164 頁。

これに対し、日本は韓国よりは事情が良いといえ、性犯罪者に対する再犯防止対策への関心の増加に伴い、プログラムの開発が進められ、積極的に実施している。しかし、残念ながら刑事施設内では個々の受刑者の特性や問題に合う木目の細かい処遇を行うだけの人的資源と体制が不足している²³⁷。現在、刑事施設 77 のうち（支所を除く）本科プログラムは 19 施設で、メンテナンスは 56 施設で実施しており、いずれも専門家が十分に確保されているとはいえない。調査センターで対象者を選別する職員は、法務技官だが、一般施設では、専門資格がない刑務官がプログラムの運用に関与している。すべての性犯罪者を対象にしない理由としても人件費、すなわち専門家の不足が最も大きいと指摘される。また、プログラムを運用する職員は、専門資格を備えた職員が最も望ましいが、専門資格の有無はプログラムの運用条件ではない。プログラムの担当者は年 2 回、各 1 週間ずつ研修を実施し、この研修を受けた人がプログラムを運用しているが、問題は研修を受けた職員が施設内補職変更によってプログラムの運用と関係のない部署への移動や他の施設に転勤になる場合である。苦勞して研修を実施し、ノウハウを蓄積した職員が専門の経験とは全く関係のない部署への移動となることにより、これまでの努力と経験が役に立たなくなるのである。カナダでは、プログラムの担当者はライセンスが必要な関係で、ある程度のトレーニングを受けた職員が同業務を担当しており、ライセンスがある職員は転勤の際にも「あなたはこの仕事においてプロであるため、大丈夫です」として本人の希望を配慮し、同じ仕事を続けるようにしたり、他の部署に移動しても同プログラムを運用できるようにしている。

人的資源が不足している現状を打開する方法として、外部の専門家を活用する方法も良い選択肢の 1 つといえるが、現在そのような外部の専門家は、身分保証や雇用問題などにより、職員のアドバイザーという形態で関与しているだけで、プログラムの運用には関与させずにいる。プログラムを運用する専門家は刑務官の中で専門資格を持つ者が最も理想的ではないかと思う。その理由は、毎日収容者と一緒に生活しながら、それらを最もよく知ることができ、心理的な関係に基づく親近感が形成されることはプログラムの運用にも多くの助けになると思われるからである。したがって、法務部は内部職員の中で関連分野を専攻した職員の専門研修などを実施し、活用すれば、良い成果が表れるのではないかと思う。いくら良い制度と政策、プログラムを備えていても、これを行う専門化された人材がいらない場合は何の意味もない。特に児童性犯罪の専門人材については、いうまでもない。専門知識と資格、高い見識を備えた十分な専門家の養成は、何よりも急がれる課題である。

次に、プログラム運用に関してである。韓国において 2007 年、プログラムを受講し、出所した者の 3 年間の再入者率が 29.9% であることはプログラムの効率性と内容に問題があることを示している。もちろん、当時のプログラムはまさにスタートした段階であり、体系的、科学的でない側面があったことは事実であるが、再入者率が全体出所者の再入者率 22.3% よりも高かったのは、教育システムの改善と適切なプログラムの開発が切実であるということ物語っている。

²³⁷ 太田達也「我が国における性犯罪者の再犯防止対策—現状と課題—」『警察学論集』第 62 巻 3 号（2009 年）124 頁。

2011年、刑事政策研究院のプログラム満足度調査²³⁸によると、対象者45人のうち、37.7%が「不満足(4.4%)」もしくは「普通(33.3%)」と答えた。これは先進国と比較してプログラムの内容や運用過程において満足を得られていないことを物語っている。また、プログラムが人生に役立つかの質問では71.1%が「役に立った」、22.2%は「役に立たなかった」と答えた。さらに、「個別面談、職員の専門知識、プログラム内容の強化、個人の変化意志を増進させる内容を補強しなければならない」という回答もあった。2011年、全国15の施設の性犯罪者3,938人を調査した結果、プログラム受講者は1,443人で、受講時間も1人当たり40～100時間程度に過ぎなかった。これは、先進国の1人当たり200～300時間と対照的であった。担当者は、プログラムの効果を最大限にするためには、ワークショップの機会、組織的配慮、スーパーバイザーの活用を増やす必要があると述べている。また、プログラムをより体系的に実施するためには、総合的な性犯罪者の評価システムを確立して参加者の経過を把握する一方、プログラムの運用を現在の1週間にすべて実施することより、1週間に1～2回行い、性犯罪者が出所した後も治療成果を維持するための別の戦略を用意しなければならないと指摘した²³⁹。

これに対し、日本で実施されているプログラムは性犯罪者の再犯リスクに応じて高・中・低密度にわけられ、その内容や時間が決まっており、ある程度体系的に構成されている。しかし、各密度の時間をみると、高密度107時間、中密度80時間、低密度40時間で、先進国に比べると非常に少ない。カナダでは、治療期間は危険性と再犯の可能性に基づいて決まっており、通常6ヶ月間治療し、高リスクの者は12～18ヶ月間掛かるという。また、カウンセリングは長ければ18ヶ月間受けるが、アルコール中毒、麻薬中毒のような問題が混ざっている場合には期間を延ばすこともあり、中毒の分野に応じて、それぞれの治療専門家が投入されるという²⁴⁰。さらにもう1つ重要なことは、対象者のリスクに見合った密度のプログラムを実施することである。再犯リスクと処遇密度のマッチングに関する4種類の研究²⁴¹によると、対象者のリスクレベルに見合った処遇密度を充実させなければ再犯率が上昇するという結果が報告されている(Andrews&Bonta 2003年)。

つまり、対象者にそれぞれ判定された再犯リスクの程度と受講するプログラムは、必ず一致しなければならない。低リスクである者は低密度プログラムを受けることが再犯抑止効果が高いということである。反対に低リスクの者が、高密度のプログラムを受講すると再犯率が上昇するということである。これはとても不思議な結果であるといえる。単純に考えれば、リスクが低い人にも高密度のプログラムを運用したほうが良いのではないかと思われるが、どの研究結果でも同様の結果となっている。これは、プログラムの運用において非常に重要な結果だといえる。その

²³⁸ 윤정숙, 박정일, 여운철・前掲注(216) 227頁。

²³⁹ 이혜민「何卒私を止めてください」『週刊東亜』社会面第848号(2012年7月30日)。

²⁴⁰ 同上、韓国の保護観察所・刑務所の治療プログラム27件を分析した結果、プログラムの運用時間は、保護観察所が平均39.8時間、刑務所が平均61.5時間であった。

²⁴¹ 小島秀吾・前掲注(206) 55頁、(O' Donnell et al., 1971, Baird et al., 1979, Andrews & Kiessling, 1980年, Bonta et al., 2000)。

理由の1つとして、低リスクの者がまだリスクがそれほど高くない状態で、セルフイメージもそれなりに良い状態を維持しているにも関わらず、自分が性犯罪者で、性に問題があるとして高密度のプログラムを受けることにより、ますますセルフイメージが悪くなって挽回することができなくなるということが挙げられる。自分はどうせできない人だと思い、より間違った行動を起こすのである。これは、カナダでは40年以上にわたり常識として通用しており、必ずリスクの程度と一致したプログラムを実施しなければならないとされている²⁴²。これを受けて、日本はRNA (Risk, Need and Responsivity principles) モデルをプログラムの運用に適用している。韓国でもリスクに応じた適切なプログラムを運用するためのRNRのアセスメントの実施がより重大な課題の1つとなっており、対象者に適したプログラムの運用を何よりも重視すべきである。

2) 対象者に応じたプログラムの適用

韓国で実施しているプログラムでは、第1段階目には、すべての性犯罪者を対象にプログラムを実施し、2、3段階では、13歳未満の児童を対象にしたプログラムに集中している。つまり、大多数の性犯罪者が成人を対象にした犯罪者であるにもかかわらず、これらに対するプログラムがずさんであるということが出来る。もちろん、児童を対象にした性犯罪は成人に比べてその衝撃は非常に大きい、成人に対する性犯罪も女性の人権を抹殺する行為であり、その衝撃も一生持続するという点で軽く見過ごすことはできない。このような状況に鑑みれば、13歳以上対象の性犯罪者に実施する1段階の教育が40時間に過ぎなかったということは大きな問題の1つであったが、幸いにも2012年から100時間に拡大された。これは、望ましいことではあるが、その運用が適切に行われるかどうか懸念される場所である。

2011年韓国の最高検察庁の統計データをみると、強姦犯罪の総件数21,839件のうち、13歳未満の児童対象の犯罪は1,053件(4.8%)であり、残りの95.2%は13歳以上を対象にしたものである²⁴³。また、2011年末、刑事施設に収容されている児童対象性犯罪者は全体性犯罪者3,938人のうち、828人(21.0%)であり、残りの79.0%が13歳以上を対象とした性犯罪者である²⁴⁴。それにもかかわらず、プログラムの焦点が13歳未満の児童に集中しているという状況には問題が多い。

これに対し、日本は全性犯罪件数11,933件中、児童対象の犯罪は1,114(9.3%)、残りの90.7%は13歳以上を対象にした性犯罪件数である²⁴⁵。プログラムの対象者は区別がなく、いずれも同じプログラムを実施している。その理由は、1つのグループに自分の犯罪と似ている者が集まって

²⁴² 同上、(Andrews & Bonta, 2003)。「RNRの原則」；必要などころに必要な程度、その人に合った形で介入をすることが再犯防止に有効である。小嶋秀吾・前掲注(206)57頁。

²⁴³ 最高検察庁の犯罪分析 (http://www.spo.go.kr/spo/info/stats/stats02_2012.jsp) 参照。

²⁴⁴ 윤정숙, 박정일, 여운철・前掲注(216)67頁。

²⁴⁵ 警察庁『平成24年上半期の犯罪情勢』(平成24年9月)(全体性犯罪者件数は強姦、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布、強盗強姦を含む。児童性犯罪者件数は強姦、強盗強姦、強制わいせつ、強制わいせつの目的略取誘引を含む)。

しまうと同一考え方を持っている場合が多く、お互い相手のことに気が付くことが難しくなり、逆に気が付いた場合には自分の話を先にしようとしめない傾向があるが、成人対象の犯罪者や児童対象の犯罪者を同じグループにした場合、相手に考え方の偏りに気が付き、それが変だと考えるようになることから、異なる群を 1 つのグループにした方が効果が高いからだという。しかし、児童を対象にした性犯罪者には異なる特徴があるため、1 つのグループにまとめることは問題があると思われる。特に児童を対象とした性犯罪者は、社会性が不足していたり自信が足りない者が多い傾向にあり、自分の話をしようとせず、隠そうとばかりする傾向にあるという。2011 年度、児童性犯罪件数は全性犯罪者の 9.3%に相当し、刑事施設にも少なくない数が収容されていると推測される。児童対象性犯罪者は、一般的に小児嗜好症を患っており、性犯罪に強い動機を持って具体的に犯行を計画し、各種の治療とリハビリプログラムが全く通じない高い再犯の可能性を持つ、児童と面識がない成人男性だという²⁴⁶。また、性欲が唯一の性犯罪の動機ではなく、挫折した自尊心、傷を受けた男性性、外観や性的能力の劣等感から正常な性パートナーとのセックスを介して自分の性欲表現と性的満足を追求することに問題があり、児童を対象としてこれを回復しようとしたり、歪んだ性的な空想に陥っている場合が多いという。性犯罪研究者であるデービッド・ピンケルホは加害者が過去の虐待や性体験を通じて心的外傷を受けたり、小児嗜好症、結婚生活の問題、エディプスコンプレックスなどの特性を持つ場合でも、児童に対して性的衝動を感じるがあると分析した²⁴⁷。このように児童対象性犯罪者は成人対象性犯罪者とは異なる特徴があるため、プログラムの内容や時間などにおける別の基準を適用すべきではないかと考える。

3) 効果向上のためのインセンティブの活用

韓国の 2001 年から 2005 年間の性犯罪者の仮釈放状況をみると、全仮釈放者のうち、性犯罪者が 5.5%を占めている。その後、2006 年度には約 5.1%、2008 年には約 5.0%と低くなっている。これは、2006 年度以降に児童と女性を対象とした重大事件が急増し、国民の懸念と厳正な法執行を望む国民の法感情を考慮して性犯罪など、反人倫的犯罪者に対して仮釈放審査を強化しているからである²⁴⁸。また、関連訓令を強化し、児童対象および親族による性犯罪者は刑執行率 95%以上かつ開放警備処遇級にならなければ仮釈放申請自体を許可しておらず、この条件を満たしても仮釈放された収容者はほとんどない。このように性犯罪者に対する仮釈放審査強化は今後も続くと思われる。しかし、性犯罪者に対する仮釈放の制限は果たして望ましいのか疑問がある。収容者にとって最も大きな魅力として作用するものが仮釈放制度であるから、教育の拒否者または積極的に参加しない収容者には仮釈放という餌を利用して教育効果を高めるのはどうだろうか。2007 年性犯罪出所者 1,266 人のうち、3 年以内に再入所した者は 222 人(17.5%)であるが、満期

²⁴⁶ 노성훈 「市民参加型の性犯罪予防システム成果に注目しよう」『政策ブリーフィング』(2012 年 10 月 5 日) 政策寄稿面。

²⁴⁷ 박주연 「精神病のせいではなく、「弱者」を狙うだけ」『週刊京郷』第 846 号 (2009 年 10 月 20 日) 社会面。

²⁴⁸ 法務部 『法務年鑑』(2011 年) 237 頁。

釈放者の再入者率は 20.8%、仮釈放者の再入者率は 10.3%で、仮釈放者の再入者率が低い²⁴⁹。もちろん、すべての罪名においても仮釈放出所の方が再犯率が低いことは事実である。したがって、プログラムに自発的に参加したり、無事にプログラムを履修した収容者にはその結果を処遇上の優遇措置として積極的に活用する必要がある。ウィリアム・マーシャル博士は「カナダでは、相談治療成績が良い人を仮釈放する。これらの利点がなければ性犯罪者に治療に熱心に取り組む動機付けをするのは難しい」と述べている²⁵⁰。現在、韓国では、社会的な雰囲気に応じて収容者の仮釈放率の変動幅が大きく、特に性犯罪者は仮釈放の割合が低いため、これに関する検討が必要である。プログラムの効果的な実施のためにも仮釈放を前提としたインセンティブの提供が必要であり、再犯率をみても仮釈放者の再犯率が低いことから、この制度をうまく活用して教育効果を上げる手段として利用することは可能である²⁵¹。

これに対し、日本の場合、性犯罪者と一般受刑者に仮釈放の差がない点については韓国の状況からみると望ましいと思われる。平成 12 年から刑事施設を出所した者の出所後 10 年間の強姦の再入者率の調査でも仮釈放が 31.8%、満期釈放が 55.9%で、仮釈放者の再犯率が低い²⁵²。

性犯罪者であるからといって、いつまでも刑事施設に収容することができるわけではなく、いつかは私たちが住んでいる地域社会に復帰する一般市民である。したがって、これらの再犯防止プログラムは、あらゆる手段と方法を駆使して実施し、改善更生に最善を果たさなければならぬ。そのため、プログラムの効果を高めるための手段として処遇上必要なインセンティブの積極的な活用も良い方法の 1 つだと考えられる。

4) プログラム運用不能者への対応

韓国の刑事施設では、知能指数 69 以下の者は測定不能であるとして、各種検査から除外する場合はほとんどである。また、再犯防止プログラムの対象者を選定するにあたって、知的・精神障害者など不適合者は除外している。果たしてプログラムの対象者から除外するだけで良いのだろうか。特に、これらの知的・精神障害者などは再犯の危険性が高く、また、その改善が難しい。

日本の 2011 年度新受刑者 25,499 人のうち、性犯罪者は 826 人で、全体新受刑者の 3.2%を占めており、このうち検査不能者、低知能者、日本語の理解力が低い者、外国人受刑者、精神障害を持っている者のプログラム実施も検討すべき課題である。2006 年 5 月 24 日から 2008 年 4 月までにプログラムを終了した対象者 403 人に NAT2005²⁵³のスコアを指標にして、プログラムの受講前後を比較して処遇効果を検証したことがある。その結果、プログラムは抽象的思考を扱う認知

²⁴⁹ 法務部矯正本部「2011 年出所者再服役率調査結果報告」(2011 年)。

²⁵⁰ 이혜민 「何卒私を止めてください」『週刊東亜』社会面第 848 号 (2012 年 7 月 30 日)。

²⁵¹ 米国も性犯罪者には仮釈放を前提条件として治療プログラムの履修を義務化している。

²⁵² 法務省法務総合研究所『平成 22 年版犯罪白書』259 頁。

²⁵³ 質問項目、質問方法などがあらかじめ決められた面接技法として構造化面接により性犯罪者の動机的リスクを測定するリスク評価ツール。

行動療法を基礎としたプログラムであるため、知的能力に影響を受けることがわかった。つまり、IQ相当値の群を①65未満、②65以上75未満、③75以上80未満、④80以上の4群に分けて測定した結果、IQ相当値が65未満の受講者は、プログラムの処遇効果が現れにくく、IQ相当値が65以上であれば同プログラムの処遇効果が期待できた。特に最も多くの効果が期待されるIQ相当値は③であり、その次が④、②の順であった²⁵⁴。

表 3-7 日本の性犯罪新受刑者の知能指数等項目別人員

区分	検査 不能	49 以下	50- 59	60- 69	70- 79	80- 89	90 以上	外国 人	知的 障害	人格 障害	神経症 性障害	精神 障害	不 詳
2009	41	38	45	81	143	283	347	28	14	5	8	23	1
2010	61	19	25	77	125	199	311	27	7	1	5	22	7
2011	53	20	38	58	142	189	326	18	24	6	7	23	2

(出所) 法務省『矯正統計年報』(平成23年)を基に作成

そのため、平成21年から性犯罪者の中で、低知能や知的障害などによりプログラムを円滑に実施することができない者を対象に「調整プログラム」を実施している。このプログラムの受講は、「調査センター」で、リスクに応じた収容者の適切な密度を判定したうえで、決定する。1人当たり2〜3時間がかかる知能検査(WAIS)など各種検査を実施し、知的能力と知能指数、日本語の理解能力、周りの人との意思疎通が可能かどうか、刑務官の指示を理解するかどうかなどに関する「処遇適合性調査」を実施し、プログラムを問題なく実施することができるのかどうかを判定する。問題があると判断された収容者は、10ヶ月の間、分かりやすい絵や記号を使用した「調整プログラム」を受講させる。しかし、収容者の知的障害の有無の判断は、正確な診断が必要な事項として医療機関で実施するが、実際、知的障害と診断されるケースは非常に少ないという。また、難しい問題の1つが、正規教育をまともに受けられなかった結果、知能指数が低く出る者がいるが、実際には理解度がどの程度あるかについては知能検査の結果だけで判定することには問題があるので、正確な判定は非常に重要といえる。人格障害を持っている者は、プログラム運用上、特にその判定に正確を要する。なぜならば、これらの者がプログラムのグループに含まれると雰囲気混乱させてしまって周りに悪影響を及ぼす場合が多く、医療的なアプローチを通じてプログラムから除外する必要があるからである。外国人受刑者は、日本語による周りの人とのコミュニケーションに問題がない場合は、対象となるが、出所後、母国に帰ることになる者は対象から除外する。日本人収容者だけでもその対象者が多く、また、コスト面を考慮せざるを得ないので、日本人収容者を優先的に受講させているからである²⁵⁵。

²⁵⁴ 平井元「性犯罪者処遇プログラムの処遇効果に関する研究」『矯正研修所紀要』第23号(2009年)31頁。

²⁵⁵ 法務省矯正局「性犯罪プログラムを担当している実務家とのインタビュー」(2012年10月31日)。

プログラム運用上の不適格者といっても、いつまでもプログラムから除外することはできない。日本で運用されている「調整プログラム」はその有効性が相当であると予想されるため、韓国においてもこれらのプログラムの運用を検討すべきである。

第2項 ハード面の課題

性犯罪者に対する再犯防止プログラムの効果を高めるためには独立した専用施設の設置が何よりも大事である。性犯罪者は一般収容者の忌避対象でもあるが、自らも自分の罪名が恥ずかしいという事実を認識して、一般収容者の前では自分の話をしようとしなない。前述したように性犯罪受刑者の改善更生のためには8人前後の小規模で同一グループを形成し、犯罪に至った状況および現在の心情などについて相互に心を開いて、自分の状態を話したり、他人の話を聞く中で、何が間違っただのかを認識することが何よりも重要である。すなわち、同じグループの受刑者同士の共感を形成するようにして、フィードバックを介してその効果を高めるためにはこれらを集めて収容する必要がある。韓国は2014年5月現在、各管区ごとに独立した矯正心理治療センターを設置し、計4つのセンターで、再犯防止プログラムを実施している。また、2014年には、もう1つのセンターを追加設置して、全国5つのセンターを拠点とする性犯罪者に対する治療システムを構築する予定である。しかし、各センターで実施するプログラムの受講者は80人に過ぎず、全国刑事施設に収容されている性犯罪者の数に比べるとまだ少ない。そのため、都合上、独立した専用施設を建てることのできない施設は、刑務所内に別の空間を設け、性犯罪者を集めて収容する必要がある。まだ矯正心理治療センターが開設されて間もない中、定着に向けて邁進しているが、一日も早く同センターの運営を軌道に乗せることができるよう、多岐にわたるサポートが必要なのが実情である。これに加えて、現在1段階目の教育や2段階目の教育対象者を一般収容者と雑居収容している現実もまた、解決しなければならない課題である。

日本には、性犯罪者だけを集めて収容する独立施設はない。しかし、府中刑務所の場合、プログラムを受講する期間は、別の作業場や舎棟に分離して収容している。独立施設がない場合は、この方法も良い選択肢の1つではないかと思われる。もっとも、プログラムを受講する収容者にはフィードバックのための宿題が与えられ、この宿題は一日が終わった後に居室で行われるため、一般収容者と雑居収容すると周囲から性犯罪者という理由でいじめにも遭い得る。プログラム受講中の居室配置の問題、工場転業の問題など、複雑な諸問題を解決するためには独立した専用施設の設置が最も良い方法ではないか。独立した施設に収容して集中的にプログラムを実施すれば、その効果がより一層高まるのではないかと考えられる。

第7節 本章のまとめ

本章では、韓日の刑事施設内における性犯罪者処遇の現状について考察した後、性犯罪者再犯防止プログラムを運用するに当たり、現れた複数の課題について検討を行った。その結果、性犯罪者は被害者が受ける性的な被害を軽く考えるなど思考（認知）に歪みがあり、また、自己統制

力が弱いなどの問題を抱えている者が多く、その改善更生を図るためには、そうした資質上の問題を改善することが何よりも重要であることが明らかになった²⁵⁶。したがって性犯罪者の再犯防止のためには、まず、対象者を正確に選別して、人的資源と環境が整った独立した空間でのプログラムの実施が最も大事である。また、プログラムのほかに薬物治療を併用して実施すれば、より多くの効果が上がると考えられる。もちろん、薬物を投与するには専門医師の診断や処方、刑事施設内での投薬のための法改正など複数の問題が絡み合っているが、性犯罪者の再犯防止が何よりも重大な課題であることは間違いなく、これに対する具体的な検討が要求される。さらに、もう1つの必須事項として、対象者のリスクと適切なプログラムの選定や実施、改善意欲を喚起させるためのインセンティブの積極的な実施などが挙げられる。これらを通じて、性犯罪者の再犯防止プログラムの効率的な運用、ひいては再犯率の低下という結果を得ることができるだろう。

性犯罪は女性が男性を挑発したせいで起こるとか、女性にはレイプにされたい欲求がある²⁵⁷という誤った考え方を持った男性がいたのも事実である。このような誤った認知の歪みをみせる性犯罪者からわが社会を保つことは至難の業であるが、性犯罪者が被害者に及ぼす影響は一生回復するのは難しいほど深刻であり、特に児童性犯罪者の中には、性的精神障害を持つ者が多く再犯の危険性が非常に高いため、刑事施設内での再犯防止プログラムの重要性は今更いうまでもない。また、これらの性犯罪者を社会から永遠に隔離させることは現実的に不可能であるため、プログラムを介して再犯を防止するために最善の努力を尽くさなければならない。いい過ぎかもしれないが、刑事施設から治療されないまま出所される性犯罪者は隠された時限爆弾を社会に投げられるようなものであり、善良な国民、特に有望な子供を危険にさらすことにつながる。これらの犯罪を予防するためには、徹底した治療と矯正が急務であり、性犯罪者の出所後もこれらの情報を管理・監督して性犯罪に安全な社会を造っていかなければならない。

²⁵⁶ 法務省法務総合研究所『平成22年版犯罪白書』292頁。

²⁵⁷ 大場玲子「性犯罪の現状と対策」『罪と罰』第44巻1号（2006年）。

第4章 外国人受刑者の社会復帰促進のための移送制度の活性化

第1節 はじめに

昨今の時代を「世界は一つ」、「地球村一家族²⁵⁸」という言葉で表現することがある。これらの言葉が表しているように、通信技術と交通手段の発達によって地球全体が1つの生活圏に変化し、国家間の物的交流だけでなく人的交流が活発になり、これに伴い、海外旅行者や留学生が急増し、外国人労働者が大幅に増加した。しかし、このような変化は、諸国で外国人犯罪の増加という社会問題を引き起こしており、外国人受刑者の急増にまでつながった。これにより、刑事施設内では外国人受刑者への対応に多くの人的・物的資源が必要になり、国連の「被拘禁者処遇に関する最低基準規則」第6条の「被拘禁者は国籍によって差別を受けてはならない」という規定に基づいて自国民受刑者と差異のない適切な矯正処遇を実施するための様々な方法が考えられているが、幾つかの環境的な制約が存在するために、受刑者の改善更生という矯正の目標達成は遙遠である。すなわち、外国人受刑者の増加は同受刑者の過密収容および矯正費用の増加と外国の劣悪な刑事施設に収容されている自国民受刑者の人権侵害²⁵⁹の問題にまでつながっている。そのため、各国ではこれらの問題を解決し、自国民を保護する立場から刑事裁判における国際協力が必要になり、その過程で国際受刑者移送制度の必要性が台頭した。これらの受刑者移送制度を実現するための条約として、欧州評議会(Council of Europe)²⁶⁰の「刑を言い渡された者の移送に関する条約(以下、CE条約という。)」が誕生することになり、各国が同条約を締結することは刑事法の分野での国際協力の発展に貢献し、受刑者の社会復帰を促進する点で価値がある²⁶¹と評価された。

²⁵⁸ 20世紀以降、交通や通信、インターネットの発達に応じて、各々が滞在している時間、国は違いますが、同じ影響圏の中で生きていくようになったため、韓国では、人々は地球という「村」に住んでいる「家族」である、という表現がよく用いられる。ネイバー知識百科(<http://terms.naver.com/entry.nhn?cid=3436&docId=922349&mobile&categoryId=3436>)参照。

²⁵⁹ 2009年、中国で脱北者を助けている途中逮捕され、7年間服役した韓国人が中国の刑務所に収容中、暴行、電気拷問などの後遺症で脳内出血と下半身麻痺の状態となり(「MBCニュース」2009年9月18日)、また、同罪名で服役したもう1人は継続的な暴行による苦痛で自殺を試み、暴行されることが死ぬことよりも怖かったと述べている。米国の刑務所で服役した出所者の証言によると、人種差別と暴力が最も苦痛だったという。「ある帰郷」『法律放送』(2009年12月31日)。2010年4月麻薬密輸の罪により中国の刑務所へ収容された日本人4名に死刑が執行され、2011年にはマレーシア、中国において多量の違法薬物を所持した罪により日本人に死刑判決が出ている。外務省『外交青書』(2012年)261頁。

²⁶⁰ 民主主義と人権を守ることを目的に活動する欧州の国際機構として、1949年5月5日に設立され、2011年現在の加盟国は47ヶ国である。

²⁶¹ 日本弁護士連合会「受刑者移送条約に関する人権救済申立事件の調査報告書」日弁連総第98号(2010年)10頁。

それにもかかわらず同制度は思うように高い実績を上げていない。

そこで、受刑者移送制度の積極的な実施を期待するためには運用上の側面と法的な側面の2つの観点から同制度を考察してみる必要がある。

本章では、CE条約の締約国である韓日の受刑者移送制度に関する内容に限定して考察する。まず、同移送制度の意義とその成立背景を確認し、CE条約に基づいて韓日両国で同制度が実施されるようになった過程を概観する。次に、韓日の外国人受刑者の現状に注目し、その実態を比較・考察した後、最後に運用過程で現れた幾つかの問題点とCE条約および韓日の受刑者移送法（以下、移送法という。）の差異を中心に私見を述べる。

第2節 国際受刑者移送制度の概要

第1項 受刑者移送制度の意義

受刑者移送制度とは、外国から刑を言い渡されて外国の刑事施設に服役している受刑者を母国などに移送して刑を執行することをいう。これは、外国の刑事施設で受刑生活をすることによって自由の剥奪という自由刑本来の苦痛に加え、言語、習慣、生活様式、宗教、文化などの違い、家族や親族との接触の欠如などからくる本来刑罰の予定していない苦痛を解消して受刑者の改善更生および円滑な社会復帰を促進するという人道的な考慮から検討されることになったものである。この制度は有罪判決を受けた外国人受刑者を母国に移送して自由刑の執行を終了させる制度として、国際刑事司法共助制度の一部をなし、また、犯罪人引渡し制度の発展過程の延長線上にある制度である²⁶²。

第2項 受刑者移送制度の成立背景

受刑者移送制度の成立背景についていえば、次の4つの点を考えてみることができる。第一に、刑罰権行使において国家性が緩和される傾向にある点が挙げられる。近代刑法学者および国際法学者らは、主権国家にとって判決執行は他国に委ねてはならないものであり、また、国の刑罰執行権は国家の存在理由であると同時に主権的行為でもあるため放棄することができないとの見方を示した。しかし、自国の受刑者が外国の刑事施設で受ける苦しみが大きく、出所後の社会復帰が困難であるため、外国の裁判所が宣告した判決を受刑者の移送によって自国で承継できるようにする必要が生じたことで、刑罰の国家性の原則が崩れることになった²⁶³。第二は、外国人受刑者の増加に伴う、刑事施設の過密状態と矯正費用の増加が挙げられる。CE条約の背景には外国人受刑者の増加がある。今日、各国の矯正理念は受刑者に対する教育刑主義と個別処遇を重視し

²⁶² 강동원 「国際受刑者移送制度に関する考察」 延世大学校法務大学院刑事司法専攻修士論文（2008年）5頁。

²⁶³ 同上、13頁～14頁。1895年第5回国際刑事および矯正学会総会では、外国で犯罪を犯した後に受けた裁判の結果が、仮に母国で裁判を受けても同じ法的結果をもたらすものであった場合には、犯罪者が母国で受刑生活を送れるようにすることが望ましいという刑罰の執行の委託案が認められた。

たものである。外国人受刑者の増加に伴って矯正費用は増加せざるを得なかった。つまり、外国人受刑者に対して独特の文化や環境、食習慣などにより自国民受刑者とは別の処遇上の特例を認めざるを得ず、言語や宗教の違いからくる諸問題を解決するために多くの費用が投入されることになったのである。第三に、海外で居住する自国民を保護する必要性が提起された点が挙げられる。憲法で保障されている在外国民の保護の原則²⁶⁴には、受刑者も含まれており、国際化の進む現在、海外に居住する自国民が増加するにつれて、これらの体系的な管理が必要になったのである。第四に、外国人受刑者の人道的な配慮や人権保障が必要になった点が挙げられる。外国刑事施設の劣悪な収容環境で起こる人権蹂躪や言語の壁による差別的な待遇、食習慣や宗教上の違いからくる健康上の問題が発生する可能性が大きいと、国際受刑者移送が必要になったのである²⁶⁵。

第3節 CE条約および韓日受刑者移送制度の導入過程

1970年代に入って欧州では、外国人受刑者の人権と社会復帰の問題が提起され、1980年代に入って本格化し始めた外国人受刑者の急増²⁶⁶に伴う現状の打開と、これらの社会復帰を促進するためには母国で刑を執行する機会を与えなければならないという共通の認識の下、欧州評議会では、「CE条約」を制定し、同加盟国を中心に条約を締結、1985年7月1日に発効することになった。ところが、同条約は欧州評議会によって締結されたにもかかわらず「欧州」という言葉を冠していない。その理由は、欧州に限らず、国際的な規模で運用されることを期待したからである。この期待に答えて、現在、非欧州諸国を含む計64ヶ国が参加し、受刑者移送を制度的に保障している。CE条約の主な内容は以下のとおりである。受刑者の移送について締約国は相互に協力する義務があり、受刑者は締約国に移送されることについての意思表示が可能で、移送の要請は裁判国と執行国²⁶⁷の両方が可能である。移送条件については、受刑者が執行国の国民であること、判決が確定していること、服役する刑期が少なくとも6ヶ月以上残っていること、受刑者および締約国が移送に同意すること、受刑者の罪が締約国で犯罪を構成することなどの条件が満たされなければならない。

²⁶⁴ 韓国憲法第2条2項（在外国民保護義務）では、「国は、法律が定めるところにより、在外国民を保護する義務を負う」とされている。日本の自民党憲法改正草案第25条の3（在外国民の保護）では、「国は、国外において緊急事態が生じたときは在外国民の保護に努めなければならない」とされている。（平成24年4月29日）。

²⁶⁵ 강등원・前掲注(262)13~19頁。 김경근「中国の刑事司法共助、犯罪人引渡し、受刑者移送に関する事例研究」(2011年)515頁。

²⁶⁶ 1983年のフランスの場合、34,579人の受刑者のうち、外国人受刑者が26.3%を占めており、1984年のベルギーの場合は、外国人受刑者が10.4%を占めた。韓国外交交通商部条約局「受刑者移送制度の概況」(2005年)。

²⁶⁷ 裁判国とは、移送され得る者または移送された者に刑を命じた国をいう。執行国とは、刑を言い渡された者がその刑に服役するために移送され得る国または移送された国をいう。

一方、同制度は、多国間条約である CE 条約ではなく、個別に 2 国の合意によって締結する 2 国間条約により行われることもある。韓国は 2003 年 12 月「移送法（法律第 7033 号）」を制定した。しかし、当時は受刑者移送に関する幾つかの条約に加盟しておらず、同法は法律としての効力が発生しなかった。その後 2005 年 7 月 20 日、欧州評議会事務局に「CE 条約」加入書を 60 番目の締約国として提出し、2005 年 11 月 1 日からは同条約に加盟している欧州の国や米国・カナダ・日本・オーストラリアなどの国々とは個別に条約を締結することなく、移送を行うことができるようになった。現在、韓国と 2 国間条約を締結した国は、モンゴル（2008 年 8 月 23 日発効）、中国（2009 年 8 月 5 日発効）、ベトナム（2010 年 8 月 30 日発効）、インド（2012 年 6 月 18 日発効）、タイ（2012 年 12 月 18 日発効）などである。クウェート（2011 年 3 月 16 日締結）、香港（2013 年 5 月 28 日締結）とも条約を締結しているが、相対国の国会批准がまだ終了していない関係で未発効の状態である。韓国は、クウェート、香港を除く合計 68 ヶ国と受刑者移送条約を締結し、自国民受刑者を移送することができる制度的基盤を用意した。

日本は 2002 年 6 月 4 日、国会で「移送法（法律第 66 号）」が可決・成立した後、2003 年 2 月 17 日欧州評議会事務局に、アジア諸国では初めて「CE 条約」加入書を 52 番目の締約国として提出したことで（同年 6 月 1 日発効）、同条約に加盟した国とは受刑者移送を実施できるようになった。現在、日本は CE 条約加盟国 63 ヶ国のほかに 2 国間条約を締結した国は、タイ（2010 年 8 月 28 日発効）、ブラジル（2014 年 1 月 24 日締結）である。しかし、ブラジルは、自国の国会批准がまだ終了していない関係で未発効の状態である。日本は、ブラジルを除く合計 64 ヶ国と受刑者移送条約を締結し、自国民受刑者を移送することができる制度的基盤を用意した。CE 条約が発効してから今年で 11 年目を迎える日本の同制度は韓国に比べて安定した軌道に乗り移送実績面では韓国を上回ってはいるが、満足のいくレベルとは言えない。

第 4 節 韓日の国際受刑者移送制度の現状

受刑者移送制度を検討するに当たってまず、その前提として移送手続の概略的な内容と韓日の外国人受刑者の収容状況などを調べる必要があるので、以下では、各種データを参照してその実態を概観することにする。

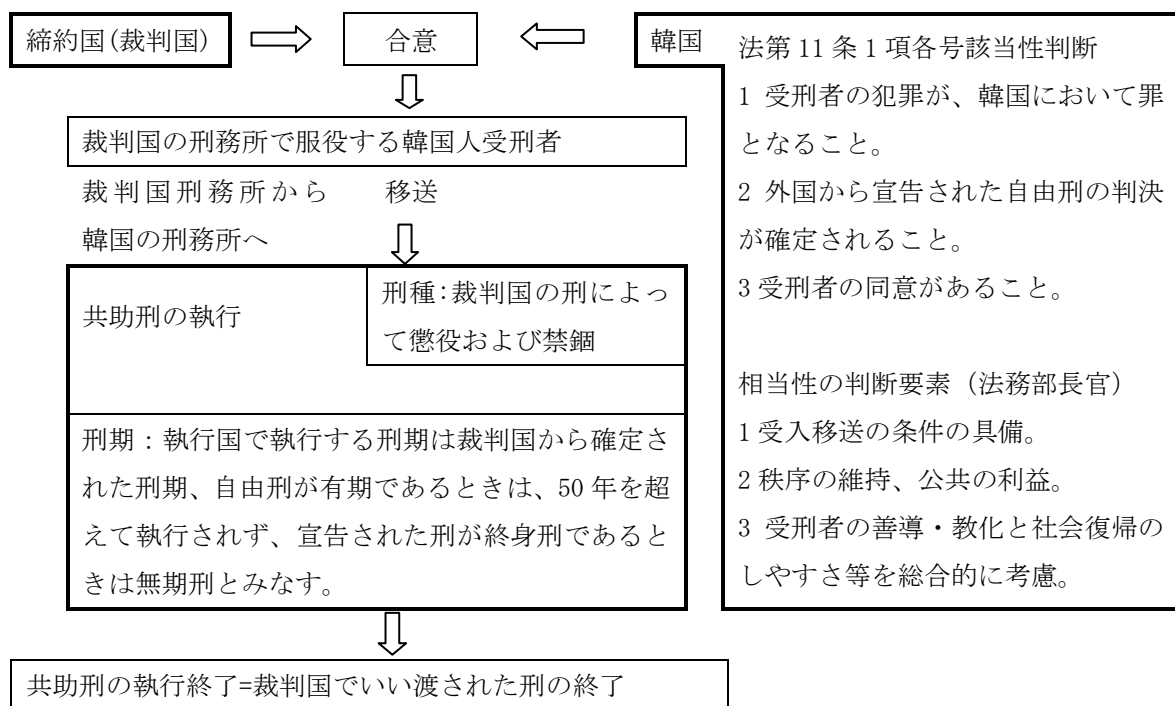
第 1 項 受入移送の概要

「受入移送」とは、外国において自由刑を宣告され、確定された刑に服している自国民受刑者を外国に引渡してもらい、母国でその自由刑を執行することをいう²⁶⁸。韓国の移送法第 11 条 1 項各号の移送条件としては、①受刑者の犯罪が韓国において罪となること（1 号）、②外国から宣告された自由刑の判決が確定されること（2 号）、③受刑者の同意があること（3 号）が挙げられている。法務部長官の相当性の判断要素としては、①先に掲げた受入移送の条件の具備、②韓国国内の安全と秩序の維持および公共の利益、③受刑者の善導・教化と社会復帰のしやすさなどが

²⁶⁸ 韓国国際受刑者移送法第 2 条 2 号、日本国際受刑者移送法第 2 条 5 号。

あり、これらを総合的に考慮して判断する（移送法第12条）。共助刑については、裁判国において言い渡された自由刑が有期であるときは、執行国（韓国）において50年を超えて執行されてはならず、宣告された刑が終身刑であるときは無期刑とみなす（移送法第16条1項）。共助刑の執行終了は裁判国において言い渡された刑の執行終了を意味する。移送の手続は、受刑者の同意後、裁判国ないし執行国が移送要請→受刑者の移送についての意思確認→当該国との移送に必要な資料や情報の交換→法務部長官が受刑者の個人情報、有罪判決の内容、犯罪経歴などについての資料調査後、適格性決定→受刑者と裁判国に通知→護送職員派遣→移送後、刑の執行→刑終了後当該国に通知、という順に行われている（移送法第11条以下）。

図4-1 韓国の受入移送の概要



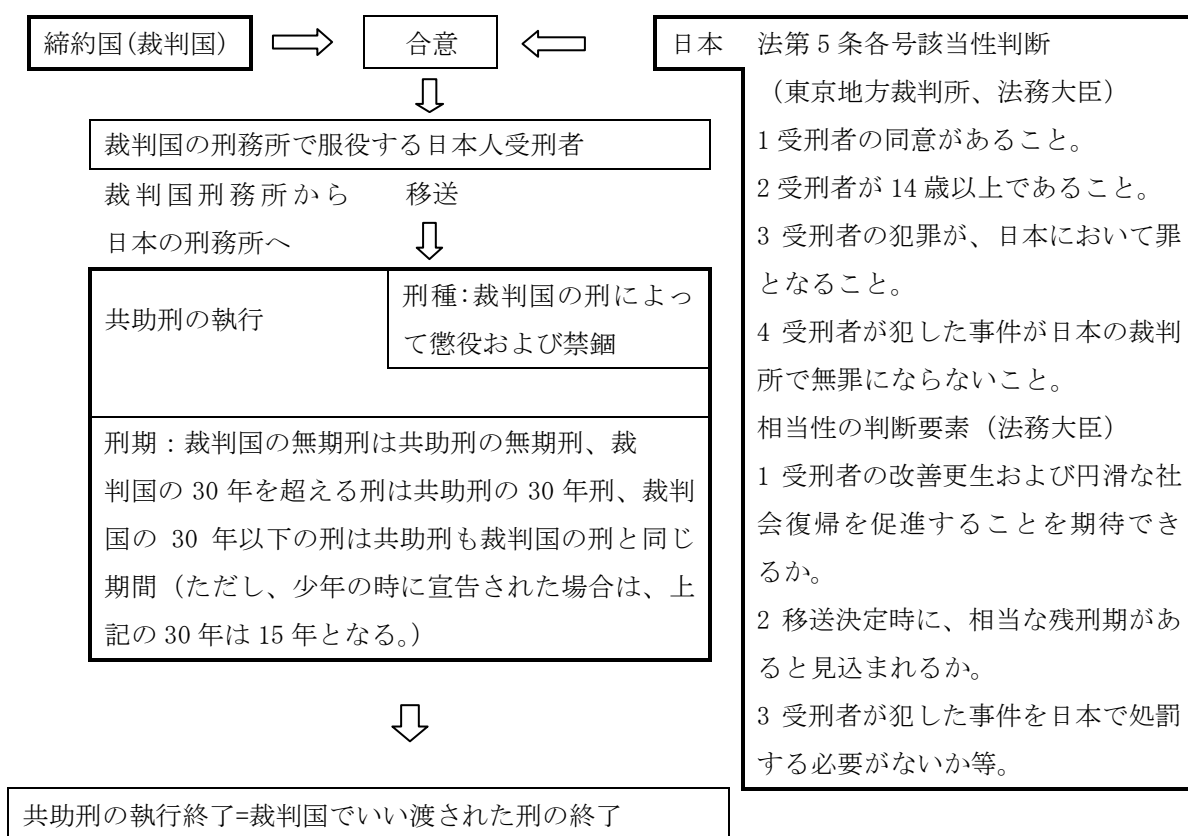
(出所) 韓国国際受刑者移送法をもとに作成

日本の移送法第5条各号の移送条件としては、①受刑者の同意があること（1号）、②受刑者が14歳以上であること（2号）、③受刑者の犯罪が日本において罪となること（3号）、④受刑者が犯した事件が日本の裁判所で無罪にならないこと（4号）が挙げられている。法務大臣の相当性の判断要素²⁶⁹としては、①受刑者の改善更生および円滑な社会復帰を促進することを期待できるか、②移送決定時に相当な残刑期があると見込まれるか、③受刑者が犯した事件を日本で処罰する必要がないかなどがあり、これらを総合的に考慮して判断する。共助刑については、裁判国の無期は執行国（日本）の無期、裁判国の30年を超える刑期は執行国の30年の刑期、裁判国の30

²⁶⁹ 法務省「受刑者移送制度について」(http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse29.html)参照。

年以下の刑期は執行国の共助刑も同じ期間（ただし、少年に宣告された 30 年の刑期は 15 年）とすることが定められている（移送法第 17 条）。共助刑の執行終了は裁判国で言い渡された刑の執行終了を意味する。移送の手続は、受刑者の同意→執行国ないし裁判国の移送要請→法務大臣の相当性審査→外務大臣の意見聴取→東京地方裁判所の審査→法務大臣の移送命令→東京地方検察官の命令状発行→外国からの受刑者の護送→共助刑の執行指揮および刑の執行→刑終了後当該国に通知、という順に行われている（移送法第 5 条以下）。

図 4-2 日本の受入移送の概要



(出所) http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse29.html

第 2 項 送出移送の概要

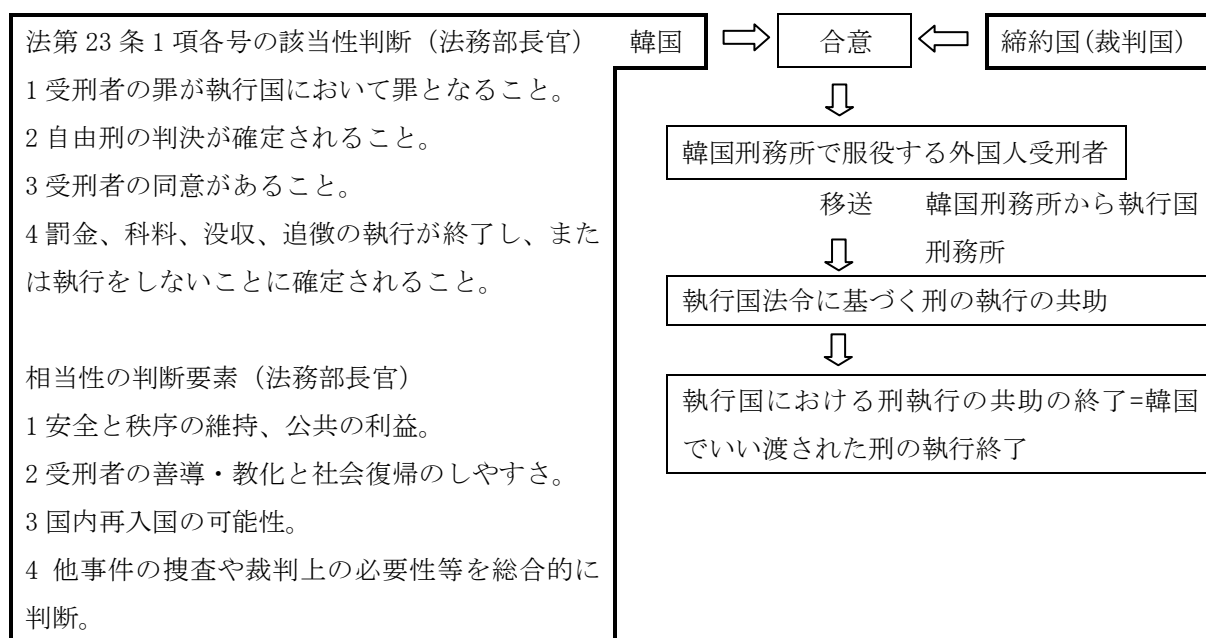
「送出移送」とは、外国から自由刑を宣告され、その刑が確定されて、刑の執行中の外国人受刑者をその母国へ引渡して自由刑の執行を受けるようにすることをいう²⁷⁰。韓国の移送法第 23 条 1 項各号の移送条件としては、①受刑者の罪が執行国において罪となること（1 号）、②自由刑の判決が確定されること（2 号）、③受刑者の同意があること（3 号）、④罰金、科料²⁷¹、没収、追

²⁷⁰ 韓国国際受刑者移送法第 2 条 3 号、日本国際受刑者移送法第 2 条 6 号。

²⁷¹ 日本と同様韓国においても、科料は財産刑の一種であり、犯罪者に一定金額の支払義務を強制的に負担させるという点で罰金刑と同じである。ただし、軽犯罪に賦課され、金額が少ないという点で

徴の執行が終了し、または執行をしないことに確定されること（4号）が挙げられている。法務部長官の相当性の判断要素としては、①先に掲げた送出国の条件の具備、②韓国国内の安全と秩序の維持および公共の利益、③受刑者の善導・教化と社会復帰のしやすさ、④国内再入国の可能性、⑤他事件の捜査や裁判上の必要性などを総合的に考慮して判断する（移送法第25条）。刑執行は執行国法令に基づく共助刑で、刑の終了は韓国で言い渡された刑の執行終了を意味する（移送法第29条）。移送の手続は、受刑者の同意、執行国や裁判国の移送要請→法務部長官による検察長に対する資料収集要請→所属検事の資料収集→受刑者移送諮問委員会の検討→法務部長官へ移送意見送付→移送決定→検事長などに移送命令→引受け許可状発行→外交通商部長官に外国へ送付要請→受刑者に通知→法務部長官の移送命令→移送指揮書の発行と移送指揮→外国公務員へ受刑者引渡し、という順に行われている（移送法第22条以下）。

図 4-3 韓国の送出国移送の概要



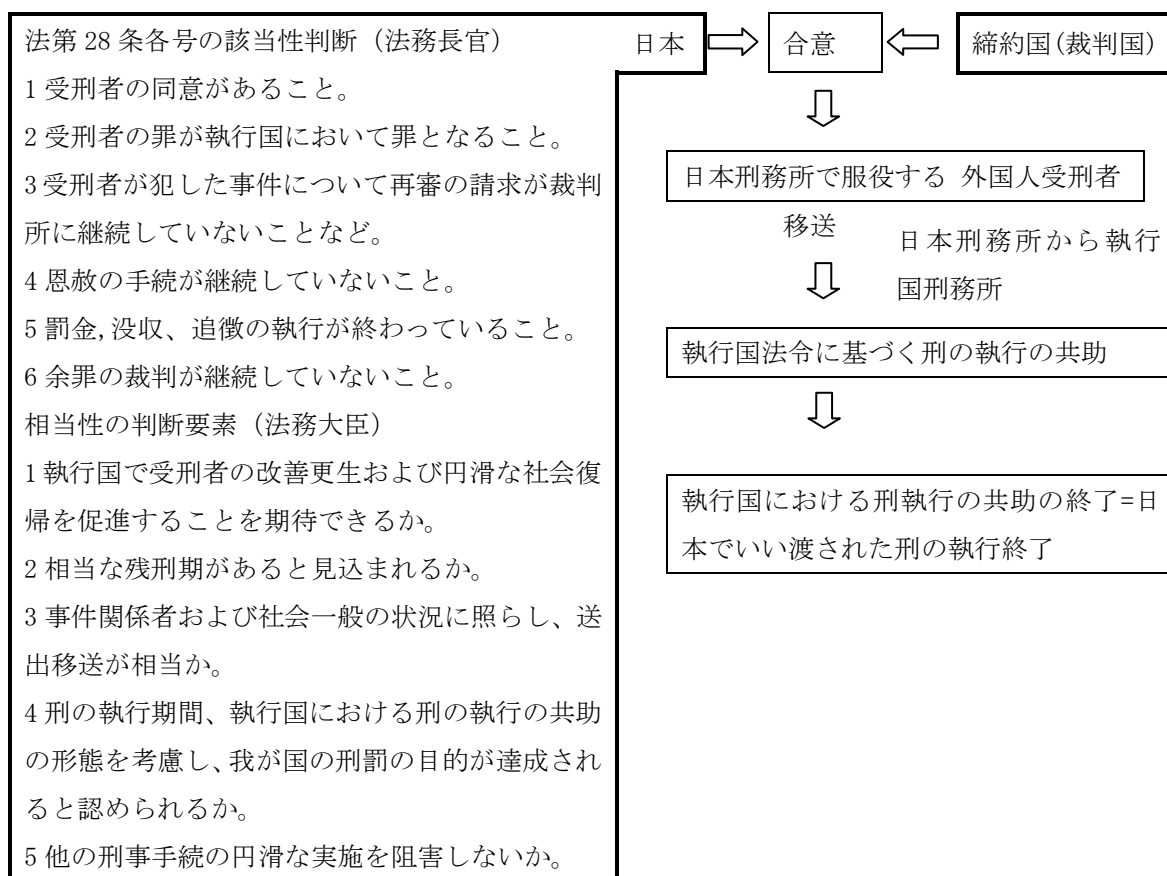
（出所）韓国国際受刑者移送法をもとに作成

日本の移送法第28条各号の移送条件としては、①受刑者の同意があること（1号）、②受刑者の罪が執行国において罪となること（2号）、③受刑者が犯した事件について再審の請求が裁判所に継続していないこと（3号）、④恩赦の手続が継続していないこと（4号）、⑤罰金、没収、追徴の執行が終わっていること（5号）、⑥余罪の裁判が継続していないこと（6号）などが挙げら

罰金と区別される。科料は2,000ウォン以上5万ウォン未満で、納入しない者は30日未満の期間労役に留置する。科料は財産刑の一種であるが、過怠料は行政上の制裁に過ぎない。이병태『法律用語辞書』法文ブックス（2010年）。

れている。法務大臣の相当性の判断要素²⁷²は、①執行国で受刑者の改善更生および円滑な社会復帰を促進することが期待できるか、②相当な残刑期があると見込まれるか、③事件関係者および社会一般の状況に照らし、送出移送が相当か、④刑の執行期間、執行国における刑の執行の共助の形態を考慮し、日本の刑罰の目的が達成されると認められるか、⑤他の刑事手続の円滑な実施を阻害しないかなどを総合的に考慮して判断する。刑の執行は執行国の法令に基づく共助刑であり、刑の終了は裁判国たる日本で言い渡された刑の執行終了を意味する（移送法第 37 条）。移送の手続は、受刑者の移送への同意→執行国や裁判国の移送要請→法務大臣の外務省を通じた執行国との調整→相当性審査→移送決定→刑事施設長への引渡し命令および書類送付→受刑者護送→執行国への受刑者引渡し、という順に行われている（移送法第 28 条以下）。

図 4-4 日本の送出移送の概要



(出所) : http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse29.html

第 3 項 外国人被収容者の収容状況

表 4-1 は、2004 年から 2011 年までの韓国における外国人被収容者の収容状況を示したもので

²⁷² 法務省「受刑者移送制度について」(http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse29.html)参照。

ある。2011年の受刑者の総数は2004年の約87.6%程度で、12.4%ほど減少した。これに対し外国人被收容者の数は、2009年をピークにやや減少傾向にあるものの、1.9倍に増加した。この中でも矯正処遇に際して刑事施設の対応に困難が生じている外国人受刑者の割合は2.7倍以上に増加し、総受刑者比2.7%（2011年基準）の收容率を見せており、この数値はしばらく続くと予想される。産業現場で不足している労働力として外国人を利用しようとする政府の施策によって、一定以上の外国人労働者が流入することが見込まれるため、外国人受刑者は横ばいか微増の現状を維持するものと考えられる。

表 4-1 韓国の外国人被收容者人員（年末）

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
区分									
受刑者総数		35,627	32,969	30,145	31,478	32,197	32,297	31,981	31,198
外国人 被收容 者人員	既決	313	392	348	562	821	1,155	911	848
	未決	308	306	273	414	586	456	339	350
	計	621	698	621	976	1,407	1,611	1,250	1,198
外国人受刑者の 割合(%)		(0.9)	(1.2)	(1.2)	(1.8)	(2.5)	(3.6)	(2.8)	(2.7)

（出所）韓国矯正統計年報をもとに作成

表 4-2 は、2004年から2011年までの日本における外国人被收容者の收容状況を示したものである。2011年の受刑者の総数は、2004年の95.4%程度で、約4.6%減少した。さらに、外国人被收容者の人員も約26.9%減少し、收容者総数に比べて外国人被收容者の減少傾向が目立つ。このような減少傾向に伴って外国人受刑者の数も2005年をピークに徐々に少なくなる傾向にあるが、総受刑者比6%以上の割合を維持している。このことから、韓国の2.7%（2011年）に比べると日本の外国人受刑者の割合ははるかに高いことが分かる。もちろん、この中には、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年5月10日法律第71号、以下特例法という。）による「特別永住者²⁷³」も含まれており、これらを除いた来日外国人受刑者²⁷⁴の割合は総受刑者比4%以上で、外国人受刑者のうち、来日外国人受刑者が占める割合は、2010年までは70%以上であったが、2011年には69%へとやや下がっている。

²⁷³ 日本との平和条約に基づいて日本の国籍を離脱した者について、出入国管理に関する特例法に特別永住者と定め、日本の条約上の国民として定義している。いわゆる在日韓国・朝鮮人などが、特別永住者であり、入国管理法上は外国人だが、日本に永住することが可能である。菅野哲也「国際受刑者移送について」『罪と罰』第49巻3号（2012年）37頁。

²⁷⁴ 日本にいる外国人のうち、永住者、特別永住者、アメリカ・国際連合の軍隊の構成員およびそれらの家族、在留資格不明者以外の者をいう。法務省矯正局『矯正統計年報I』（2010年）。

現在、韓日の外国人受刑者は緩やかな減少傾向を見せているが、日本の場合、2001年の外国人受刑者の総数と2011年の総数を比較すると、1.2倍以上に増加しており、今後一定のレベルに達すると外国人受刑者の減少傾向は鈍化すると予想される。2011年の韓日の受刑者総数においては、日本が韓国の約1.96倍以上であるのに対し、外国人受刑者の数は4.5倍以上の高い数値を示しており、韓国よりも日本の方が受刑者総数に比べて多くの外国人受刑者が収容されていることが分かる。

表 4-2 日本の外国人被収容者の人員（年末）

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
区分									
受刑者総数		64,047	67,423	70,496	70,053	67,672	65,951	63,845	61,102
外国人被収容者人員	既決	4,832	5,177	5,216	5,139	4,681	4,371	4,113	3,813
	未決	1,096	887	839	669	565	533	560	523
	計	5,928	6,064	6,055	808	5,246	4,904	4,673	4,336
外国人受刑者の割合 (%)		(7.5)	(7.7)	(7.4)	(7.3)	(6.9)	(6.6)	(6.4)	(6.2)
来日外国人被収容者	既決	3,632	3,940	3,952	3,880	3,442	3,185	2,948	2,632
	未決	860	658	705	467	402	388	390	367
	計	4,492	4,598	4,657	4,347	3,844	3,573	3,338	2,999
来日外国人受刑者の割合 (%)		(5.7)	(5.8)	(5.6)	(5.5)	(5.1)	(4.8)	(4.6)	(4.3)
外国人受刑者比来日受刑者 (%)		(75.2)	(76.1)	(75.8)	(75.5)	(73.5)	(72.9)	(71.7)	(69.0)

(出所) 日本の法務省各年度『矯正統計年報』をもとに作成

表 4-3 は、2004年から2011年までの韓国における外国人受刑者の国籍別人員を示したものである。刑事施設に収容されている2011年現在の外国人受刑者の国籍別人員をみると、韓国との交流が拡大している中国国籍受刑者の構成比が総外国人受刑者の57.5%の割合で最も高く、次いで台湾、ベトナム、米国などの順で、外国人受刑者の国籍が多様に構成されていることが分かる。しかし、幸いなことに、外国人受刑者の国籍上位5ヶ国のうち、台湾以外の国とは2国間条約を締結し、受刑者移送制度が確立されている。

表 4-3 韓国の外国人受刑者国籍別人員（年末）

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011 (100%)
区分									
中国		139	171	177	283	491	761	510	488(57.5)
台湾		8	4	10	107	113	146	92	89(10.5)
ベトナム		22	19	13	14	17	23	41	41(4.8)
米国		24	14	13	18	23	23	22	24(2.8)

モンゴル	13	16	16	21	33	36	32	22(2.6)
タイ	6	4	4	10	13	24	24	19(2.2)
ウズベキスタン	14	16	15	11	17	11	17	17(2.0)
日本	4	6	8	4	9	14	17	14(1.7)
フィリピン	4	9	9	13	14	19	20	14(1.7)
ナイジェリア	5	7	8	9	7	8	17	14(1.7)
ロシア	7	11	23	19	18	16	12	12(1.4)
その他	67	115	52	53	66	74	107	94(11.1)

(出所) 韓国矯正統計年報をもとに作成

表 4-4 は、2004 年から 2011 年までの日本における外国人受刑者の国籍別人員を示したものである。刑事施設に収容されている 2011 年現在の外国人受刑者の国籍別割合をみると、韓国・朝鮮籍の受刑者が外国人受刑者のうち約 33.8%と最も高く、次が中国 (27%)、イラン (8.7%)、ブラジル (8.4%) などの順になっている。しかし、来日外国人受刑者の割合をみると、外国人受刑者の上位 4ヶ国は同じであるが、その順位においては違いを見せている。すなわち、中国国籍の受刑者が 38.4%で最も高く、次がイラン (12.6%)、ブラジル (12.9%)、韓国・朝鮮 (6.0%) の順である。特に、このうち、韓国・朝鮮籍の受刑者の割合は 33.8%に比べて 6.0%と低くなっているが、これは、「在日」という特別永住者などが含まれず、日本に一時的にやってきた外国人、つまり、観光や商用、技術者や留学生など職業上の理由で滞在する外国人、オーバーステイの外国人などの来日外国人のみをカウントしたからである。これらの上位 4ヶ国が占める割合は外国人受刑者総数の約 78.0% (来日外国人受刑者は 69.0%) であるが、これらの国のうち日本が受刑者移送条約を締結した国は CE 条約加盟国である韓国、一国のみである。ここで留意する必要があるのは韓国・朝鮮国籍の受刑者の中には受刑者移送法第 2 条 3 号に規定された特例法により、日本で条約上国民であることが定義されている特別永住者が含まれており、これらが多数を占めている点である。これらの韓国・朝鮮国籍の受刑者らは、韓国・朝鮮社会に十分に馴染めていない在日韓国人として形式的には韓国・朝鮮の国籍を有しているが実質的な生活基盤は日本にあるので、これらに関する移送の問題は慎重にアプローチする必要がある。これらを除いた来日外国人受刑者の国籍別順位は中国、イラン、ブラジル、韓国・朝鮮などの順となっている。また、韓日両国に収容されている外国人受刑者の中で条約締約国または非条約締約国の割合をみると、韓国の場合²⁷⁵、2011 年末現在、移送条約が締結されて受入移送または送出移送が可能となっている国の受刑者は、総外国人受刑者 848 人のうち、620 人 (73.1%) であり、非条約締約国の受刑者は 228 人 (26.9%) を占めている。これに対し、日本は²⁷⁶、2012 年 3 月末現在、総計 4,098 人の外国人受刑者のうち、条約締約国の受刑者が 1,580 人 (38.6%) であり、非条約締約国の受刑者は 2,518 人 (61.4%) である。この内訳からわかるように、韓国に比べて日本は、非条約締

²⁷⁵ 法務部矯正本部『矯正統計年報』(2012 年) 107~108 頁。

²⁷⁶ 菅野哲也・前掲注 (273) 7 頁。

約国の受刑者が圧倒的に多く収容されている。そのため、日本はもっと積極的な姿勢で国際受刑者移送条約の締結に拍車をかけなければならず、一方、韓国は、たとえ条約が締結されていたとしてもその制度運用の活性化が必要である。

表 4-4 日本の外国人受刑者の国籍別人員（年末）

区分 \ 年度	外国人受刑者				来日外国人受刑者			
	2004	2007	2009	2011	2004	2007	2009	2011
韓国・朝鮮	1,413	1,463	1,324	1,287	280	260	196	160
中国	1,707	1,610	1,390	1,031	1,686	1,595	1,273	1,011
イラン	374	400	397	333	373	400	397	333
ブラジル	364	502	425	322	362	496	421	315
ベトナム	137	173	153	136	128	169	150	134
フィリピン	97	119	118	100	95	117	112	99
ペルー	63	109	79	71	62	106	78	68
タイ	60	77	56	50	59	77	56	50
コロンビア	76	103	66	47	76	103	66	47
ナイジェリア	35	38	47	45	35	38	47	44
米国	61	57	45	38	36	38	27	26
シンガポール	20	23	22	29	20	23	22	29
ロシア	14	31	27	19	14	31	27	19
インドネシア	11	16	23	18	11	16	23	18
スリランカ	21	33	28	18	21	33	28	18
パキスタン	31	42	30	16	31	41	28	15
英国	34	23	18	16	33	23	18	16
マレーシア	43	31	20	14	43	31	20	14
フランス	13	7	3	6	13	7	3	6
バングラデシュ	24	15	11	5	23	15	11	5
ドイツ	22	11	3	5	22	11	3	5
インド	10	8	7	4	10	8	7	4
その他	198	248	179	203	189	242	172	196

（出所）日本の矯正統計年報をもとに作成

韓国の矯正統計年報掲載の外国人受刑者の罪名別状況をみると²⁷⁷、殺人、強盗、強姦などの重大犯罪が2001年には54.6%、2006年には66.4%、2011年には42.6%を占めている。これは2011

²⁷⁷ 法務部矯正本部・前掲注（275）110～111頁。

年末の自国受刑者の重大犯 33.4%に比べると重大犯罪の割合が高くなっている。また、総人員の面でも、重大犯罪で刑を宣告された受刑者が 2001 年には 137 人から 2006 年 231 人、2011 年 361 人と 10 年間で、2.6 倍以上に増加しており、窃盗などの単純犯罪に比べて刑期が長く累積人員が発生しているとしても、10 年間の推移をみると、その数値が高くなる点に注目する必要がある。このように、外国人受刑者における重大犯罪が占める割合の高さは社会的な問題として指摘されており、これらの改善更生のための矯正処遇の実施は自国民受刑者に比べて多くの困難をもたらしているため、その解決策の 1 つとして受刑者移送制度の活性化が必要である。これに比べて、日本の 2011 年の矯正統計年報の外国人新受刑者の罪名別状況をみると²⁷⁸、窃盗が 32.3%、麻薬・覚せい剤取締法が 32.1%、詐欺・横領が 6.5%の順になっている。日本は、殺人などの重大犯罪発生率が高い韓国とは異なり、窃盗などの単純な犯罪の割合が高くなっており、覚せい剤・麻薬関連の受刑者が高い割合を占める点が特徴的である。全体的な外国人受刑者の総数は減少傾向を見せており、重大犯罪も 2001 年の 12.8%から 2011 年に 8.6%に減少した。これらの罪名別の現状は、韓国とは異なる様相を見せており、単純に考えると、韓国に比べて受刑者移送制度の実施が容易ではないかという印象も受ける。もちろん、両国の外国人受刑者の罪名別の比較が、韓国は年末外国人受刑者の統計を示したものであり、日本は新受刑者の統計を示したものであるため、単純に比較することは問題があるとしても、韓国に比べて日本の外国人受刑者の罪質が軽いということは推測が可能である。また、韓国の 2011 年の外国人受刑者の刑期別状況をみると²⁷⁹、総計 848 人のうち、5 年未満が 556 人 (65.5%) と最も多く、続いて 10 年以上 20 年未満が 139 人 (16.4%)、5 年以上 10 年未満が 107 人 (12.6%)、その他の順である。これらの数値は、2001 年に比べて 10 年以上の受刑者は約 5.3 倍の増加を示しており、無期受刑者も約 2.1 倍、10 年以下の受刑者は 2.4 倍に増加するなど、重大犯罪発生率が高まるにつれ、益々 10 年以上の長期受刑者の増加が目立つようになった。一方、日本に関しては東京矯正管区傘下の外国人受刑者の専門収容施設に収容されている受刑者の刑期別状況をみると²⁸⁰、総外国人受刑者 593 人のうち、5 年以上 10 年以下が 256 人 (43.2%) で最も多く、続いて 5 年以下は 156 人 (26.3%)、10 年以上は 135 人 (22.8%)、その他の順である。このように日本でも 10 年以上の長期の外国人受刑者が少なからず収容されていることが分かる。これまで韓国の矯正当局は、外国人受刑者は刑の終了とともに退去強制になるため、これといった改善指導を行っていなかったのが現実であった。すなわち、改善指導のための矯正処遇が主に自国の受刑者に対して行われる一方で、どのみち母国へ退去強制される外

²⁷⁸ 政府統計の総合窓口 (<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001096464>) 参照。

²⁷⁹ 法務部矯正本部・前掲注 (275) 112 頁。詳細な内訳は、1 年未満 51 人 (6.0%)、1 年以上 281 人 (33.1%)、3 年以上 224 人 (26.4%)、5 年以上 107 人 (12.6%)、10 年以上 139 人 (16.4%)、20 年以上 5 人 (0.6%)、無期 39 人 (4.6%)、死刑 2 人 (0.2%) である。

²⁸⁰ 2013 年 5 月 1 日現在、施設見学時の説明会資料参照。データ収集の限界上、東京矯正管内のうち、国際対策室が設置されている府中および横浜刑務所の状況を踏まえた。詳細な内訳は、1 年未満 36 人 (6.0%)、1 年以上 67 人 (11.3%)、3 年以上 53 人 (9.0%)、5 年以上 83 人 (14.0%)、7 年以上 173 人 (29.2%)、10 年以上 135 人 (22.8%)、無期 46 人 (7.8%) である。

国人受刑者の矯正処遇は関心の外にあったのである。しかし、長期刑の外国人受刑者が増えていることにより、国際受刑者移送が早期に実施されない限り、これらを収容する施設側の困難は、増大の一途を辿り、その対応も困難になると考えられる。そのため、国際受刑者移送を早期に実施するための矯正当局の積極的な姿勢が必要である。具体的には、収容されている間は受刑者の生活の意欲を引き立て、また、長い受刑生活からくる単調さを排除するための外国人受刑者に対する矯正処遇の方策が検討されるべきである。これは韓国だけでなく日本の現状についても同様であり、今後の刑事施設の活発な対応が行われなければならない。

第4項 国際受刑者移送運用実績

表4-5は、2004年から2012年までの韓日両国の国際受刑者移送実績を示したものである。韓国は2003年12月に移送法を制定し、2005年11月に韓国についてCE条約が発効して以来、2012年までに外国にて受刑中の韓国人受刑者45人に対して受入移送を実施し、外国籍の受刑者を送出国に移送した数は9人である。外国に収容されている韓国人受刑者、そして国内に収容されている外国人受刑者の人員・割合を考えると決して良い実績とは言えず、その原因の分析を通じ受刑者移送の実績を上げるための多角的な方策が必要である。

表4-5 韓日の国際受刑者移送実績状況（人）

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	計
受入移送人員	韓国	-	-	-	3	8	8	1	10	15	45
	日本	-	-	1	1	-	-	-	-	-	2
送出国に移送人員	韓国	-	-	-	2	3	2	1	-	1	9
	日本	7	12	16	44	48	35	15	25	21	223

（出所）韓国の国際受刑者移送法一部改正法律案検討報告（2012）、日本法務省矯正局資料をもとに作成

これに対して、日本の移送実績をみると、2006年、米国にて服役していた日本人男性受刑者1人²⁸¹を受入移送したのを皮切りに、2007年に韓国から移送されたもう1人の日本人男性受刑者²⁸²を加えて合計2人の実績を見せている。送出国に移送においては、CE条約発効後約10ヶ月後の2004年4月に初めてイギリス人受刑者を移送して以来、着実に件数を上げて2012年末までに223人の外国人受刑者を移送した。この数値は韓国に比べて高い数値を示しているが、外国人受刑者の

²⁸¹ コカイン輸入の謀議などで30年の拘禁刑の判決を受け、米国で服役していた70代の男性が、日本へ移送された。海外の日本人受刑者の受入は初めてで、この受刑者は禁錮20年に相当する刑を受ける。「日本人受刑者初の受け入れ 70代男性、米国から移送」『共同通信』（2006年4月28日）。

²⁸² 麻薬法違反で懲役3年の刑を言い渡され、服役していた41歳の男性が韓国から受入移送された（韓国法務部の関係者に対する電話インタビュー、2013年6月10日）。

総数と比べると、それほど高い移送実績とは言えない。移送が行われた国の数は 18 ヶ国に達しており、オランダ人受刑者の移送が 43 人で最も多く、次いで、英国 37 人、カナダ 26 人、米国 25 人などの順である。外国人受刑者数と移送実績を比較すると、概ね自国民保護傾向が強い国が移送に積極的であることが分かる。

しかし、同制度が日本に導入されてから 10 年目となる現在までの受入移送の人員が 2 人ということを考えて、受入移送の実績は送出移送実績と比較して極端に少ないという事実を指摘せざるを得ない。もともと日本は、外国などから移送要請を受けて動く場合が多い²⁸³ということもあって、受刑者移送制度（とりわけ受入移送）を非常に消極的に運用していることがみてとれる。また、2008 年から 2012 年 7 月までの韓国の刑事施設や外国の刑事施設に収容されている受刑者の移送申請件数と移送状況を見ると²⁸⁴、申請件数に比べてその許可率が非常に低いことが分かる。受入移送の申請人員は 233 人であるが、許可人員は 36 人で、約 15.5%の割合を示しており、送出移送の申請人員は 121 人であるが、許可人員は 6 人で、約 5.0%の割合にすぎない。もちろん、この統計には過去 5 年以内に移送の申請をした後、基準時点以後に移送が実施された場合も含まれ得るので、統計上の誤差の存在が否定できず、完全に信頼することはできないが、大まかにみて移送申請の人員に比べ許可人員が非常に少ないことが明らかである。このように、移送審査の許可があまりにも消極的、限定的に行われているのが現状である。これは韓国の実情であるが、日本も、韓国に比べて移送実績が高いとはいえ、外国人受刑者の収容人員と移送実績を比較したとき、やはり同制度を積極的に運用しているとは言えない。データ収集の過程で、筆者が感じたその原因は次のとおりである。すなわち、移送を行うか否かの決定は、自国の固有の権限に属するという認識があまりにも広がってしまった結果、移送相当性の審査に主観的な判断が介入する傾向が生じ、そのため、同制度を積極的に運用しようという姿勢が不足しているのではないかと思われるのである。加えて、法律上、同制度の積極的な運用を阻害する制限的な条文が存在することももう 1 つの要因であると思われる。したがって、同制度の活性化を期待するためには、韓日両国ともこれに対する検討が必要であり、これにより、国際受刑者移送の実績を上げ、同制度の根本的な趣旨に合致するように制度運用の効率を極大化すべきである。

第 5 節 今後の課題

受刑者移送制度の積極的な実施を促進するためには様々な側面からの多様な意見があり得るが、本章では次の 2 つの観点からの検討を通じ、その効率的な実施を促したい。

²⁸³ 愛知正博、足立友子「受刑者移送条約の問題点」『刑法雑誌』第 51 卷 3 号（2012 年）484 頁。

²⁸⁴ 法務部ホームページ「国会要求提出資料」（2012 年）
（http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs_03/BoardList.do?strOrgGbnCd=100000&strRtnURL=MOJ_10306010&strFilePath=moj/&strNbodCd=noti0010）参照。

第1項 制度運用上の側面

(1) 締約国の過剰な裁量権行使の是正

CE条約第3条1項は、裁判国と執行国が移送に同意することを条件としており、第2条1項は、締約国は受刑者の移送における協力のための可能な限りの措置を講じるよう規定して移送決定にかなりの裁量を与えている。そのため、締約国は特別な事由がなくても移送を拒否することができ、米国では実際の移送申請件数の約20%程度²⁸⁵が締約国の裁量によって拒否されているという。また、移送についての裁量行使にいかなる制限も課していないため、明示的な理由もなく締約国が移送を拒否しても救済方法がない。例えば麻薬法違反の疑いで米国の刑務所に収容されていたカナダ国籍の受刑者が母国への移送を要求したが、米国法務省が犯罪およびその行為が重大だという理由で移送要求を拒否したため同受刑者がワシントンDC地裁に提訴した事件で、「法務大臣は受刑者移送における無制限の裁量権を持つため、移送申請を不許可とした決定はCE条約に違反しない」と判示し、他の訴訟でも「受刑者の移送について矯正機関は無制限の裁量権を持つ」という理由で受刑者の主張を棄却した²⁸⁶。このように受刑者移送のための法務大臣の無制限裁量権認定判決は米国裁判所の一貫した決定である。しかし、移送制度の基本趣旨は、受刑者に本来刑罰が予定していない苦痛を軽減し、効果的な収容生活や改善更生を通じた円滑な社会復帰のための人道主義にあるから、できるだけ多くの受刑者が母国で刑の執行を受けられるようにしなければならない。もし受刑者移送の許可が締約国の過度の恣意的判断に基づいて消極的に運用されると同制度の趣旨が薄れて制度の存廃論にまでつながる可能性もあり、受刑者が自分の移送可否に対する不安を抱くようになり、矯正行政の一貫性と予測可能性が低くなるだろう。したがって、これらの問題を解決するためには受刑者の移送を要請した相手国がそれが可能かどうか、合理的な予測ができるようにすべきである。すなわち、移送を拒否する対象者の類型や移送が可能な受刑者の類型をその国へ明文化して通知するといった運用が必要である²⁸⁷。こうすれば、無制限の裁量権行使を防止する効果があるだろうし、受刑者の立場からも合理的な予測が可能になるだろう。これに加えてCE条約や移送法で定められた条件が整えば移送審査が自動的に行われ、特別な事由がある場合を除いて、なるべく移送が許可されるように自動移送審査制のような方策も検討すべきである²⁸⁸。

韓国では、受刑者の受入移送審査時に、受刑者の保護者、すなわち、受刑者の社会復帰を支えてくれることができる家族などの引受人の有無が非常に重視される。いくら移送条件が揃っていたとしても、保護者が国内に居住していなければその受刑者の移送は拒否される。これらの移送

²⁸⁵ 金学成「在外韓国人の受刑者の保護方策」国会立法調査処政策懇談会（2010年）5頁。

²⁸⁶ 金学成「国際受刑者移送制度の問題点及び解決方策」『矯正研究』第44号（2009年）175～176頁、183～184頁。

²⁸⁷ 강등원・前掲注（265）104頁。米国の場合、受刑者移送審査基準に関する「法務省ガイドライン」を内部指針に運用している。

²⁸⁸ 金学成・前掲注（285）6頁。

審査のうち、受入移送が拒否された過去の事例をみると、同性愛傾向がある韓国人受刑者が移送に同意後、韓国側に移送許可を要請したが、同受刑者を受入移送する場合、国内受刑者に与える影響と収容生活の困難な点などに鑑みて移送許可が拒否された事例があり、また、深刻な病を患っている受刑者の持病が悪化する可能性があるという理由で移送が拒否された事例があった。送出国移送対象者として移送が拒否された事例としては、殺人罪で収容された日本人受刑者の移送条件が揃って移送審査が行われたが、罪質が重かったため、特に被害者側の強い反対により移送が拒否された事例や、殺人未遂罪のアメリカ人受刑者に関して、被害者との合意がなされなかったという理由で移送が拒否された事例などが挙げられる²⁸⁹。これらの例では、移送制度の趣旨から考えると、移送拒否の理由があまりに恣意的で主観的だという印象を受ける。筆者が話を聞いたことのある担当者も、移送を許可するかどうかは、自国の固有の権限であることを強く主張していた。しかし、国家の固有の権限である前に何が受刑者の社会復帰に本当に役立つのかを考えてみる必要がある。国家の固有の権限だけを強調すると、受刑者移送制度は消極的に運用されることになってしまう。自国民の保護など様々な目的のために導入された同制度が活発に運用されるようにするためには、国家の裁量権が適正に行使されなければならない。裁量権の行使は必要最小限にとどめるべきである。

（２）裁判国と執行国とで異なる収容体制の補完

CE 条約第 9 条によれば、執行国は刑の執行継続および刑の転換のいずれかを決定するとされており、韓日両国は刑の執行継続の方法をとっている。刑の執行継続とは、裁判国が宣告した刑の法的性質と期間に執行国が拘束されることを意味する。例えば、2013 年 4 月、ソウル高等裁判所は、日本において不法滞在の疑いで懲役 4 年を宣告され、韓国へ移送された受刑者が、日本での 203 日の未決拘禁日数が刑期に算入されなかったとして同日数分刑期を差し引くよう要請したものの拒否されたため提起した訴訟で、韓国へ移送された受刑者の刑の執行に際しては外国裁判所の判決が韓国の法律に基づく判決と同一の効力を有するとし、原告敗訴の判決を下した²⁹⁰。しかし、刑の執行継続が適用されるにもかかわらず、裁判国と執行国との異なる収容体制によって受刑者が自分の有利・不利に応じて移送を希望したり、希望しなかったりする事例が発生している。米国では、受刑者が模範的な収容生活を送っている場合、一定の刑期を短縮する善時制度を運用

²⁸⁹ 法務部政策ニュース（2006 年 10 月 16 日）。1984 年制定のタイの移送法では、執行国で刑を執行する場合、自国で宣告された刑罰の効果が減少されてしまうおそれがあることと、被害者を含む国民の法感情を考慮し、受刑者が刑期の 3 分の 1 ないし 4 年間の刑の執行が行われた後でなければ、送出国移送の対象者になることができないようにしている。しかしながら、一定の刑期を服役させることによって、被害者の感情の問題が解決されるわけではないため、受刑者移送制度の大局的な視点に立って考えなければならない。

²⁹⁰ ソウル高等裁判所 2013 年 4 月 24 日判決、事件 2012 ㄴ 35636 号（第 1 審判決、ソウル行政裁判所 2012 ㄱ합 23211 号）。ただし、同事案について憲法裁判所が違憲判決を下したことにより、現在は未決拘禁日数のすべてが刑期に含まれている（後掲注 296 も参照）。

しているが、韓国では同制度が認められていないため議論になっている。麻薬所持の疑いで 19 年 7 月の刑を宣告され、米国の刑務所で服役中だった受刑者が毎年 54 日ずつ減刑を受けて 2 年 6 ヶ月が短縮されたためその分早く出所する予定だったが、韓国に移送された後、米国での減刑が認められず元の刑期終了日まで服役しなければならないという事実を知って自分の選択を後悔したという²⁹¹。法務部は、移送法第 17 条に「受入移送受刑者の仮釈放、減刑など自由刑の執行に必要な事項は韓国の法律が定めるところによる」と規定されており、したがって善時制度を認める法的根拠がないという立場である。日本でも韓国と同様に米国のような善時制度が認められておらず、早期釈放などは日本の制度に基づいて実施されている。2009 年 6 月、韓国の憲法裁判所は、刑法第 57 条 1 項の「判決宣告前の拘禁日数は、その全部または一部を有期懲役、有期禁錮、罰金および科料に関する留置または拘留に算入する」という規定のうち、未決拘禁日数の「一部」算入について違憲判決²⁹²を下した。そのため、未決拘禁日数の算入を一部しか認められなかった国内受刑者をはじめ、日本から移送された受刑者が未決拘禁日数全部の算入を認められるようになった。このように国ごとに少しずつ異なる収容体制などは、移送制度の運用に少なからぬ影響を及ぼしており、そのため、母国への移送を断念し、外国で刑期を終えるという受刑者もいる²⁹³。また、2011 年末現在、日本の刑事施設の仮釈放率をみると、日本人受刑者が 55.6%、外国人受刑者は 76.6%で、外国人受刑者の方が高い割合を示している。これは、外国人受刑者の方が自国受刑者に比べて改善の可能性が高く、再犯の危険性が低いためではなく、矯正費用や収容都合の困難さが、その主な原因だと考えられる。外国人受刑者は言語の壁、宗教、食習慣など様々な要因によって自国の受刑者と同じ矯正処遇を実施するには多くの困難がある。また、釈放後に退去強制になるため、保護観察の実施が難しく、収容中の積極的処遇の実施にも矯正当局は大きな関心を示さない。可能であれば少しでも早く仮釈放させて母国に送り返したいという思惑があるのかもしれない。このような現実では、外国人受刑者の改善教育を自国の受刑者と同じように行うことはできない。

CE 条約第 10 条 2 項によると、裁判国と執行国間の刑の性質や期間などに関する法律体制が一致しない場合には、司法または行政上の手続による刑の変更が認められるが、善時制度など、収

²⁹¹ 손영일 「米国から国内の刑務所に移動したが、懲役 3 年より... 青天の霹靂」『週間東亜』(2008 年 6 月 5 日) 社会面。

²⁹² 未決拘禁を許容すること自体が憲法上の不拘束捜査の原則の例外であるが、刑法第 57 条 1 項の「一部」は例外的な特例を設定することで、身体的自由の侵害を加重しており、被告人の裁判請求権や上訴権の適正な行使を阻害する。さらに、被告が訴訟の遅延等の不当な行為をしたとしてもこれを理由に拘禁日数の一部を刑期に算入しないのは、本来であれば処罰されない訴訟上の態度について刑罰的要素を導入して制裁を加えることであり、無罪推定の原則に反する(憲法裁判所 2009 年 6 月 25 日判決、2007 헌바 25 号、判例集 21 卷 1 集 784~819)。

²⁹³ 中国で 12 年の刑を服役中に受けた減刑が韓国では認められないということで韓国への移送を断念したという。また、韓国より仮釈放率が高い日本で収容生活をする方が有利だとして移送申請を放棄したというケースもある。週刊東亜(2008 年 6 月 5 日)。

容体制の違いによる刑の変更は原則として認められていないという²⁹⁴。しかし、裁判国から科された制裁より厳しくしてはならないという移送制度の基本原則に鑑みれば、移送前に獲得した善時制度に基づく減刑などは認められるのが妥当であり、なるべく執行国での刑の執行が受刑者に不利にならないようにして多くの受刑者が母国への移送を拒否しないよう促すことで、自国民受刑者が外国の刑事施設で経験する文化的、情緒的な差を減らし、母国で家族などの支援に支えられ、改善更生に一層力を入れることができるようにすることが望ましいと考えられる。

（３）矯正駐在官制度の導入

日本の刑事施設に収容されている外国人受刑者は、国際対策室が整った４ヶ所の専門収容施設に 33.3%、18ヶ所の一般刑事施設に 66.7%が収容されている²⁹⁵。専門の収容施設では受刑者に迅速に対応することが可能な専門職員を配置し運用しており、これらの施設のうち府中刑務所の場合、外国人受刑者の言語の種類が 48ヶ国語以上あり、8人の専門職員が 5つの言語、民間企業から派遣された 10人の職員が 16ヶ国語に対応するなど、すべての言語に対応するために万全を期しているが、十分とは言えない。また、一般施設でも外国語ができる職員や一般市民のボランティアがその対応に苦慮しているが、果たして適切な対応がなされているか疑問である。外国人受刑者にとっては、移送制度の理解と制度の運用過程で現れる様々な状況を考慮してコミュニケーションをとることが可能な職員の確保が何よりも重要であり、さらに矯正駐在官の派遣は処遇の充実のために不可欠である。矯正駐在官は、専門知識をもとに自国との緊密な連絡関係を維持して裁判国との情報交換や職員との友好関係を維持することで、自国民受刑者の権利保護と迅速な移送手続を行うことができるからである。しかし、現実には締約国の大使館などが移送手続に関与しており、自国民保護の観点から移送手続に高い関心を持っているが、各国の刑事司法制度が複雑で理解しにくいいため、必要な情報を入手して正確に理解するための情報交換が必要不可欠である。また、受刑者移送時、案件によっては外交上の問題にまで発展する場合もあるので、日頃から緊密な連絡や良好な関係を維持する必要がある²⁹⁶にもかかわらず、大使館の職員は専門家ではないため、円滑に行われていない。したがって、私見によれば、受刑者移送を専門に担当し、実行する矯正駐在官が必要であるが、韓国では、海外に派遣された矯正駐在官は 1人もない。そのため、警察駐在官或いは公館長が指定する者が矯正関連業務を担当しており、これらの者では、矯正に対する専門知識が不足しているため現地の矯正当局との良好な関係を維持するのが難しいし、それにより移送手続の遅延が発生しており、自国民受刑者の保護がおろそかになっていると言わざるを得ない。実際、韓国では、関連業務を遂行した駐在官が難しさを吐露し、中国瀋陽総領事館が外交通商部へ矯正職員を駐在官として派遣するよう要請したことがあった。また、フィリピンで任に当たった駐在官も受刑者の管理は矯正職員が担当するのが良いとの意見を表明

²⁹⁴ 金学成・前掲注（285）5頁。

²⁹⁵ 2011年末の来日外国人受刑者は、府中刑務所に 15.0%、横浜刑務所に 6.8%、大阪刑務所に 11.0%、福島刑務所に 0.5%収容されている。法務省矯正局『矯正統計年報Ⅰ』（2012年）。

²⁹⁶ 内田雅人「国際受刑者移送制度の現状と課題」『刑政』第 120 巻 1 号（2009年）32頁。

した²⁹⁷。

日本も韓国と大きく変わらない。海外の公館に勤務する矯正駐在官は 1 人もいない。ただし、「在外公館警備対策官²⁹⁸」という身分で矯正職員が法務省から外務省に出向し、海外の公館に派遣される場合はある。しかし、これらの主な業務はあくまでも海外の公館を警備することであって、これらの中にはまれに領事の職務を兼任して矯正業務を担当する者もいるとはいえ、矯正業務を目的に派遣されているわけではない。そのため、ほとんどの場合、矯正業務は非専門家が担当するしかない状況にある。このような状況の下では、受刑者移送制度の活性化は期待し難い。すべての海外の公館に矯正駐在官を派遣することはできないとしても、自国にいる外国人受刑者の多い国、或いは、自国民受刑者が多く収容されている幾つかの国だけでも矯正職員を派遣する必要がある。これは、円滑な受刑者移送手続のためにも、誤った情報提供によって受刑者が被る不利益を軽減するためにも不可欠である。

2008 年、大阪刑務所で服役中だった韓国人受刑者が、移送申請後 2 年 6 ヶ月が過ぎても回答がないため確認した結果、既に韓国法務部が移送の承認をし、日本に通報したが、日本は在日大使館を通じて韓国政府が直接通知するように要求し、在日大使館が再び手続を踏んで同受刑者に移送事実を知らせたのは移送承認後 4 ヶ月、つまり、移送申請後 2 年 10 ヶ月が経過してからのことであった²⁹⁹。また、2010 年 2 月 15 日、日弁連人権擁護委員会が、韓国人受刑者に移送条約の内容を告知する義務があるにもかかわらず前橋刑務所が 2 年ないし 2 年 4 ヶ月間、その履行を怠って受刑者の告知を受ける権利を侵害したとして人権救済の要求を勧告した³⁰⁰。もし矯正駐在官が派遣されていた場合、上記のような問題点を解決するためにより迅速に対応することができたはずであり、少なくとも受刑者の権利の保護にそれなりの役割を担うことが可能であったと思われる。

(4) 移送審査の透明性の確保および迅速な意思決定

日本の移送法第 7 条では、法務大臣によって受入移送の相当性についての判断がなされた後、東京地方裁判所に対して審査請求が行われることになっている。このように法務大臣の判断と同裁判所による審査を必要としている理由は、移送をした場合、新たに執行国の公権力によって身体の一部が剥奪されることになるため、行政庁だけの判断でこれを可能にするのは公権力行使の

²⁹⁷ 金学成・前掲注 (285) 6 頁。

²⁹⁸ 在外公館に勤務し、公館の警備に関する事務に従事する外交官の官職、およびその外交官が公に用いる官名のこと。在外公館警備対策官に任用されるのは主に自衛官、警察官、海上保安官、入国警備官、公安調査官で、本来の所属官公庁から外務省へ出向して任命される。警備対策官は、通常、職階に応じて「在外公館警備対策官」という外務職員が公に用いる名称の他に、「2 等書記官」「3 等理事官」「副領事」等の公の名称を併せて用いる。

²⁹⁹ 손영일・前掲注 (291) 社会面。

³⁰⁰ 日本弁護士連合会「受刑者移送条約に関する人権救済申立事件の調査報告書」(2010 年) 11 頁。

姿として適切でないため、裁判所の審査を経るようにはすべきであると考えられたからである³⁰¹。このように裁判所の判断を仰ぐようにしたのは合理的であり、受刑者の権利保護のためには望ましいと考えられる。しかし、このように裁判所の判断を仰ぐことから生じる問題の1つは、移送手続に相当な時間がかかるようになることで、罪質が軽い短期受刑者が母国への移送を受けられなくなり、処遇の公平性が害されるおそれがあるという点である。1日も早く母国に移送され、社会復帰のための準備を進める必要があるにもかかわらず、手続があまりに遅延することによって受刑者が不安感をおぼえ、安定した生活を送ることができないという副作用が生じている。

韓国は、受刑者移送審査にあたり、裁判所の審査を条件としない。ただし、法務部に国際受刑者移送諮問会議³⁰²を構成し、運用している。これは、意思決定の迅速性と責任行政を担保することが出来るという肯定的な側面がある一方で、恣意的な判断がなされることによって、公平性と透明性が阻害されることがあるとの指摘もある。このため、これを是正するための措置として、法務部に「国際受刑者移送審査委員会」を再度設置する法律の改正案が国会に提出されている³⁰³。同委員会については、受刑者移送制度の趣旨を達成するために学識と経験が豊富な外部委員を任命し、客観性を高めようとする点などが高く評価される。また、公正性を確保し、迅速な移送手続を実施するという目的や、委員会の決定に法務部長官は拘束されるべきだという意見などを総合的に考慮³⁰⁴してみると、同委員会の設置は望ましい方策の1つだと考えられる。もちろん、受刑者移送審査に際して裁判所は判断を行わないため、合理的な審査のための方策の1つとして、同委員会の設置が主張されているのだが、迅速な判断を下すことはできても、法務部長官の所属機関化しないように制度運用に万全を期さなければならない。しかし、受刑者移送制度の積極的な実施のためには何よりも迅速な意思決定を介して速やかに移送を実施することが好ましい。現在11ヶ月から2年にわたってなされる移送制度には明らかに改善の余地があり、これらの移送の遅れによって移送可能な受刑者が移送されない理不尽さを是正すべきである。公正性と透明性を確保するための裁判所の判断や移送審査委員会の審査、そしてこれに加え、迅速な意思決定は受刑者移送制度の円滑な実施とその定着のために非常に重要である。

（５）２ 国間条約締結の活性化

2012年8月現在、韓国外交通商部によると、全世界に収容中の韓国人被収容者は36ヶ国に計1,169人（捜査中の拘禁者含む）収容されているという。このうち麻薬事犯が237人（20.3%）で最も多く、殺人175人（15.0%）、詐欺など132人（11.3%）の順である。国別被収容人員は

³⁰¹ 大橋哲「国際受刑者移送法について」『犯罪と非行』第137巻（2003年8月）54頁。

³⁰² 法務部次官を委員長とし、法務部検察局長、犯罪予防政策局長、矯正本部長、最高検察庁公判訟務部長、外交通商部在外同胞領事局長などで構成されている。

³⁰³ 2003年国際受刑者移送法制定時、国際受刑者移送審査委員会を設置したが、2008年5月、行政安全部が、運用実績が悪化した委員会や、長期間構成されていない委員会を統廃合するなどの法律の改正を推進し、2009年3月、同委員会が廃止された。

³⁰⁴ 国会法制司法委員会「国際受刑者移送法の一部改正法律案検討報告」（2013年）。

日本が 421 人で最も多く、中国 346 人、米国 230 人などで、これら 3 ヶ国に収容されている韓国人は 85.3%である³⁰⁵。

日本の外務省発行の「2012 年版外交青書」をみると、外国において、麻薬密輸・取引などへの関与や麻薬所持の疑いで、日本人が逮捕・拘留される事案が絶えず増加しており、2011 年現在で、有罪が確定していない未決拘留者、有罪が確定した既決受刑者を併せてその数は 184 名に上っている³⁰⁶。地域別では、アジア 139 人、大洋州 2 人、北米 22 人、中南米 4 人、欧州 3 人、中東 10 人、アフリカが 4 人であった。

韓国は自国受刑者の 85.3%が収容されている国々と CE 条約または 2 国間条約が締結されている。しかし、日本は収容者数においては韓国よりはるかに少ないが、日本人受刑者の 75.5%が収容されているアジアの国々のうち韓国とタイとの間に条約が締結されているだけで他の国とは条約が未締結の状態、自国民受刑者の保護のために条約締結が急務となっている。特に 2011 年、来日外国人受刑者のうち CE 条約締約国の受刑者は、外国人受刑者の約 12%を占めているのに対し CE 条約非締約国の受刑者は約 88%の割合で、中国受刑者が 38.4%、次がイラン、ブラジルの順で、非締約国の上位 3 ヶ国が全体の 63.0%を占めており、同制度の目的達成および国際協力を推進するためには、これらの国々との間でも受刑者移送制度の枠組みを構築する必要がある³⁰⁷。日本は受刑者移送のためには 2 国間条約の締結が必要だという条約前置主義を移送法に明文化している。条約前置主義とは、受刑者移送を実施するためには裁判国と執行国の間に必ず条約が締結されている必要があるとする制度のことで、これを採用した場合には非締約国とは受刑者移送を実施することができない。したがって、受刑者移送を実施するためには 2 国間移送条約の締結が不可欠である。このような中、2010 年 6 月に中国と第 1 回受刑者移送条約締結交渉が行われ、2011 年 5 月と 7 月、日本と中国で開かれた日中外相会談では受刑者移送条約の早期締結に向け双方が努力していきたい旨を述べられ、2011 年 11 月頃には北京で第 2 回受刑者移送条約締結交渉会合が開かれた。イランとの関係では、2008 年 12 月に東京にて、受刑者移送条約締結の可能性を検討するための予備協議を実施、2009 年にはイランにおいて第 2 回予備協議が実施された。2013 年 6 月には東京において締結交渉第 1 回会合が行われており、2013 年 12 月 11 日・12 日に第 2 回会合が実施された³⁰⁸。ブラジルとの関係では 2003 年に協議が始まり、これまで 3 回の予備協議を経て³⁰⁹、2014 年 1 月 24 日、日・ブラジル間受刑移送条約の署名が行われ、2014 年 6 月 4 日、参議院本会議で可決され承認されている。今後はブラジルの国内の手続きを待つて発効することとなっている³¹⁰。本条約の効力が発生すると、CE 条約以外に 2 国間条約を締結した国は 2 つ

³⁰⁵ 김성호 「外国人収容者麻薬事犯最多」 『忠清日報』 (2012 年 10 月 21 日) 政治面。

³⁰⁶ 外務省『外交青書』(2012 年) 261 頁、日本人による犯罪の発生件数は 465 件に達している。外務省領事局海外邦人安全課『2011 年海外邦人援護統計』1 頁。

³⁰⁷ 内田雅人「国際受刑者移送制度の現状と課題」『刑政』第 120 巻 1 号 (2009 年) 33 頁。

³⁰⁸ 外務省報道発表 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000431.html) 参照。

³⁰⁹ 加藤佐千夫「国際受刑者移送法について」『中京法学』46 巻 1・2 号 (2012 年) 20 頁。

³¹⁰ 「ブラジル人受刑者の移送条約 承認」『NHK ニュース WEB』(2014 年 6 月 8 日) 政治面。

に増えることになる。日本の刑事施設に収容されているブラジル受刑者 240 人（2013 年 12 月現在）の改善更生および社会復帰の促進に寄与すると期待されている³¹¹。しかし、外国人受刑者の中、一番多く収容されている中国人受刑者のための中国との協議を進めるための新たな動きは見られない。今後の動きが可視化され受刑者移送分野における協力の枠組みを構築するため 2 国間条約が締結されれば活発に受刑者移送が行われると予想される。

第 2 項 CE 条約および移送法上の側面

（1）受刑者の移送への 同意有無の検討

CE 条約第 3 条 1 項は移送についての受刑者の同意を条件としている。また、韓日の移送法でも受刑者の同意が前提条件とされている。その理由は、移送の目的が受刑者の改善更生と社会復帰にあるため、その趣旨に反して移送することは妥当ではないからだという³¹²。つまり、刑の執行場所が変わることによって処遇環境が大きく変化し、帰国を希望しないのに無理に帰国させ服役させることは改善効果をあまり期待できないだけでなく、人道的にも問題があるのではないかという指摘である³¹³。ここで、なぜ受刑者は母国への移送に同意しないのだろうかという問いが浮かんでくる。自分が生まれ育ったため生活しやすく、家族、親戚、友人が住んでおり、確実に外国に比べて安定した生活ができる母国に帰りたくない理由とは一体何だろうか。それは収容環境や処遇環境に相当の開きがあることや、母国での受刑により、周囲の者に犯罪や受刑のことが知られることなど³¹⁴の個人的な理由だという。しかし、その理由が受刑者の改善更生や社会復帰に役立つものであれば納得できるが、私益のために移送に同意しないのならば、その同意の妥当性を認める必要があるのか疑問である。1 人でも多くの受刑者を早期に改善させ、社会に復帰させようとする矯正理念に対する国家の立場から考えると、極めて個人的な理由のために移送に同意しない受刑者の意見は受け入れる必要はなく、強制してでも母国に移送し、その改善を促進することが同制度の根本的な趣旨を生かすためには必要ではないかと思われる。母国での刑の執行は円滑な社会復帰に役立つものであることは明らかであるにもかかわらず、同意の有無を前提に移送の可否を決定することは一見、受刑者の人権を保障するかのように見えるかもしれないが、結局は受刑者の改善更生を阻害することに至らないか深く考える必要がある。つまり、受刑者の母国での刑の執行は、出所後の帰住先の決定や、生活計画の策定、家族との絆を通じた緊密な保護関係の維持、受刑者の社会定着のための刑事施設側からの就職斡旋だけでなく、様々な情報の取得や社会情勢を把握するのに非常に重要である。特に、安定した雇用は社会適応と再犯防止に大きな役割を果たしている。2012 年 7 月、犯罪対策閣僚会議が発表した「再犯防止に向けた総合対策」をみると、刑務所再入所者のうち、無職者が占める割合は、73%だということを考え

³¹¹ 外務省報道発表（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000531.html）参照。

³¹² 林谷浩二「受刑者の国際移送の現状と課題」『刑事法ジャーナル』第 27 号（2011 年）23 頁。

³¹³ 加藤佐千夫「国際受刑者移送法について」『中京法学』46 卷 1・2 号（2012 年）12 頁。

³¹⁴ 太田達也「国際犯罪の増加における矯正の果たす役割—来日外国人受刑者の処遇を中心として—」『法律のひろば』第 55 卷 9 号（2002 年）54 頁。

ると、安定した雇用と再犯との関連性は強い。それにもかかわらず、受刑者が自分の私益のために移送に同意しないという理由で外国で刑を執行することは、矯正の目標にも合致しないだけでなく、受刑者自身にも決して利益ではない。もし外国の刑務所での改善更生が行われたとしても、出所後、母国へ退去強制された出所者が、果たして安定的に社会適応ができるか疑問である。そのため、受刑者の意思を尊重するだけでは必ずしも受刑者の人権が尊重されて改善更生につながるとは思えない。専門の矯正職員が当該受刑者の円滑な社会復帰のために最も必要であると判断したのが母国への移送だとすれば、その決定が正しく適切な判断である。

日本の「出入国管理及び難民認定法」第 24 条の外国人退去強制事由をみると、その中の 1 つが、刑罰法令違反者として無期や 1 年を超える懲役または禁錮に処せられた者と定められている。したがって、1 年以上の刑を宣告されたすべての受刑者は刑期を終了すると退去強制になる。そうならば、結局は退去強制になることが明らかな者に対する同意が果たして必要なのか。もしかすると、同意不要説について受刑者の人権に言及するのであれば、退去強制の場合にも受刑者が希望しない場合には退去を強制してはならないということにもなりそうである。しかし、現実には受刑者の意思とは関係なく、退去を強制している。また、受刑者が母国への移送をいくら希望しても当事国が同意しないと移送は不可能である。日本では受刑者が同意したにもかかわらず送出国を拒否した例が 76 件あって、このうち 52 件が改善更生にならないという理由で相当性がないと判断して韓国人の特別永住者などの移送を拒否したケースであるという³¹⁵。現在、ほとんどの国では同意必要説をとっている。しかし、私見では、同意必要説より受刑者個人の状況を考慮して事案に応じて判断する方が妥当ではないかと考える。1997 年に欧州評議会で採択された「CE 条約に関する追加議定書」第 2 条 3 項をみると、受刑者移送と関連して、本人の同意が不要であると規定されている³¹⁶。また、2008 年 11 月 27 日の「EU における執行を目的とする、自由を剥奪する刑または処分を科す刑事判決への相互承認の原則の適用に関する、欧州理事会の枠組決定（未発効）」は、CE 条約とは異なり、受刑者と執行国の同意が一定の要件の下で不要であるとし、EU 内では CE 条約ではなく、同枠組決定を適用させようとする動きがある。しかし、ほとんどの国はまだ同枠組決定を国内法化してない。もしもこの枠組決定が発効し実施されることになれば EU 圏内での CE 条約は消滅する³¹⁷ことになるかもしれない。そうすると EU で同枠組決定が発効された国の間では、受刑者の同意が不要になるだろう。もちろん、韓日をはじめとする EU 以外の諸国との受刑者移送は引き続き CE 条約に基づいて行われることになるが、この現状を勘案して

³¹⁵ 愛知正博、足立友子・前掲注（283）484 頁。

³¹⁶ 現在の締約国は 35 ヶ国で、欧州評議会の非加盟国は 1 ヶ国もこの議定書に加入していない。フィリップ・オステン「ヨーロッパにおける受刑者移送制度の動向—ドイツの状況を手がかりに一」（宮澤浩一先生追悼論文集）『法学研究』第 84 巻 9 号 慶應義塾大学法学研究会（2011 年）138 頁。

³¹⁷ EU 加盟国である裁判国が別の加盟国に対して刑の執行を要請するにあたっては、執行国が①移送対象者の母国である場合、②移送対象者が出所後退去強制されることになる国である場合、③移送対象者の逃亡先である場合に、執行国は移送対象者の同意の有無に関係なく、要請を受け入れて刑を執行しなければならないとされている。同上、159、160～161 頁。

みると受刑者の同意の必要性はますます薄く感じられる。したがって CE 条約の移送条件の 1 つである受刑者の同意についての検討が必要である。しかし、CE 条約の改正は、容易ではない問題であり、韓日両国が現状で最も簡単にアクセスすることができる方法として、まず、今後締結することになる 2 国間条約において同意を不要とすることを検討すべきである。EU においてこのような動きがみられるため、今後受刑者の同意を不要とする（2 国間）条約を締結する国が徐々に増えることも考えられる。

（２）「14 歳以上」という年齢制限の削除の検討

日本の移送法第 5 条 2 号をみると、受入受刑者が 14 歳以上でなければならないという年齢制限が設けられている。しかし、CE 条約や韓国の移送法、韓国が締結した 2 国間条約のいずれにも年齢の制限は見当たらない。それでは、なぜ日本の移送法だけがこの年齢に関する制限規定を置いているのだろうか。その理由は、日本の法制度上 14 歳未満の者に刑罰を科することができないため（刑法第 41 条）、それとの均衡上、刑事施設に拘置することはあり得ないとし、受入移送の場合にも 14 歳未満の者を拘置することはその者の健全育成の観点などから適当であるとは認めることができないからだという³¹⁸。

韓国刑法第 9 条では、「14 歳にならない者の行為は罰しない」とされ、刑事未成年者を 14 歳未満と規定しており、10～13 歳の児童は触法少年として刑事罰を科していない。しかし、法務部によると触法少年は 2005 年には 6,060 人であったが、2009 年には 1 万 1,609 人と約 2 倍に増加し、重大犯罪の割合も 13%を超えるとされる。少年犯は凶悪化してきている。このような傾向は各国に共通しており、少年犯罪が猛威を振るっているため刑事責任年齢を下げてこれらを処罰できるようにして犯罪を予防せよという世論が台頭している。韓国でも少年の成長発達速度を考慮して 1953 年に制定された現行の刑事未成年者の年齢を 12 歳に下げるべきであるという意見が現れている³¹⁹。

各国の刑事責任年齢をみると、14 歳と規定している国としては、ドイツ、日本、韓国³²⁰、オーストラリアなどがあり、これより低い国としては、イギリス、フランスなどがある。もちろん、15 歳以上と規定している国も多くあるが、すべての国が一律に定めるものではなく、少年の精神的・身体的成熟度、教育的・社会的・文化的影響、各国の傾向など、様々な要素を総合的に考慮

³¹⁸ 大橋哲・前掲注（301）50 頁。林谷浩二・前掲注（312）23 頁。

³¹⁹ 韓国弁護士協会も刑事未成年者の年齢を 14 歳から 12 歳へ調整する必要があるという意見を法務部に提案した。박유영 「[弁協]刑事未成年者の年齢、14→12 歳下向き必要」『ニューシス』（2010 年 12 月 26 日）社会面。

³²⁰ 少年法は刑事未成年の場合にも刑法に抵触する行為をした 10 歳以上 14 歳未満の少年を触法少年に定め、保護処分ができるようにしている。保護処分は、刑罰ではないので、刑事責任能力がなく、保護の必要性、すなわち繰り返し非行を行う可能性と矯正の必要性が要求される。이혜민 「刑事未成年者の年齢下げ調整の議論と争点」『イッシュと論点』第 372 号国会立法調査処（2012 年）2 頁。

して決定するので³²¹、国ごとに違いを見せている。このように刑事責任年齢は国ごとに異なるにもかかわらず、日本だけが移送法に受入移送対象者の条件として14歳以上という制限を置いて、将来的に収容されるかもしれない14歳未満の受入移送を最初から排除する必要があるか³²²。今後の少年犯罪の低年齢化、凶悪化の傾向はさらに加速するものと予想され、刑事責任年齢を引き下げよという世論が高まれば、刑法改正の動きも高まると予想される。少年犯罪者を健全な社会人として復帰させるために国としてその改善更生に最善を尽くさなければならない。もちろん14歳未満の受刑者は極めて少数であり、対象者がいないこともありうるが、万が一の場合を考えなければならない。1人の自国民受刑者、特に14歳未満の少年受刑者の人権侵害を防止し、その心身の安定および社会復帰のための改善更生に注力するためには、その数の多少にかかわらず、自国民の保護の原則的な観点からアプローチすべきである。その数が少ないからといって、今後発生するかもしれない自国民の14歳未満の少年受刑者の処遇をおろそかにすることはできないのである。移送法の14歳以上の規定についての検討が日本には必要である。

(3) 服役する残刑期の検討

CE条約第3条1項は「受刑者が服役する刑が少なくとも6ヶ月以上であること」を条件として規定している。これは、同条約が受刑者の改善更生と社会復帰を促進するためのものなので、効率性の面で、残刑期が十分であることと当事国が負担する相当の費用と受刑者移送によって達成できる目的が比例するので、残刑期の短い受刑者は移送から除外するという趣旨で制定された規定である³²³。例外的な場合として、同条約第3条2項は、締約国は服役する刑期が6ヶ月未満の場合にも移送に同意することができるとして柔軟に対応できるようにしている。これは、6ヶ月未満の短期刑にもかかわらず、改善更生や社会復帰の見通しが順調で、かつ移送国が隣国なので低コストでも移送が可能な場合などに、迅速な移送を可能にするためだと考えられるが、これらの事例がないのが実情である。韓国が2国間条約を締結した5ヶ国との条約でも、服役する刑期を1年以上（インドは6ヶ月以上）と規定したうえで、裁判国と執行国両方³²⁴が残刑期に関係なく移送に同意できるとする例外規定を設けている。

移送手続きにかかる時間は、オランダやイギリスは積極的に対処して手続も迅速である一方、日本は、早ければ11ヶ月、通常は2年程度かかるという³²⁵。このような現実に鑑みれば、CE条約

³²¹ 同上、3頁。

³²² 外国の刑務所に服役している日本人少年を14歳未満だという理由で、移送の対象外とすることが移送制度の趣旨、さらにはその少年の健全育成という観点に照らして妥当であるかという疑問が呈されうる。佐伯仁志、川出敏裕「受刑者移送制度について（上）」『ジュリスト』N01234号（2002年）86頁。

³²³ 신용해 「国際受刑者移送制度の導入と運用の実際」『矯正研究』第28号（2005年）6頁。

³²⁴ タイの場合には、裁判国の同意があればそれで足りる。韓国とタイの間の受刑者移送および刑の執行での協力に関する条約第4条2項。

³²⁵ 愛知正博、足立友子・前掲注（283）482頁。

は残刑期を6ヶ月以上と定めており、また、日本が2国間条約を締結したタイに関しては服役期間が1年以上残っていることが必要である点を考えると、刑期2年6月～3年以下の受刑者は移送が難しいという問題が発生する可能性が高い。これらの規定は、結局、罪質が軽い短期受刑者または服役する残刑期が少ない中長期受刑者に不利で、処遇の公平性、合理性の面でも好ましくない。受刑者1人にかかる矯正費用が平均1,000万円以上³²⁶であることを考えると、外国人受刑者の母国への移送は受刑者の人権という移送目的の観点から望ましいばかりか、裁判国国民の税金を節約するという経済的なメリットすらも存在するといえる。CE条約と韓日の移送法では、移送時に発生する費用を執行国が負担することになっている。日本の「出入国管理及び難民認定法」第52条4項³²⁷では、退去強制の費用負担は原則として国費負担だが、自費出国が可能な者については、極力その努力を促している。しかし、経済的に困難な者、特に人道的配慮から早期送還が必要な者などについては国費送還の措置をとっており、これらの点については韓国でも同様である。日本においては、平成23年度の刑罰法令違反者の退去強制者771人のうち国費による退去強制者は231人であった³²⁸。受刑者移送制度をうまく活用すれば、刑期終了後退去強制される出所者の費用を国費負担する必要がなくなる。また、裁判国が航空運賃を負担しても送出移送を実施することで矯正費用を節約することができるため、裁判国に有利である。つまり、刑期が短期間の外国人受刑者の刑の執行費用と刑期終了後退去強制によってかかる費用などを比較すれば、受刑者移送は経済的にも有利である。もちろん、費用問題に言及することは移送制度の趣旨に合わないが、再三述べているように、受刑者にとっても母国で受刑生活をすることによって社会復帰の見通しがさらに明るくなるというメリットが存在するのである。しかし、服役する残刑期が6ヶ月または1年未満の受刑者の場合には、移送手続の進行にかなりの時間がかかる現実を考えると、移送手続の進行中に刑期終了される状況が発生することもある。そのため、服役する残刑期が短い受刑者の移送においては、移送条件が整えば自動的に移送審査が進んで最小限の簡単な審査を通じて最短時間内に移送手続が完了されて母国に移送が行われるようにする方法も検討すべきである。CE条約や2国間条約に存在する、服役する刑期が6ヶ月未満または1年未満の場合には移送を行うことができないとする規定の見直しや但し書きの積極的な適用を通じ、短期受刑者の移送をも実施できるようにして公平性の問題を解決するとともに、合理的な制度の運用を可能にしなければならない。

³²⁶ 各庁の予算と取扱人員からラフに割り出した費用を積み上げると、平均的な刑事施設で被収容者を1人処遇するのに1,000万円以上要しているという。英国などでは2,000万円を超えるとの報告もなされている。滝本幸一・前掲注(107)参照。

³²⁷ 「退去強制令書の発付を受けた者が、自らの負担により、自ら本邦を退去しようとするときは、入国者収容所長または主任審査官は、その者の申請に基づき、これを許可することができる」とされている。これらの退去強制の種類には、自費出国による送還、運送業者が費用を負担する入管法第59条の送還、国費送還の3種類がある。

³²⁸ 法務省「平成24年版出入国管理(白書)」(2012年)45頁。

第6節 本章のまとめ

本章では、国際受刑者移送制度の現状について考察した後、CE条約と韓日両国の国際受刑者移送制度を運用する過程で現れた幾つかの課題について検討を行った。その結果、韓日両国は、同制度を消極的に運用していることが明らかになった。自国の受刑者が外国の刑事施設で服役することによって生じる困難や支障を軽減し、受刑者の改善更生および円滑な社会復帰を促進する上で大きく貢献できる同制度がなぜ消極的に運用されているのかという問いに答え、受刑者移送制度の目的を達成するためには次のような内容の検討が必要であることが分かった。まず、制度運用上の観点から検討した結果、各国は受刑者の移送の諾否に関する裁量権行使の幅を最小化する必要があり、異なる受容体制を受刑者の処遇に有利な方向に補完して、矯正駐在官のポストを新設し移送手続上の問題を解決する必要がある。また、透明かつ公正な移送審査および、迅速な意思決定を介して移送の遅延を防止し、多様な国籍の外国人受刑者に対応するための2国間条約の必要性が提起されている。特に日本は、外国人受刑者の多数を占めている中国、イランなどの国との条約締結にむけた具体的な動きが必要である。次に、法的な側面からの検討の結果、CE条約や移送法での移送条件の柔軟な適用を介して、できるだけ多くの外国人受刑者に対して母国への移送を実施して、それによって同制度の活性化を図ることに努力を傾けなければならない。しかし、何よりも重要なことは、受刑者移送制度を実施しようとする各国の姿勢である。いくら良い制度があったとしても、その制度を有効適切に活用する積極的な姿勢が足りなければ、同制度の効果を最大化することができず、その制度は名ばかりの制度として存在するにすぎない。

第5章 ソフト・ランディングに向けた民営・PFI 刑務所の運営

第1節 はじめに

矯正の最終目標は犯罪者を改善して再犯を防止し、速やかに社会に復帰させ、健全な社会人としての生活を営めるようにすることにある。しかし、刑事施設内の過密収容、職員不足、多様性を欠いた教化プログラムなどの問題は、これらの目標達成を困難にさせており、それが、国家が独占的に運営する刑事施設への反省に繋がった。

犯罪者の社会復帰政策への批判と法秩序を維持するための強力な刑事政策に対する要求は、1980年代のアメリカと1990年代のイギリス、オーストラリアなどで刑事施設の過密収容を惹起し³²⁹、国営刑事施設が犯罪者の改善と再犯防止に役立たないという社会的懸念と、統計上表れた高い再犯率が刑務所公営化の失敗という結論をもたらした。また、過密収容に対応するための刑務所の増設やメンテナンスにかかる莫大な費用を支払うこともますます困難となっていく。これに対して従来の運営方法とは異なる新しい運営方式に重点を置き、その過程の中で現実的な変化を及ぼすための1つの試みとして実施されたのが、刑事施設の民営化である。

刑事施設の民営化は既に多くの国で刑務所の建設および運営に民間の資金やノウハウを活用する方式で進められてきた。アメリカ、イギリス、日本、ブラジルをはじめとする国々で、新しい方式の民営刑務所を運営しており、韓国も1999年「行刑法（1950年法律第105号）³³⁰」に民営刑務所導入の法的根拠を用意し、この法律を根拠に「アガペー財団³³¹」と委託契約を締結して2010年12月韓国初の民営刑務所を開所した。一方、日本は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（1999年法律第117号）」（以下「PFI³³²法」という）に基づいて、公共施設の建設、維持管理、運営などを民間の資金やノウハウを用いて行う新しい方法を矯正の領域に導入し、2007年4月美祿社会復帰促進センターの開所を皮切りに、3つのPFI刑務所³³³を

³²⁹ 国会事務局法制予算室「刑務所民営化の争点と課題」（1999年）4頁。

³³⁰ 日本の「監獄法」と同じ法律で、1950年3月2日に制定され、施行されたが、2008年12月22日から新しい法律である「刑の執行及び収容者の処遇に関する法律（法律第8728号）」に改正・施行されている。

³³¹ 韓国のキリスト教界がソマン刑務所の設立と円滑な運営を目的とし設立した財団である。

³³² PFI(Private Finance Initiative)は、公共サービスの提供時に公共施設が必要な場合において、従来のように公共機関が直接施設を建設、維持管理、運営するのではなく、民間の資金、経営能力および技術的能力を活用し、施設の整備と公共サービスを提供する新しい方法の公共事業である。

³³³ PFI刑務所の公式的な名称は、「社会復帰促進センター」であるが、本稿では、便宜上、一般的に用いられているPFI刑務所という名称も併せて使用する。

開所し、現在に至っている。このようにして開所した韓国のソマン刑務所³³⁴と日本のPFI刑務所がその運営を開始し、国営施設とは差別化された矯正処遇に注力している中、やや時期尚早の感はあるが、当初の目標どおりに巡航しているか、現在までの運営過程で現れた問題点は何か、そして克服すべき課題は何かを検討したい。そしてその結果をもとに、両国の民営・PFI刑務所が無事に定着すること、独自の教化プログラムやノウハウを国営刑事施設と共有することで矯正の発展および再犯防止に寄与すること、また、今後、韓国に先行して官民協働のユニークな方法で営利のPFI刑務所を運営している日本の方式と非営利の民営宗教刑務所を運営している韓国の方式がもたらす効果を検討するにあたり、両国の刑務所運営が少しでも互いに参考になることを望む。

本章では、まず、民営刑務所の分類を概説した後、次に民営・PFI刑務所導入を選ばざるを得なかった時代背景および同刑務所の成立過程を概観する。最後に現在の各施設の現状に言及し、その運営過程で現れた幾つかの課題を中心に意見を述べる。

第2節 民営刑務所の分類

一般的に民営刑務所は、営利（PFI）と非営利の2つの形態に区分³³⁵される。

第1項 営利刑務所

社会資本の整備と運用に民間資金を活用するということは、既に多くの国で広く行われており、その代表的な例として鉄道、道路、学校、病院のほかに刑務所の整備と運営にも民間資金が活用されている。諸外国の民営刑務所は刑事施設のPFI事業の1つの手法として導入され、事業内容や手法に応じて次の2つに区分される。

まず、アメリカ、イギリスなどの英米法系の国々のように運營業務のすべてを包括的に民間に委託する「民営刑務所運営方式」があり、次に、フランス、ドイツなどの大陸法系の国々のように、保安業務は国が担当し、施設の設計、建設、維持管理および供給、洗濯、掃除、職業訓練などのサービス業務を民間に委託する「混合施設型運営方式」がある。このうち、前者は、権限の委任理論、すなわち、すべての権限は正当に行使される限り私人にも委任することができるという理論にもとづいて、経験的、実験的に適切でないと判断されることを除いては様々な行政分野への民間委託が行われている。後者は、国民の権利、自由に係る基本的な権限は国が行使することが原則であり、刑罰権行使は国家の排他的専権事項であるという理論をもとに制限的に民間委託が行われている。これをさらに細分化すると、①施設・管理運営全体の民営化（米国、英国、

³³⁴ ソマン刑務所は神の愛により被収容者を改善させようという考えから、韓国教会が連合して建てた国内初の民営刑務所である。ソマン(所望)というのは、聖書に出てくるキリスト教の用語として、「そうなれば良い、そうしたいと思う、希望する」といった意味がある。

³³⁵ 강경래 「我が国の刑事施設の民営化—先進諸外国との比較検討を中心に」『韓国公安行政学会報』第38号（2009年）16～19頁。

オーストラリア、韓国) ②施設は国、管理運営は民間(英国2ヶ所、カナダ、ニュージーランド)
③施設は民間、管理運営は国(米国コロラド州、オーストラリアのビクトリア州、南オーストラ
リア州) ④施設は民間、管理運営は官民協働(ドイツ、フランス、日本の美祢社会復帰促進セン
ター、島根あさひ社会復帰促進センター) ⑤施設は国、管理運営は官民協働(日本の喜連川社会
復帰促進センター、播磨社会復帰促進センター)の5つに分けられる。

第2項 非営利刑務所

利益を追求する民営刑務所による矯正処遇について疑問を提起する世論がある。これによると、
営利は私益であるのに対して人権は公益を本質とするため、人権侵害の可能性が高いという。こ
こに、非営利宗教刑務所の必要性が台頭してくる³³⁶。韓国のソマン刑務所は非営利の宗教刑務所
である。ソマン刑務所は、再犯率4%のブラジルのヒュマイタ(HUMAITA)刑務所をモデルに設立
された。ブラジルでは1972年に犯罪者の保護と援助団体(APAC)を主導したオートボニ(Marlo
Ottoboni)によってブラジル唯一の民営刑務所であるヒュマイタ刑務所が開所された。APACは当
時の過密収容下における非人間的な刑務所の問題点を指摘し、信仰的な治療方法を通じて受刑者
自身と他人を互いに愛して責任を負うというプログラムを導入した。このAPACは当時の過密収
容問題を解決するために、新たな刑務所を建設するという量的改善ではなく、宗教プログラムを
通じた改善に重きを置いた質的改善を図ろうとした。宗教刑務所は非営利を旨とするが、営利刑
務所と同様に一定金額の政府補助金が支給される。ただし、政府との関係で自律性を確保するた
めに政府支援の最小原則を守ろうとしている。そのため、政府支援の不足分をカバーするための
財源に民間の寄付を充てており、慈善団体や個人に対して財政支援を要請し、集められた基金を
もとに教化プログラムが実行されている。また、ボランティアを利用することで人件費削減に努
力しており、受刑者が作業によって得る収入の一部を自発的寄付の形で運営費用に充当してい
る。したがって、刑務所内での生産的な刑務作業が優先され、特に受刑者の外部通勤を通じて再社会
化を促進する方法などが積極的に要求されている³³⁷。

刑事施設の民営化で、しばしば言及されている重要な問題の1つは、受刑者処遇の質が低くな
るということである。つまり、民間業者の利潤追求という企業の目的を達成するために、経費削
減という手段を最優先に考えるので、受刑者処遇の質が低下するおそれがあるということである。
このような点で非営利の宗教刑務所の登場は非常に喜ばしいことである。もちろん、宣教を目的
にしたり、宗教の自由を侵害したりするのではないかという一部の批判もあるが、韓国のソマン
刑務所のように「神の愛で人を変化させる」という目標を掲げ、受刑者の改善更生に力を入れて
いるのは、社会の中で占める宗教の役割が今は宣教と呼ばれる宗教的な目的から脱し受刑者の再
社会化という公共の領域に一定部分関与することにより、宗教の社会的貢献を実現し、最終的に、
これは宗教が追求する本質にもつながるものであるから、今後の矯正行政の進むべき望ましい道
の1つだと考える。

³³⁶ 韓錫寛「キリスト教民営刑務所の活性化方案」尚志大学大学院法学科修士論文(2009年)62頁。

³³⁷ 강경래・前掲注(335)18~19頁。

第3節 韓国における民営刑務所の現状

第1項 ソマン刑務所の導入背景および成立過程

(1) 導入背景

刑事施設の過密化、これに伴う急激な財政負担、矯正費用の増大に対する世論の反発などを考慮して、刑務所の運営を国が独占するのではなく民間参加を通じて矯正領域を開放し、社会化させようという主張が説得力を得ていく世界的な矯正の流れがある中で、過密収容という現状に悩まされているという点では、韓国も例外ではなかった。韓国が民営刑務所の導入を決定した1998年末の刑事施設の収容状況は、表5-1が示しているように、11,383人の超過収容状態であり、このような状態はそれ以降も続き、2003年度には全刑事施設の収容定員の33.0%以上(14,640人)も超過していた³³⁸。これは、アジア金融危機による窃盗や強盗などの生計型犯罪者と罰金未納による労役場留置者の急増が主な原因であった。その後、アジア金融危機が回復する過程で収容人員は少しずつ減ったが、過密収容は改善される兆しを見せなかった。当時、「行刑法」第11条³³⁹には被収容者は独居収容が原則とあるにもかかわらず、現実的には過密収容により雑居収容せざるを得なかった。これに対して、被収容者の人権を侵害する可能性が高いという指摘と、刑事施設の劣悪な設備や教化プログラムの不備が却って犯罪技術を感染させる経路となっているという批判がなされた。収容施設の不足は教化プログラムの円滑な実施を阻害するだけでなく、被収容者の拘禁確保にも重大な危険を招くため、早急に是正しなければならなかった。しかし、これらの課題を解決するためには多くの経費がかかるが、市民の認識不足と財政的制約から刑事施設新築や事業運営への投資は非常に難しい状況にあり、その一方で、新しい犯罪の増加、経済不安による民生犯罪³⁴⁰や経済犯罪が後を絶たない現実とそれに伴う被収容者の増加から国営刑事施設の限界が明らかになったため、政府は刑事施設の全面的ないし一部民営化を考慮するようになった。さらに、まさにこの時期は法務部矯正局が「矯正の現代化」を推進しながら「夫婦出会いの家」、「被収容者の電話使用」などの様々な改革を推進していた時期と重なり、その中で民営刑務所の導入が課題に含まれた³⁴¹。また、1995年に、韓国キリスト教総連合会が民営刑務所に関心を持ち「キリスト教刑務所の設立推進委員会」を構成し、キリストの精神をもとにして出所者の社会定着を支援するための民営刑務所設立と関連した法律の制定を要求しているところであった。

最終的には、刑執行権の民間委譲に対して一部の批判こそあったものの、民営刑務所導入の社

³³⁸ 仁川拘置所と大邱刑務所の場合、坪当たり、3.19人と3.01人を収容(坪当たり収容定員は2人)している。アガペー財団ホームページ(<http://www.agapeprison.org>)参照。

³³⁹ 第11条(独居収容)被収容者は独居収容する。ただし、必要な場合には雑居収容することができる。法律第105号、1950年3月2日制定、1950年3月18日施行。

³⁴⁰ 国民の実生活と密接に関連している犯罪である。

³⁴¹ 兪炳喆「民営刑務所の推進状況と効率的な運営方策」『法曹』第51巻第9号(2002年)3頁。

会的な雰囲気醸成され、設立を推進するに至った。このように韓国で民営刑務所が導入されたことは時代的な状況に応じた必然的な流れであり、国の刑事施設の限界を克服するための努力の産物であった。

表 5-1 民営刑務所法制定前後 6 年間の収容人員と収容定員の推移

年 度	1998	1999	2000	2001	2002	2003
収容定員(人)	56,500	58,000	58,000	59,130	58,440	44,350
収容人員(人)	67,883	68,087	62,959	62,235	61,084	58,945
過密収容人員(人)	11,383	10,087	4,959	3,105	2,644	14,640

(出所) アガペー財団ホームページ、2003 年から収容定員は実質収容人員に、測定基準が変更された。

(2) 成立過程

法務部は 1998 年 11 月、民営刑務所の導入に関する公聴会を開催し、各界の意見を集約し、複数の法令を参照して多角的に検討を行った。この結果をもとに 1999 年 7 月「行刑法」に矯正業務の民間委託に関する規定を置く改正案と「民営刑務所等の設置・運営に関する法律」(以下、「民営刑務所法」という)案を立法予告し、宗教界、人権団体などの意見を求めた。続いて 1999 年 12 月 28 日、これらの内容を含んだ「行刑法」が改正され、2000 年 1 月 28 日には「民営刑務所法³⁴²」同法施行令、同法施行規則を制定・公布し、2001 年 7 月 1 日から施行されるに至った。これは、これまで国家が独占的に運営していた刑執行業務や矯正業務を民間に委託するという点で画期的なことであった。同法にもとづき 2001 年 8 月 24 日、民営刑務所設置運営に関する提案依頼を一般に公告し、事業者を募集した。この公告後、建設・経費・保安関連企業とプロテスタント・仏教・カトリック・円仏教などの宗教団体・社会福祉法人・個人が関心を表明したが、その中には参加を準備したが初期費用がかなりかかること、非営利であることといったやむを得ない理由により受託を断念した団体も存在した。最終的に韓国キリスト教総連合会が宗教を通じた矯正をモットーに韓国キリスト教刑務所の設立推進委員会を構成し、それを受け継いだアガペー財団が法務部に提案書を提出し、法務部の受託者選定審査委員会³⁴³における審査の結果、受託者として選定された。これによりアガペー財団は 2003 年 2 月、法務部と委託契約を締結し、2006 年 12 月に建築許可が承認され、2010 年 12 月、平均 22.4%³⁴⁴の再服役率を 3%以下に下げるという目標³⁴⁵

³⁴² 法律第 6206 号、2000 年 1 月 28 日制定、2001 年 7 月 1 日施行。

³⁴³ 「民営刑務所法施行令」第 2 条 委員長は法務部次官であり、委員は裁判官・検事・弁護士、関係行政機関の公務員、教授、宗教家、ジャーナリスト、民間企業経営者などで矯正および経営に関する学識と経験が豊富な者と市民団体(非営利民間団体支援法による非営利団体をいう)が推薦する者の中で法務部長官が任命または委嘱する(2009 年 9 月 3 日削除)。

³⁴⁴ 法務部矯正本部「2010 年出所者再服役率調査結果報告」(2010 年) 4 頁。

³⁴⁵ 송용창 「ソマン刑務所、収容室・廊下などに大きな窓」『韓国日報』(2010 年 12 月 2 日) 生活文化面。

を掲げて韓国初の民営刑務所が誕生することになった。

(3) 宗教刑務所出現の必然性

被収容者の人格の変化をもたらす多くの処遇の1つが宗教プログラムであり、これにより、被収容者は改善更生が行われ、さらに再犯率の低下につながる。前述したように、ブラジルのヒュマイタ刑務所が宗教プログラムを導入して再犯率4%を記録している背景には、信仰による被収容者の改善に注力した結果が大きい。もちろん、韓国の国営刑務所でも宗教プログラムによる処遇が行われているが、ソマン刑務所のそれとは大きな違いがある。すなわち、時間的・環境的な制約、職員が宗教に深く関与することができないという国営刑務所だけにみられる制約、プログラム内容上の制約などがそれである。しかし、ソマン刑務所は被収容者の改善更生のために本格的な宗教プログラムを導入して改善教育を行うのに何の制約もない。理論上は宗教的な差別をしたり、宗教色を見せたりすることは認められていないが、実際はソマン刑務所がキリスト教刑務所ではないと主張している人はいない。誰もが、ソマン刑務所は宗教刑務所であり、同所で行われるプログラムには宗教色が入っていることをある程度認めている。

2005年の統計庁の発表によると³⁴⁶、韓国総人口の宗教別人員は、仏教22.8%、プロテスタント18.3%、カトリック10.9%、その他1.0%、無宗教46.5%、不詳1.0%の割合となっている。しかし、統計庁の調査が10年ごとに行われる現実を考えると、現在の実質的な宗教別人員はさらに多いことが予想され、宗教団体が自主的に把握している各宗教の人員と比較してみると、統計庁集計の人員の倍以上の数値を見せている³⁴⁷。また、一般国民の体感指数は、非常に多くの国民が宗教活動に関与していると感じていることを示している。表5-2は、受刑者の宗教別人員を示したものである。表をみると、一般国民に比べて多くの受刑者が宗教活動に参加しており、ここには、たとえ「餅信者受刑者³⁴⁸」が含まれているとしても、キリスト教信者の場合は、一般国民の宗教別人員と比べて倍以上の高い数値を示している。そのため、一般社会および刑事施設での宗教に対する認識は非常に肯定的であり、このような社会の雰囲気に合わせて、国営刑務所

³⁴⁶ 宗教別人員をみると、総人口47,041,434人のうち、有宗教者は24,970,766人(53.1%)、無宗教者は21,865,160人(46.5%)、不詳が205,508万人(0.4%)である。また、有宗教人員の中で、仏教10,726,463人(22.8%)、プロテスタント8,616,438人(18.3%)、カトリック5,146,147人(10.9%)、その他481,718人(1.0%)の人員を占めている。韓国統計庁(2005年)(<http://blog.naver.com/laetatio?Redirect=Log&logNo=50047615195>)参照。

³⁴⁷ 各宗教教団が独自に主張している数値であるが、これには複数の数値が含まれ、信頼性は低いいため、統計庁の資料と単純比較するのにとどめるのがよいと考える。「韓国の宗教別の教勢の状況」『donga.com』(2010年9月18日)、(http://mlbpark.donga.com/bbs/view.php?bbs=mpark_bbs_bullpen09&idx=728897)参照。

³⁴⁸ 刑事施設内での宗教集会の礼拝が終わった後、宗教団体から準備した餅や、パン、飲み物が礼拝に参加した被収容者に配られるため、これを貰うために礼拝に参加する被収容者を指す言葉である。

でも古くから幅広い宗教活動が行われている。

表 5-2 受刑者の宗教別人員

区分 年度	総人員 (割合)	有 宗 教				無宗教
		プロテスタント	仏 教	カトリック	その他	
2006	30,490 (100%)	12,150 (39.8)	8,276 (27.1)	4,818 (15.8)	1,142 (3.7)	4,104 (13.5)
2007	32,327 (100%)	12,456 (38.5)	8,143 (25.2)	4,905 (15.2)	1,610 (5.0)	5,213 (16.1)
2008	34,128 (100%)	13,210 (38.7)	8,338 (24.4)	5,243 (15.4)	1,043 (3.1)	6,294 (18.4)
2009	34,639 (100%)	13,313 (37.9)	8,396 (24.2)	4,736 (13.7)	1,525 (4.4)	6,849 (19.8)
2010	34,418 (100%)	12,898 (37.5)	8,073 (23.5)	4,363 (12.7)	1,785 (5.2)	7,299 (21.2)
2011	32,640 (100%)	12,427 (38.1)	7,777 (23.8)	4,146 (12.7)	1,291 (4.0)	6,999 (21.4)

(出所) 韓国の矯正統計年報をもとに作成 (刑事施設に入所当時の宗教状況、既決)

以上のように、韓国での上位3位を占めている仏教、プロテスタント、カトリックの3大宗教は国民の精神的支柱として国家と社会に対する責任を負っている。韓国の5千年の歴史の中で国家が危機に瀕した際、護国仏教の旗を掲げて国家を危機から救うために先頭に立った仏教と、独裁政治と産業化に除外された国民の側から真の民主化と産業化を成し遂げたプロテスタントとカトリックの役割は国家における宗教の存在を明らかにしている³⁴⁹。韓国の歴史の中で共に存在してきた3大宗教は国民の生活の中に溶け込み、1つの文化として位置づけられており、社会から除外されてきた被収容者のために社会的責任を負うとする宗教界の動きが、社会貢献をしようとする非営利の宗教刑務所の発足に繋がった。このように宗教の多元性を認めている韓国社会の文化的な特殊性、非営利宗教刑務所が収益より犯罪者の教化の面で全力を尽くすという期待に鑑みれば、非営利宗教刑務所の出現は社会的に容認されて当然であったといえる。

第2項 ソマン刑務所の現状

(1) 施設の概要と運営

ソマン刑務所は韓国初の民営刑務所であり、京畿道驪州郡北内面外龍里に所在している。同施設の収容舎棟は地上2階の×字形態の構造になっており、133の居室³⁵⁰がある。また、大講堂、職業訓練や作業のための施設、被収容者食堂、職員宿所、運動場などを備えている。保安設備と

³⁴⁹ 韓錫寛・前掲注(336)62頁。

³⁵⁰ 居室は、一般独居室46室、障害者室3室、懲罰室6室、病室6室があり、雑居室は3人部屋10室、5人部屋60室、病室2室などがある。

居室の構造は国営刑事施設に似ているが、収容舎棟の中心部に採光窓があり、居室および廊下の窓を大きくしているため採光や風通しははるかに良好である。特にすべての舎棟廊下を一目で監視できるように舎棟中央の1.5階に勤務室があるため、効率的な収容管理が可能であり、被収容者が就寝と作業、教育、食事などのために移動する距離を最小化するなど、なるべく受刑者の生活の利便性を優先的に考慮して建設した。これは、既存の国営刑事施設の収容舎棟の構造が一文字形の舎棟を並列にして建築した電柱形態を帯びていることに伴う戒護困難などの問題を解決し、快適な室内空間を提供するための構造への変化で、受刑者の便宜のために多くの部分に配慮している点が、国営刑務所と異なる最近建設された民営刑務所の建築の特徴である。

施設の運営は、法務部と「民営刑務所委託契約」を締結したアガペー財団が行っている。同財団は包括的な委託契約に基づき自己負担で施設を建設し、維持・管理・運営するなどすべての業務を行っている。法務部はソマン刑務所が合法的・人権保障的に施設を運営し、無事に定着できるよう運営経費を支援し、監督官4人を派遣して管理監督を行っている。同施設には所長、副所長をはじめ、政策企画室や、総務課、保安課、教育教化課、職業訓練課、管理課、医務課を設置しており、118人（定員128人、2014年10月基準）の民間職員が勤務している。人事権はアガペー財団が行使するが、責任と義務に関して国家公務員法など公務員関係規定を適用する。これらの民間職員には採用時、刑務官と同じように矯正業務に関連する法令、戒護実務などの教育をしており、職務教育も同じ教科・内容を準用している。職員の任用資格、任用手続および方法、採用後の教育方法などについては「民営刑務所法」および同施行令、同施行規則と委託契約書などに規定されている。国家公務員法上の欠格事由がある者は民営刑務所の職員になることができない。現在、被収容者対職員比は2.7対1で国営刑事施設の3対1に比べて良好である³⁵¹。

（2）対象者の収容条件および収容状況

収容対象者は「民営刑務所設置・運営等矯正業務委託契約書」第44条および第50条に規定されている。その内容をみると、①2犯以下であること、②刑期7年以下の男子受刑者で残刑期が1年以上あること、③年齢が20歳以上60歳未満であることである。残刑期を1年以上に制限したのは、円滑な教化プログラムを実施し、その効果を期待するためには少なくとも1年以上は必要だという前提の下で最小期間を設定したようだが、その結果、残刑期が短期である者の収容を基本的に遮断することになり、同所収容の公平性の問題が提起される可能性がある。申請から移送までにかかる期間は約1ヶ月程度で、2012年から刑確定者を中心に審査し、収容している。収容ができない収容除外者は、公安、麻薬および暴力団犯に加えて、肺結核、精神疾患および休養患者などで教育訓練や作業が困難な者である。収容定員は300人で最大380人が収容可能となっており、2012年4月現在、収容現員は304人である。これは、2011年3月現在、全国50の国

³⁵¹ 2011年末の韓国の被収容者の数は、45,681人、職員は14,889人、2010年末の日本は、被収容者72,975人、職員19,109人である。日本の被収容者対職員比は、国営刑事施設が3.8対1であり、PFI刑務所は職員1人当たり4人の被収容者を負担するように構想された。花村博文「美称社会復帰促進センターにおける矯正処遇について」『罪と罰』第48巻2号（2011年3月）23頁。

営刑事施設に收容されている被收容者 45,169 人のうち約 0.7%に相当する³⁵²。また、罪名別收容状況をみると³⁵³、收容人員 297 人のうち、重大犯 198 人 (66.7%)、財産犯 57 人 (19.3%)、経済犯 25 人 (8.3%)、その他 17 人 (5.7%) である。ソマン刑務所の望ましい現状の 1 つだと言えるのが、收容条件のうち、2 犯以下の重大犯も收容しているという点である。もし初犯で単純な犯罪者だけに固執したら、民営刑務所が易しい道を歩んで行こうしているという批判に直面したであろう。そのような点で、PFI 刑務所が初犯のみに対応していることを考えると、ソマン刑務所はそれなりに進展した状況にあるといえるだろう。

開所当時の收容対象者の選抜審査をみると、次の 3 段階に行われている。第 1 段階では收容条件に該当する受刑者に「韓国キリスト教刑務所ガイド」を配布し、これを受けた者が入所を希望する場合、「民営刑務所收容申込書」を作成して提出すると法務部が予定人員の 200%を選抜する。第 2 段階では法務部が選抜した受刑者をソマン刑務所の職員が個別に面談し、適格者を予定人員の 150%まで選抜し、面談職員が作成した意見書と共に法務部に提出する。第 3 段階では法務部が提出された意見書と名簿を参考にしてソマン刑務所の意見を最大限に反映し、收容可能な者を決定した後、各施設に対して該当者をソマン刑務所へ移送することを指示する。受刑者の基本的な処遇レベルは、国営刑事施設と同じであり、同所の受刑者に対しても「刑執行法」などの矯正関係法令が適用される。したがって、給養、医療、警備処遇級による分類処遇の内容、運動、接見、仮釈放、帰休、家族面会の日の行事など、すべてが同じ条件と手続きに基づいて行われている。また、受刑者は自分の身分に符合する生活をしなければならないし、規律違反の際にも同一に処罰される。ソマン刑務所が国営刑事施設と異なる特徴の 1 つとしては受刑者と職員、ボランティアが 1 つの食堂で食べる食事文化である。これは受刑者に尊重されているという気持ちや、平等意識を持たせることで、共同体生活と秩序教育に効果的に利用するためである³⁵⁴。

(3) プログラムの運営と成果

ソマン刑務所の教化プログラムはこれまでの国営刑事施設とは違った形で構成員間の共同体意識の涵養と自己省察、自尊心の向上などを通じて教化することを目的としている。その内容としては、起床から就寝まで受刑者と職員、ボランティアが 1 つの共同体で 1 対 1 の指導、相談、関係回復、心の癒し、文化芸術活動、出所後の社会内定着を助けるプログラム、被害者と加害者

³⁵² PFI 刑務所の收容定員は 6,300 人 (美祢 1,300 人、島根あさひ 2,000 人、喜連川 2,000 人、播磨 1,000 人) で全刑事施設の約 7%に相当し、2010 年末の收容人員は、美祢 723 人、島根あさひ、1,781 人、喜連川 1,603 人、播磨 748 人である。

³⁵³ 김남영, 이혜미 「民営刑務所の運営実態と改善課題」国会立法調査処現場調査報告書第 17 号 (2011 年) 24 頁。

³⁵⁴ ソマン刑務所教育教化課長によると「数年間、1 日 3 食を刑務所の部屋で食べることに、食堂で共に食べることは小さいようでいて、大きな違いがある」と述べ「受刑者たちの人格を尊重し、共同体生活の中で秩序を守る方法を学ばせようということにその意味がある」と説明した。심성미 「再犯率 “0” に挑戦... 日差しがよい開かれた刑務所」韓国経済新聞 (2012 年 3 月 14 日) 社会面。

の和解プログラム、父の学校³⁵⁵、音楽・アート・笑い治療など様々なプログラムを実施している。すべてのプログラムは受刑者が自発的に参加するという形をとり自発的な変化を求めており、「受刑者を人格的に扱う」という共通点がある。特に 600 人余りのボランティアのうち、民間専門家 100 人余りが参加する 20 種類のプログラムはこの刑務所の最も大きな特徴で、その中でも 1 対 1 のカウンセリングプログラムに刑務所側は重点を置いている。専門相談員で構成された 10 人のカウンセラーが受刑者を相手に毎日 60～90 分間の心理相談をしており、「我々がすることは話を聞くことと褒めることだけだ」というが、その効果はかなり大きいという³⁵⁶。

【成功した矯正事例³⁵⁷】

▶「カウンセリングプログラム」：金〇〇（22 歳）、罪名：特殊強姦、家族関係：父

2009 年に犯罪を犯し、2011 年 2 月、ソマン刑務所に入所した金〇〇は、入所後同部屋の年上の受刑者にタメ口はもちろん、毎日悪口をいい、争いを起こした。彼を変化させて模範囚にしたのはカウンセラーの「称賛」であり、彼は「初めて褒め言葉を聞いた」という。その後、彼は刑務所の検定試験組に入り 1 年かけて中・高卒の資格を取得した。現在は刑務所内の専門大学である白石文化大学ソマンキャンパスの不動産学科で勉強している。「息子はいないことにする」といって連絡を絶った彼の父は、息子の変化した姿に「死んだ息子が生きて帰ってきた」と喜んで学費を支援している。

▶「父の学校プログラム」：朴〇〇（60 歳）、罪名：殺人未遂、家族関係：妻、娘

2005 年、妻が相次ぐ投資の失敗をし、借金が莫大な金額になると、夫である朴〇〇を避けて娘と一緒に家出をした。1 ヶ月間探し回ったあげく会った妻が「やめて終わりにしよう」と言ったため妻の背信に激怒、凶器で妻を 20 回刺して、止めた娘まで刺したが、幸い命に別状はなかった。刑の確定後「自分は死ななければならない。世の中に私一人だけで、人生にこれ以上の望みもない」と思ったが、ソマン刑務所入所後、2011 年 5 月、家族関係の回復プログラムである「父の学校」に参加し、最後の洗足式の日には「できれば妻と娘の足を洗ってあげたい」とこんこんと泣いた。妻に心のこもった手紙を送り、これを受けた妻は面会に訪れ、返事も送ってきた。手紙には「本当にいい人に生まれかわるよう祈っています。家族はあなたを捨てません」と書かれていた。朴〇〇は、「私は彼らの命を奪うところだったが、今は、わたしの命をかけて家族に仕

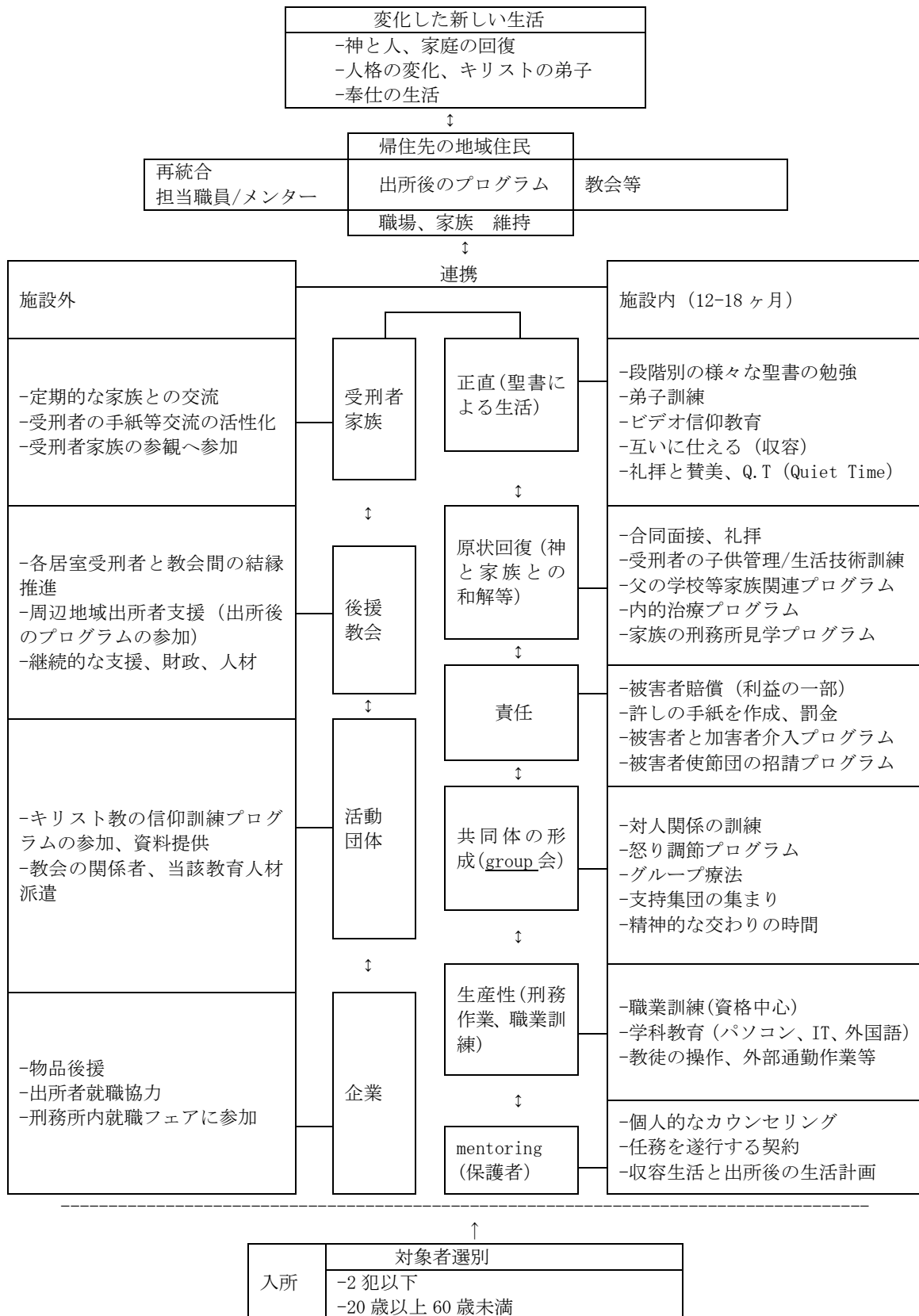
³⁵⁵ 今日、わが社会が抱えている問題は家庭の問題であり、家庭の問題はまさに父の問題であるという認識を土台として、正しい父親像を追求し、失墜した父の権威を回復させ、父不在の家に父親を戻すことを目的としている。最初は主にクリスチャンが参加したが、アジア金融危機後一般人の参加が急増し、一般人のための開設の要請が殺到、2004 年から宗教的色彩を排除した「開かれた父親学校」が開設・運営されている。

³⁵⁶ 教育を履修し登録したボランティアの数は 600 人であるが、実際に活発に活動している人数は 150 人ほどである。심성미・前掲注（354）社会面。

³⁵⁷ 심성미・前掲注（354）社会面。

える」と話した。

図 5-1 ソマン刑務所のプログラムの模型図



(出所) アガペー財団ホームページ

図5-1は、入所から出所まで施設内で行われる受刑者の処遇プログラムの過程を示したものである。ソマン刑務所は、最終的に「変化した新しい生活」が可能な人間への回復を目指して施設内での改善教育に力を入れ、施設外の多くの人的・物的資源との交流や連携を通じて受刑者の再犯防止に総力を傾けている。これらの努力により、2010年12月、同所がオープンしてから2014年1月29日現在まで、279人が出所(約80%以上が仮釈放)し、再犯を犯して刑が確定された人は7人(再犯率2.5%)のみである。国営刑事施設の出所5年以内の平均再犯率62%よりもはるかに低い。だからといって、模範囚が多いわけでもなく、重大犯罪者の割合が66%以上に上る。関係者の話によると、「まだ開所して5年も経過していないため、慎重な判断が求められるが、意味のある成果だ」としながら、その理由としては「人性教育に集中したためではない」という。同所の人性教育は、強度が厳しいことで有名であり、受刑者は入所後8ヶ月の間ずっと人性教育を受けなければならない。すなわち、受刑者は、①オリエンテーション(入所前励まし、MBTI性格検査による受刑者の類型把握、新たな決意を書いてタイムカプセル)→②基礎人性教育(ハーブ・パブリカなどの播種・育成、音楽療法)→③集中人性教育(主に被害者を理解し、人間性を回復するための瞑想・相談など、教育と聖書朗読)→④出所前適応教育(タイムカプセルを開き約束を振り返る、メンターの指定、出所前奨励、出所2週後に安否確認の電話)というコースを通らなければならないのである。教育中には作業をさせない。これらの効果に支えられ、2014年の下半期から同所の人性教育プログラムを国営刑事施設にも導入する予定であり、国営施設に収容されている刑期5年以上の受刑者のうち、20人を選抜してソマン刑務所で委託教育を実施する予定である。ソマン刑務所は出帆本来の目標に向かって巡航していると言えるだろう。ただし、教化プログラムに適応できず入室拒否など多数の懲罰によって1人の受刑者が国営刑事施設へ戻った事例がある。出所者の笑い話の中に「出所した刑務所へ向けては小便もしない」という話があるが、出所後に同所を訪れた人が既に6人もいるという。関係者によると「今年1月(2012年)にも2人の出所者が訪ねて牛肉や合唱団服を寄付したいと申し出た」とし、また「一緒に生活しながら親しく過ごした受刑者に領置金も入れてくれた」という³⁵⁸。これらの事実をみると、出所者にとってソマン刑務所はただ自分の罪の代価として収容された刑務所ではなく、健全な生活習慣を持った一般人に改善され、社会に復帰するのに役立ったことに対する真の感謝の気持ちがあるということが窺われる。ソマン刑務所は受刑者の改善更生と再犯防止に向かって順調に進んでいると考える。

³⁵⁸ 심성미・前掲注(354)社会面。

第4節 日本におけるPFI刑務所の現状

第1項 PFI刑務所の導入背景および成立過程

(1) 導入背景

国民の視点に立った公共サービスの質の向上、経費の削減などという課題は、国家、地方を問わず、どのような行政機関でも、また、いかなる時代においても重要なテーマである³⁵⁹。PFIとは、これらの課題を実現するための新たな手法として、効率的、効果的な社会資本を整備することを目的としたPFI法に基づき、推進される新しい制度である。日本の刑事施設の収容率は、2001年10月に100%を超えて以来、2006年末に至っては、1956年以降で最大の被収容者数（81,255人）を記録し、収容率は102.4%と収容人員が収容定員を上回る過密状態（既決は115.0%）となっており³⁶⁰、個別施設では収容率が130%を超える深刻な過密収容状態が続いているところも現れた³⁶¹。法務省によれば、統計では犯罪発生件数が大幅に増加していなかったにもかかわらず、被収容者が増加していることの原因は、重大犯罪発生、厳罰主義、景気悪化による出所者の再犯などだと解釈されている。このような被収容者の増加は、刑事施設の不足や職員の勤務負担の増加につながり、職員1人当たりの被収容者負担率は、1996年2.9人から2005年には4.5人に増えて、米国の3.0人やイギリスの1.6人、フランスの1.9人、ドイツの2.1人などに比べて著しく上昇した³⁶²。このような現状を打破するためには、早期に刑事施設の増設や職員の増員を行うことが緊急の課題とされたが、国の厳しい財政上の理由から、これに対応することができなくなることが予想されたため、民間の資金やノウハウを活用したPFI方式を導入すれば、予算制度上の制約を受けないだけでなく、早期に施設の建設が可能であると判断され、同方式を推進することになった³⁶³。

そこで、次の3つの事情を背景に刑務所PFI事業の実施が行われるようになり、当初、施設の整備だけを事業対象に考えていたが、刑務所の運営においても、可能な限り民間に委託する方式

³⁵⁹ 西田博「民間開放の推進による公共サービス改革の可能性—刑務所における公権力の行使に関する公共サービスの民間委託をケーススタディとして」（2013年5月8日）RIETI BBL セミナー（<http://www.rieti.go.jp/jp/events/bbl/13050801.pdf>）参照。

³⁶⁰ 刑事施設の運營業務に係る官民競争入札および民間競争入札事業拡大措置検討委員会「刑事施設の運營業務に係る民間競争入札事業の今後の拡大措置の方向性について」（平成25年4月）6頁。（http://www.moj.go.jp/kyouseil/kyousei08_00041.html）参照。

³⁶¹ 田中英明「過密収容対策」『立法と調査』（2007年10月）（http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2007pdf/20071026002.pdf）参照。

³⁶² 藤本哲也「民間のノウハウ活用の新しい刑務所の挑戦」『PFI刑務所の新しい試み—島根あさひ社会復帰促進センターの挑戦と課題』島根県立大学PFI研究会編（2009年）19頁。

³⁶³ 菊田幸一、海渡雄一『刑務所の改革』日本評論社（2007年2月）240頁。

をとることにした。その背景としては次の3つがあげられる³⁶⁴。まず、「規制改革」の流れがある。2002年度の総合規制改革会議において官製市場への民間参入が1つのテーマとして採択され、刑の執行という公権力行使に関わる業務についても民間参入を拡大するなど、管制市場の開放による雇用創出などの経済効果をもたらすことをねらいとしている。このような中、議論されたのが刑務所の民間委託で、2003年3月、「規制改革推進3ヶ年計画」では、「刑務所において、民間委託が可能な範囲を明確化し、PFI手法の活用などにより、民間委託を推進すべきである」と明文化した。そのため、法務省は、2004年3月「PFI法」に基づいて美祢社会復帰促進センターの整備運営事業の実施方針を公表した。次に、「行刑改革」の流れがある。名古屋刑務所で2001年12月から2002年10月にかけて刑務官による被収容者暴行事件が起きて2人が死亡し、1人が重傷を負った事件が起こり、これを契機に、法務省では、「刑務所の職員が外部の目を意識せざるを得ないような環境作りを通じて刑務所運営が国民と協力して行われるように改革しなければならない」とし、PFI方式を活用した刑務所の整備運営が妥当であると結論付けた。最後に、「総人件費改革」の流れがある。当時の厳しい財政状況から、不足している職員の増加は非常に難しいのが現状であり、ヨーロッパの刑務所に比べて職員の負担が過剰な状態にあることを考慮して、PFI方式を導入し、国の職員の増員を抑制し、本来必要な職員を民間職員に代替して確保しようとしたのである。このような背景の中で、民営刑務所の導入が活発に議論され、その中で、「保安を含むすべての行政権限は委任可能」として包括的な民間委託を行う英米法系と「刑の執行は国の排他的専権事項」として保安業務は除外する大陸法系の中間に位置する委託形式をとることによって、より効果的かつ効率的な刑務所運営を実現するため、公権力の行使を伴う業務についても民間委託をする日本ならではの官民協働刑務所を発足することになった³⁶⁵。

（2）各施設の成立過程

美祢社会復帰促進センターは、2004年3月、施設の実施方針の策定・公表があった後、2005年4月事業者選定の競争入札が行われ「美祢セコムグループ」が事業を落札し、複数の企業の出資により新たに設立されるSPC（Special Purpose Company：特別目的会社）である「社会復帰サポート美祢（株）」と国との間で、事業期間を20年とする（2005年6月21日から2025年3月31日まで）契約を締結した。2006年1月には建物の建設に着手し、2007年4月1日から施設の運営を開始した。元々、同施設が入ったところは「美祢テクノパーク」という工業団地が造成されていたが、バブル崩壊に伴う景気低迷の影響などによって1997年9月の分譲開始以来、一社の企業も進出していない状態であった。そんな中、美祢テクノパークの活用方法を模索していた美祢市が、2001年に刑事施設誘致活動を開始し、2004年10月には法務大臣から美祢市へ刑事施設の新設が発表された。特区の指定を受けた地域で、PFI手法による刑務所の設置が可能となっ

³⁶⁴ 森田祐一郎「PFI刑務所の概要と成果（特集・「PFI刑務所」の現状と展望）」『法律のひろば』第62巻7号（2009年7月）11頁。

³⁶⁵ 西田博・前掲注(359)RIETI BBL議事録(<http://www.rieti.go.jp/jp/events/bbl/13050801.html>)参照。

たことを受け、この施設をPFI事業により整備することが決定された。

島根あさひ社会復帰促進センターは、2005年3月、旭拠点工業団地への刑務所建設が決定・公表された後、2006年10月に事業者選定の競争入札が行われ「島根あさひ大林組・ALSOKグループ」が事業を落札し、SPCである「島根あさひソーシャルサポート（株）」と国との間で、事業期間を20年とする（2006年10月20日から2026年3月31日まで）契約を締結した。2007年6月には工事に着工し、2008年9月に建設の工事が完了、2008年10月1日から運営を開始した。

喜連川社会復帰促進センターは、2006年9月に施設の実施方針の策定・公表があった後、2006年12月「栃木さくら地域振興コンソーシアム」を設立、2007年3月「喜連川社会復帰促進センターなどPFI特区」が構造改革特区として内閣府に認定された。2007年4月事業者選定の競争入札が行われ「喜連川セコムグループ」が事業を落札し、2007年6月にSPCである「社会復帰サポート喜連川（株）」と国との間で、事業期間を15年とする（2007年6月5日から2022年3月31日まで）契約を締結し、2007年10月1日から施設の運営が開始された。

播磨社会復帰促進センターは、2005年10月に新営工事が着工され、2006年9月に民間事業者選定および実施方針の策定・公表があった後、2006年9月にPFI方式の導入が決定され、2007年4月、事業者選定の競争入札が行われ「播磨大林・ALSOKグループ」が事業を落札した。2007年5月にSPC「播磨ソーシャルサポート（株）」と国との間で、事業期間を15年とする（2007年5月31日から2022年3月31日まで）契約を締結した。2007年3月、新営工事が完了され、加古川市から構造改革特区として認定され、2007年10月1日から施設の運営が開始された。

第2項 PFI 刑務所の現状

（1）各PFI刑務所の概要

現在、日本初の官民協働刑務所と呼ばれる、いわゆるPFI手法を用いたPFI刑務所としては、美祢・島根あさひ・喜連川・播磨社会復帰促進センターの4つがある。「これらはいずれも構造改革特別区域制度を活用した事業であり、構造改革特別区域法³⁶⁶により、刑事施設における被収容者の収容および処遇に関する事務の一部を一定の要件をみたす民間事業者に委託すること、および、刑事施設の中に設けられた診療設備などの管理を公的医療機関などに委託し、地域住民に対する医療を提供するために施設の診療設備などを利用することを可能とする特例が設けられている³⁶⁷」。そのため、これまで民間委託が不可能であった施設の警備や収容監視、職業訓練、健

³⁶⁶ 構造改革特別区域法（平成14年12月18日法律第189号）第一章 総則（目的）第一条 この法律は、地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上および国民経済の発展に寄与することを目的とする。

³⁶⁷ 社団法人南高愛隣会「社会復帰促進センター及びウィズ広島参観報告」（http://www.airinkai.or.jp/hasshin/kenkyu/tsumi/sokushin_center.html#no01）参照。

康診断などの運營業務の一部を民間に委託することができるようになった。各施設は、権力的性向の強い業務と非権力的業務を分けて官と民が互いに協力する形で施設を運営している。各施設の概要をみると、美祢センターは、山口県美祢市に所在しており、日本初の PFI 刑務所である。同施設の事業は BOT (Build Operate Transfer) ³⁶⁸方式で、民間が施設を建設し、管理・運営は官民が協働に運営する形態をとっており、「社会復帰サポート美祢(株)」に施設の整備・維持管理・運営の一部を委託している。施設は、収容棟の廊下を先細りにしており、少ない職員でも効率的な監視が可能なように 3 階建ての各階ごとに監視室が設けられ専用階段によって結ばれている。また収容棟と職業訓練場を結ぶ廊下を短くして効率的な動線計画が施されている³⁶⁹。収容定員は、男子受刑者 500 人、女子受刑者 800 人を合わせて 1,300 人である。発足当時の女子受刑者の定員は 500 人であったが、定員を超えた過剰収容の女子刑務所が続出する事態³⁷⁰が生じていたことから、2011 年 10 月に女子収容棟を増設し、300 人を増員した。職員の状況は、当初、職員 1 人当たりの被収容者負担率を 4 人にして構想されており、325 人で想定された。現在国の職員が 175 人、民間の職員は 150 人程度積算されているが、フルタイム、またはパートタイムなどに従事している関係で平日勤務者が約 200 人程度であり、約 820 人程度がセンターに出入りすることができる SPC の職員として登録されている³⁷¹。

島根あさひセンターは、島根県浜田市に所在している。美祢と同様の事業方式をとっており、施設は、ビジターセンター、子育て支援施設などがある I 工区（地域交流エリア）と収容棟、居室、訓練施設がある II 工区（刑事施設エリア）に分かれている。保安構造としては、中央管理室により一元管理し、巡回や目視による警備と各種センサーや監視システムによる複合警備を行っており、赤外線センサー、監視カメラなどが設置されている³⁷²。同センターの施設整備費や業務運営費を合わせた事業費は 922 億円で、4 つの PFI 刑務所事業の中で最大であり、「島根あさひソーシャルサポート(株)」に施設の整備・維持管理・運営の一部を委託している。収容定員は男子受刑者 2,000 人であり、そのうち、知的精神障害者 90 人、身体障害者 100 人、人工透析が必要な受刑者 30 人を特化ユニットに収容して特別プログラムにより多様な処遇を行っている。職員の定員は国の職員が 189 人であり、民間の平日勤務職員は約 370 人である³⁷³。

³⁶⁸ BOT とは、PFI 方式にみられる形態の 1 つで、民間事業者が施設等を建設し、維持・管理および運営し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転する方式である。
(https://www.env.go.jp/policy/assess/5-3synthesis/eia_h20_5/mat_5_03.pdf) 参照。

³⁶⁹ 松尾多英子「PFI 刑務所について—多角的検討と評価」『龍谷大学大学院法学研究』第 12 号（2010 年）19 頁。

³⁷⁰ 2010 年末現在、女子受刑者の収容率は 120.3%であり、収容定員を 2 割上回る状態が続いている。法務省法務総合研究所『平成 24 年版犯罪白書』58 頁。

³⁷¹ 花村博文「PFI 刑務所美祢社会復帰促進センターにおける矯正処遇の取組—その現状と課題」『犯罪と非行』第 172 号（2012 年 5 月）62 頁。

³⁷² 松尾多英子・前掲注（369）20 頁。

³⁷³ 「島根あさひ社会復帰促進センターの概況」参観時の説明資料参照（2012 年 5 月 24 日）。

喜連川センターは、栃木県さくら市に所在している。事業は OT (Operate Transfer) 方式であり、国が施設を設計・建設し、民間事業者である「社会復帰サポート喜連川(株)」に施設の維持・管理や運営の一部を委託している。収容定員は男子受刑者 2,000 人であり、精神的・知的障害受刑者として社会適応訓練を必要とする者、身体障害受刑者として良好的処遇を必要とする者をそれぞれ 250 人ずつ、合計 500 人を特化ユニットに収容して様々なプログラムを実施している。職員の定員は国の職員が 251 人であり、民間職員が 107 人である³⁷⁴。

播磨センターは、兵庫県加古川市に所在している。同センターは、喜連川と同様に、事業は OT 方式であり、国が施設を設計・建設し、民間事業者である「播磨ソーシャルサポート(株)」に施設の管理・運営の一部を委託している。収容定員は男子受刑者 1,000 人であり、精神疾患や知的障害受刑者 120 人を特化ユニットに収容している。職員の定員は国の職員が 150 人、民間の職員は約 120 人程度が毎日の業務に従事している³⁷⁵。

これら 4 つの PFI 事業を通じてどのような公共サービスの質の向上がみられているかという点、民間の力を借りて警備システムの機械化が進んでいる。本来、国が高価な警備機器を導入するには、予算や手続き上、多くの時間がかかるが、民間委託を行ったことで容易になったのである。従来の刑務所は人による警備がほとんどだったので、機械化による見直しは、1 つの成果だといえるだろう。また、日本ユニシスが CSR (corporate social responsibility)³⁷⁶の一環として刑務所内の IT 関連職業訓練を実施しており、有望な受刑者は関連会社が雇用してくれる点はこれまでなかった公共サービス改革の 1 つである³⁷⁷。同施設構造の特徴³⁷⁸としては、職員増員の困難さから来る方策として、管理運営の効率化に配慮した配置、平面計画やハイテク設備などによって職員が教育指導などに傾注できるように建築面から支援しており、施設規模の大きさから、管理が難しいという問題への対策として、ユニット化を導入して一定数の被収容者を分割収容することにより、管理しやすいようにし、ユニットごとに処遇プログラムに応じた特色を維持するシステムを導入している。また、収容棟を社会復帰教育に活用して、集団処遇を実施することができる多目的ホールなどの設置や個別処遇に対応するために、単独室比率を高め、被収容者の性格や特性と改善度に応じた多様な形態の収容室を設置しており、運営の一部を委託する場合を想定した配置と平面計画、L 字形やクロス形の舎棟構造の配置を介して、そのほとんどが監獄法が改正される前に建設された国営刑事施設の機能上の問題を補完した施設構造の形態を帯びている

³⁷⁴ 花村博文「PFI 刑務所一官民協働による刑務所運営の現状と今後の展開」刑事政策研究会基調報告『論究ジュリスト』（2012 年夏号）（2012 年夏号）229 頁。

³⁷⁵ 「播磨社会復帰促進センターの概況」参観時の説明資料参照（2012 年 5 月 25 日）。

³⁷⁶ 企業が事業活動において利益を優先するだけでなく、顧客、株主、従業員、取引先、地域社会などの様々なステークホルダーとの関係を重視しながら果たす社会的責任をいう。kotobank「CSR とは」(<http://kotobank.jp/word/CSR>) 参照。

³⁷⁷ 西田博・前掲注（359）。

³⁷⁸ 大塚明弘「今後の矯正（刑事施設）の建築—建築の空間性能について」『法律時報』第 80 卷 9 号（2008 年）47 頁。

点も特徴の1つである。

(2) 対象者の収容条件および収容状況

各 PFI 刑務所に収容可能な対象者の共通した収容条件³⁷⁹をみると、①初犯であること、②日本国籍または日本国内での長期間の生活経験を有すること、③犯罪傾向が進んでいないことが挙げられる。その他に施設ごとの具体的な条件としては、美祿の男子受刑者の場合は、④執行すべき刑期が6年以下、同センターでの残刑期が1年以上であること、⑤他人の生命、身体または精神に回復困難な犯罪被害を引き起こしていないこと、⑥高齢者ではないこと、⑦集団生活に順応できること、⑧心身に著しい障害がないこと、⑨交通事犯集禁対象者ではないことである。また、女子受刑者の場合は、上の①～③のほか、④執行すべき刑期が10年未満、または10年以上であって残刑期が5年以下であり、かつ、同センターでの残刑期が1年以上であること、⑤高齢者ではないこと、⑥心身に著しい障害がないことが挙げられる。島根あさひの場合は、上の①～③のほか、④執行すべき刑期が8年未満であり、かつ、同センターでの残刑期が1年以上であること、⑤20歳以上であること、⑥高齢者ではないこと、⑦集団生活に順応できること、⑧心身に著しい障害がないことが挙げられる。また、同センターの特化ユニットには上の条件以外に、⑨精神障害または知的障害を有し、社会適応のための訓練を要すること、⑩著しい身体疾患がないこと、⑪身体障害または高齢のため、養護的処遇を要すること、⑫精神障害および知的障害がないことが挙げられる。喜連川・播磨の場合は、上の①～③のほか、④執行すべき刑期が8年未満であり、かつ、同センターでの残刑期が1年以上であること、⑤26歳以上であること、⑥集団生活に順応できること、⑦心身に著しい障害がないことが挙げられる。また、特化ユニットには、⑧精神障害または知的障害を有し、社会適応のための訓練を要すること、⑨著しい身体疾患がないことが挙げられる。それに加えて、喜連川の特化ユニットには、⑩身体障害または高齢のため、養護的処遇を要すること、⑪精神障害および知的障害がないことが挙げられる。

表5-3は4つのPFI刑務所の収容状況を示したものである。収容定員に達すると予想した時を超えた今なお、いまだに収容定員を下回っている状況が続いている。各PFI刑務所の収容定員を合計すると、6,000人(2011年10月現在は6,300人)であり、これは国営刑事施設の収容定員の約7%である。2012年末の各PFI刑務所の収容率をみると、美祿センターが、男子75.2%、女子64.5%であり、島根あさひセンターは、77%、播磨センターは、82.1%、喜連川センターは、76.8%の割合を示している³⁸⁰。収容率の面では国営刑事施設に比べて低い収容率を見せている。また、収容対象者を選抜する際には、国が被収容者の意思を問わず、一括して、収容条件が満たされると、強制的に選別して収容する方式をとっているが、これは望ましい方法とは思えないので、収容を希望する収容者のうち適格者を国が選別する方法での検討が必要であると考えられる。

表5-3 4つのPFI刑務所の収容状況

³⁷⁹ 「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」(依命通達)平成24年3月30日矯成第720号。

³⁸⁰ 法務省「矯正統計年報」(2012年)。

	美祢センター	島根あさひセンター	播磨センター	喜連川センター
収容定員	1,000	2,000	1,000	2,000
収容定員に達すると設定した時の収容人員 (%)	2008年1月1日 477人(47.7)	2009年10月1日 908人(45.4)	2008年4月1日 704人(70.4)	2008年4月1日 1,146人(57.3)
2007年1日の平均収容人員	309 (*567)	—	361 (*704)	533 (*1,146)
2008年1日の平均収容人員	723 (*841)	261 (*532)	884 (*924)	1,540 (*1,611)
2009年1日の平均収容人員	795 (*749)	883 (*1,351)	795 (*699)	1,437 (*1,372)
2010年1日の平均収容人員	732 (*723)	1,484 (*1,781)	703 (*748)	1,439 (*1,603)
2011年1日の平均収容人員	746 (*826)	1,635 (*1,510)	900 (*899)	1,712 (*1,697)
2012年1日の平均収容人員	853 (*892)	1,464 (*1,540)	830 (*821)	1,602 (*1,535)

*は、各年度末収容人員を示したものである。

(出所) 会計検査院「平成21年度決算検査報告」、法務省「矯正統計年報」(2013年)をもとに作成

(3) プログラムの運営と成果

各PFI刑務所では国営刑事施設で実施する既存のプログラムとは別の、多様かつユニークなプログラムを実施することがその特徴といえるだろう。つまり、PFI刑務所は、民間の豊富なアイデアやノウハウを導入して、外部の専門家や協力者をコーディネーターとして活用して受刑者の充実した社会復帰プログラムの運営に重点を置いている。プログラムは、海外で実施されたものうち効果的な幾つかの事例を積極的に活用しており、職業訓練も資格取得だけでなく、一般社会の労働需要が比較的高いサービス業の分野を中心に様々なプログラムを実施して、必要な技術の習得・研磨に力を入れている。各施設の処遇プログラムおよび2011年度の実績をみると³⁸¹、美祢センターは、自分の感情をコントロールできる反犯罪性思考プログラムなど計6つの一般改善指導を計160人に実施しており、薬物犯罪者の改善指導としてAddiction Control Program、R4、R5の特別改善指導を計32人に実施している。また、回収した子供服を修理し、国際協力NGOジョイセフを通してタンザニアの子供たちに送ったり、センター近くに設置されているトイレや休憩所の清掃などの社会貢献活動を行ったりすることで、受刑者の更生意欲を喚起させ、再犯防止を図ったり、自尊心の回復に多くの効果を示している。さらに、販売サービス科、福祉社会環境コーディネート科、手話科、ビジネス会計科、食の検定、CAD技術科などの計14科目の職業訓練を総272人に実施した。島根あさひセンターは、被害者理解プログラム、飲酒や性暴力プログラム、ホースプログラム、盲導犬パピー育成プログラム、SSTプログラム、ペアレンティングプログラムなど計21の一般改善指導を計453人に実施しており、薬物依存離脱指導、交通安全指導、就労支援指導など7つの特別改善指導を計75人に実施した。このうち、盲導犬パピー育成プログラムは、受刑者が生後2ヶ月の子犬を1歳になるまで育てるプログラムで、盲導犬育

³⁸¹ 刑事施設の運營業務に係る官民競争入札および民間競争入札事業の拡大措置検討委員会「刑事施設の運營業務に係る民間競争入札事業の今後の拡大措置の方向性について」(平成25年4月)別紙1、3参照。

成という社会貢献事業を担当するという自己肯定感や責任感の向上などの効果が期待されている。さらに、建設機械科、医療事務科、デジタルコンテンツ編集科、CADの技術科、ホームヘルパー科、販売サービス科、情報処理技術科、点字翻訳科など計 16 科目の職業訓練を総 711 人に実施した。そのほか、新開団地での農作業としてハウス栽培、園芸などの作業が行われており、棚田へのイノシシ防護柵の設置、人手が不足している近隣農家への支援、漁船の錆落とし、港内の清掃、荒廃した共有林の管理なども行われている³⁸²。喜連川センターは、認知の歪みが顕著な受刑者を対象に、行動適正化プログラム、身体運動活動プログラム、身体障害者プログラム、フラワーセラピープログラム、脳トレーニングプログラム、知的障害者プログラム、精神障害者プログラムなど計 7 つの一般改善指導を計 71 人に実施しており、薬物依存離脱指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導など計 7 つの特別改善指導を計 60 人に実施した。さらに、調理科、ビルハウスクリーニング、窯業科、福祉用具専門相談科、竹細工科、コールセンター科などの計 14 科目の職業訓練を計 169 人に実施した。播磨センターは、性的トラブル・飲酒・ギャンブルなどの問題指導、パートナーシップ指導、社会適応スキル指導、再犯防止のための内省指導、父親教育、アニマルセラピー講座、クラウニング講座、SST³⁸³、CBT³⁸⁴講座、グループミーティングなどの計 25 個の一般改善指導を計 275 人に実施しており、薬物依存離脱指導、交通安全指導、被害者の視点を取り入れた教育など計 6 つの特別改善指導を計 50 人に実施した。さらに、販売サービス科、サービスマネージャー育成科、社会福祉基礎講座科、皮革工芸技能習得科、フォークリフト運転科、X線作業主任者育成科、農業園芸科など計 16 科目の職業訓練を計 208 人に実施した。

以上にみたように、各施設にて実施されるプログラムは、資格の取得だけではなく、出所後、実際に使用可能な技術を磨くことに重点を置いている。これは、刑務所再入所者のうち、無職者が占める割合が、最近 10 年間に於いて増加傾向が続いて 73%となっており、また、平成 17 年から平成 21 年までの 5 年間に於いて、無職の保護観察対象者の再犯率は有職者の再犯率の約 5 倍となっている状況からすると無職者による再犯が顕著な現状から再犯防止のための職業訓練の

³⁸² 島根県「特別企画 2 島根あさひ社会復帰促進センター」『県政広報誌「フォトしまね」164 号』(<https://ssl.pref.shimane.lg.jp/kochokoho/photo/164/asahi.html>) 参照。

³⁸³ Social Skills Training の頭文字として、精神障害者の社会復帰を可能ならしめるために、主として対人関係技能の改善を目ざして、それらを合理的に訓練していく治療的技法である。精神療法のなかでは認知行動療法の一種と考えられている。一般社団法人 SST 普及協会「SST とは」(<http://www.jasst.net>) 参照。

³⁸⁴ Cognitive Behavioral Therapy の頭文字として、認知行動療法の総称である。講義やグループワークを通じ、対象者が触法行為を行ったのは、本人にとっての問題状況に直面した際に、向社会的な問題解決を行うための思考スキルが欠損ないし不十分であったことを認識させ、向社会的問題解決スキルを改善させることである。刑事施設の運営業務に係る官民競争入札および民間競争入札事業の拡大措置検討委員会・前掲注(381)別紙3参照。

果たす役割は大きい³⁸⁵。しかし、今までの PFI 刑務所のプログラムが再犯防止に多くの効果があると推測されるが、PFI 刑務所がどれほど再犯を抑制しているか現段階で正確な評価は難しいところがある。それは、運営開始後まもないのでそれほどのデータの積み重ねがないし、PFI 刑務所から出所した受刑者であっても同刑務所収容前の一般施設での矯正処遇がどれほど影響を及ぼしたかを知ることができないからである³⁸⁶。したがって、正確な評価を下すためにはもう少しの時間がかかると思われるが、現在、国営刑事施設の再犯率が 50%弱であるということに鑑みれば、PFI 刑務所における再犯率がおよそ 10%台に留まっている³⁸⁷ということは良い成果ではないかと考える。また、4 つの PFI 刑務所においては、運営開始に当たって最優先に措置すべき職員を、本来必要とされる 1,210 人のうち 716 人を国の職員として新規増員し、残りを民間委託することによって確保し、結果として国の職員 494 人を圧縮して政府の総人件費改革に対応していることも成果³⁸⁸だといえるだろう。

第 5 節 今後の課題

第 1 項 韓国のソマン刑務所

今後の充実した運営を期待して、ソマン刑務所の運営過程で現れた幾つかの問題点を検討し、その解決策を考える。

(1) 宗教刑務所としての認定

この問題はソマン刑務所の職員採用と受刑者入所の両側面から提起されている。まず、職員採用と関連して仏教界が宗教偏向の事例が発生したと国家人権委員会、法務部、ソマン刑務所に是正措置および管理監督を要求した。2012 年 1 月に配布した志願書に志願者の宗教だけでなく、具体的な宗教活動まで記載するようにしたのは、出願手続きから特定宗教人を明らかにしようとするのではないかという内容である。これにより国家人権委員会が調査に入り法務部は 3 月初め、職員採用過程における宗教差別を是正するよう措置を下した。これに対して教会言論会が仏教界の行動を批判し「キリスト教界が設立したソマン刑務所の職員を採用する際、志願書に宗教項目があるのは問題ではない。仏教大学である東国大学校も仏教徒だけを採用しているし、Templestay³⁸⁹も国家予算の支援³⁹⁰を受けている」と指摘した。また、「同所はキリスト教の価値観

³⁸⁵ 犯罪対策閣僚会議「再犯防止に向けた総合対策」（平成 24 年 7 月）8 頁（http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00005.html）参照。

³⁸⁶ 花村博文・前掲注（374）233 頁。

³⁸⁷ 西田博・前掲注（359）。

³⁸⁸ 西田博「PFI 刑務所の現状と公共サービス改革法による民間委託」『刑政』第 120 巻 11 号（2009 年）17 頁。

³⁸⁹ 韓国の伝統的な寺に滞在し、寺の日常生活を体験し、韓国仏教の伝統文化と修行精神を体験してみることである。

をもとに教化に力を入れており、Mentor になる人がクリスチャンであることは当然だ³⁹¹」という立場を見せている。このような論争はソマン刑務所発足前から十分に予想できた問題である。アガペー財団が施設を建設した状態で国がその運営に全面的に関与することはできなかつたし、職員採用にも自律性を与え、キリスト教思想のプログラムの運営を公表したことにも、法務部はこれといった制限措置を取らなかつた。もちろん、新しい事業実施を強力に望んでいた法務部としては事業が始まる前に座礁するかもしれないという懸念を前に、非営利刑務所を運営しようとする団体がない状況で、唯一の事業対象者であるアガペー財団との摩擦を望まなかつただろう。したがって、憲法で宗教の自由が認められている以上、他の宗教と国民の感情を考慮した上で、キリスト教刑務所の名称を使用しないことと、あまり宗教色が出ないプログラムの運営を要求するほかに道はなかつたのだろう。

次に、入所と関連して、ソマン刑務所を紹介し、その情報が盛り込まれた「韓国キリスト教刑務所ガイド」が特定宗教の受刑者に伝えられており、配る人は教会のボランティアであるので相対的にキリスト教の受刑者の同施設に関する認知度が高いという点が指摘されている。刑務官 A 氏によると入所希望者には「プログラムガイド」が提供されるが、これが事実上キリスト教のプログラム同意書で「同意を要求していることから、これは入所的前提条件が宗教である」ことで、「憲法第 11 条³⁹²の宗教による差別禁止条項に違反する」という主張がなされた³⁹³。しかし、アガペー財団は、宗教の自己決定権は徹底的に保障し、信仰を強要したり、他宗教を排斥したりしないと説明する³⁹⁴。また、ソマン刑務所側は入所時の宗教分布率³⁹⁵が、プロテスタントが 50%、残りが仏教、カトリックなどで、受刑者が宗教が違ってもソマン刑務所を選択する場合が多く、現在、月 1 回ずつ仏教、カトリックの集会を許可し、宗教偏向の是非をなくすために一層注意を払っていることから、内部的には宗教問題は全くないと答えた。しかし、「アガペー財団定款」第 1 条³⁹⁶（目的）は、ソマン刑務所が宣教の場として設立されたことを明らかにしており、これは民

³⁹⁰ 政府の宗教支援予算の 80%が仏教界に対する支援である。(2010 年 185 億ウォン、2011 年に 122 億 5 千万ウォン)。조채희 「曹溪宗 템플스테이 예산 지원」『聯合ニュース』生活文化面 (2010 年 12 月 13 日)。

³⁹¹ 박준성 「プロテスタント界、ソマン刑務所是正措置に仏教界を批判」『天地日報』(2012 年 3 月 14 日) 宗教面。

³⁹² 第 11 条 ①誰であれ性別・宗教や社会的身分によって政治的、経済的、社会的および文化的な生活のすべての領域において差別を受けない (1948 年 7 月 17 日憲法第 1 号)。

³⁹³ 송지희 「ソマン刑務所、入所者収容手続き違反」『法報新聞』(2011 年 12 月 5 日) 特別企画面。

³⁹⁴ 전수영 「政府刑務所よりできなかった民営刑務所」『日曜ソウル』(2011 年 12 月 14 日) 社会面。

³⁹⁵ 2011 年受刑者の宗教状況をみると、プロテスタント 38.1%、仏教 23.8%、カトリック 12.7%、その他 4.0%、無宗教 21.4%である。法務部矯正本部『矯正統計年報』(2012 年) 141 頁。

³⁹⁶ 本法人は、キリスト教の福音に基づいた刑務所を設置・運営することで被収容者、出所者、さらにその家族に至るまで、神との和解、被害者と社会との和解、自分の内面との和解を通じ真の教化に

営刑務所法第 25 条 3 項の「被収容者には特定宗教や思想を強要してはならない」という条項と矛盾する。法務部はこれについて、同所の特性上、運営プログラムの裁量権を一部分認めた³⁹⁷だけであり、その裁量の中で運営プログラムの思想をキリスト教の愛と赦し、回復と癒しに置いているし、また、宣教が目的ではなく、受刑者も事前に試行プログラムを知って自ら入所を申請しているのであるから宗教問題は発生しない³⁹⁸と述べた。このように法務部やソマン刑務所側は同所がキリスト教刑務所ではないと主張する。しかし、形式的には非宗教的視点であるが、実質的にはキリスト教の刑務所という性格を持っており、キリスト教のプログラム、ボランティアや職員もクリスチャンが殆どであることから、キリスト教刑務所ではないとか、宗教偏向の問題が発生しないとはいえないだろう。したがって、周辺の状況からしてキリスト教の刑務所としかいえない現実がある以上、いっそのことキリスト教の刑務所として認めてしまうべきではないだろうか。その上で、無理な宗教偏向を是正する方法を検討するのが最も合理的ではないか。もちろん、他宗教界からの反発はあると思うが、どの宗教界が運営しても宗教偏向の問題は同様にあり得るのであり、このように認めてしまうことによって他の宗教刑務所の設立の動きがさらに活発になることも考えられ、そうすれば宗教偏向の問題は解消されるだろう。国民からは国家予算で宣教を助長しているという批判があり得るが、毎年仏教界に支援する予算が 100 億ウォン以上であるのに対して、アガペー財団が 300 億ウォンに達する施設を建設し、運営費用の 10% を削減するなど国家予算を節約している点、また、犯罪者のために生じる社会的費用³⁹⁹、被害者への影響などを考えると、宗教を通じたとしても受刑者を社会復帰させることは奨励すべきことである。

(2) 十分な財政の確保

刑事施設の資金不足は受刑者に最適の教育を行うことを不可能にするだけでなく、過密収容などによる様々な弊害を発生させ、矯正本来の目的を達成することを阻害する。つまり、不完全な矯正教育によって出所者の再犯率を高めるという悪循環を繰り返すことになる。政府は民営刑務所設立趣旨を「国の財政負担を軽減し、刑事施設の拡充、民間のノウハウを導入して、受刑者の教化効果を向上させること」と述べている。このように民営刑務所設立の重要な論拠の 1 つは国

繋げるだけでなく、イエス・キリストの中で新たな人生として社会へ復帰して神様に栄光をささげる生活を送るように導いて、ひいては社会全体を聖化することを目的とする。

³⁹⁷ 「民営刑務所法」第 33 条但書 被収容者の教育教化プログラムに関してはその矯正法人の意見を最大限尊重しなければならない。

³⁹⁸ 서창석 「ソマン刑務所の被収容者と一緒に自由に向かって出発」『矯正』第 416 号 (2010 年) 17 頁。

³⁹⁹ 1 年間に被収容者 1 人にかかる費用が 2,020 万ウォンであり、2008 年の重大犯罪や財産犯罪の総社会的費用は、社会間接費用まで含めて 158 兆 7,293 億ウォンである。박경래, 김수동, 최성락, 이중한 『犯罪と刑事政策に対する法経済学的アプローチ (II) : 犯罪の社会的コストの推計』刑事政策研究院 (2010 年) 397 頁。

家財政の負担を減らすことができるというところにある⁴⁰⁰。

民営刑務所は、設立主体が建設に必要な費用を負担し、運営経費は国が矯正法人に投資した固定資産などを考慮して必要な経費を支給する⁴⁰¹。予算配分は委託契約書に基づいて国営刑事施設の一般会計矯正予算に計上した総収容人員から算出される受刑者1人当たりの収容経費に民営刑務所収容定員を乗じて算出された金額の90%を国から支給する。収容人員を300人と仮定した場合、国営刑事施設受刑者1人当たりの経費2,000万ウォンを乗じた90%に相当する54億ウォン程度を支給する⁴⁰²。

$$300 \text{ 人(収容人員)} \times 2,000 \text{ 万ウォン(国営刑務所受刑者1人当収容費)} \times 0.9 = \text{約 } 54 \text{ 億ウォン}$$

しかし、ソマン刑務所側によると、支給される運営経費は十分でないという。運営経費が不足すると国営刑事施設とは異なる環境とプログラムを期待した受刑者が、むしろ国営刑事施設よりも劣った環境で生活せざるを得なくなる⁴⁰³。犯罪を犯した受刑者が出所後再犯に手を染めないようにすることが矯正の最終目標であり、これには民営刑務所であれ国営刑事施設であれ異議はない。結局、目標を達成するためには民営刑務所の財政問題を解決することが急務と言わざるを得ない。2012年4月現在、敷地の確保と建設に要した金額のうち52億ウォンの債務が残っており、支援されない10%に加え十分な施設の拡充のためには後援が必要であるが、法務部から受ける運営経費だけでは十分でないため、別の収益事業を実施しない限り運営経費をカバーするには明らかに限界がある⁴⁰⁴という。そのためには、国家予算を投入しなければならないが、費用を減らすために民営刑務所を許可した法務部にとっては、それは困難であるため、法務部と民営刑務所はジレンマに陥ることになる⁴⁰⁵。

⁴⁰⁰ 韓錫寛・前掲注(336)74頁。

⁴⁰¹ 「民営刑務所法」第23条(運営経費)①法務部長官は事前に企画財政部長官と協議して民営刑務所などを運営する矯正法人に対して毎年その刑務所などの運営に必要な経費を支給する。②第一項の規定による年間支給経費の基準は次の各号の事項を考慮して予算の範囲内で法務部長官が定める。一、投資した固定資産の価額。二、民営刑務所などの運営経費。三、国家が直接運営する場合、かかる費用。

⁴⁰² 2011年度には運営経費の90%である54億ウォンが支援され、2012年には前年に比べ6億円が増額された60億ウォンの予算が編成された。

⁴⁰³ 2011年国会立法調査処の調査によると、ソマン刑務所の建設費用に300億ウォンが投入されたが、実際にアガペー財団が寄付や募金などで調達した金額は206億ウォンに留まり、初期の設立費用の多くが赤字状態だという。김남영、이혜미・前掲注(353)34頁。

⁴⁰⁴ 「民営刑務所法」第23条には、投資した固定資産の価額を考慮、運営費用を国が支援すると規定されているが、委託契約書による予算配分方式は固定資産の価額を全く考慮しない。

⁴⁰⁵ 法務部が推算した被収容者1人当たり1日の収容経費は約3万ウォンで、施設運営費と職員の人件費を除いた劣悪な財政により刑務所を運営している。韓錫寛・前掲注(336)76頁。

「民営刑務所法」第 15 条③項⁴⁰⁶および委託契約書では矯正法人の収益事業ができるとされているが、非営利刑務所を原則としている現状では収益事業の活性化は期待しにくく、アガペー財団も収益事業をしておらず、今後も予定はないという⁴⁰⁷。しかし、法務部の立場としては民営刑務所導入の理由の 1 つであった経費削減の目的はある程度達成されたと考えている。ソマン刑務所と同規模の国営慶州刑務所（収容現員 286 人）の 2011 年度予算約 110 億ウォンと比べると予算削減の面では半減以上の成功を収めたといえるからである。また、開設初期であることから、施設・設備への投資費用と職員の教育訓練など付帯費用が短期間に多く投入されている段階であり、徐々に改善されると予想される。ただし、経済効果を創出するための様々な方法が必要であり、特に最も多く占める人件費を節約するためにボランティアの積極的な支援を期待しなければならない。また、アガペー財団は韓国教会の持続的な関心と募金を通じた財政確保に努めなければならない。さらに、法務部は刑務作業の収入を全額国庫に帰属するシステムを改善し、一定部分の自律性を認めて作業の効率性・生産性を確保し、独自の販売を可能にするなど、一般運営経費の自給システムを実現できる改善策を検討すべきである。

（3）合理的な選定方法と手続き

ソマン刑務所に収容可能な者の選定方法について明文化されている規定はなく、一定の要件を満たす入所希望者の申請を受けて法務部が収容を決定している。これについて、2011 年 11 月、国会は現場調査報告書の発表で「民営刑務所に移送される受刑者の選定基準と手続きが明確ではなく恣意的であるという議論が懸念される」と問題を提起した。報告書によると、民営刑務所受刑者の選別と収容は委託契約書および法務部の業務マニュアルによって決定される。まず、法務部が申請書を提出した受刑者の中で収容予定人員の 200%を選別した後、ソマン刑務所が面談を通じ、150%を選抜して意見書を提出し、これを受けて法務部が最終決定する。しかし、この場合、ソマン刑務所が志願者を面談する過程で、収容者に有利な意見書を作成したとしてももう一度判断する手順がない。そのため、特定人に有利に適用される可能性があり、脱落者にその理由と決定基準についての説明がなされず、公正な手続きによる決定であったかを確認しにくい。これについて受刑者自身も差別を感じており⁴⁰⁸、また法務部は最終審査と移送決定だけを行い、申請書の受付や受刑者の面談・選定などはアガペー財団が自律的に進めていることから、手続きは事実上有名無実で入所者の選定方法や手順があいまいであると指摘されている。また、ソマン刑務所は「神の愛で再犯率を 3%以下に下げる」という目標を掲げているが、麻薬、暴力団犯など再犯率が高い者は排除して、実質的に模範囚だけを収容する刑務所となっていることから、その再犯率の減少には意味がない⁴⁰⁹と批判されている。ある刑事施設職員のブログは「ソマン刑務所

⁴⁰⁶ （会計の区分）①②略。③第 1 項の規定による法人の一般業務に関する会計は、一般的な業務会計と収益事業会計に区分することができる。

⁴⁰⁷ 김남영, 이혜미・前掲注 (353) 33 頁。

⁴⁰⁸ 전수영 「政府刑務所よりできなかった民営刑務所」『日曜ソウル』（2011 年 12 月 14 日）社会面。

⁴⁰⁹ 송지희 「ソマン刑務所、入所者収容手続き違反」『法報新聞』（2011 年 12 月 5 日）特別企画面。

入所の条件に合った受刑者は国営刑事施設にいても再犯率が低い」と指摘し、「キリスト教のプログラムが教化の効果が高いことを証明したいなら再犯率が高い者を中心に収容する必要があるのではないか」などと批判している。しかし、同所関係者は受刑者の66%以上が重大犯であり、警備等級も一般刑事施設⁴¹⁰に分類されており、犯罪経歴を含めると2犯以上の受刑者も収容しており、現在まで規律違反行為の累積発生件数も71件に上り、喧嘩、器物破壊などの規律違反行為が発生するなど、決して良質の受刑者だけを収容しているわけではないと抗弁している。このように民営刑務所受刑者に対する選定方法について具体的で透明な基準がないため、いわゆる社会の特権層のための施設であるとか国営刑事施設で教化が困難な受刑者を民間に負担させる形で悪用される可能性があるという誤解もある。したがって、民営刑務所の特性上、選定対象者はある程度個別化することができるとしても、選定手続きは一貫して透明に運営されるべきである⁴¹¹。

民営刑務所のあり方はヒュマイタ刑務所のように犯罪の種類や犯罪経歴を問わず収容することが望ましいが⁴¹²、韓国のソマン刑務所は始まったばかりであり、まだその運営が定着していない現時点では制限なく、すべての受刑者を受け入れるには、時期尚早の感があり、今のところ、ソマン刑務所のソフト・ランディング（soft landing）に注力する必要がある。今後、ソマン刑務所の運営が定着してその効果が立証された時点で、徐々に罪質や入所度数を問わず、個人の改善意思や態度を重視して選定・対応していくようにしなければならず、その際には、選定基準および手続が一貫して合理的に実行できるようにするための具体的かつ明示的な規定が必要である。

（4）適切な監督と統制

民営刑務所が所期の成果を達成するためには、契約内容が忠実に履行されるように、定期的かつ継続的な監督・統制体制を確保することが何よりも重要である。刑事施設の密行性・閉鎖性による人権侵害、民営刑務所職員と被収容者との馴れ合いなどの不正腐敗、また刑執行と保安維持のために強制力が行使されたりするなど、ややもすると統制の死角地帯に置かれる可能性があるため、厳格な統制と指導のための努力が講じられなければならない⁴¹³。そのためにはまず、民営刑務所に法務部所属の公務員を派遣し、統制が実質的に具体化されなければならない。「民営刑務所法」第32条、第33条⁴¹⁴には、法務部長官は必要な場合、職権または申請を受けて所属公務

⁴¹⁰ 通常水準の警備が必要な施設（警備等級S3）。

⁴¹¹ 김남영, 이혜미・前掲注（353）30頁。

⁴¹² ヒュマイタ刑務所に収容を希望する被収容者は、その者の犯罪類型や犯罪歴は入所審査の過程に含まれず、最も重視されることは被収容者自身の変化欲求とその家族の誠実な姿勢だという。

⁴¹³ 하상근, 최응렬「民営刑務所の理論的基盤と妥当性の検討」『矯正研究』第42号（2009年）64～65頁。

⁴¹⁴ 第32条（支援）法務部長官は必要と認める場合、職権またはその矯正法人や民営刑務所などの長の申請を受けて民営刑務所などに所属公務員を派遣し、業務を支援することができる。第33条（監督

員を派遣して業務を支援したり、指導・監督上必要な場合は、同職員を派遣したりできると規定されている。このように法務部から民営刑務所の業務を指導・監督・支援するために派遣する公務員を「監督官」と称するが、彼らは所内の懲罰賦課、警備用具および武器の使用、業務上の行政支援や職員教育などを担当している。また、不当な刑執行を防止したり、刑執行を民間に委託することができるかといった問題を解決したりするためにも監督官の派遣を義務化するのが妥当だと考えられる。しかし、監督官は民営刑務所に常駐して業務上の行政支援や職員教育も担当し、同施設の定着のためにそれなりの役割を果たしていると思われるが、業務を遂行する過程で過度の干渉により民営刑務所の自律的運営や効率性を低下させるという懸念も指摘される。また、派遣される監督官の個人的な性向に応じて指導・監督の範囲が異なることもあり、どの程度まで指示監督を受けなければならないのか、監督官の役割が何なのかについて現場実務者と立場の違いもある⁴¹⁵。そのため、監督官の指導監督は刑執行の領域に限定し、教育教化活動については自律性を侵害しないようにし、民営刑務所の運営が、ある程度定着期に到達した際には、常駐の監督体制を随時監督体制に転換することがより効果的ではないかと思われる。

次に、考えられるのが、市民の参加と監視の活性化のための公衆統制の制度的装置である。刑事施設は公的な政策を行う機関であるため、その運営においては、公衆の統制が可能でなければならない。これは、民営刑務所だけでなく国営刑事施設でも同様であるが、今までの矯正は過度な閉鎖性・保安性の強調によって多くが外部に公開されず、一般社会の監視と統制が届かなかったため、市民の不信を招いた。これにより刑事施設内には「隔離だけあって矯正はない」という認識が広まるようになった。もちろん、民営刑務所と国営刑事施設を単純比較するのは難しいが、民営刑務所もやはり保安を重視する刑務所であり、そのような観点から人権侵害の問題、不公正性の問題が起らないとは保証できない⁴¹⁶。現在のように国営刑事施設で絶えず提起されている人権侵害疑惑に鑑みれば民営刑務所にも市民の参加と監視が必要であり、これにより、市民の矯正についての理解を深め、民営刑務所の運営の公正性と透明性が確保されるのではないかと考える。近年、世界各国では、被収容者の矯正処遇の現状を市民の目で直接確認・点検して問題点を改善する市民監視制度を導入し実施する国が徐々に増加している。イギリス、フランス、ドイツなどは既に市民監視制度を実施しており、日本も制度的に刑事施設視察委員会を置いて、刑事施設における被収容者の矯正処遇が円滑に行われるように監視統制している。

など) ①法務部長官は民営刑務所などの業務と関連する矯正法人の業務を指導・監督し、必要に応じて指示や命令をすることができる。②法務部長官は第一項の規定による指導・監督上、必要と認める場合、民営刑務所などに所属公務員を派遣して、その民営刑務所などの業務を指導・監督させなければならない。③矯正法人および民間刑務所などの長は常に所属職員の勤務状況を監督し、必要な教育をしなければならない。

⁴¹⁵ 김남영, 이혜미・前掲注(353) 31頁。

⁴¹⁶ 米国の民営施設では職員による受刑者の権利侵害行為も発生しており、これが刑事施設民営化の是非をめぐる議論にも影響を与えている。太田達也「アメリカにおける矯正施設の民営化と我が国のPFI事業—課題と展望」『ジュリスト』第1333号(2007年4月) 23頁。

(5) 保安意識の確立と適切な人事運営など

まず、ソマン刑務所の職員の年齢別分布は30代が50%と最も多く、次が40代前半30%、20代後半10%、40代後半10%となっている⁴¹⁷。この中で、非経歴職員は60%、経歴職員は40%で、経歴職員中10%が刑事施設経歴者、30%が軍経歴および一般企業経歴者である。つまり、刑事施設の経歴者は10%であり、非経歴者は90%の分布を示している。このように多くの職員が刑事施設の勤務経験がないことから、これらの職務執行能力の向上が急務となっている。経験の浅い職員には保安意識の欠如などによる保安事故発生の危険性があり、結果的に発生する保安事故は民営刑務所の根幹を揺るがすことになる。実際にこれまでの運営過程で多数のミスが発生したという。アメリカの刑事施設脱民営化の動きの一因が保安事故の多発による民間企業の管理運営能力への批判から始まったという事実⁴¹⁸を見てもこれは重要な問題である。そのため、いくらソマン刑務所運営の重点が教化であるとしても、優先的に確立されるべき部分は保安事故が発生しないようにすることである。同施設の職員は民間人で、「民営刑務所法」第37条⁴¹⁹により国家公務員に擬制され、国が行う矯正の一部を受託して遂行する義務が課されており、国家公務員法など関連法規が準用されている。したがって、みなし刑務官として基本的に忠実であることはもちろん、毎日の勤務経験を蓄積し、保安意識を強く自覚させて事故発生を防止するための集中的な職務教育の実施もなされるべきである。

次は、人事運営および離職率に関することである。ソマン刑務所は1つしかない民営刑務所であることから人事交流が難しい。そのため、1ヶ所で長期間勤務するしかない現実から生じる問題が予想される。転勤なしに長期間勤務している職員と受刑者との間では、親密な関係を維持することができるかもしれないが、逆に怠惰や惰性による勤務態度により仕事の新鮮さが低下する恐れがあり、受刑者との癒着関係からくる不適正な行為が発生する可能性もある⁴²⁰。また、高い

⁴¹⁷ 2009年、日本の刑務官の年齢別人員は、50歳以上30.1%、30代29.3%、40代23.5%、29歳以下17.1%であるのに対して、2010年7月時点の喜連川PFI刑務所の刑務官の平均年齢は35.7歳であり、約34%の刑務官が採用されてから5年が経過していないことについて、業務への理解不足、保安事故の虞が予想される。また、PFI刑務所定着の障害要因の1つは民間職員の高い離職率である。大竹和之「喜連川社会復帰促進センターの現状と今後の課題—地域社会との共生の重要性」『犯罪と非行』第166号（2010年11月）113頁。

⁴¹⁸ 太田達也・前掲注（416）27頁。

⁴¹⁹ 第37条（公務員のみなし）①民営刑務所などの職員は法令に基づいて公務に従事するものとみなす。②矯正法人の役職員の中、矯正業務を遂行する者と民営刑務所などの職員は「刑法」やその他の法律による罰則を適用するときは、公務員とみなす。③民営刑務所などの長および職員は「刑事訴訟法」や「司法警察官吏の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」を適用するときは刑務所長・拘留所長または刑務官吏とみなす。

⁴²⁰ 国営刑事施設でもこの問題を解決するために多角的な検討の末、長期勤務者を対象に部分的な定期転勤を実施しているが、対象者らの反発によって昇進者を中心に生活圏別を実施して家族との生活が不便にならないように配慮している。

離職率も問題である。現在ソマン刑務所職員の離職率は約 20%程度である。中途退職者が多く発生しており、生活のための仕事として入社した後、自分が思っていたのと違う点が多いことを知って不適応になり、退職するケースが多い。国営刑事施設に入社する刑務官は国家公務員として安定した職場を持つという就職の観念が先にあるケースが多いが、ソマン刑務所の場合は使命感と宗教的信念がなければ勤務することが困難であり、仕事を手に入れるという考えで入社した職員が適応できないというのはあるいは当然のことかもしれない。適切な人事の運営は個人だけでなく組織の発展にも寄与する。一生の間、1ヶ所の職場で同じ受刑者を対象に同じ仕事を繰り返すと現在の生活に安住してしまい、新しい変化や、より良い姿への発展を恐れることになる。もちろん、これは国営刑事施設も同じであるが、国営刑事施設では複数以上の施設があって人事交流が可能だが、1ヶ所のみソマン刑務所はこれが難しいため、これに伴う問題が今後深刻になるのではないかと憂慮される。

相対的な給料の低さ、制約された勤務環境、国営刑事施設職員との公平性問題など、使命感や徹底した信仰なしでは決して仕事が上手くいかないのが民営刑務所の現実である。したがって、毎年定期的な職務教育を必須化し、刑務官と一緒に教育を実施したり、民間職員を国営刑事施設へ派遣したりするなど多様な人事運営を積極的に実施して職務についての理解を助け、マンネリズムに陥らないようにしなければならない。また、透徹した使命感を持った勤務姿勢が必要であり、これによりさらに安定した民営刑務所の運営が行われ、被収容者の改善効果も最大とすることができよう。遠くない将来に他の民営刑務所の立ち上げが行われれば、より幅広い人事運営が可能になるのではないかと期待している。

第2項 日本のPFI刑務所

過密収容などの問題を解決するための方策として導入された民営・PFI刑務所は、それぞれ異なる運営方式を通じ順調に定着への道を進んでいる。その中で、韓日の民営・PFI刑務所の運営方法や対応状況などを比較・検討し、相互の長所と短所を理解することで、充実した運営を通じた早期定着と円滑な運用を可能にしたい。そのため、次に提起される幾つかの点について検討することとする。

(1) コスト効率性のための方策

PFI手法のメリットの基本として挙げられるのは、VFM (Value for Money)⁴²¹の原則が求められていることによって生じる財政面でのコスト効果である。そのため、財政面でのコスト効果がないと、PFI手法導入の意味がない。このような理由から国営刑事施設に比べてコストを削減することができるという経済的効果に起因してPFI刑務所を導入することになった。しかし、当初の予想とおりにコスト削減の効果が現れているのか、さらに経済的効果を高めるために必要なことは何なのかについて検討を行いたい。

⁴²¹ VFMとは、投入された税金に対して生み出される価値のことを表す概念で、より少ない税金でより質の高いサービスを提供することを指す。田嶋義介、岩本浩史、松永桂子「PFI方式による刑務所についての研究ノート」『総合政策論叢』第13号（2007年3月）206頁。

韓国のソマン刑務所は、アガペー財団が施設を設計・建設して 12 年間にわたってその運営を担当しており、国営刑事施設の被収容者 1 人当たりにかかる費用の 90% を国から支給されている。そのため、国営刑事施設と比べて毎年、運営経費の 10% を節約することができる。これに対して日本の PFI 刑務所は、民間⁴²²が施設を建設し、管理運営は官民協働、または、施設は国が建設し、管理運営は官民協働で運営する方式で 15 年から 20 年にわたって、その運営をしている。民間業者に支払う事業費は、原則として契約の終了時まで毎年 4 半期ごとに均等に支払うことになっていて、それぞれの契約締結後、契約時に定められた金額を支払っている。つまり、契約期間内にかかるコストを年 4 回、全 60~80 回に分けて同一の額を国から支払っている。そもそも、PFI 刑務所は経費節減が可能であると言ったように、ある程度の費用を節約することができており、美祢センターが 48 億円（約 8.5%、平成 22 年 8 月からは 47 億円で約 6.9%）、島根あさひセンターが 104 億円（約 10.1%）、喜連川センターが 14 億円（約 3.4%）、播磨センターが 6 億円（約 2.1%）の経費節減効果を見せていると評価されている⁴²³。しかし、各施設から節約できる金額の割合は最高 10.1% から最低 2.1% で、予想していたほどの金額とはいえない。もちろん、この金額であっても国営刑事施設に比べると、ある程度の成果を上げているとはいえるものの、被収容者の低費用労働力を利用することが可能な作業を民間人がすることで、費用面で比較することができなくなり、純粋な民営ではなく、官民協働で運営しているため、国営刑事施設との正確な比較が難しいという。また、国から支給される費用の金利が年 4% で、一般市中の金利より高いこと⁴²⁴、および、当初の見積もりから大きく外れ、例えば 600 億の経費がかかる 1,000 人規模の施設で、民間が 550 億で受注すれば、総額 50 億円、単年度で 2 億 5,000 万円の費用を節約することになるが、これは 20 年間収容率 100% を維持することを前提としており、初年度に 60%、それ以降 80% の収容率を維持した場合、事業のライフサイクルコスト⁴²⁵は 495 億円になり、550 億では 55 億円の費用になるため、結局、100 億円の建設費支払いを分割して先延ばししたに過ぎない⁴²⁶ことに鑑みれば、今までの収容率をみると、予想とおりの収容率に至らなかったという現実から決してコスト面で大きな効果を見せているとはいえない。したがって、PFI 手法の 1 つのメリットとして考えると、PFI 刑務所運営においてより多くの経費削減につながるようにしなければ

⁴²² 多数の企業で構成される特別目的会社（美祢セコムグループ、島根あさひ大林組・ALSO Kグループ、喜連川セコムグループ、播磨大林・ALSO Kグループ）。

⁴²³ 国と特別目的会社との間に締結された契約金額は、美祢が約 639 億円、島根あさひが約 922 億円、喜連川が約 387 億円、播磨が約 268 億円である。内閣府「新しい公共の推進に係る各府省からの施策の聴取」法務省配布資料（2010 年 9 月 8 日）。（<http://www5.cao.go.jp/entaku/shiryou/shisakunotyousyu.html>）参照。

⁴²⁴ 法務所矯正局の関係者のインタビュー（2012 年 5 月 30 日）。

⁴²⁵ Life Cycle Cost とは、建物の建設費用だけでなく、企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・改造・解体・廃棄に至るまでに必要なトータルコスト。

⁴²⁶ 石塚伸一「刑事司法システムにおける規制改革・民営化と公共性の構造転換」『法社会学』第 68 号（2008 年）98 頁。

ばならない。現在、国側は被収容者の食費を収容定員の100%を基準として支給しているが、PFI刑務所の収容率が70~80%にすぎないということから、国家予算を浪費する結果をもたらしている。つまり、PFI刑務所の契約自体が被収容者の収容人員に関係なく取り決められたため、被収容者の多寡に関係なく決まった金額を支払うことになる。当初、国と特別目的会社との契約は、ある程度の収容率(90%~100%)を示すだけの被収容者を収容することを前提に予算を策定したものであるため、現在のように予想した収容率に達していない状況では、民間業者側にとっては多くの利益を得ることにつながるが、国側としては収容率が低くなると、特別目的会社に支払うコストを下げるといった契約条項がない状態であるから⁴²⁷、予算の無駄使いをもたらす側面がある⁴²⁸。4つのPFI刑務所の中で、最も多くのコストを削減させた島根あさひセンターの場合、その要因として挙げられているものの1つが、他の3つの施設に比べて民間職員が多いので民に頼る部分が大きく、その分、人件費が安くなって節約することができた⁴²⁹ということを見ると、他の3つの施設でも国の職員が担当しているポストの数を減らし、「民間にできることは民間に」という構造改革の方針に従い、民間委託する体制への転換が必要ではないかと考えられる。また、韓国のソマン刑務所のような収容人員の増減に応じて運営経費を支給する形態の方法も経費削減のためのよい方策になると考えられる。しかし、忘れてならないのは、経費削減のため、国の職員である刑務官の数を一定以下に減らすと、緊急事態における緊急支援、保安事故発生時における警備応援などに対応できないという問題が発生して施設運営に困難をもたらすかもしれないので、一定数の刑務官を確保することは必要である⁴³⁰。経費削減のみを強調すると、これに伴う弊害が生ずる可能性を排除できないのも事実であるから、1つの施設を運営するのに、どのくらいの費用が適正かつ効率的であるのかについての十分な検討が必要である。これに加えて、PFI刑務所を運営している民間業者は利益優先を原則としているから、赤字が発生したり、利益が少なくなったりするにしたがって、受刑者の処遇の質の低下につながる蓋然性を防ぐための継続的なモニタリングも必要である。

(2) 官と民の連携による円滑な施設運用

ソマン刑務所が国から派遣された監督官4人による監督の下で、アガペー財団が法令の範囲内で民間の自律性を活かしながら自律的に運営していることは、民営刑務所の趣旨に合致しているといえる。これに対し、PFI刑務所は、官と民の協働による刑務所の運営という意味でユニークだといえる。ソマン刑務所は民間の自律性を尊重することで、今までとは異なる改善プログラム

⁴²⁷ 契約書には、物価変動、運營業務要求水準書の変更、債務不履行などに係る事業費の増減額については取決めがされているものの、実際の収容人員が予定人員に満たない場合の減額については取決めがされていない。会計検査院「社会復帰促進センターの運営事業における食材費について」『平成21年度決算検査報告』(平成22年10月26日)124頁。

⁴²⁸ 花村博文・前掲注(374)230頁。

⁴²⁹ 花村博文・前掲注(374)229頁。

⁴³⁰ 西田博・前掲注(359)4頁。

や民間の創意工夫を最大限に活用して受刑者の改善に注力し、その効果を挙揚しているという点では望ましいが、監督官の過度の干渉、国営刑事施設との公平性の問題、民間の自律性が強いことによる国の管理・監督の難しさ、国と民間の運営方法などが互いに衝突している問題などが提起される。これに対して、日本のPFI刑務所は、国家主導の官民協働の運営の下で権力的業務である警備用具、武器使用、権利制限、被収容者処遇、仮釈放業務などは国家公務員である刑務官がその業務に関与する形で運営しており、非権力的業務である庶務、経理、施設の維持管理、警備、作業、職業訓練、収容関連サービス、教育、分類審査支援などに民間職員が関与している。したがって、非権力的業務については民間運営の自律性を認めており、権力的業務については施設運営の安定性と合理性の点で、国の管理監督が容易であるという長所がある。しかし、権力的業務と非権力的業務の区分が明確でない、国と特別目的会社との事業契約段階では予定していなかった業務やコストが急に発生した場合、それに対する対応が迅速に行われられないということが問題点として指摘されている。つまり、契約内容にない新たに発生した業務を民間の総括業務責任者が受託企業に伝達し、その内容を再調整するために多くの時間がかかっており、これを自社の決裁者に十分に説明されていない場合には、結果として迅速に動くことができないということである⁴³¹。それで、緊急事態が発生し、迅速な対応が必要な場合、その対応ができるのか、不安が残る。また、民間職員がせっかく一生懸命勤務しているのに「民間職員は補助の仕事までだ」⁴³²という考え方を持っている国の職員がいると民間職員の士気は地に落ちてしまい仕事に対するやりがいや誇りを失うことになり、これは官民協力が円滑にならない原因となる。これに加えて国の職員の場合は、センター長を頂点とする一糸不乱な指揮命令システムの下、迅速な業務が行われるが、民間の職員の方は、総括業務責任者の話がうまく伝達されないとか、業務への理解が不足すると、今まで官と民の相談によって調整してきた業務が無用になってしまう場合が発生することになる。さらに、柔軟性が必要な業務を遂行する過程の中で、国の職員の転勤によって担当者が変わると、今までの業務内容が一瞬にして変わってしまい、業務の連続性が失われて担当者は困惑することになる傾向が表れている⁴³³。したがって、これらを解決するための方策としては、民間の総括業務責任者に対して、突然発生した業務の調整や決定権限を付与する必要性が提起され、国の職員は、民間の職員も同じ職員であるとの認識の下、お互いを尊重し、民間の職員は、国の職員は自身の上司ではなく職場の同僚であるとの認識のもと、信頼関係を構築し、対等なパートナーシップを持って協力しようという姿勢が必要であり、さらに民間職員は、業務内容の正確な理解と把握がより重要である。官と民のバランスの取れた協力と連携、これはPFI刑務所の定着と円滑な運営のために必要不可欠である。しかし、官民の連携を阻害して施設運営を停滞させ、最終的には、被収容者処遇の質に影響を与える要因となりうる民間職員の高離職率も見逃してはなら

⁴³¹ 太田幸充「美祢社会復帰促進センターの現状と課題—民間事業者の取組」（特集・「PFI 刑務所」の現状と展望）『法律のひろば』第62巻7号（2009年）25頁。

⁴³² 花村博文・前掲注（374）233頁。

⁴³³ 花村博文・前掲注（374）237頁。

ないだろう⁴³⁴。平成 19 年度の美祿センターの民間職員の離職率をみると、採用者の約 10.3%が中途退職し、特に重要な業務である警備部門の離職率は同年 8 月末までに 13.6%となっている。離職の理由は、勤務体制の過酷さと報酬の低さであったという。民間職員の離職率が高くなるとノウハウの蓄積が難しく、そのため、経験不足の若い新採用職員が多く、適正なレベルの刑務所の管理が行われなため、保安状況などに問題が発生する⁴³⁵。そのため、民間職員の離職率を下げるための福利厚生の実施など待遇にも十分な議論が必要であり、民間職員の確保と、ある程度の質の維持は重視されなければならない、そのような中で高い職業意識を維持することが可能になるだろう。これに加えて、民間職員にも新規採用において国の職員と同等の研修を義務化し、保安事故や情報漏洩などにつながらないようにして職業へのモチベーションを高める必要がある。また、再研修の受講などを介して昇給するシステムの確立も民間職員の安定した雇用に有効であると考えられる⁴³⁶。

行刑改革会議で「国民に開かれた刑務所」を提言したように、官民協働を通じて、民間職員の被収容者に対する職業訓練や教育、そして刑事施設周辺の地域住民が、さまざまな活動を通じて刑務所に入出入りする中で、開かれた刑務所という目標が相当程度達成されたという事実は高い評価に値し⁴³⁷、さらに官と民がお互いを信頼・尊重し、役割分担を明確にしつつ PFI 刑務所の運営が行われれば、より一層強固になるものと考えられる。

(3) 収容率の拡大および被収容者の希望を考慮した収容体制

PFI 刑務所の運営を活性化するためには収容率の拡大と被収容者の希望を配慮した体制が何よりも大事である。まず、収容率の拡大について考えると、ソマン刑務所の収容率はすぐにコストに繋がるため、施設側は可能な限り 100%の収容定員を満たそうとしている。そのため、法務部やアガペー財団は出所者が出ると、すぐに収容定員を満たすために受刑者を補充しているし、また、今後の短期的な課題として 50 人の被収容者の増員を計画している⁴³⁸。これに対して PFI 刑務所は収容率に関係なく、定められた契約期間の間に一定の金額を支給されているため、収容率にはあまり関心が向けられていない。しかし、先述のとおり、PFI 刑務所の収容率を高めることは、国家予算の節約に直結する。2010 年末の刑事施設の収容人員は 72,975 人で、収容率は 1993 年から 2002 年にかけて大幅に上昇したが、2006 年から毎年低下し、2010 年末には収容定員 90,182 人（既決 72,129 人）に対し、収容率 80.9%（既決 90.0%、未決 44.8%）となっている。女子被収容者の収容率は 2007 年以降おおむね横ばいであり、2010 年末の収容定員 5,464 人（うち既決 3,921 人）に対し収容率は 97.8%（既決 120.3%、未決 40.5%）で、既決は収容定員を約 2 割上

⁴³⁴ 菊田幸一、海渡雄一・前掲注（363）255 頁。

⁴³⁵ 手塚分哉「美祿社会復帰促進センターの取組と刑事施設の在り方」社会復帰シンポジウム基調報告（2008 年 12 月 21 日）11～12 頁。

⁴³⁶ 松尾多英子・前掲注（369）25 頁。

⁴³⁷ 花村博文・前掲注（374）226 頁。

⁴³⁸ ソマン刑務所『ソマン刑務所開所 2 周年記念白書』（2012 年）171 頁。

回る状態が続いている⁴³⁹。これに対して2010年末のPFI刑務所の収容率をみると、美祢センターは男子受刑者が63.8%、女子受刑者が80%、島根あさひセンターは89%、喜連川センターは80.1%、播磨センターが74.8%の収容率を見せている⁴⁴⁰。これは、2007年から全刑事施設の収容人員が減少傾向にあるにも関わらず、既決被収容者は平均90.0%以上の収容率になっている点に照らせば、非常に低い数値であり、女性の場合は、さらに低い数値を見せている。PFI刑務所を導入する当初、今後も過密収容が続くと予想していたのとは異なり、被収容者の増加傾向は持続せず、緩やかな減少傾向を見せ始めたのが全刑事施設収容率の減少傾向をもたらしたとしても、国営刑事施設の受刑者の割合と比較してみると、差が明白であることを実感できる。したがって、良好な環境を備えているPFI刑務所の収容率を高め、国家予算を節約する必要があり、国営刑事施設の収容率を下げ、刑務官の勤務負担を減らし、余剰人員を矯正処遇に専念できるようにすることが望ましいと考えられる。また、民間業者は被収容者に対して食事を提供し、その対価として国は食材費を含む事業費を支払っているが、収容人員が収容定員に達していない状況が続いていても、100%収容分の食材費を支払わなければならない。これは当初の契約が、実際の収容人員が予定収容定員に満たない場合の減額についての取決めを有しておらず、そのため、実際の収容人員が予定収容人員を下回っている場合でも、食材費を減額することなく事業費を支払うことになっているからである。それで、2007年から2009年までに国が民間業者に支払った金額のうち、5億3,180万円の「食材費相当開差額」が発生した⁴⁴¹。この件については、会計監査院の指摘に沿い、実際の収容人員に応じた適切な食材費の支払いとなるように、2012年3月に、各受託事業者と覚書を取り交わして、同年4月から実際の収容人員が予定定員の80%を下回る場合には、合理的な範囲で、それに対応する食材費を減額できるようにするなどの処置を講じていた⁴⁴²。しかし、予想収容率に満たない場合には、食材以外だけでなく、実際の事業費の支払いについてもその減額を検討すべきであり、収容率80%を下回ることを基準としているが、これをさらに上げる必要がある。そうすることで、民間業者は、PFI刑務所の収容率の拡大に努めるものである。収容率100%とまではしなくても可能な限り国営刑事施設の収容率に近接した対応が行われるべきである。

次に、被収容者選抜に関することである。ソマン刑務所は被収容者の希望に応じて、自分から収容を申請した者の中から、国が要件を満たしている者を審査し、選定する方式をとるのに対し、PFI刑務所は、条件に一致する被収容者を施設側が一方的な選定審査によって収容する方式をとっているから、被収容者の意見が無視される傾向が強い。自分の希望に応じて収容された被収容者は、前もって心の準備などをして収容生活設計を計画することができ、積極的に改善プログラ

⁴³⁹ 法務省法務総合研究所『平成23年版犯罪白書』58頁。

⁴⁴⁰ 法務省『矯正統計年報I』（平成22年）18～21頁。2012年末現在の収容率は美祢が男子75.0%、女子64.5%、島根あさひが76.9%、喜連川が76.5%、播磨が82.1%の割合を示している。

⁴⁴¹ 会計検査院・前掲注（427）121、123頁。

⁴⁴² 会計検査院「平成20、21、22各年度決算検査報告掲記の意見を表示しまたは処置を要求した事項の結果（http://www.jbaudit.go.jp/pr/print/aramashi/pdf/audit_outline_23_10.pdf）参照。

ムに参加できる準備ができていたといえるが、一方的な収容は、人権問題を発生させる余地があり、移送を希望しない被収容者がいる可能性もある。たとえば、PFI 刑務所は交通が不便な田舎など離れた過疎地に位置しているため、家族との面会などの不便、出所後の帰住先などのことで同施設の収容を希望しない被収容者がいる可能性もある。したがって、国営刑事施設は被収容者の希望とは関係なく処遇調査によって収容施設が決定されるのに対し、PFI 刑務所は民間のアイデアを導入して処遇の内容を充実化し、これを通じて改善に重点を置いている特殊な環境要因を考慮して、収容選定審査の際に、被収容者の意見を一部でも反映させることが社会復帰のための改善更生と自律性を身につけさせるという点で、効果的であると考えられる。

（４）収容条件緩和の必要性

収容条件の緩和については、次の２つの点から考えてみたい。まず、ソマン刑務所の収容条件は「２犯以下の者」となっているが、より一層収容条件を緩和することが矯正の目標の達成に繋がるのではないかという社会的批判がある。これに対して、日本の４つの PFI 刑務所の収容条件の幾つかの共通点として挙げられるのが、①刑事施設への収容が初めてであること、②犯罪傾向が進んでいないこと、③執行すべき刑期が８年未満、残刑期が１年以上であること（美祢の場合、男子は６年以下）である。これらの収容条件のうち、刑事施設収容が初めてであることと犯罪傾向が進んでいないことという条件は重なっているのではないかと思われる。もちろん、全く同じであるとはいえないが、このような条件の被収容者は殆どが改善の可能性が高く、再犯可能性が低いということが予想される。これらの被収容者だけを収容することで、果たして真の矯正の目標を達成できるだろうか。ブラジルのヒュマイタ刑務所の場合、入所度数が収容条件に含まれていなかったにもかかわらず再犯率を４%以下に抑えているという事実などに照らしてみると、日本の PFI 刑務所も「刑事施設への収容が初めてであること」という収容条件を緩和する必要があるのではないかと思われる。また、2012 年度の「犯罪傾向が進んでいない被収容者」が 38.0% であり⁴⁴³、多数の被収容者が累犯だということ、島根あさひセンターでは TC というアミティの手法とか、リストラティブ・ジャスティス⁴⁴⁴という修復的司法に基づいてプログラムが行われており、これは A 符号ではなくて、本当は B 符号の受刑者に行うべきプログラムであること⁴⁴⁵に鑑みると、「犯罪傾向が進んでいる受刑者」の中でも、今後改善が可能になると予測される者の PFI

⁴⁴³ 「犯罪傾向が進んでいない受刑者」は、年末受刑者総数 58,726 人のうち、22,320 人（外国人被収容者を除く）である。法務省『矯正統計年報 I』（平成 24 年）（http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html）参照。

⁴⁴⁴ 犯罪者の処罰に焦点が当てられている現在の刑事司法体系とは異なり、修復的司法（restorative justice）は、加害者と被害者だけでなく、犯罪の問題について一定の利害関係を持っている地域社会共同体まで犯罪事件の解決主体として引き寄せる。また、修復的司法は、それらの間の相互理解、和解、原状回復などを通じて、社会共同体の平和を回復しようとする。ネイバー知識百科（<http://terms.naver.com/entry.nhn?docId=1396992&cid=128&categoryId=128>）参照。

⁴⁴⁵ 花村博文・前掲注（374）237 頁。

刑務所収容の審査を緩和すべきである。犯罪傾向が進んでいない者は確率上、改善の可能性が高いため、これらの者より犯罪傾向が進んでいる2犯以上の者の改善教育に一層力を尽くすべきではないだろうか。そのためにはPFI刑務所収容の大きな条件である「収容が初めてであること」の緩和の検討が必要である。もちろん、犯罪傾向が進んでおり改善の可能性が低く、他の受刑者に与える影響が大きい受刑者の場合には、初犯であってもPFI刑務所収容に深思熟考する必要があるが、どの受刑者を収容するのかについては、専門職員による厳格かつ慎重な審査を通じてその対応が適切に行われるようにすべきである。現在、初犯の受刑者のすべてをPFI刑務所に収容するわけではなく、これらも審査を通じてのみ収容が可能なので、2犯以上の受刑者であっても審査要件を満たしている場合、収容できるようにすることが妥当であると考えられる。収容条件のうち、入所度数が大事なのではなく、改善の可能性があるかどうか重点を置いて審査し、収容率の拡大を図る必要があるだろう。近年、PFI刑務所導入の背景であった過密収容状態がある程度解消され、今後も受刑者の減少傾向が続くと予測される。このような状況で、PFI刑務所がA指標と初犯の受刑者にこだわっていると、収容率の拡大が困難となる。つまり、PFI刑務所がどんなに良い設備、優れた人材を有していても、目的とする対象受刑者がいなくなったら何の意味もなさない。これは、VFMの達成を目指して導入されたPFI刑務所の存廃問題にまでつながりかねないと断定せざるを得ない。そのため、収容条件を初犯に限らず2犯または3犯まで、犯罪傾向の進捗はB指標まで拡大して国営刑事施設での改善可能性を観察した後、PFI刑務所に収容し、処遇する必要があると考える。

次に、収容条件のうち、「執行すべき刑期が8年未満、残刑期が1年以上であること」という部分の正確な理解である。ここでは「執行すべき刑期」というのが確定刑期をいうのか、PFI刑務所で執行すべき残刑期を意味するのかが不明だという問題がある。関係者によると確定刑期を意味するという答えと未決拘禁日数を除くPFI刑務所に移送される際の残刑期を意味するという2つの異なる答えがあった。思うに「執行すべき刑期」とは、今後執行しなければならない残刑期を意味することではないだろうか。もし、そうなら、確定刑期とは明らかに違うと思われる。後者のようにPFI刑務所にて執行する残刑期を意味するとしたら、訓令を変えなくても「執行すべき刑期が8年未満、残刑期が1年以上」であること、それだけでPFI刑務所の収容条件は十分である。しかし、民間の業者はリスクの回避のため、前者の立場を取るに違いないだろうし、もしそうならどのようにして民間業者を納得させるかが課題である。元々、収容条件を変えることは、民間業者に大きなリスクを負担させることになるので非常に難しい。しかし、美祿PFI刑務所では、男子受刑者の場合、収容条件の「おおむね」という文言を明確にし、女子の場合は、収容棟増設に伴い、全刑事施設に収容されている犯罪傾向が進んでいない女子被収容者の数が限られていることから、その対象を拡大するように収容条件を変えたという⁴⁴⁶。官と民がどのように理解して協力を

⁴⁴⁶ 美祿PFI刑務所の被収容者の収容条件の刑期を「おおむね1年以上5年以下であること」から、男性は「執行すべき刑期が6年以下であり、同センターでの残刑期が1年以上であること」と、女性は「執行すべき刑期が10年未満または10年以上であって残刑期が5年以下であり、かつ、同センターでの残刑期が1年以上であること」と改正した。

図っていくか、それにより PFI 刑務所の入り口が広がるだろう。

現在、国営刑事施設で刑期 8 年以上の中・長期被収容者の中でも改善指導などにより心境の変化を引き起こす被収容者、改善が可能な者は多数存在する。これらの被収容者も PFI 刑務所に収容できるようにすべきである。つまり、訓令の収容条件に対する解釈を、最初に言い渡された刑期の長短にかかわらず、PFI 刑務所で刑を執行する当時の執行刑期が 8 年未満、残刑期が 1 年以上であれば十分であるというふうに訓令の収容条件を拡張して解釈する必要がある。このようにして PFI 刑務所を被収容者が社会に復帰する前の最終的な改善更生の出口としての役割も担うようにするのが昨今の PFI 刑務所の役割をさらに充実させることではないかと考える。もし、初犯と累犯との悪風感染の問題を心配するとしたら、一部の PFI 刑務所を 2 犯以下または 3 犯以下の施設に区分・指定して受刑者の改善指導に努めることも 1 つの方策ではないかと考える。

(5) 重大犯罪の収容拡大の検討

PFI 刑務所に収容できる受刑者の罪名別収容状況に関することである。2011 年 8 月のソマン刑務所被収容者の罪名別収容状況をみると、重大犯が 66.7%と最も多く、次が財産犯 19.1%、続いて経済犯 8.3%、その他 5.7%の順となっている⁴⁴⁷。これに対し、2011 年から 2012 年 7 月にかけての美祿センター被収容者の犯罪類型をみると、男子の方は、窃盗 (44.3%)、詐欺・横領 (28.1%)、覚せい剤・麻薬取締法違反など (10.8%) の順であり、女子の方は、覚せい剤取締法 (32.5%)、窃盗 (24.6%)、詐欺・横領など (15.7%) の順である⁴⁴⁸。そして、島根あさひセンターは、窃盗 (28%)、詐欺 (14%)、覚せい剤取締法 (12%) の順であり、喜連川センターは、窃盗 (30%)、覚せい剤取締法 (14%)、詐欺 (13%)、強盗 (12%)、傷害 (6%)、その他 (25%) の順であり、播磨センターは、窃盗 (25.9%)、覚せい剤取締法 (24.5%)、強盗 (10.5%)、傷害・傷害致死 (6.9%)、強制わいせつ・強姦 (4.9%)、詐欺 (4.5%)、殺人・殺人未遂 (3.4%)、交通犯罪 (3.0%) の順となっている。しかし、PFI 刑務所の収容条件に関する訓令をみると、罪名による制限はない。それにもかかわらず、窃盗などの単純犯罪者の比率が圧倒的に多いということは、PFI 刑務所としてあるべき本来の機能を果たしているとは言えない。つまり、国営刑事施設に比べて優れた設備、様々な矯正処遇プログラム、最新の民間ノウハウを導入して改善更生に最善を尽くしている同施設に単純犯罪者が多く収容されていることは、揃っている物的・人的資源の観点からもつたいないように思われる。もちろん、単純犯罪者の改善更生も重要でないというわけではない。どの犯罪も国民に与える影響は少なくないが、その中でも最も深刻な被害を及ぼすのは重大犯罪者である。そのため、特に重大犯罪者の改善更生に、より多くの関心を持って再犯防止に注力するべきである。2012 年末在所受刑者の罪名別状況をみると全受刑者の約 22%が重大犯罪者である状況で、PFI 刑務所にこれらを収容することができるようにして改善に注力することも PFI 刑務所としての効率を最大化することに繋がるのではないだろうか考える。そ

⁴⁴⁷ 김남영、이혜미・前掲注 (353) 24 頁。

⁴⁴⁸ 花村博文「PFI 刑務所「美祿社会復帰促進センター」における矯正処遇の取組-その現状と課題 (特集・PFI 刑務所の現状と課題)」『犯罪と非行』第 172 号 (2012 年) 64 頁。

のような点でソマン刑務所の重大犯の収容率が 66.7%と高いことは望ましい現状であり、PFI 刑務所でも重大犯の収容により積極的な姿勢が必要である。また、ブラジルのヒュマイタ刑務所に収容されている被収容者のほとんどは殺人、暴行、強盗、麻薬関連犯罪者で、これらの平均服役期間は 10 年だという⁴⁴⁹。それにもかかわらず、再犯率を下げ、民営刑務所の成功事例として挙げられているように、運営の妙を生かし、法令に定めのない罪名による制限を緩和して PFI 刑務所に重大犯罪者を収容することを検討すべきである。重大犯罪者、犯罪傾向が進んでいる者など PFI 刑務所の収容拡大を通じて活発な運営を図るためには、家族との面会や、仮釈放審査のための帰住先の問題、就職先の確保など幾つかの支障がある問題を解決しなければならない。そのための方策として、テレビ電話を通じた面会制度の拡大実施、社会復帰の環境調整のための全国的なネットワークの構築⁴⁵⁰、各管区内に 1 つずつの施設を指定し、PFI 刑務所として機能させるシステムの構想も検討してみる必要がある。現在、PFI 刑務所が設置されていない管区の場合、黒羽や静岡、笠松の施設で、公共サービス改革法に基づく民間委託を実施しているので、管区ごとに、このような施設を拠点施設に指定して運営すれば、過疎地に位置することから生じる前述の諸問題のため、同施設への収容を希望しない受刑者の円滑な矯正処遇が可能になると考えられる。

表 5-4 ソマン刑務所と PFI 刑務所の比較

区分	韓国の民営刑務所（ソマン刑務所）	日本の PFI 刑務所（社会復帰促進センター）
運営形態	国の監督下でアガペー財団法人が法令の範囲内で自律的に運営	国主導の官民協働運営 -権力的業務：刑務官（国）が警備用具、武器使用、権利制限、被収容者処遇、仮釈放業務等を担当 -非権力的業務：民間職員（特別目的会社）が庶務、経理、維持管理、警備、作業、職業訓練、収容関連サービス、教育、分類審査支援等を担当
事業者	公募を通じて選ばれた特定の宗教財団であるアガペー財団法人	多数の企業で構成される特別目的会社 美祢セコムグループ、島根あさひ大林組・ALSOKグループ、喜連川セコムグループ、播磨大林・ALSOKグループ
責任主体	アガペー財団法人と国家	国家
事業方式	アガペー財団法人が施設の設計・建設・運営まで担当	施設は民間が建設、管理運営は官民協働（美祢、島根あさひ）。施設は国が建設、管理運営は官民協働（喜連川、播磨）
導入背景	過密収容の解消、民間の効率的手法の導入	過密収容の解消、規制改革の流れの一環

⁴⁴⁹ 同上、21 頁。

⁴⁵⁰ 菊田幸一、海渡雄一・前掲注（363）248 頁。

	入（効率性の向上）	行刑改革（行刑監視）
収容定員	ソマン刑務所 1 つの施設の収容定員は 300 人（最大 380 人が収容可能）、全刑事施設の約 0.7%に相当	4 つの社会復帰促進センターの収容定員は 6,300 人（美祢：1,300 人、島根あさひ：2,000 人、喜連川：2,000 人、播磨 1,000 人）、全刑事施設の約 7%に相当
収容現員	304 人（2012 年 4 月 12 日現在）	平成 22 年末現在 美祢 723 人、島根あさひ、1,781 人、喜連川 1,603 人、播磨 748 人
収容対象	①2 犯以下。②刑期 7 年以下の受刑者で残刑期が 1 年以上。③20 歳以上 60 歳未満。その他、組織暴力事犯、麻薬類事犯等民営刑務所への収容が適切でないと認められる被収容者。	共通収容条件：①刑事施設への収容が初めてであること。②日本国籍または日本国内での長期間の生活経験を有すること。③犯罪傾向が進んでいないこと。④執行すべき刑期が 8 年未満、残刑期が 1 年以上であること（美祢は 6 年以下、1 年以上）⑤集団生活に順応できること。⑥心身に著しい障害がないこと等である。
民間職員の採用	受託団体または受託団体が委任した機関が自律的に採用	特別目的会社（SPC）を構成する多数の企業が採用
被収容者選定	被収容者から申請を受けて国が要件を満たしている者を選定	条件に一致する被収容者を国が一方的に選定
経費	12 年間、国営刑事施設の運営経費の 90%まで国が支援（年約 54 億ウォン）	国と SPC の間に一定期間（15 年～20 年）の総額で契約（美祢約 639 億円、島根あさひ約 922 億円、喜連川約 387 億円、播磨約 268 億円）
経費節減	毎年国営刑事施設の運営費の約 10%節減	国債限度額から節減：美祢（約 6.9%）、島根あさひ（約 10.1%）、喜連川（約 3.4%）、播磨（約 2.1%）
長所	民間の自律性が強く、民営刑務所の趣旨に合致	官主導の官民協働運営で、施設運営の安定性がある。国の管理監督が容易
短所	民間の自律性の強さに比例して国家の管理・監督が困難	民間の自律性が非権力的な業務には一部分あるが、全体的に民間の自律性が弱い。刑務官と民営職員との連携・連帯の弱化可能性
評価	純粋な民営刑務所に近い	純粋な民営刑務所とは言いがたく、官主導の民間支援形態の官民協働運営

（出所）韓日の各資料をもとに作成

第 6 節 本章のまとめ

本章では、韓日の民営・PFI 刑務所の現状と課題について若干の比較を行って、その運営過程で現れた幾つかの課題について検討を加えた。その結果、過密収容の解消という同一の目的がそ

の出発点にあることが分かり、国家予算の節約、多様な教化プログラムを通じた再犯防止、被収容者の処遇改善、国営刑事施設の収容率減少に繋がったことが明確になった。ただし、施設の建設および運営過程で幾つかの異なる点があり、これは両国の特殊な社会文化環境などが絡み合っ
て生じた結果ではないかと思われる。さらに、ソマン刑務所は非営利で運営しているため宗教界
の社会貢献という側面があり、純粋な民営刑務所に近いと評価するのに無理はないだろうが、そ
の運営主体が宗教財団であることから宗教的な問題が発生する余地があり、PFI 刑務所は、営利
を目的として運営しているため、社会貢献の側面は弱いといえるだろうが、地域経済の活性化の
ため地域人材の雇用、地域の食材や製品の購入など良い効果が見られるのは確かであり、その点
ではPFI 刑務所としての意義があると思われる。また、これまでの国営刑事施設とは異なる官民
協働の形で運営されている点で、純粋な民営刑務所とはいいい難く官主導の民間支援形態の官民協
働刑務所と評価できる。どちらの運営方式が優れているとはいえないが、それぞれの国の事情を
考慮して運営されているためおのおの長所と短所を持っていることが明らかであることから、必
要な部分を取捨選択した賢い見直しが行われるべきである。

したがって、まず、ソマン刑務所を宗教刑務所として認めた上で、強引な宗教行為が行われな
いように厳正な指導監督を行うこと、10%の経費節約が被収容者処遇の質の低下に繋がらないよ
うにすること、十分な運営資金を確保するための方法を検討することが必要である。そのために
は個人や団体の寄付活性化のため民営刑務所の広報の積極的な実施や、一部分の営利運営も考慮
する必要がある。また、被収容者の選定手続きの法定化を通じて恣意的な審査がないように透明
な明示規定を確立すべきであり、適切な指導統制により国営刑事施設との処遇の不公平性、不当
な刑執行の問題が発生しないようにすべきである。さらに、職員の勤務意欲向上と士気高揚のた
めの職務教育の実施、適切な人事運営、インセンティブの適用にアガペー財団と法務部の積極的
な対応が求められる。次に、PFI 刑務所の場合は、経費をさらに節約するための方策を講じる必
要がある。そのため、宗教刑務所という形でなくとも、福祉法人や企業に対する税制減免などの
方法を通じた一般企業の社会貢献的側面からの非営利刑務所運営などを検討する必要がある。官
と民の強固な信頼関係の構築、また国営刑事施設と比べて低い収容率を高め、適正人員の収容を
通じた国家予算の削減に尽力すべきである。さらに、被収容者選抜における自律性を促進し、積
極的な改善プログラムに参加させるため被収容者本人の希望に沿った収容を考慮する必要があ
る。そのためには収容条件を緩和してすべての被収容者にPFI 刑務所の入り口を広げる必要があ
り、同施設が社会復帰の出口としての役割を果たして多くの被収容者に門戸を開放しなければな
らないと考える。

これから民営・PFI 刑務所が良い結果を示すにしたいが、同施設は予算を節約しても再犯率を
下げているのに国営刑事施設はなぜより多くの予算と職員をかけているにもかかわらず再犯率
を下げられないのかという国民からの批判が現実となるかもしれない。しかし、矯正の目標と需
要者である国民のことを考えると同施設の成功は望ましい現状であり、国営刑事施設の奮起を促
すという意味でも当然なくてはならない存在である。韓日の民営・PFI 刑務所が被収容者の社会
復帰と再犯防止の効果をあげ、矯正環境の変化に先駆ける制度として定着できるように、たゆま
ぬ社会的関心と支持が必要であり、今後、さらに多くの成果を上げるであろうと期待している。

第6章 充実した受刑者処遇に向けた矯正組織の見直し

第1節 はじめに

人間は、生まれてから家族という基礎的な集団のメンバーとして成長していきながら、学校、職場などの組織の一員として生活を営んでいく。したがって、人間は組織を離れては生存できない存在であるため、現代社会を号して組織社会ということがよくある。そこでは、組織と環境との間に絶え間ない相互作用が発生しており、組織の構成員としての個人や組織が生き残るために、社会と自分が属している組織についての考察が必要である。1つの組織を発展させるためには、組織環境の変化に能動的に対応できるように組織のメンバーの価値観、信念、態度および組織構造を変更しなければならず、そうすれば、組織の全体的な能力を向上させることができることとされている⁴⁵¹。このような観点から考えてみると、矯正組織の発展方案を議論する場合には、矯正組織を構成する矯正職員とその組織構造についての考察が重要である。すなわち、矯正の目的は、犯罪や非行を犯した者を施設に収容し、様々な処遇を通じて改善更生の意欲を喚起し、社会に復帰させ、健全な社会人としての生活を営むことができる能力を育成させることにあるから、これらの被収容者に対する矯正が円滑に行われるようにするには、これらを管理し、指導する矯正組織と矯正職員の作用についての検討が必要不可欠である。

社会から逸脱した犯罪者と非行少年の行動を変化させることによって再社会化という目標を追求する組織が矯正組織であり、これらの組織を通じて矯正行政に課せられた目的の実現を図る者が矯正職員である。そのため、矯正職員1人ひとりが組織の共同目標を達成するために協力関係を維持し、体系的に分化された職能をそれぞれの役割として分担することができるように組織力を強化しなければならない。そのためには、まず、明確で一貫性のある目標が設定されているだけでなく、それが組織の全メンバーにとって、自ら追求すべき有意義なものでなければならない。また、目標達成に相応した組織態勢が整備されるべきであることや、組織活動を動かす情報の管理が適切になされなければならないこと、組織を担当する職員が職能集団として育成、訓練され、高い士気と組織への帰属意識を持つべきであることなども指摘されている⁴⁵²。

しかし、これまで受刑者の再犯防止と社会復帰を達成するために施設内での様々な方策が検討され、議論されてきた一方で、これらを管理し、処遇を担当する矯正職員およびこれらが属している組織についての検討が不足していたこともまた事実である。新法施行⁴⁵³と共に被収容者の人権意識の向上、処遇改善などの様々な形態の処遇制度が創出され、矯正にも多くの変化がもたらされているが、矯正組織はまだ、他の組織の発展の程度に及ばないのが現実である。いくら立派な処遇制度が被収容者の

⁴⁵¹ 박상식 「矯正公務員アンケート調査を通じた矯正の発展方向に関する研究」『矯正研究』第30号（2006年）141頁。

⁴⁵² 小野義秀『矯正行政の理論と展開』矯正行政の理論と展開刊行会（1989年）16頁。

⁴⁵³ 韓国の「刑の執行及び収容者の処遇に関する法律」と日本の「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」である。

改善更生のために用意されていたとしても、これを責任を持って管理する組織や構成員の運営が効率的でなければ、良い効果を期待するのは難しい。

そのため、本章では、矯正組織と矯正職員に対する全体的な機能を改善するための積極的かつ能動的な変化を模索することに重点を置いて、昨今の韓日の矯正の現状と各国の矯正組織についての検討を行う。そして、組織構成面において類似している韓日の矯正組織の状況と人的側面からの状況を比較考察した後、今後、望ましい受刑者処遇を目指して前進しなければならない矯正組織がどのような方向へ進むべきかということについての意見を述べる。

第2節 近年の矯正の現状

第1項 韓日矯正の現状

近年、矯正の現状に関して一般に言及されることとして、「再犯率の上昇」、「一部施設の過密収容」、「女性・高齢被収容者の増加」、「重大犯罪の増加」、「新受刑者の増加」など、さまざまなことが考えられるかもしれないが、大同小異に言及されているのはまさに、「再犯率の上昇」と「過密収容」ではないかと思われる。したがって、本節ではこれらの現状を中心に、韓日両国の実態を見てみたいと思う。

まず、「再犯率の上昇」に関する現状から概観する。現代的な意味の矯正の本質は、被収容者の人権保障と再社会化を通じた再犯防止にあるとする。しかし、人権は生まれながらにして人間に与えられた天賦の権利であるため、矯正の理念というには不適切な面があるため、再社会化がまさに矯正の目的であることができる。しかし、これまでの矯正の現状をみると、施設内で受刑者に対して行われる改善指導によって、再犯防止に成功したとは言い難い。社会安全の危険信号であり、矯正行政の限界として指摘されている高い再犯率は、昨今の矯正の大きな問題である⁴⁵⁴。

2004年から2008年まで、韓国刑事施設から出所した者の再入率をみると⁴⁵⁵、平均的に20%台前半を示している。2008年出所者のうち、刑事施設入所までかかる期間は、出所後2年未満が29.6%で最も高く、1年未満が24.9%、6月未満が15.4%、3月未満が13.3%、3年未満が16.8%となっている。また、満期釈放者の再入率が27.9%、仮釈放者の再入率は11.6%で、満期釈放者が仮釈放者よりも4.8倍以上高い再入率を見せており、男子受刑者が女子受刑者に比べて再入率が高く、入所経験が多い者ほど再入率が高い。年齢別では20歳未満が(41.1%)が最も高く、年齢が高くなるほど再入率が低くなる傾向を見せている。罪名別では、麻薬類(38.6%)が最も高く、次いで窃盗(40.3%)、強盗(26.4%)、性犯罪(20.2%)の順であり、刑期別にみると、1年以上3年未満の者が最も高くなっている。

⁴⁵⁴ 박상식・前掲注(451)136頁。

⁴⁵⁵ 禁錮以上の刑の宣告を受けて刑事施設に収容された者が、満期釈放、仮釈放、赦免などの理由で出所した後、別の犯罪行為で禁錮以上の刑の宣告を受けて、その執行のために、3年以内に再度刑事施設に収容される割合を意味する。法務部矯正本部『矯正統計年報』(2013年)173頁。

表 6-1 韓日の出所者の再入率状況（2004 年～2008 年）

出所年	2004		2005		2006		2007		2008	
	出所人員	再入所人員	出所人員	再入所人員	出所人員	再入所人員	出所人員	再入所人員	出所人員	再入所人員
韓国	29,875 (%)	6,772 (22.7)	27,489 (%)	6,169 (22.4)	24,626 (%)	5,553 (22.5)	24,151 (%)	5,396 (22.3)	25,802 (%)	5,737 (22.2)
日本	29,533 (%)	2007 年 末まで	30,037 (%)	2008 年 末まで	30,600 (%)	2009 年 末まで	31,341 (%)	2010 年 末まで	31,680 (%)	2011 年 末まで
		11,286 (38.2)		11,395 (37.9)		11,363 (37.1)		11,443 (36.5)		11,381 (35.9)

※出所者の再入率とは、満期釈放・仮釈放などで出所してから 3 年以内（韓国）に刑事施設に再入所した割合を示したものである。

（出所）韓日両国の『2013 年矯正統計』をもとに作成

一方、日本の場合には、再入率が平均 30%台半ばから後半を維持している。刑事施設入所までかかる期間は、出所後 6 月未満が 30%台前半で最も高く、1 年以上 2 年未満が 20%台後半、6 月以上 1 年未満が 20.0%台前半、3 年未満が約 16.0%となっている。また、2003 年および 2008 年の出所受刑者について、出所年を含む 5 年間または 10 年間における累積再入率は 49.5%と 39.8%であった。満期釈放者は、仮釈放者よりも累積再入率は相当高い。2003 年の出所受刑者の 10 年以内の累積再入率は、満期釈放者が 61.0%、仮釈放者が 40.4%であるが、このうち 5 年以内に再入所した者は 10 年以内に再入所した者の 89.4%と 82.5 を占めている。罪名別では、覚せい剤取締法違反（49.3%）が最も高く、次いで窃盗、傷害・暴行、強盗の順である⁴⁵⁶。さらに、入所度数別に比較すると、入所度数が多いほど累積再入率は高く、入所度数が 1 度の者と 2 度の者の差は顕著であり、2 度以上の者は、おおむね半数を超える者が 5 年以内に再入所し、入所度数を重ねるにつれて、改善更生の困難さが増していくことがうかがわれる⁴⁵⁷。2012 年における入所受刑者の入所度数別の構成比をみると、入所度数が 2 度以上の者が 60%近くを占めている。韓国の場合は、2011 年現在、全受刑者の 51.2%が入所経験がある者であり、この中でも初犯と 2、3 度の割合は減るか、または毎年同様の傾向であるのに対し、4 度以上の者は、増加傾向にある。

韓日両国では、刑事施設の受刑者の半分くらいが繰り返し犯罪を犯して刑事施設に再入所しており、多くの犯罪が再犯者によって行われ、犯罪の増加の主要な原因となっている。また、初犯で入所した受刑者であってもしっかりと改善更生が行われていない場合、潜在的な累犯受刑者になる可能性が高く、このような悪循環はとどまるところを知らないのが現実である。これら

⁴⁵⁶ 法務省法務総合研究所『平成 25 年版犯罪白書』131 頁。

⁴⁵⁷ 法務省法務総合研究所『平成 24 年版犯罪白書』181、183 頁。

の受刑者の再犯の根本的な原因を矯正の失敗だけに求めることはできないが、その一次的な責任がまさに矯正活動にあることは否めないだろう。したがって、改善指導を通じた受刑者の社会復帰は、別の犯罪の予防という面で重要であり、そのため、現在の矯正組織、人員、予算、制度などについての検討は、それに勝るとも劣らない重要性を持っているのである。

次に、刑事施設の「過密収容」についてみると、韓国の場合、1993年から収容現員が収容定員を若干超えている現状が続いていたが、1999年のアジア経済危機の影響によって、急激な収容人員の増加状況が発生しており、これが刑事施設の過密収容につながった。一方、日本の場合は、長期間続いてきた景気不況などの影響によって、収容人員の増加現状が続いていたが、2001年に収容現員が収容定員を超えるに至ったことで、刑事施設の過密収容状況が指摘されるようになった。両国の刑事施設の収容推移をみると、韓国は、1990年53,169人であった収容人員が、1999年には68,087人となり、韓国政府樹立以来最高の収容率を示してから、2000年には63,472人、2011年には45,845人となり、1999年までに急な上昇傾向にあった収容人員が、2001年から減少傾向へと転じた。一方、日本では、1990年には48,243人であった収容人員が2000年には58,747人、2007年には80,684人、2011年には71,378人となり、1990年に比べて約1.5倍、2000年に比べては1.2倍に増えている。もっとも、近年の傾向としては、2007年を境に増加傾向にあった収容人員が減少傾向へと推移し、ますます低くなっている。このような現状は、韓日両国で同じように見受けられるが、ただし、未決被収容者の収容率にあつては、韓国が日本に比べて約1.8倍高い収容率を見せており、1998年以降減少傾向にあった未決囚が、2008年以降徐々に増加傾向にある。

これに加えて、個別施設ごとに収容率の差が激しいという点も指摘できる。韓国の場合、2011年の刑事施設の平均収容率が108.6%であるのに対し、一部の施設、すなわち、ソウル拘(140.4%)、大田刑(130.0%)、釜山拘(124.9%)、光州刑(119.8%)、大邱刑(117%)、仁川拘(109.0%)、安養刑(103.8%)などの大都市周辺の施設の収容率が非常に高くなっている。対照的に、過疎地周辺の刑事施設である慶北北部第2刑(49.1%)、統営拘(57.6%)、慶北北部第3刑(61.7%)、海南刑(62.4%)などは、概して大都市周辺の半分程度の低い収容率である。これに対して2012年の日本の一部施設の収容率をみると、前橋刑(97.9%)、水戸刑(93.1%)、鳥取刑(93.0%)、府中刑(92.8%)、加古川刑(91.3%)、名古屋刑(91.2%)、大阪刑(90.2%)、宮城刑(90.0%)などは概ね高い収容率を示す反面、市原刑(44.9%)、立川拘(49.9%)、函館少年刑(53.0%)、神戸拘(54.5%)京都拘(59.5%)などは、概して低い収容率を見せている。特に拘置所、少年刑務所の収容率がおおむね低い現状を見せている。

また、「女性・高齢被収容者の増加」の収容推移をみると、韓国では、2001年3,110人であった収容人員が、2003年に3,623人と最も高い収容人員を見せた後、2011年には2,429人に減少し、2011年には2003年の67.0%の水準に低下した。これに対し、日本の場合には、2001年3,582人であった収容人員が2004年には4,545人に増加し、2011年には5,345人と最も高い収容人員を記録し、2001年に収容定員を超えて(104.1%)以来、10年間で約1.5倍の増加傾向を見せており、このような現状は、女子刑務所の過密状況をもたらしている。つまり、2011年の刑事施設の平均収容率は77.2%であるのに対し、専用の女子刑務所である和歌山が126.8%、麓が121.5%、栃木が120.9%、笠松が110.0%、岩国が100.0%の深刻な過密収容を見せている。

さらに、高齢受刑者⁴⁵⁸の増加の傾向も見過ごすこともできない。一般社会の高齢化とともに、刑事施設の高齢化が進行するようになって久しい。韓国刑事施設の60歳以上の高齢者の推移をみると、2002年878人であった高齢者が2011年には、1,794人（総受刑者比5.8%）となっており、約2.1倍の増加を見せている。高齢受刑者は、2002年以降、一貫して増加しており、50代と60代の受刑者が継続的に増加するなど、受刑者の高齢化は今後も続くと予測される。日本の場合は、2002年5,870人であった高齢者が2011年には10,309人（総受刑者比16.9%）と約1.8倍以上に増加した。これは、一般受刑者の場合、韓国より約1.6倍多いことに比べて60歳以上の高齢受刑者は約3倍以上で、非常に高い数値である。このような現状は、一般社会の高齢化に伴って、今後も一貫して続いていくと予想される。

このような刑事施設における矯正の現状は様々な問題を引き起こしており、過密による劣悪な環境は、ストレスになって、被収容者間の問題と職員への暴行などにつながる危険性も存在し、施設の管理運営上多くの困難をもたらしている⁴⁵⁹。そのため、刑事施設の中では、規律違反や矯正事故が絶えず発生しており、被収容者はもちろんのこと、刑務官にも少なからず影響を及ぼしている。韓日両国で問題となっている大都市周辺の個別施設の過密収容、女性・高齢被収容者の増加の現状は、今後も継続的な関心を持って解決すべき課題である。

第2項 各国矯正組織および刑事施設の収容人員の現状

ICPS (International Centre for Prison Studies) の統計資料⁴⁶⁰によると、人口10万人当たりの被収容者の数が最も多い国は米国で716人であり、韓日両国の場合は、それぞれ99人と51人で、各国の現状と比較して、比較的低いレベルに位置するといえる。また、各国の刑事施設の収容率は、対象国199ヶ国のうちハイチが417%で最も高く、サンマリノ共和国が16.7%で最も低かった。韓日の場合は、それぞれ106.1%と77.2%で、韓国の場合、収容現員が収容定員を超えている現状が続いており、日本の場合は、収容現員が収容定員を超過しておらず、過去のような過密収容状態は脱したと見ることができる。全体的な印象としては、矯正先進国とされる国が収容率100%未満の現状を見せているが、多くの国がまだ刑事施設に収容率100%を超過している過密収容状態にある。

また、矯正行政の重要性を大きく認識している幾つかの国々については、矯正本部（局）を法務省内の内局の形ではなく、外局や外庁の独立した組織の形で運営しているのがその特徴だといえるだろう。しかし、韓日の場合、矯正本部（局）は、法務部（省）の内部部局として位置づけられており、法務部長官（法務大臣）からの指揮監督を直接受ける組織で構成されている。

⁴⁵⁸ 社会全体の高齢化に伴って、受刑者の高齢化も進行している。一般的には、65歳以上の者を「高齢者」とすることが多いが、過去の統計資料には65歳という年齢区分が存在しないものが少なくないし、刑事施設の特性上、60歳以上の者を「高齢者」とする。法務省法務総合研究所『平成16年版犯罪白書』（http://hakusyol.moj.go.jp/jp/48/nfm/n_48_2_5_3_2_2.html）参照。

⁴⁵⁹ 法務省法務総合研究所『平成16年犯罪白書』（http://hakusyol.moj.go.jp/jp/48/nfm/n_48_2_5_3_1_3.html#H005003001005E）参照。

⁴⁶⁰ 刑務所研究のための国際センター（<http://www.prisonstudies.org>）参照。

表 6-2 各国の刑事施設および収容人員比較

国	所属機関	矯正機関	被収容者 総人員	人口 10 万人当 被収容者割合	刑事施設 数	施設収容 可能人員	施設収容 割合 (%)	基準年
韓国	法務省	矯正本部 (内局)	48,497	99	51	45,690	106.1	2013.6.
日本	法務省	矯正局 (内局)	64,932	51	188	90,547 (2011)	77.2 (2011)	2013.6.
中国 (香港)	行政部	矯正部	9,189	128	24	11,144 (2011)	86.7 (2011)	2013.6
米国	法務省	連邦矯正局 (外局)	2,239,751	716	4,575 (2006)	2,265,000	99.0	2011.6.
カナダ	連邦公共 安全部	連邦矯正局 (外局)	40,544	118 (2011.9.)	234 (2005)	38,604 (2009)	96.4	2012.3.
英国 (イングランド /ウェールズ)	法務省	犯罪者管理 局	84,430	148	133	77,699	108.2	2013
フランス	法務省	連邦矯正局 (外局)	67,088	101	191	57,433	116.7	2013
ドイツ	法務省	刑務所管理 総局(外局)	64,379	79	186	77,243	83.3	2013.3.
ニュージーラン ド	法務省	矯正部	8,597	192	17	9,545	90.2	2013.6.
スウェーデン	法務省	保護観察局	6,364	67	82	7,046	90.3	2012.1.
イタリア	法務省	矯正部	64,835	106	225	47,703	135.9	2013.8.
南アフリカ 共和国	法務省	矯正部	156,370	294	243	118,968 (2012)	131.7 (2012)	2013.8

(出所) 韓国の『矯正研究』第 30 号(2006 年)と、ICPS ホームページをもとに作成

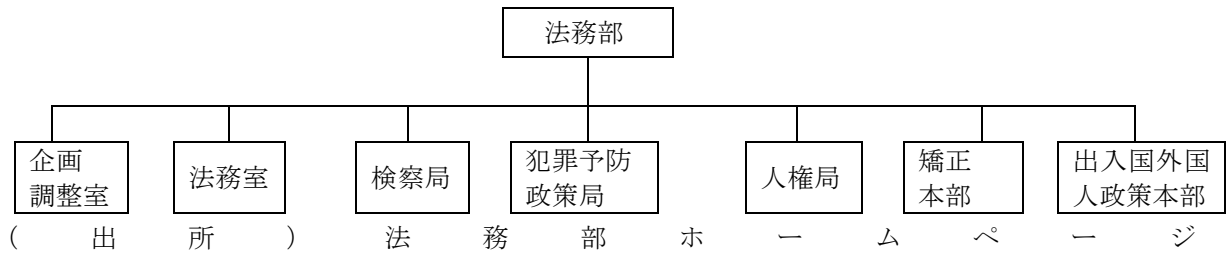
第 3 節 韓日における矯正組織の構成

第 1 項 組織機構の側面からみた構成

(1) 韓国の矯正組織の構成

韓国の法務部組織をみると、検察局、犯罪予防政策局、矯正本部、出入国・外国人政策本部などがあり、法務部所属公務員の教育のための法務研修院がある。このうち、矯正組織は、総合的な矯正政策を樹立・示達して指揮監督する中央機関と中間監督機関、これを執行する一線矯正機関である刑事施設で構成されている。

図 6-1 法務部組織図

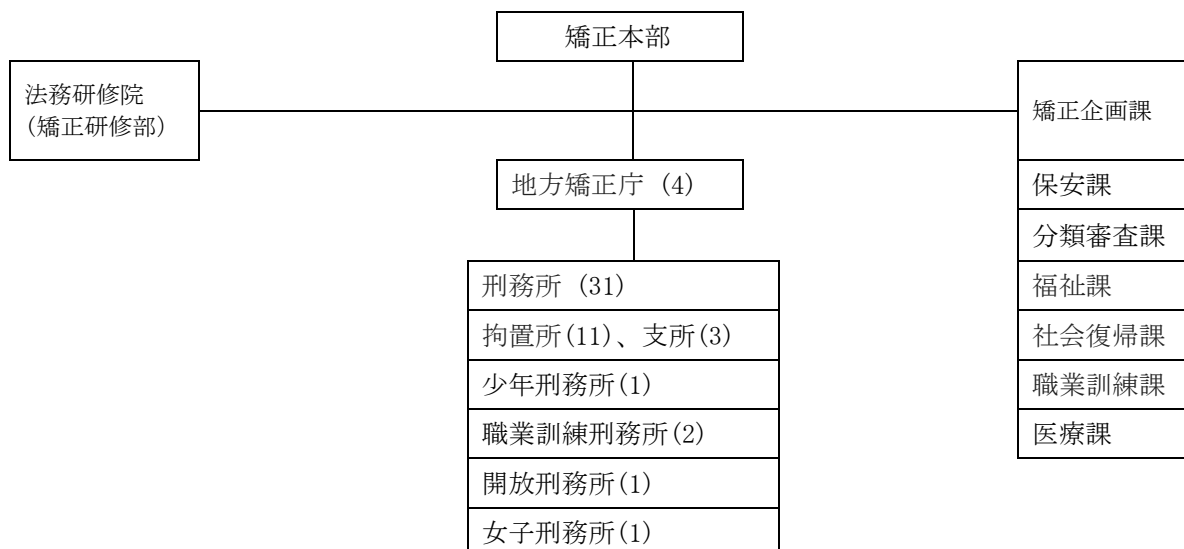


(http://www.moj.go.kr/HP/MOJ03/menu.do?strOrgGbnCd=100000&strRtnURL=MOJ_50202010)

1) 中央矯正機構（矯正本部）の状況

1948年7月17日に大韓民国憲法が制定・公布された当時の法律第1号で「政府組織法」が制定され、同年11月4日大統領令第21号で、法務部職制が公布・施行された。同職制によって矯正行政を総括する矯正本部（当時の刑政局）は、監査課、刑務課、作業課、保護課、教育課、厚生課など6つの課に組織された。その後、多くの職制改正を通じて、課名の名称変更が行われ、2007年11月30日には、政府樹立後46年ぶりに矯正政策の総括・調整機能を高め、急速に変化する矯正環境に能動的に対処しようと、既存の矯正局を矯正本部に拡大改編し、現在に至っている。中央機構では、法務部長官と次官の下に矯正本部長があり、矯正行政全般にわたって矯正本部長を補佐する矯正政策団長と保安政策団長および、それぞれの所管業務を担当する矯正企画課、職業訓練課、社会復帰課、福祉課、保安課、分類審査課、医療課など7つの課を置いている。また、矯正行政全般を担当する中央機関である矯正本部の下には4つの地方矯正庁と50の刑事施設が設置されている。矯正本部長と政策団長は、高位公務員に任命され、各課の課長は、矯正副理事官（3級）または矯正監（4級）の中から任命される。所属委員会としては法務部長官の下に受刑者の仮釈放審査のための仮釈放審査委員会、受刑者に給与する副食の量と基準などを定める中央給食管理委員会が設置されている。

図 6-2 矯正本部組織図



民営刑務所(1)

(出所) 法務部矯正本部『大韓民国矯正行政』(2011年)

矯正本部各課の所掌事務は「法務部とその所属機関職制施行規則(令 683号)」に基づき、次のとおり定められている。

部署名	業務内容
矯正企画課	矯正行政に関する総合計画を樹立・実施し、矯正職員の配置・教育訓練および服務監督を担当する。また、地方矯正庁・刑事施設の指導・監督、様々な矯正行政の行事を計画・実施し、矯正に関連する国際協力や広報などの業務を担当する。
保安課	被収容者の収容・処遇、釈放に関する事項および施設内の規律維持、戒護などの保安に関する基本的な計画を樹立・実施し、収容事故調査および事故防止などに関する指導を担当する。また、矯正行政の情報化および電算機器の操作、出廷指導・監督、接見指導・監督、刑事施設の警備や緊急時の訓練、武器や弾薬管理、保護、保安機器の運用に関する総合計画を樹立して施行する。
職業訓練	矯導作業特別会計の経理・用途・決算および国有財産の管理、矯導作業の計画・管理・制御などの業務を担当し、職業訓練に関する計画を樹立して施行する。
社会復帰課	受刑者の教育・教化と教育課程、恵まれない受刑者の家族支援、家族出会うの家や出会うの日のための計画を樹立し、実施する。また、教化プログラムの研究・開発と教化放送に関する事項、矯正委員の委嘱・解職、受刑者の社会復帰のための中長期計画の樹立、帰休・社会見学・奉仕体験に関する事項、釈放予定者社会適応教育およびサポートに関する事項などを担当する。
福祉課	矯正行政予算の編成・割り当て、刑事施設造成のための予算編成および管理に関する事項、矯正職員と被収容者の被服・給養に関する事項、被収容者の領置金品管理制度に関する事項、被収容者の給食管理委員会の運営に関する事項、国有財産および刑事施設移転、新築に関する事項などを担当する。
分類審査課	受刑者の分類処遇や個別処遇計画の策定・実施および処遇プログラム、科学的な分類手法の開発・運営、分類処遇会議の運営、仮釈放審査業務、仮釈放審査委員会の運営・管理、矯正行政関係法令の立案、民営刑務所運営の管理・監督、矯正行政に関する主な制度の改善に関する事項などを担当する。
医療課	被収容者の保健衛生の管理と医療・薬剤に関する事項の総合計画を樹立・実施し、医療機器の供給・管理、健康診断、被収容者の病気を予防するための関連業務を担当する。

2) 中間監督機構(地方矯正庁)の状況

地方矯正庁は、矯正本部と一線矯正機関の中間に位置し、一線機関の業務執行の指揮監督をつかさどる中間監督機関として、1991年9月30日、大統領令第13483号「法務部とその所属機関職制」が改正されたことによって、同年11月1日からソウル、大邱、大田、光州の4ヶ所に設置・運営されている。各地方矯正庁は、被収容者の収容、管理および矯正教化その他矯正事務について管轄内の刑事施設を直接監督する中間監督機能を遂行しており、業務に関連して総務課、保安課、職業訓練課、医療分類課、社会復帰課を置いており、ソウル地方矯正庁には、電算管理

課を別に置いている。地方矯正庁長は高位公務員で、各課長は矯正監（4級）の中から任命している。各課の所掌事務は「法務部とその所属機関職制施行規則（令 683号）」に基づき規定されており、傘下の刑事施設の行政処分に対する行政審判請求を審理・議決するため、行政審判委員会が設置されている。

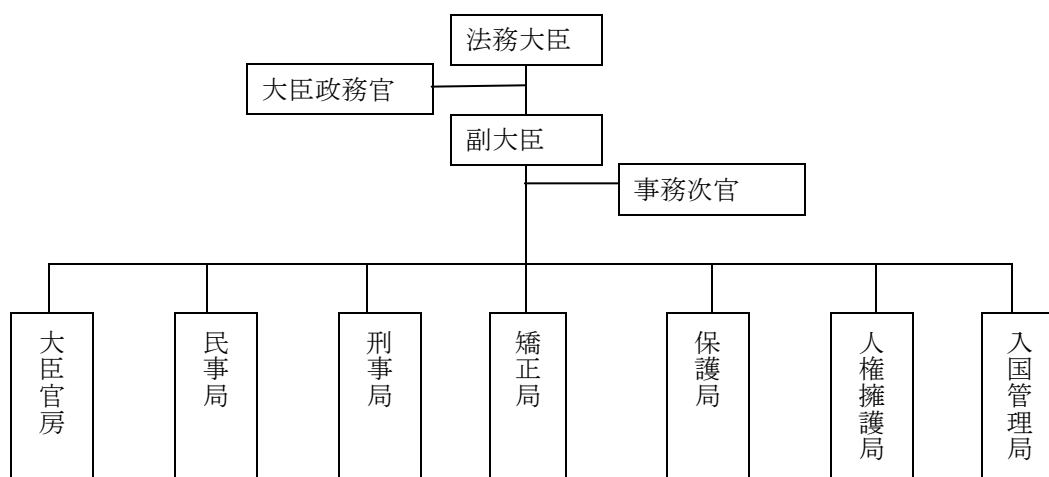
3) 刑事施設の状況

矯正業務を直接実行する矯正本部傘下の機関としては、全国に50の（刑務所36、拘置所11、支所3）の刑事施設があり、個別施設の特性に応じて内部組織には若干の差がある。刑務所は、刑の執行などの矯正行政に関する事務および未決収容者の収容に関する業務を管掌し、所長を頂点に（大規模施設には、副所長を置く）総務課、保安課、分類審査課、職業訓練課、社会復帰課、福祉課、医療課を置いている。大規模刑務所の所長は、高位公務員に任命して、小規模の刑務所の所長と副所長などは、矯正副理事官（3級）または矯正監（4級）の中から任命しており、各課長は矯正官（5級）と矯正監（6級）の中から任命している。拘置所は未決収容業務を管掌しており、その性格上、刑務所と組織が若干相違して総務課、保安課、分類審査課、出廷課、収容記録課、民願課、社会復帰課、福祉課と医療課を置いており、所長は、高位公務員や矯正監（4級）の中から、各課長は矯正官（5級）の中から任命している。所属委員会としては受刑者の収容および処遇などに関する事項を議決する分類処遇委員会、主副食の品種選択と配合栄養量などに関する諮問機関である地方給食管理委員会、帰休審査のため帰休審査委員会、規律違反者に対する懲罰を決定するための懲罰委員会が設置されている。

(2) 日本の矯正組織の構成

法務省傘下の所属機関としては、大臣官房、民事局、刑事局、矯正局、保護局、人権擁護局、入国管理局があり、外局に公安審査委員会、公安調査庁、特別の機関として検察庁がある。その他の各内局の下に地方支分部局が設置されており、矯正職員の教育を担当する矯正研修所などがある。日本の矯正組織は、総合的な矯正政策を樹立・示達して指揮監督する中央機関と中間監督機関、これを執行する一線の矯正機関である刑事施設で組織されている。

図 6-3 法務省組織図

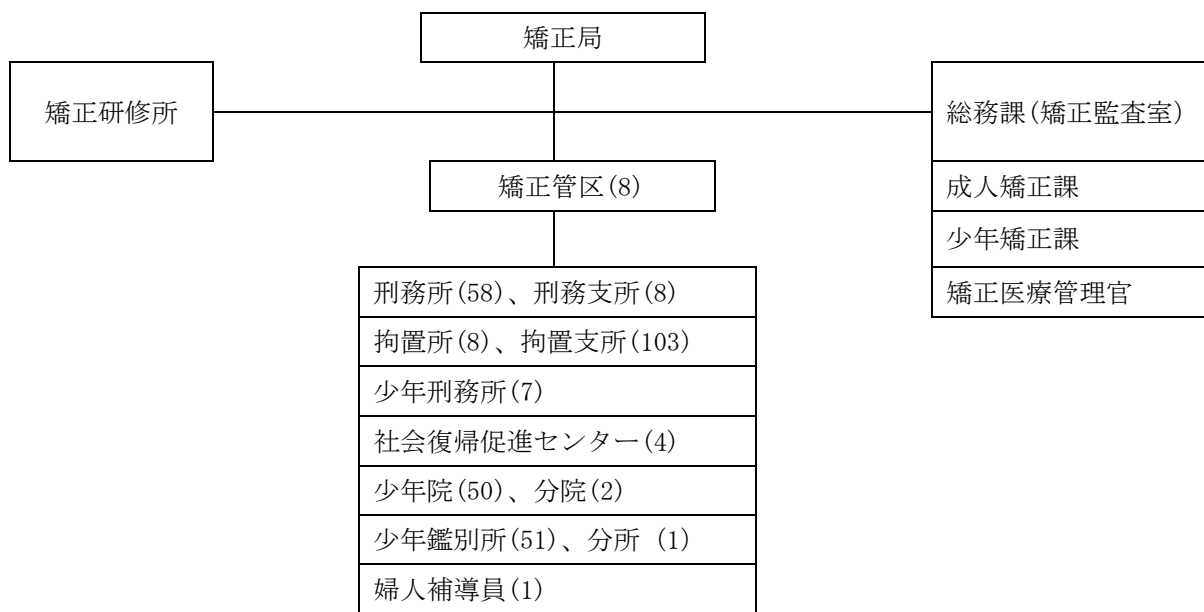


(出所) 法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/content/000121497.pdf>)

1) 中央矯正機構（矯正局）の状況

矯正局は、1879年に内務省監獄局として発足し、その後、司法省、法務府、法務省などの内部部局として、その名称も行刑局、刑政局、矯正保護局などの変遷を経て、1952年に現在の名称となり、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所および婦人補導院）の保安警備、分類保護、作業、教育、医療、衛生など被収容者に対する処遇が適正に行われるよう指導、監督するとともに、最近の矯正思潮に沿った新しい処遇方法についての調査研究など、矯正行政全般に関する事務をつかさどっている⁴⁶¹。矯正局は法務省の内部部局の1つであり、総務課、成人矯正課、少年矯正課の3課と矯正医療管理官と参事官1人を置いている。また、法務省大臣官房に矯正局を担当する官房審議官と官房参事官がそれぞれ1人ずつ設置されている。現中央機構としては、法務大臣の下に法務副大臣、事務次官があり、その下に矯正局長がある。矯正局長と総務課長は、検察官が任命され、他の各課長は矯正公務員で任命している。しかし、2013年、初めて矯正局長と総務課長に矯正公務員である刑務官出身の者を任命した⁴⁶²。

図 6-4 矯正局組織図（平成 25 年 7 月現在）



(出所) 法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/hisho/soshiki/sosiki.html>)

矯正局各課の所掌事務は「法務省組織令（2000年6月7日政令第248号）」に基づき、次のとおり定められている。

⁴⁶¹ 法務省「各組織の説明」(http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse02.html) 参照。

⁴⁶² 2013年1月18日、法務省矯正局長に刑務官出身の西田博氏を任命、これまで検察官の指定ポストだった矯正局長への刑務官の就任は、法務省の記録が残る1975年以降、初めてという。「法務省矯正局長に西田氏」『時事ドットコム』(2013年1月18日) ホーム面参照。

各部署	所掌事務
総務課	矯正に関する法令案の作成、矯正局の所掌事務に関する総合調整、刑事施設の実地監査、被収容者の不服申立、刑事施設視察委員会、矯正組織および運営、矯正管区の組織および運営、刑務共済組合に関することおよび矯正局の所掌事務に係る国際協力に関する事務を担当する。
成人矯正課	刑務所など被収容者の規律、警備、施設の保安、収容、分類、拘禁、移送、保護、釈放、作業、改善指導、教科指導、厚生、作業報奨金および手当金、国際受刑者移送、犯罪人の指紋とその個人識別に関すること、矯正職員の非常訓練、点検および礼式に関する事務を担当する。
少年矯正課	少年院など被収容者の規律、警備、施設の保安、収容、鑑別、分類、拘禁、移送、保護、釈放、教科教育、特別支援教育、職業補導、訓練、厚生、死傷病手当金、職員の非常訓練に関する事務を担当する。
矯正医療管理官	刑事施設に収容中の者の給養、保健、衛生、医療、薬剤に関する事務を担当する。

2) 中間監督機構（矯正管区）の状況

矯正管区は、矯正局の所掌事務を分掌し、管轄区域内の刑事施設および少年施設を管轄し、各施設の適切な管理運営を図るため、全国を8つの管轄区域に分け指導監督の調整などに取り組んでいる。各矯正管区の内部組織は、法務省組織令（2000年政令第248号）第66条の規定に基づき第1部、第2部、第3部の組織で構成されており、第1部には総務課、職員課、管区調査官、第2部には成人矯正第1課、成人矯正第2課、成人調査官、第3部には少年矯正第1課、少年矯正第2課、少年矯正調査官が設置されており、矯正管区長は、職務の内容や責任の重大さから特別俸給表の指定を受けた「指定職」の矯正公務員で任命している。その他の矯正管区各部の所掌事務については、「矯正管区組織規則（2013年5月16日法務省令第8号）」に規定している。

3) 刑事施設の状況

刑事施設には刑務所、少年刑務所および拘置所の3種類がある。刑務所および少年刑務所は、主として受刑者を収容し、処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設である。2012年4月現在、刑事施設は、本所が77庁（刑務所62庁、少年刑務所7庁、拘置所8庁）、支所が111庁（刑務支所8庁、拘置支所103庁）の合計188庁がある。これらの刑事施設は法務省が所管しており、内部部局である矯正局および全国8ヶ所に設置されている地方支分部局である矯正管区が指導監督に当たっている。刑事施設の内部組織は「法務省設置法（第9条3項）」に基づいて、「刑務所、少年刑務所および拘置所組織規則（2001年1月6日法務省令第3号）」によって決まっている。刑事施設の組織は、施設の規模などにより若干の違いがあり、5部制（総務部、処遇部、教育部、医務部、分類審議室）から2部制の組織で構成されている。施設の規模をみると、収容定員2000人以上の大規模施設が8施設、1000人以上2000未満の施設が24施設、500以上1000人未満の施設が33施設、500人未満の施設が122施設で構成されている。刑事施設の長は、刑務官の最高階級である矯正監（11級）、またはそ

の下の矯正長（10級～9級）の中から任命している⁴⁶³。

第2項 人的側面からみた構成

（1）韓国の矯正組織の人的構成

被収容者の再社会化をその主な目的として運営されている韓国の矯正組織は、2011年末現在、矯正公務員の定員15,478人のうち、現員15,178人（矯正職14,119人、医療職210人、技能職577人、別定職⁴⁶⁴119人、その他153人）で構成されている。矯正職員の年齢別構成では、40代の職員の割合が39.5%と最も高く、次に30代（34.4%）、50代（20.4%）、20代（5.7%）の順であり、30～40代が全体職員の73.9%を占めるなど、若年層の覇気と、ある程度の経験を持つ職員との適切な調和がなされているといえる。学歴別構成をみると、4年制大学卒業以上の学歴者が約60.0%であり、専門大学以下が40.0%を占めるなど、近年、刑務官の高学歴化が著しく進行している⁴⁶⁵。2011年末現在の職級別構成をみると、上位職が512人（3.35%）、中間幹部1,700人（11.2%）、初級幹部が6,882人（45.8%）を占めており、下位職の一般職員は6,084（40.1%）である。ここで問題として指摘されるのが定員と現員との差である。特に7級の場合、驚くべきことに現員が定員を5,004人にも上回っている。これは勤続昇進制度に基づいて一定の年数になると自動的に昇進される現状のためであるが、これに合わせて定員を調整する必要があるにもかかわらず、関連部署との調整が容易ではなく、これに関する解決がなされていない。また、現場で被収容者との接触を介して直接処遇を担当している割合は、全体職員の85.6%で、ほとんどが中・下位職とされる職員である。

表 6-3 韓国の矯正公務員職級別構成比

級別 内訳	計	高位 公務員	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	機能職
定員	15,478	19	10	161	347	1,537	1,856	5,290	5,690	568
現員	15,178 (100%)	17 (0.1)	9 (0.06)	155 (1.0)	331 (2.2)	1,694 (11.2)	6,702 (44.2)	3,503 (23.1)	2,189 (14.4)	578 (3.8)

（出所）矯正本部『矯正統計年報』（2012年）

⁴⁶³ 法務省矯正局「矯正の現状」『曹時』64巻11号（2012年）。

⁴⁶⁴ 国家公務員と地方公務員のうち、法律による特別な規定がない限り、国家公務員法と地方公務員法の適用を受けない公務員である。選挙によって就任する公務員、任命について国会の承認を必要とする公務員、国务委員、各部長官、大使、公使、裁判官、教員、軍人などがこれに属する。ネイバー国語辞典（<http://krdic.naver.com/detail.nhn?docid=16788100>）参照。

⁴⁶⁵ 修士課程在学以上の者が14.4%、博士課程在学以上の者が5.6%を占めている。法務部矯正本部『矯正関連統計資料』（2011年末現在）2頁。

2012年3月現在、矯正職員の欠員率は6.7%であり、新たな刑事施設の開所に当たっては、適正人員を採用しなければならないにもかかわらず、「小さな政府」または「政府の予算削減」といった理由によって、適正人員を確保することができなくなって施設運営に多くの困難をもたらしている。これらの現状は、結局、対矯正職員比被収容者の比率を高める結果につながっており、現在、対矯正職員比被収容者の割合が1:3.01とはいえ、幾つかの過密施設では、1:4.6の割合を見せているところもあり、これは米国の1:3.0や英国の1:2.9、カナダの1:1.5など⁴⁶⁶矯正先進国の実情と比較してみると大きな差がある。

(2) 日本の矯正組織の人的構成

日本の矯正職員は、2011年末現在、19,380人の定員で構成されており、被収容者の処遇に直接関連している刑務官などの公安職員は18,464人に達している。矯正職員の年齢別構成をみると⁴⁶⁷、30代の職員の割合が33.1%と最も高く、次に50代(29.4%)、40代(22.2%)、29歳以下(18.4%)の順であり、30~40代の割合が高い韓国とは違って、比較的幅広い年齢層に均一に分布しており、特に29歳以下が韓国より3.2倍以上の高い割合を示している点が特徴といえる。これは、韓国とは違って、兵役の義務がなく、また、高校卒業後すぐに刑務官に採用される職員が韓国に比べて高いためであると推測される。しかし、過密収容が発生している代表的な女子刑務所である栃木の場合⁴⁶⁸、20代の割合が最も高く、欠員の発生率も他の施設に比べて非常に高いという。年齢別構成では、29歳以下が60%、30歳~39歳が26%、40歳~49歳が7%、50歳以上が7%であり、職員の平均年齢が29.3歳で、経験3年未満の職員が43%を占めていて、受刑者とのコミュニケーションなどをめぐって、多くの困難があるという。また、対職員比受刑者の割合も1:4.4人で、日本の平均的な数値を超えていて、若い職員の割合が高い関係で育児休職者が多数発生しており(休職期間3年)、3ヶ月ごとに約10人の職員が退職している関係で、慢性的な欠員状態である。

表 6-4 日本の矯正公務員職級別構成比

級別 内訳	11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
	矯正 監	矯正長		矯正 副長	看守長			副看守長		看守 部長	看守
総人員 19,037	2	36	74	109	439	426	513	1,928	3,741	8,742	3,027
割合 (100%)	0.01	0.19	0.39	0.57	2.3	2.2	2.7	10.1	19.7	45.9	15.9

⁴⁶⁶ 法務部矯正本部『矯正関連統計』(2012年)3頁。

⁴⁶⁷ 法務省『法務年鑑』(2011年)267頁(<http://www.moj.go.jp/content/000104822.pdf>)参照。(医療職683人、行政職(Ⅱ)38人)。

⁴⁶⁸ 「栃木刑務所」参観時の説明資料参照(2013年7月5日)。

(出所) 財務省「平成 24 年度一般会計予算」第 180 回国会(常会)提出

2012 年末現在の職級別構成をみると、矯正部長以上の上位職が 292 人(1.16%)、中間幹部が 1,378 人(7.2%)、初級幹部が 5,669 人(29.8%)を占めており、下位職の一般職員は 11,769 (61.8%)で、多くの職員が下位職に位置し、階級構造が典型的なピラミッド構造を示している。特に一般職員が副看守長の初級幹部になるには約 20 年以上の勤務経歴がなければならないなど、昇進制度が非常に厳密に運営されているという印象は拭えない。また、国の行政機関の定員について行政需要の変化に対応したメリハリのある定員配置を実現する観点から、府省内はもとより府省の枠を越えた大胆な定員の再配置を行うとともに、行政のスリム化を推進する中、法務省も刑事施設業務の見直しを通じて、職員の増加の抑制を図り、2006 年度から 2010 年度末までに 1,237 人以上の定員を合理化したという。これは、刑事施設の業務の効率化、合理化を図り、大幅な民間委託などを実施し、職員の増加の抑制に努めた結果だと見ることができる⁴⁶⁹。しかし、これらの定員の合理化が職員の負担につながった可能性があること、現在の対矯正職員比被収容者の比率が 1:4.1 で、先進矯正を実施している国よりも高くなっていることなどの実情に鑑みれば、慎重なアプローチが必要である。特に、刑事施設の一部業務を民間委託し、経済的で効率的な矯正行政を運営しようとする動きが拡大しているが、刑事施設の民間委託業務には限界があるため、受刑者処遇および刑事施設の警備の質の低下につながらないように深い省察が必要である。

適正なレベルまでの定員合理化が非常に重要であり、まだ刑事施設の業務について民間委託を実施していない韓国の場合には、人材増員だけを要求するのではなく、日本の例を参考にしながら、職員の負担を下げ、適正なレベルまでの民間委託の業務の調整を介して、刑事施設の効率的な人材運用を期すべきである。

(3) 刑務官の現状

1) 刑務官と被収容者の属性

刑務官とは、刑事施設で被収容者の拘禁と刑の執行など、収容に関する一切の業務と矯正を担当する公務員で、被収容者が健全な精神と正しい生活態度を身に付けることができるように生活指導と教化教育、職業訓練などを実施し、被収容者の逃走・自傷行為などを防止するために刑事施設などの重要施設を警備し、健康管理と規律を維持するために被収容者の個人衛生や寝具、衣類、居室などを検査しなければならない⁴⁷⁰。つまり、刑務官は受刑者に対して厳密な統制と徹底

⁴⁶⁹ 総務省報道資料(2009年7月1日)(http://www.soumu.go.jp/main_content/000029302.pdf)参照。

⁴⁷⁰ ネイバー百科事典(<http://terms.naver.com/entry.nhn?docId=926378&cid=380&categoryId=381>)参照。一方、日本では刑事施設に勤務する公安職俸給表(Ⅰ)の適用を受ける法務事務官のうち法務大臣が指定した者として、刑事収容施設法により刑事施設の規律および秩序を維持するために実力を行使する権限が認められている者と定義している。しかし、その職務は拘禁の確保、施設の規律秩序の維持を図るだけでなく、被収容者の日常生活を監督・指導し、処遇専門職員と協力してその改善更生を図ることにまで至っている。日本大百科全書(小学館)参照。

した戒護に収容秩序を維持しながら、様々な矯正事故を未然に防止するために努力し、被収容者との人格的な関係を通じてそれらを矯正教化すべきである。このように相反する保安市な側面と人格的な側面を同時に実行しているのが刑務官である。一方、被収容者たちは、施設内で、より楽しく快適な収容生活を追求しようとする傾向および収容による剥奪などを回避するために彼らなりの価値観と非公式組織を形成しようとする傾向がある。そのため、刑務官は、被収容者から利用されるのではないかという恐怖から、被収容者との親交を排斥する傾向があり、被収容者は他の収容者たちから「裏切り者」の汚名を着せられることを避けるために、刑務官との密着を気にする傾向がある⁴⁷¹。

2) 刑務官のストレス

従来の保安重視の組織目標に加えて被収容者に対する教化改善思想が導入され、保安と人本主義的な処遇という相反した手続きと目標を同時に実行しなければならなくなった。このように相反する要求によって、刑務官は矛盾に陥りかねない上、収容人員の増大と受刑者の特性の変化が原因で被収容者社会が安定しないため、刑務官はより多くの圧力の中で生活しなければならず、被収容者の利益の保護は、刑務官の勤務意欲を大幅に萎縮させる結果をもたらした。また、老朽化した職場環境、被収容者の特性に応じた業務の危険性、過度の夜間勤務、刑務官に対する社会の否定的な認識など、多くの困難が常に存在することにより、刑務官は物理的リスク、心理的な嫌がらせと被収容者による訴訟提起の脅威にも耐えなければならず、職業的な不満やストレスに直面することになる。刑務官に対して好意的ではない受刑者たちと長い時間を過ごさなければならず、彼らとの親密な関係を築くことが認められていないのに、彼らを統制し、面倒を見なければならぬ。刑事施設の政策立案に対しても重要な役割を与えられず、進級も非常に限定的に行われる。これらの周辺環境や刑務官の処遇改善がなければ、被収容者の改善更生にも悪影響を及ぼしかねないのではないだろうか。

2009年10月、韓国の一般国民に対する世論調査の結果によると⁴⁷²、刑務官の仕事は社会的に重要であるとの答えが91.7%と非常に高い割合であったが、これに比べて社会的地位は低い方だとの回答が79.1%であった。また、業務上、危険だという主張に対しては80.6%が同意すると答えており、78.1%の国民が刑務官の業務特性を認めなければならず、そうしてこそ、被収容者の改善更生に役立つだろうと答えた。最近の一般社会の矯正についての認識の変化、被収容者の人権意識の向上などとともに、被収容者の処遇改善と改善更生に重点を置いた処遇プログラムなどの施行によって、これらの処遇面では、多くの肯定的な効果が期待されている。これらの効果を最大化するためには、施設内で矯正教化に尽力した刑務官たちの姿勢は非常に重要である。使命感のない矯正職員は自分の任された責務に最善を尽くすことができなくなり、ひいては、被収容者の矯正教化の失敗につながる可能性が高い。それにもかかわらず、昨今、矯正職員の社会的

⁴⁷¹ 조광근 『나이스矯正학』 時代告示企画 (2010年) 69頁。

⁴⁷² 유선호 『矯正行政發展と矯正公務員の処遇改善のための政策資料集：国民世論調査や矯正公務員アンケート調査の結果分析』 大韓民国国会 (2009年) 6頁。

な地位の弱体化、士気の低下、国民からの低評価などが見受けられ、刑務官が被収容者の矯正教化に最善を尽くさない原因として作用している。最終的にその害が善良な国民に返ってくことに鑑みれば、これを解決するためには矯正組織の現状をよく調査し、矯正職員の士気高揚と使命感を高めることができる方策を検討することが必要になるだろう。

第4節 今後の歩むべき方向

第1項 ハードウェア的側面

(1) 独立した矯正組織への再編の検討

現代社会は、過去の産業社会を経て情報化社会に急速に変化してきたにもかかわらず、刑罰の賦課と矯正システムは、それに伴う変化に適切に対応できていないようである。これは、矯正システムの制度設計と運営を担当している法務部の矯正機構と職制をみても、受刑者の量的・質的变化に伴う詳細な矯正政策を樹立するよりも、事故収拾にこだわるばかりであることに鑑みれば、最近相次いで発生する矯正関連事故などの原因とも無関係ではないと思われる。つまり、刑務所が「犯罪学校」という汚名の下に被収容者による自殺・逃走・暴行などの矯正事故に関連する刑事施設特有の事案と隠ぺいや不適正事務処理などの業務関連事案による職員不祥事の発生⁴⁷³・収拾にのみ重点を置いた余り、再犯防止機能が脆弱になったのである。

韓日両国の矯正組織は、法務部（法務省）の内部部局の1つとして部の所掌事務を遂行するために置かれる内部組織になっている。韓国では、1948年の政府樹立当時19あった刑事施設が2013年3月現在⁴⁷⁴、50施設となって約2.7倍に増加し、矯正職員は、3,938人から15,069人へと3.8倍、収容人員は22,278人から45,024人へと2倍以上に増加している。矯正組織も1991年4ヶ所の中間監督機関を新設して以来、新たな矯正環境に対処するために2007年、中央監督機関である矯正局を矯正本部に拡大改編したが、法務部長官の補助機構⁴⁷⁵として残されたため、実質的な内容上の変化は大きくなかった。また、法務部職員20,554人のうち、矯正本部所属の職員が占める割合が73.3%⁴⁷⁶で法務部の内局のうち最も高く、中央政府傘下の独立した組織である19の外庁のうち3番目の規模で、全体国家公務員数622,424人のうち、2.4%に相当する規模であ

⁴⁷³ 法務省矯正局「職員不祥事根絶のための総合対策」（2013年）1頁。

⁴⁷⁴ 法務部矯正本部『矯正関連統計』（2012年）25頁。

⁴⁷⁵ 補助機構の特性上、組織自体も指揮命令系統の一貫性を維持するために、構造上単純な組織になっているだけで、専門的に構成されたスタッフの組織がなく、専門的な指導や助言を採用することができないようになっており、暴走する矯正業務に効率的に対処できていない。문학진「矯正行政及び組織革新のための立法討論会」大韓民国国会（2005年）9頁。

⁴⁷⁶ 特定職を除く一般行政職の公務員の数である。

る⁴⁷⁷。司法公務員 17,374 人に比べても決して少なくない人数であり、立法府の公務員 4,147 人に比べては 3.6 倍以上の規模である。予算面においても、2012 年法務部の予算 2 兆 5,863 億 7,500 万ウォンのうち、矯正本部が占める割合が 44.1%であり、これは外庁の中では 5 番目に相当する膨大な金額である。

このように、法務部内で占める地位や 19 の外庁などの実態と比較してみても、人員や予算の面で決して小さくない規模にもかかわらず、矯正組織は 1 つの部の内局に過ぎず、補助機構として設置されている。そのため、行政組織機能上、多くの問題を内包しており、矯正行政の特殊性と効率性および中央機構としての独立的機能の実行に円滑に作用しない。つまり、これらの内局には、予算や人事、政策の樹立において、独立した決定や実行が困難であるという側面がある。2009 年、現職の矯正公務員を対象に実施したアンケート調査⁴⁷⁸で、93.0%が法務部から独立した組織への改編が必要であると答えており、現矯正組織の独立した組織への改編は遅滞なく解決されるべき重大な課題であるといわざるを得ない⁴⁷⁹。

一方、日本は終戦当時の 1945 年に 147 あった刑事施設が 2012 年末現在、支所を含む 188 施設に増加しており、矯正職員は 8,429 人から 19,760 人へと 2.3 倍以上、収容人員は 42,262 人から 67,008 人と約 1.6 倍以上に増加した。また、終戦当時、刑務所の作業、保安、収容、緊急警備などへの対応体制を臨機迅速にとる目的で、8 つの地方支分部局を設ける矯正管区制度を導入して運営している。現矯正局は、1879 年内務省監獄局として発足して、行刑局、矯正総務局、矯正保護局への名称変更があつて、1952 年現在の名称に変更され、終戦後 8 回にわたって矯正局内の各課に対する再編作業が行われた⁴⁸⁰。また、法務省の公務員総 50,883 人のうち、矯正施設職員が 23,826 人（少年院などを含む）⁴⁸¹で、総人員の 46.8 %を占めている。これは法務省の外局である公安調査庁（1,526 人）の 15.6 倍以上⁴⁸²、特別の機関である検察庁（11,796 人）の 2 倍以上の人数であるから、矯正局は決して小さくない規模の組織であり、他の省庁の外局に比べても非常に大きな規模の組織である。予算規模の面でも、2012 年度一般会計当初予算における法務省所管

⁴⁷⁷ 警察庁（106,393 人）、国税庁（20,761 人）、国税庁（20,761 人）、矯正本部（15,069 人）、検察庁（9,910 人）、海洋警察庁（8,408 人）、関税庁（4,694 人）など 安全行政部『行政府国家公務員人事統計』（2012 年）。

⁴⁷⁸ 尹선호・前掲注（472）61 頁。

⁴⁷⁹ 矯正本部が法務部予算 2 兆ウォンの半分である 1 兆ウォンを使用しているため、分権化時代に、法務部が 1 兆ウォン以上の予算を使用している矯正本部を隷属させておいてはならず、そのため、矯正本部を矯正庁から独立させることを積極的に検討しなければならない。「法務部の政務的判断、国会とコミュニケーションが必要」『나눔뉴스』（2009 年 9 月 23 日）。

⁴⁸⁰ 法務省矯正局総務課職員係「矯正局の組織改編について」『刑政』第 116 巻 5 号（2005 年）。

⁴⁸¹ 総務省ホームページの行政機構図（2013 年 7 月現在）（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/satei_01_05.html）参照。

⁴⁸² 法務省定員規則（平成 13 年 1 月 6 日法務省令第 16 号）（<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H13/H13F12001000016.html>）参照。

予算 7,325 億 766 万円のうち、法務本省が全体比約 26.0%、法務総合研究所が 0.3%、検察庁が 14.5%、更生保護官署が 3.2%、法務局が 17.3%、地方入国管理官署が 5.8%、公安調査庁が 1.9% を占めており、矯正官署の予算は法務省予算の 31.1% を占めるなど、法務省内で最も多くの予算を使用している組織である⁴⁸³。このように人員や予算の面で少なからぬ規模を占める組織であるにもかかわらず、矯正局はまだ、法務省の内局として存在するわけで政策や人事など、多くの面で、迅速かつ円滑な政策決定を容易に行えないのが現実である。

現在、法務省には、内局のほか、2 つの外局（公安審査委員会、公安調査庁）と 1 つの特別の機関（検察庁）が設置されている。外局とは、府省のもとに置かれ、特殊な事務、独立性の強い事務を行うために設置された機関で、内閣府本府または各省本省と並立する地位を有するものであり、内閣府や各省など中央官庁の内部に設置されて大臣・次官の監督を直接受ける内局とは異なる組織である⁴⁸⁴。また、特別の機関とは、特に必要がある場合において法律の定めるところにより設置される所属機関で、司法機能と関係する機能、あるいは準司法的機能またはこれに関連する機能を持つため、高レベルの中立性を持つ機関である⁴⁸⁵。外局の長は、長官からの事務委任を受けて当該機関の事務を統括し、職員の服務を統督し、独自の人事管理と業務執行体制をとることができる。組織の長の権限としては、大臣に対する省令発令要求権、独自の告示・規則制定権、訓令通達発出権、関係行政機関に対する意見具申権などが認められている。また、特別の機関の長は、大臣から直接指揮監督を受けるが、人事管理と業務執行体制をとることができ、職員の任命権者は大臣である。組織の長の権限については、国家行政組織法上の規定はなく、別の法律上の根拠が必要である⁴⁸⁶。そうであれば、新しい矯正需要の増加、被収容者の人権保護の必要性の増大、矯正行政への民間参加拡大、特異収容者の総合的な処遇対策など、効率的な矯正行政の円滑な遂行のためには、現在のような内局の位置から独立した政策立案とその実施が可能な組織へと再編成することについての検討が必要ではないか。

刑事施設は、私たちの社会の安全を守る最後の砦であり、刑罰執行の最後の段階である。捜査から裁判、そして刑執行に至るまで、警察や検察、裁判所、矯正という各刑事司法機関とのバランスのとれた発展は、独自の積極的な業務遂行を可能にする⁴⁸⁷。これは、予算や人事、政策決定において権限と責任を明確にしており、特に矯正組織の特殊性によって、職員の選抜においても、独立して行うことが可能であるため、必要に応じた適切な人材の選抜や育成が可能になる。これまで、膨大な人員と予算を管理する矯正組織は法務部（省）の 1 つの内局に残っているより、外庁（外局）として独立することが望ましいという意見が専門家から提起されてきたにもかかわらず

⁴⁸³ 財務省「平成 24 年度一般会計予算」第 180 回国会（常会）提出
(<http://www.bb.mof.go.jp/server/2012/d1pdf/DL201211001.pdf>) 参照。

⁴⁸⁴ 内閣府設置法第 49 条、国家行政組織法第 3 条。

⁴⁸⁵ 内閣府設置法第 40 条 2、国家行政組織法第 8 条の 3。

⁴⁸⁶ 厚生労働省「組織改革に関連する法制度の概要と現状について」
(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/10/d1/s1017-7c1.pdf>) 参照

⁴⁸⁷ 박영규「矯正庁独立の必要性『少年保護研究』第 22 号（2013 年）169 頁。

ず、反対されたのは法務部の組織が過度に縮小されることに対する懸念のためであった⁴⁸⁸。しかし、今後、法務部を政策機能中心に再編する方針を掲げ、政策開発機能を強化すれば、法務行政の専門化施策に一層応えられるようになる⁴⁸⁹。そうであるならば、今後の発展と変化可能性を十分に考慮しなければならないだろう。

矯正業務は、犯罪から国民を保護し、社会秩序の維持という責務を遂行し、国家と社会を防衛している点で、一般公務員組織とは異なる特殊性が要求される。そのため、軍人や警察、消防業務にも劣らない、一般行政業務と差別化された専門性と独立性が必要であり、そのために独立した組織への改編が望まれる。これは、単に矯正組織の規模が大きいことを理由に外庁としての独立を主張するのではなく、ますます膨大になりつつある矯正組織を効率的に指揮統率して矯正行政の専門性や自律性を確保し、受刑者の再犯防止と正常な社会復帰という矯正政策の基本的な目的を実現し、被収容者や国民の行政需要に機動性に対応するためである。

(2) 刑事施設の小規模・専門化の検討

「国連被拘禁者処遇最低基準規則」第 59 条は、受刑者の個別処遇の実施を規定しており、そのため、同規則第 63 条第 3 項⁴⁹⁰では刑事施設 1 つ当たり収容人員が 500 人を超えない程度が適当であることを勧告している。また、開放施設の収容人員はなるべく少なくする必要があるため、各国は 100 人程度を適正収容人員だとする⁴⁹¹。韓国の「刑執行法」第 56 条でも、すべての受刑者に対して個別特性に応じた処遇計画を策定し、行うようにしており、日本の「刑事収容施設法」第 30 条でも、受刑者処遇の原則として、その者の資質および環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起および社会生活に適応する能力の育成を図ることを挙げている。このような処遇の個別化の原則を明らかにするためには、刑事施設の小規模化が絶対に必要である。収容人員が少なければ少ないほど、矯正処遇の基本理念である処遇の科学化、個別化、社会化を図って、受刑者の社会復帰のための改善指導を効果的に実施することができるからである。しかし、韓日両国の現状は、これに適合していない。2013 年現在、刑事施設の収容規模をみると、韓国は 50（民営施設を除く）の刑事施設のうち、収容定員が 2,000 名以上の超大型施設が 2 ヶ所（4 %）、1,000 人以上を収容する大型施設が 21 ヶ所（42%）ある。国連の勧告に従った 500 人未満の施設は 15 あるが、これは全体の 30%に過ぎない。残りの 12（24%）の施設は 500 人以上 1,000 人未満の施設で、国連の勧告が示した基準を超える準大型施設がほとんどである。これに対し、日本は 188 の刑事施設のうち 2,000 人以上を収容する施設が 8（4.3 %）、1,000 人以上を収容する施設が 24（12.8%）、500 人以上 1,000 人未満の施設が 33（17.6%）存在する。また、国連の勧告に従っ

⁴⁸⁸ 구본홍 「矯正庁独立設置・運営しなければなら」『(夕刊) 내일新聞』(2005 年 5 月 23 日) 社会面。

⁴⁸⁹ 문학진・前掲注（475）31 頁。

⁴⁹⁰ 基本的に閉鎖施設の受刑者の数は、個別処遇を妨害するほど多くないことが望ましい。一部の国ではこのような施設の収容人員は 500 人を超えてはならないとされている。開放施設の収容人員は、可能な限り少ない数でなければならないと規定されている。

⁴⁹¹ 문학진・前掲注（475）22 頁。

た 500 人未満の施設は 122 (65.2%) であり、表面的には韓国に比べて良好に思われるが、ほとんどの小規模施設は未決収容者を収容する拘置支所であり、刑が確定した受刑者の個別処遇を実施するための刑務所はほとんどが 500 人以上の施設である。大規模な刑事施設は、被収容者の分類に基づいた個別処遇の面より、保安的な側面、例えば矯正事故の予防などの収容管理に重点を置くのが実情である。これらの施設では、個別特性に応じた矯正処遇の実施が困難である。したがって、現状を克服するためには、刑事施設の老朽化や、施設周辺の都市化に伴う施設移転の際に、既存の大型施設を小規模施設に転換し、受刑者の個別処遇を適正に行われるようにすることが望ましい。

韓国刑事施設の特徴としては、刑務所に比べて、拘置所の収容密度が非常に高く、刑務所内に未決収容棟が並存していることである。日本の倍以上の多さの未決収容者に対応できる専用の拘置施設が非常に不足しており、これにより、29 の刑務所にも未決収容者を収容している。しかし、受刑者を収容すべき刑務所に未決収容者を収容することにより惹起される問題点が少なくない。つまり、身分の異なる既決囚と未決囚を 1 つの施設に収容することで、職員にとって業務の混乱や処遇上の摩擦を誘発する可能性が常に存在する⁴⁹²。また、刑務所の特性上、都心の郊外に位置している関係で、裁判所や検察庁から遠く離れているため、出廷戒護上、訴訟進行上の問題を引き起こしている。したがって、刑務所には受刑者のみを、拘置所には未決収容者のみを収容する原則を確立すべきであり、拘置施設は裁判所や検察庁の周辺に位置するようにしなければならない。この場合、拘置施設は小規模のビル式で新築して、敷地の確保などの予想される問題点を解決する必要があるだろう。日本の場合、大規模な拘置所 8 ヶ所を除いては、ほとんどの拘置施設を支所 (103 ヶ所) で設置・運営しているが、これは韓国にとっても良い参考になるだろう。これは未決収容者の人権保護と身分に相応した処遇を図るためにも必要であり、刑事施設の小規模化と先進的な矯正の流れにも合致するものと考えられる。

これに加えて、刑事施設の専門化の検討も必要である。すなわち、療養が必要な受刑者に専門的な医療サービスを提供するための医療専門施設や、受刑者の個別特性を把握し、処遇計画を立てるための分類センター、専門的な技術教育を通じ安定した社会復帰を支援するための最先端の職業訓練施設、常習麻薬受刑者のリハビリテーションのための専門施設、高齢化社会に伴う高齢受刑者の増加状況を考慮した老人刑事施設の新設、過密収容に対応するための女子刑務所の増設、長期刑受刑者に対する適切な改善プログラムを通じてその効果を上げている日本の長期刑務所の運営など、特別な目的を持った刑事施設の新設、または拡充が必要である。特に近年、新しい矯正の現状として、女子受刑者が持続的に増加するにつれて生じた過密収容を解消するために、緊急の方策として収容率が低い既存の男子施設 1~2 ヶ所を女子刑務所に切り替えて、新築に伴う予算や時間の節約を通じた積極的な方策の実施が要求されている。小規模・専門化された施設へと受刑者を収容することで、受刑者の個別特性に応じた改善指導が円滑に行われるようになり、改善更生に多くの効果が得られると思われる。

⁴⁹² 문학진・前掲注 (475) 24 頁。

(3) 専門教育訓練機関および教育制度の見直し

1 つの組織の能力を最大化するためには、組織成員の絶え間ない教育と訓練が必要である。その点では、どの組織においても傘下職員に対する教育訓練を疎かにするべきではなく、公務員の組織でも例外ではない。韓国矯正職員のための教育機関としては「法務研修院」が設置されている。この法務研修院は、1918年、日本の朝鮮統治時代に創設された「朝鮮総督府看守教習所」が1925年「刑務官練習所」に改称された後、1946年「朝鮮刑務官学校」に名称が変わって維持され、1951年「刑務官学校」と改称され刑務官の刑政運営に関する技術や職務遂行に関する教育訓練を担当してきた。以降、1962年5月からは法務部傘下の唯一の教育機関としてすべての法務部所属公務員に対する教育を並行して行うようになり、1972年に「法務研修院」が新設されたことにより、同施設に吸収され、現在に至っている。それゆえ、この施設では、法務部傘下の全職員、つまり、検察官をはじめとする検察職、保護職、出入国管理職などを対象に教育を実施している関係で、国家公務員として履修すべき一般的な教育訓練が中心になっている。これにより、矯正公務員の特殊性や専門性を考慮した専門教育が不十分であると言わざるを得ない。つまり、矯正業務は、一般行政事務では見られない特殊性、困難性と複雑さを持っており、これに従事している矯正職員には高い倫理観が求められるほか、職務に必要な知識および技能を習得させる必要がある⁴⁹³。

2012年度の法務研修院の年間教育人員をみると⁴⁹⁴、集合教育人員12,000人のうち、矯正職員が5,709人(全体の47.6%)であり、サイバー教育の場合にも教育人員130,000人のうち、矯正職員が57,746人(全体の44.4%)で、法務部内でも最も高い割合を占めている。実施される教育期間は、9級および7級の新規職員が4週～7週、昇進の職員が5日～4週、管理者が3日と非常に短いのが実情である。これは、日本の新規職員8ヶ月～9ヶ月、昇進の職員3ヶ月、管理者1ヶ月という期間と比べて短すぎるので、きちんとした教育訓練が行われているのか疑問視せざるを得ない。教育期間が短いと充実した教育が行われることができなく、矯正職員としての使命感を育成し、関連知識を向上させることが不可能である。矯正職員は職務の特殊性を反映して、必要な矯正技法、専門知識、制式・銃器・戒護・暴動鎮圧・武道技量の涵養などの特別な訓練など、他の公務員には実施されない訓練により比重を置かなければならない。また、矯正職員は社会秩序を維持・確保すべき公安職公務員の特性を有しているとともに、被収容者を矯正教化する必要がある特殊性も同時に持っている⁴⁹⁵。法務部内の他局の公務員とは異なる教育方法およびそれに適した教育環境が絶対に必要であるにもかかわらず、他局との公平性などによって、過去の刑務官学校時代よりも専門性と特殊性を生かした教育が適切に行われていないのが実情である。これにより、教育訓練後、刑事施設に配置される新規職員が実務にすぐに適応できず、施設ごと

⁴⁹³ 法務省矯正局・前掲注(473)5頁。

⁴⁹⁴ 法務研修院企画課担当者電話インタビュー(2013年11月27日)。

⁴⁹⁵ 최유성, 정장화, 최무현 「韓国と先進国の矯正組織構成および運営の差に関する研究」 韓国刑事政策研究院(2003年)290頁。

に再度、教育を実施している⁴⁹⁶。したがって、これを改善するための方策として、日本の矯正研修所のような形の独立した組織を設置し、矯正公務員のみを対象に専門教育を行う必要がある。そうすることで、矯正職員の職務能力を向上させることができ、最適の教育訓練が可能になるだろう。

一方、日本の矯正研修所の沿革をみると 1947 年に国立の「刑務官練習所」が設置されたことに始まるが、その淵源は 1890 年に開設された「監獄官練習所」まで遡る。この練習所は、当時としては最高水準の監獄実務教育を監獄幹部に対して行った⁴⁹⁷。1969 年 7 月には、現在の「矯正研修所」と改称して各管区ごとに 8 支所を設置、123 年にのぼる長い歴史を誇っている。同研修所は、全国矯正施設に勤務する矯正職員に対して、職務上必要な学術や技能を修得させるとともに、心身を鍛錬して人格・識見を高めることを目的として設置された法務省所管の施設である。研修は、人材育成という重要な役割を担うものであり、特に、矯正においては、その社会的使命の重大さや人間理解の複雑困難さなどから、格別の意味がある。矯正研修所は長い歴史の中で時代の変化を的確に読み取り、それに柔軟に対応できるカリキュラムを編成し、活躍できる矯正職員を養成している。このように矯正職員に対する教育訓練は、独立した矯正研修所および支所で活発に行われている。この施設は、矯正職員のみを専門的に訓練させる施設として位置づけられ、専門的知識および能力開発に有効に作用している。しかし、いくら組織や制度が素晴らしくとも、急速に変化する時代の流れや変化する被収容者の特性に応じた教育訓練が行われていなければ、惰性に満ちた教育訓練に留まることになり、時代を先取りする矯正職員の姿は期待しにくくなる。被収容者よりも一歩先を行くマインドと能力開発で、それらに適切に対応する必要があるだろう。

そのような点で、韓国で実施するサイバー教育は、千変万化しており、多忙な現代社会にふさわしい教育システムではないかと思われる。四六時中、天候や季節に関係なく、職場や家庭で、いつでも自分の足りない部分の職務能力を向上させることができる。実務から外国語能力や人間関係に至るまで様々なコンセプト（161 科目）で構成され、矯正職員の職務能力を高める上で非常に有効である。サイバー教育の活性化を介して、普段から業務能力の向上や日常化された教育訓練の検討も良いだろう。また、知識情報化社会に対応できる新たな知識や技術を学び、職務関連訓練課題の研究を通じて、行政の専門性向上と先進化に寄与するとともに、矯正政策の業務遂行能力を高めようと国費で運営している「国内大学院修士課程委託教育課程制度」は、矯正職員の資質の向上に大きく役立っていると評価することができる⁴⁹⁸。教育訓練は「階級に関係なく、入社から退職するまで」という風土が矯正現場に根付くよう、継続的・反復的に行われるべきものである。

⁴⁹⁶ 문학진・前掲注 (475) 16 頁。

⁴⁹⁷ 法務省「矯正研修所の沿革」(http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei18-01.html) 参照。

⁴⁹⁸ 同制度の実施により、2007 年から 2012 年まで、50 人の刑務官が国内の大学院修士課程を修了している。また、今年から高卒刑務官の教育機会の拡大を通じた業務能力開発、政策遂行能力を高めようと、「国内大学学士夜間課程委託教育」への需要調査を実施している。法務部矯正本部『矯正統計年報』（2013 年）30 頁。

第2項 ソフトウェア的側面

(1) 効率的な人事管理の運営

人事管理とは、行政目的を効果的に達成するための人材補充から教育訓練、転勤、退職に至るまでの一連の管理を意味するものである。これは、行政管理の中核部門であって、矯正組織の円滑な運営のためには専門的・科学的知識を利用して矯正の目的と一致する形で積極的に行う必要がある⁴⁹⁹。「人事が万事」という言葉があるように、良い人材をよく選んで適材適所に配置することは、組織の運営を円滑にし、関連当事者の心構えの変化を利用して業務成果を最大化することにつながるため、組織の目標達成に資する。しかし、現矯正組織内の人事管理の在り方をみると、多くの問題が生じていることがわかる。そのため、本項では、次の2つの観点から矯正組織内の人事管理について検討し、その対応策を述べたい。

まず、現在の階級構造に応じた下位職の構成について言及したい。韓国矯正職員の仕事の満足度のアンケート調査⁵⁰⁰で、48.7%の職員が不満だと答えた。一方、満足していると答えた職員は16.1%に過ぎなかった。これを特性別にみると、不満だという意見の中、年齢別では30代(52.4%)、階級別では下位職(9～8級、55.0%)割合が高かった。その理由としては、32.3%が職務に見合わない待遇問題、26.4%が勤務形態、20.6%が施設老朽化などの勤務条件、9.7%が否定的な社会的認識という順であった。これで分かるように、大多数の下位職員は自分の仕事に満足していないし、待遇に対する不満が強い。多くの会社員の職場生活にとっての「花」があるとなれば、それは上位職級への昇進である。これは、どの組織社会でも例外ではないだろう。

昇進は、組織内部の側面からみれば、公務員の能力を評価し、適材適所に配置することで、効率的な人材管理に寄与し、部下や同僚の職員には、刺激要因として作用する。個人的側面では、金銭的報酬の増加によって家計を支援し、家族や社会から認められ、成功のための士気を向上させてくれる。韓国矯正職員の場合、従来は最下位の階級(9級)に入社した職員が、せいぜい1階級か2階級のみ昇進で退職する場合がほとんどであった。そのため、下位職員の士気高揚と待遇の向上によって組織の活性化を期したいという理由で、1984年から9級勤務歴7年以上の者、8級勤務歴8年以上の者に対しては各階級の定員に関係なく自動的に昇進させる制度を施行している。また、今年からは7級勤務歴12年以上の者のうち、上位20%に該当する優秀な職員にもその対象を拡大し昇進させる制度を施行しており、最低勤務年数を超えた職員は誰もが昇進試験を受験できるように昇進方法を拡大した。しかし、ここには多くの問題が山積している。階級間の定員に比べて現員が過度に多いという問題、7級または6級への人員が急激に増加して奇形な構造となる問題、現場で働く下位職がますます減少していく問題点などである。したがって、早いうちにこれに対する弊害が明らかになると予想され、それなら今からでも階級制度の改編について深みのある検討が必要であり、これをどのように解決すべきかが今後の課題である。思うに、現在の階級構造を維持しながら業務の難易度と勤務歴などに応じて業務内容を段階的に調整

⁴⁹⁹ 이영근 「韓国矯正保護組織の発展の方向」 『矯正研究』第21号(2003年)286頁。

⁵⁰⁰ 유선호・前掲注(472)50頁。

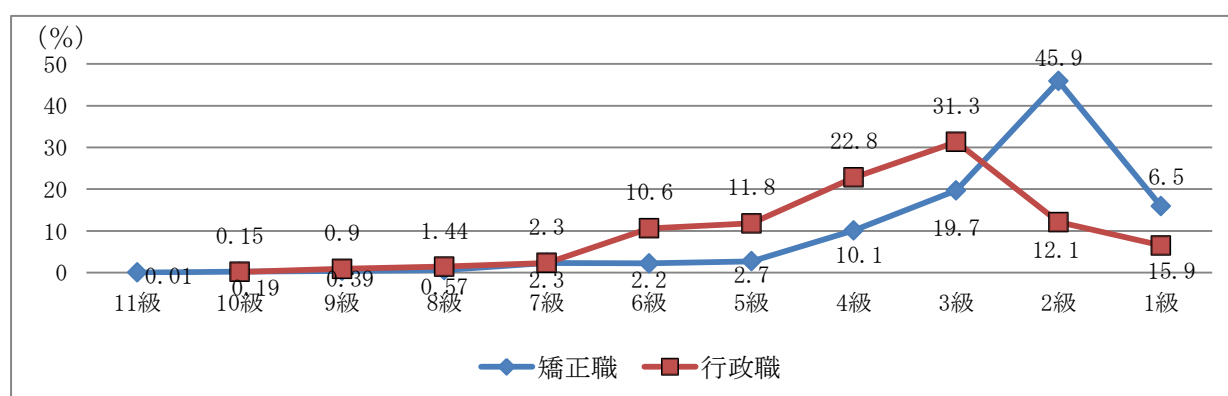
する方向への改革が最も妥当ではないかと思われる。

一方、日本の場合は、多くの一般職員が下位職に編入されていて、その割合が非常に高い典型的なピラミッド型の構造を示しており、下位職で定年退職する割合が高かった。つまり、下位層である看守と看守部長の割合が61.8%と大半を占めており、管理層は、約3.5%に過ぎない。これは、表6-5をみれば分かるように、行政職の場合、下位職の割合が18.6%に過ぎず、中間層が54.1%と高くなっていることに比べ、刑務官の場合は、中間層が薄く、実務者である下位職の割合が圧倒的に高くなっている。これらの階級別の構造は、バランスの取れたピラミッド階層というよりは、下位層が絶対的な多数を占める、勾配の急な奇形のピラミッド構造とすることができ、昇進制度を非常に厳しく運営して昇進が難しいのではないかと推測される。昇進は、組織構成員の士気向上と業務の効率化だけでなく、有能な人材の確保という面でも望ましいものである。それにもかかわらず、急なピラミッド構造は組織構成員の士気低下に伴う勤務意欲の喪失などにつながって、これは結局、受刑者の処遇にも影響を及ぼしているのである。したがって、下位職が多数を占める現級別内訳の調整が必要であり、そのためには、中間層までの昇進を活性化して矯正職員の待遇改善に繋がるようにしなければならない。

表 6-5 日本の行政職俸給（Ⅰ）の級別人員構成比

級別内訳	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
総人員 143,442人	225	1,275	2,062	3,328	15,255	16,884	32,703	44,948	17,392	9,370
本部省	課長		室長		課長補佐		係長		係員	
府県単位機関			機関の長		課長		課長補佐	係長	係員	

(出所) 人事院『国家公務員給与の概要』(2012年4月)



次に、人事異動の問題について言及したい。人事異動の目的は、様々な仕事の経験を通じて幅広い知識を持った人材を育成し、長期間同じ場所に勤務することにより生じた業務遂行による不正やマンネリ化を防止して新鮮で活力ある職場を維持するためである。しかし、これらの目的のために運営されている人事異動が矯正組織内ではその目的を果たしていないという点が指摘され

ている。韓国の場合は、中下位職に該当する 84.6%の職員は、6 級である中上位職まで昇進しない限り、退職まで 1 つの施設で勤務することが可能である。これは、多数を占める下位職の異動に伴う組織の揺れや低い給料、官舎が絶対的に不足していることによる住宅問題などが大きな障害要因として作用しているからである。

一方、日本の下位職に該当する職員も韓国と同じように 1 つの施設で一生の間、勤務することが可能である。しかし、これは、同僚や受刑者との間に過度の馴れ合いや感情的な対立関係などが起きるなど、好ましくない現状が原因となって不祥事⁵⁰¹が発生するなど、時にはメディアを騒がしている。また、長期間勤務する職員による特殊な施設風土を形成する要因ともなっており、閉鎖的な環境で同じルーティンワークが毎日のように続く勤労意欲と能率の低下なども起きる。これは、使命感が絶対に必要な刑務官という職業についての知識と経験を蓄積しようとする召命意識を鼓吹させることができなくなり、結局、組織の発展を阻害し、矯正目標達成をも困難に陥れる。したがって、矯正局では、このような弊害をなくすために、下位職員は定年まで少なくとも 1 回以上の転勤を実施するという方針を立てたが、現実的には難しい点が少なくない。また、これまで初級幹部である副看守長は試験なしに昇進させてきたが、2013 年からは施設内で実施する試験を受験しなければならないし、合格者には転勤を実施している。

これとは逆に、上位職の場合には、あまりにも頻繁な転勤が問題となっている。韓日両国とも 1～3 年おきに転勤があり、階級によって転勤期間の割合と転勤先に変化が出て、転勤先も管区に関係なく全国津々浦々の施設を回ることになる。そのため、頻繁な転勤に起因するストレスが少なくない。退職までの期間が残り少ないある日本人矯正職員によると、働いている間、十数回の転勤をしたため、自分の子供がどのように成長したのか分からないという話は多くのことを考えさせる。このような幹部へと昇進に伴う頻繁な転勤を避けたいという理由でわざわざ昇進をあきらめて家族とゆったり過ごしたいという下位職もいれば、子供の成長をしっかりと見守っていないという幹部職員もいるという話に対しては苦言を呈さざるを得ない。一生、ほぼ転勤なし過ごす下位職、転勤が頻繁な上位職の公務員、ともに問題であると指摘せざるを得ないし、適正かつ合理的な人事制度の運営が切実に望まれる。

したがって、下位職の場合には、幹部職員になる前の下位職級内で昇進したときに、自分が希望する地域の近隣施設への転勤を実施したり、教育訓練の形で他の施設で一定期間の勤務を必修化したりして新たな勤務経験を蓄積し、職務能力を向上させることができる方策などを講じる必要がある。また、上位職の場合には、転勤期間が短すぎないように期間を調整し、ある程度の業務成果が期待できる最低限の適正期間を勤務できるようにし、転勤の際にも同じ管区内での転勤ができるように予測が可能な人事制度のシステム構築が何よりも必要である。刑務官の人事異動に関しては韓日両方、共通の現状を抱えていると考えられる。刑務官という理由で、家庭のために

⁵⁰¹ 平成 20 年から 24 年までの 5 年間に懲戒処分を受けた事案をみると、暴行、不適正な処遇、逃走その他の保安事故に関連する矯正施設特有の事案が 143 件 (37%)、隠蔽や不適正な事務処理などの仕事関連の事案が 40 件 (10%)、無断欠勤や職務命令違反などの一般的なサービス違反事案が 58 件 (15%)、飲酒運転など私的非行事案が 137 件 (35%) に達している。法務省矯正局・前掲注 (473) 1 頁。

職場をおろそかにすることはできず、また職場のために家庭を放棄することもできない。家庭が幸せであってはいじめて、仕事において熱心に最善を尽くして勤務しようとする意欲が生じるのであるから、これは結局、受刑者の改善更生という矯正の目標にも資することなのである。

（２）矯正と保護の連携強化

再犯率の持続的な上昇からは、被収容者に対する改善指導や処遇方法だけでは十分ではないという結論が導かれる。再犯率を抑制するためには、施設内での被収容者に対する矯正処遇から出所後社会に適応するに至るまで、矯正と保護の連携が必要不可欠であり、いずれかがおろそかになれば、真の矯正教化を通じた健全な社会人としての役割を担わせることができなくなる。

矯正と保護の連携強化は、被収容者の再犯防止という矯正の目的を達成するために重要な要素となっている。したがって、前述の独立した矯正組織への改編とともに、法務部（省）内の矯正と保護の業務の一元化を提案したい。そのため、以下では、業務の連携性の側面から、その妥当性の検討を行いたい。

一般国民は、法務部（省）に勤務する矯正職員と保護職員は、同じ国家公務員であり、同じ官庁の職員であるため、相互協力体制がよく行われるものと考えられる傾向が強い。しかし、実際の現状はそうではない。通常、矯正職員が「同じ職員」という時の職員の範囲は、刑事施設に勤務する同じ制服を着る職員を指すものであり、保護職員も、同じ保護業務に従事する職員のみを想定している。したがって、矯正と保護は法務部（省）内の職員で、法務大臣から指揮監督を受けているが、お互いの協力体制が円滑に行われているとは言えない。

近年、矯正と保護の業務との関連性を考えると、過去とは異なり、施設内処遇と社会内処遇の連携の重要性はますます大きくなっている。施設内での改善更生がうまく行われた受刑者であっても、出所後の社会適応に失敗すると、再犯防止は困難になる。また、刑事施設に入所する受刑者の多くは、少年院収容歴のある者が多い。したがって、刑事施設で個別処遇計画を立てる際、少年院での生活態度や同僚、職員との関係の良否などの収容情報の取得は非常に重要である。しかし、現実には矯正と保護の連携がうまく行われない関係で、過去の収容生活に関する情報の取得は非常に困難である。また、矯正職員は、受刑者が刑務所のドアを乗り出すと同時に、「私たちの使命はこれで終わりだ。これからは、社会の出番であり、保護観察職員の責任である」と考えている。

また、全国刑事施設の出所者のうち、仮釈放者が少なくなく（日本の場合 50%以上、韓国の場合 30%程度）、これらの者は残刑期の間、一般社会の健全な一員として更生するように、保護観察官の指導監督および補導援護を受けることになっている。出所後の円滑な社会適応のため、刑事施設内での受刑生活、すなわち、仲間の受刑者や職員との関係がどうだったのか、誰が頻繁に面会に来ていたのか、親との関係はどうだったのか、改善更生と社会復帰のための受刑者本人の努力はどうだったのかなど、受刑生活中のデータは、出所者の社会適応のための基礎資料として非常に貴重である。それにもかかわらず、保護観察官は、これらの情報を刑務所側に要請することも難しいが、要請してもそれに関する情報の提供が容易に行われない。このような状況の下では、受刑者だけでなく、出所者の社会適応のための環境が十分とはいえない。したがって、これらの点を改善し、矯正と保護の連携強化のためには、両方の組織の業務を1つの組織の中で行わ

れるようにする方策が必要である。つまり、両者の間に、「我々」という意識が形成されるようにして、活発な人事交流を実施し、少年院や刑事施設での勤務経験、出所者管理に関する経験などの蓄積されたノウハウを生かすことができるように業務効果を最大化することが望ましい。

現在、韓国法務部の状況を見ると、成人矯正と少年矯正の分離が目立つ。元々矯正という言葉の辞書的な意味は、刑務所・少年院などに収容されている者の改善更生のための処遇を行うことである。したがって、非行の結果として少年院などに収容されている者の処遇も矯正の意味に含まれるのであって、それに伴う組織機構も矯正の中に含まれることは当然であると思われるが、少年矯正を犯罪予防政策局（旧保護局）に含めて、少年矯正と成人矯正を分離して管理している。これにより、少年と成人に対する業務の断絶、情報交流の不存在、組織利己主義が残存して、本来関連性が高いはずの2つの組織間の業務が分離されるという問題が発生している。そのため、施設内処遇である非行少年の再犯防止と少年院生などの社会復帰を図る矯正の領域は、矯正本部が担当するようにして、業務の効率性の向上を図る必要がある。そのほかに施設内処遇が行われている矯正本部と社会内処遇が行われている犯罪予防政策局の組織をみると、犯罪予防政策局は5課体制（犯罪予防企画課、法秩序先進化課、保護法制課、少年課、保護観察課）に構成されており、計1,854人の職員で構成されている。矯正本部の業務は施設内処遇に限定されているが、犯罪予防政策局では、治療監護業務と保護少年の施設内処遇、社会内処遇である保護観察の仕事が混在している。これは歴史的に、保護局が社会保護法上の拘禁中心の保安処分、すなわち監護制度の導入とともに誕生し、矯正局の少年課が保護局に移管され、1989年に少年犯罪に対する保護観察業務が追加され、1997年に成人保護観察が全面施行されたことによって、現在のような混沌とした状況に至ったといえる。

したがって、様々な業務を遂行する犯罪予防政策局の組織体系は非常に複雑であり、問題点が多い。また、社会保護法の廃止、学校体制に転換した少年院、保護観察制度の急成長に伴う組織整備の必要性、上位職に対する検察の独占の問題など犯罪予防政策局の組織は多くの問題にさらされている。

一方、日本の現状をみると、矯正局と保護局の業務の区分が明確である。矯正局⁵⁰²は、施設内処遇として成人矯正と少年矯正を担当する課を置いて、矯正施設の保安警備、分類保護、作業、教育、医療、衛生など被収容者に対する処遇が適正に行われるよう指導・監督するとともに、人事や業務面においても相互交流を通じて円滑な業務を遂行している。また、保護局⁵⁰³は、社会内処遇として矯正施設に収容されている者の仮釈放に関する事務および保護観察に関する事務、それから犯罪被害者などに関する事務を行っており、施設内処遇と社会内処遇の区分が明確である。

しかし、現在は施設内処遇と社会内処遇の連携性をもっと拡大されており、被収容者の改善更生および社会復帰の側面から考えると両組織の業務の一元化が好ましく、このような形がこれから進むべく方向ではないかと考えられている。

受刑者の施設内処遇と出所者の社会内処遇の目的はすべて再犯防止にある。いずれかの箇所集中して、いずれかの箇所をおろそかにすることはできない。そのため、矯正と保護の連携は犯罪予防の

⁵⁰² 法務省「矯正の沿革と仕事のあらまし」http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse02.html) 参照。

⁵⁰³ 法務省「保護局」(http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_index.html) 参照。

ために非常に重要であり、両者を分離して考えることはできない。その点で、矯正と保護を1つの枠に入れて運用することができるように再編成して、発展的な変化を図ることが望ましい。もしそうなれば、矯正と保護業務の一元化が可能になるはずであり、切っても切り離せない関係にある施設内処遇と社会内処遇の連携がより一層強化され、犯罪者の社会適応と再犯防止に大きく資すると考えられる。

第5節 本章のまとめ

以上、本章では、韓日における充実した受刑者処遇に向けた矯正組織の見直しについて、特に望ましい受刑者処遇のために今後推進されるべき矯正組織と刑務官のあり方を中心に、検討を行った。上記のとおり、受刑者の個別特性に応じた矯正処遇を実施し、再犯防止に注力しているにもかかわらず、刑事施設出所者の再犯率の上昇や一部施設の過密収容などの問題は依然として残されており、これは今後も続くものと予測される。このような事情から、より有効な矯正処遇を行うためには、これに関与している矯正職員と矯正組織の観点からの検討が必要な時機が到来したのではないかと思われる。もちろんこれは、受刑者の望ましい処遇を前提とするものであり、昨今の矯正が単純戒護業務から脱却して再犯防止のための矯正教化を中心に発展していくために必要な領域に該当するということができる。

したがって、法務部（省）の内局に留まっている矯正本部（局）を独立した組織に改編し、各種政策の立案や推進が迅速に行われるようにする必要があるだろう。韓国についていえば、多分に政治的な理由や首長が変わったときに持続的に推進されてきた政策が一朝一夕に変わる風土を改善し、予算、人事運営などの分野で独立した運用ができるようにする必要がある。また、刑事施設の小規模・専門化を推進し、保管理の面ばかりが強調されてきた今までの矯正の在り方を、施設外においても個別処遇に焦点を当てることができる形に置き換える必要がある。刑務官の士気と誇りを尊重することができる適正かつ効率的な人事制度の運営も非常に重要である。これに加えて、施設内での充実した処遇だけでなく、社会内処遇の重要性を実感して、矯正と保護の連携を通じて受刑者の社会適応が無事に行われるようにする必要があるだろう。さらに、矯正業務の特性を考慮して専門的な職務能力を開発することができる専門教育施設の拡充や教育制度の内容についての検討も非常に重要である。これらの部門への前向きな検討はすぐに受刑者の矯正処遇の向上につながり、韓日矯正組織の発展にも適合しているのではないかと思われる。

しばしば刑務官たちは、人生の半分以上が「懲役暮らし」だと独り言のように言っている。この言葉こそが刑務官という職業を代弁する言葉ではないかと思われる。どのように多くの人が自分の仕事に満足して日々暮らしているかは不明だが、刑務所という暗い所で受刑者の改善更生のために、今日も汗を流す複数の刑務官がいるお蔭で私たちの社会が少しでも明るくなることは事実である。「社会あるところに犯罪あり」という言葉が示しているように、過去・現在・未来のどの社会においても犯罪のない社会などないように、人間が住んでいるところには必ず犯罪が発生するのであるから、どれだけ犯罪に強い社会を作り、より多くの犯罪者を改善更生させることができるか、鍵となる。昨日より今日、人口に比例して犯罪が減り、再犯率が低くなる社会、これが矯正が追求する方向である。

終章 望ましい受刑者処遇の具体化、そして歩むべき方向

以上、本研究では、韓日の刑事施設における受刑者処遇の現状と今後の課題に関して検討を試みてきた。特に、各章の検討から施設内の受刑者処遇を取り巻く、幾つかの内容の中で、より一層、受刑者処遇の基本となる緊急の課題として扱われる処遇について、関係法規や訓令、通達などをはじめ、実務者としての経験や最新の矯正動向に注目しながら、今後の受刑者処遇の歩むべき方向について論じたところである。しかしながら、韓日両国が新法施行に伴い、今までとは異なる新たな一歩として、画期的な受刑者処遇を目指していく中で、果たして本稿における検討の内容が、今後の受刑者処遇の発展的な展開をある程度具体的に捉えて論じているのか、あえて評価することは難しいが、明らかなことは、実務経験に基づいて論じたという点に、多少なりとも意義が見出されうるのではないかという考えである。矯正政策というのも一般行政政策と同様に、社会の変化やその時代のパラダイムに基づいて変化するものであり、受刑者処遇の姿もこれに連動しているので、今後の動向になおも着目しつつ、望ましい受刑者処遇に繋がる研究を続けていく所存である。

ただし、本稿で行った韓日両国の受刑者処遇の現状の考察を通じて、次のことが1つの帰結として導かれたと考えられる。すなわち、矯正の目標が受刑者の改善更生と社会復帰にあることは、世界共通の不変の真理であり、これらの目標は韓日両国の過去から現在、未来に至るまで変わらないと考えられるが、この目標を達成しようとする方法論においては、受刑者処遇のパラダイムが変わることになった新法以前と以降（日本は2006年、韓国は2008年）とを区別して考察することができるだろう。その中で、新法施行以降の受刑者処遇の基本的な中心思想となっていることを凝縮してみると、次の3点に分けることができる。まず、人権に対する認識の変化である。一般国民の人権意識の向上とともに刑事施設内でも被収容者の人権に対する関心が高まるようになり、これは全体的な一般社会の現象と一緒に刑事施設内の受刑者の処遇向上につながるようになった。次に、個別処遇の原則である。従来行われてきた施設管理と規律を重視する行刑から受刑者の社会復帰に向けた処遇を重視する個別処遇の原則に重点を移すことで、より有用な処遇プログラムの導入を通じて受刑者の改善更生に力を入れるようになった。つまり、過去の受刑者の処遇が実質的に受刑者の改善更生にはつながらなかったという批判が功を奏して、これにより、すべての処遇の重点が、個別受刑者の特性に応じた処遇に置かれるようになったのである。最後に、犯罪者を処罰するという観点に代わる治療的観点からのアプローチである。このようなアプローチを通じて、処遇の方向性が、受刑者の改善更生に注力する方向へと転換され、これにより、より有用な処遇プログラムの導入などによる処遇の充実が図られるようになったのである。

このような現状が韓日両国で行われている受刑者処遇の基本的な土台に入り込んでいることをそれぞれ念頭に置く必要があり、これらすべてのことは、受刑者の改善更生、社会復帰という矯正の目標を前提としていることは明らかである。結局、韓日両国における受刑者の改善更生は、刑事施設内の望ましい受刑者処遇の実現のための方策を講じる上でも、急務であると考えられる。本稿を締めくくるにあたり、各章にて述べた受刑者処遇の具体化のための諸方策について以下検

討する。

第1章では、先に概観したように、新法の施行に加え、個別受刑者の自力改善および社会適応に焦点を合わせた処遇制度が施行され、以前とは異なるいっそう進歩した受刑者の処遇制度が行われているが、韓日両国とも新制度の趣旨にしたがって積極的な姿勢で対応する必要があると思われるという見解を示した。つまり、過去の処遇制度が受刑者の改善更生に役立たなかったという批判から、新しい処遇制度への転換を通じ、新処遇制度が施行されているが、施行過程で表面化した課題も少なくないのが現実である。そのため、韓国の場合は、まず、外国人受刑者に対する基本収容級の具体的な指定と実質的な改善教育が可能な形態で個別処遇級についての調整が必要である。また、各施設の都合を考慮して警備処遇級の分布が適正に維持されるべきであり、各警備度に応じた施設の拡充と分界舎棟の運営が必要である。これに加えて、新制度の充実・強化のための方策として、適正かつ合理的な格差ある処遇の実施、および、信頼性と妥当性を確保した分類指標の継続的な開発が要求される。次に、日本の場合は、単純な新処遇制度との不均衡の問題が提起されている犯罪傾向の進捗の廃止または新処遇制度との統合を検討することが必要であり、外国人受刑者に対する管理次元で、属性に関する再検討が必要である。また、社会適応力高揚と自力改善意欲の増進のために導入された制限緩和と優遇措置に対する運用がさらに活性化するようにする必要があり、改善度にしたがって施設を区分収容する段階別処遇が確立されなければならない。これは、新しい処遇制度が受刑者の改善更生にさらに積極的に作用するために必要な充実な方策であり、これに関する改善がなされない限り、新受刑者処遇制度の活性化を期待することは難しいと考えられる。

第2章では、被収容者に対する医療処遇は人間に与えられた基本的な治療を受ける権利という視点から出発して、検討を行った。病気にかかったすべての被収容者には、より迅速かつ正確に診療を受けることができる権利を保障しなければならない。しかし、韓日両国とも矯正医官の不足や充実していない医療機器などの現実状況から施設内の医療処遇が十分とは言えない状況である。これを克服するために、両国では、ユニークな幾つかの政策が施行されている。すなわち、遠隔診療システムの実施、健康保険制度の運用、早期に安定的に矯正医官を確保するための矯正医官修学生制度、矯正医療への民間委託の体制の構築、矯正医療職員を確保するための看護師養成制度などがある。独特な両国の制度・政策を相互に比較・検討し、お互いに助けになることができるものなどの導入を検討してみるべきである。また、矯正医療の他省庁への移管や、刑事施設内の疾病への誠実な対応のために感染症などの予防にも焦点を当てながら、医療刑務所と医療少年院の機能を統合し、その効果を高める動きとして行われている「矯正医療センター（仮称）」の進捗状況も非常に良い例として参考にし、矯正医療が今後とるべき方向性として広めていく必要があると考える。

第3章では、社会的に波及効果が大きく、国民に与える影響が衝撃的な性犯罪者に対する対応が処罰の水位を高めた厳罰化だけでは解決されないことを認識し、新たな処遇プログラムの実施を通じ、これらの改善更生に力を入れている韓日両国の状況が、幸い少なくない効果を示していることを紹介した。しかし、性犯罪者に対する再犯防止の観点から行われている諸プログラムの効果を最大化するためには、認知の歪みが深刻な、適切な教育対象者を選定することが何よりも重要であり、これらの人々に薬物療法を並行して実施すれば、その効果を高めることができるの

である。また、専門のプログラム運用のための専門職員の確保の必要性、適切なプログラムを適正対象者に実施しなければならず、教育効果を高めるためのインセンティブの適用、知的水準の低さなどを理由としたプログラム不能者への対応の充実、独立施設の拡充を通じて性犯罪者に対する教育効果を高めるための方策などの検討が必要であり、これが適切に行われた場合、性犯罪者の再犯率を下げることに貢献できると考えられる。

第4章では、外国人受刑者に対する改善更生と社会復帰という矯正の目標を達成するためには、母国への刑執行を通じた再犯防止教育が最も効果的であることは自明であるという結論を示した。しかし、そもそも、これらの目的のために設けられた移送制度が活用されず、停滞している状況を克服する必要がある。したがって、これに対する方策として、自国の有・不利に応じて移送を許可する締約国の過剰な裁量権行使を是正する必要がある、裁判国と執行国との異なる収容体制を補完し、移送によって刑の執行が不利になるかもしれないという受刑者の疑念を払拭させる必要がある。また、受刑者の移送業務は、母国の刑務官が担当することができるようにするために矯正駐在官制度を導入して、円滑な業務遂行を可能にすべきである。さらに、移送審査の透明性と迅速な意思決定を通じて、一日も早く母国で刑の執行が行われるようにする必要がある。また、条約前置主義によって移送が不可能な状況を克服するための2国間条約の締結の積極化と、外国人受刑者が私益のために移送に同意しない場合でも、制度の趣旨と何が受刑者の改善更生に最も効果的なのかを考慮するために、移送への同意の有無の再検討が必要である。具体的には、移送の前提条件として、受刑者の同意を要しない2国間条約の締結に向けた動きを活性化させる必要がある。これに加えて、日本の移送条約のうち14歳以上という年齢制限の削除の検討、短期受刑者の移送を拡大するための服役する残刑期の検討など、韓日両国の移送条約の比較・検討を通じて、同制度の活性化を期すべきである。外国人受刑者の母国への移送は、個別受刑者の改善更生という矯正の目的に合致するだけではなく、裁判国の矯正費用の節約にもつながるので、制度の趣旨を考慮した積極的な対応が必要である。

第5章では、刑事施設の過密収容および国家財政の節約という目的を持って出発した民営・官民協働刑務所がその運営を開始してから、ある程度の時間が経った。このような新たな手法の運営形態の刑務所の運営が、これまで少なからぬ効果をもたらしたのは事実である。過密収容の解消、国家予算の節約、新たな民間のノウハウを動員した改善プログラムなどの運用で国営刑事施設に比べて再犯率の低下という、ある程度の成果を示すものである。しかし、運営過程で示されている改善課題も少なくない。ソマン刑務所がプロテスタント刑務所であるということの是非、十分な運営費をどのように確保するのか、収容対象者の選定手続きの合理性、民営刑務所に対する適切な管理と監督、民間職員の保安意識の確立および人事運営の適切性などの問題が提起されており、官民協働刑務所のコストの効率性を高めるために講ずべき方策、官民の連携による施設運営の活性化、収容率の拡大および被収容者の希望を考慮した収容、収容条件緩和の必要性、重大犯罪者に対する収容拡大の検討など、解決すべき課題が少なくない。これは、より効率化された運営方法を通じて、その効果を向上させるためである。すなわち、収容条件の改善を通じて、初犯や単純な犯罪者ではなく、2犯、3犯の受刑者や重大犯罪者なども収容して改善更生に力を入れることによって、新手法による刑事施設の運営の効果はさらに高まると考えられる。そうすることで、現在の被収容者の減少傾向とともに、国営施設の経理作業に従事することができる初

犯受刑者の不足などに起因する問題を解決することもできる。また、新たな手法の刑事施設の運営は出口戦略として利用する必要がある。

第6章では、現状を克服し、未来に備えるための望ましい矯正組織の在り方として、現在の韓日矯正組織および矯正職員に関する再検討を通じて、予想される課題についての方策を提案し、受刑者処遇の充実を図り、最終的に再犯率の低下へとつなげることを試みた。そのためには、法務部（省）から独立した矯正組織への改編が必要であり、これにより、人事、予算などの独自の運営や、刑事司法機関とのバランスの取れた業務遂行ができるようにしなければならない。また、国連の勧告および個別処遇の原則にしたがって刑事施設を小規模化・専門化して個別受刑者の特性に応じた処遇を実施する必要がある。さらに、矯正業務の特殊性、困難性を考慮し、矯正職員のみに対する教育訓練が可能な独立した専門教育施設の拡充と、急速に変化する社会環境や受刑者の特性に対応できる様々な教育制度の見直しも必要である。これに加えて、矯正職員の人事管理が適材適所に配置することができるようにして、同じ生活圏の中での転勤、または最低適正勤務期間が保証される人事システムの構築を通じ、合理的かつ公平な人事制度が定着するようにしなければならない。また、入所から出所後に至るまで、矯正保護行政の専門性と効率性の高揚のために施設内処遇と社会内処遇の連携強化が必要であり、矯正と保護の連携あるいは統合という側面から両組織の改編を検討してみる必要があると考える。

これらを踏まえて、受刑者に対する望ましい処遇効果を向上させるために、以下の6点を提言する。

(1) 新処遇制度を新法の趣旨に合うように受刑者処遇の基本制度として位置づけ、その対応に施設側が積極的に取り組むべきこと（処遇職員の考え方の転換と改善度に従う処遇の格差の創出）。

(2) 犯罪者ではなく、患者という観点からすべての処遇に先立つ基本権として医療サービスを確立し、迅速かつ正確な診断と治療を保障すること（矯正医官の確保とユニークな方策の実施）。

(3) 性犯罪者に対して、厳罰化の観点ではなく、認知の歪みや思考の偏りを是正するという治療的観点からのアプローチの原則を確立させること（多様な方策を通じた再犯防止教育の充実）。

(4) 外国人受刑者の母国での刑執行の原則を確立させること（2 国間移送条約締結の活性化と受刑者の同意の有無に関する検討）。

(5) 新たな手法で運営している民営・官民協働刑務所を出口戦略として機能させること（収容条件の見直しを通じた新手法の運営体制定着）。

(6) 好ましく、かつ、充実した受刑者処遇を行うための前提として、現在の矯正組織に対する診断・分析を通じた再編が行われるべきこと（矯正組織の独立と保護との連携、矯正職員の士気高揚）。

理想のみを語る学者も問題であるが、理想を失った実務家はより問題である⁵⁰⁴という言葉がある。矯正の現場で、大勢の実務家たちに会って強く感じるのは、理想を失った実務家があまりに

⁵⁰⁴ 菊田幸一、海渡雄・前掲注（363）2頁。

も多いということである。もちろん、理想を諦めないごく少数の実務家も稀にいるが、ほとんどの実務家が、長い間、矯正現場で受刑者と一緒に生活しながら、最初に抱いた理想を失い、ごく普通の矯正人になっていくというのが現実である。

本稿では、理想だけでなく、実際に矯正現場で行われている韓日両国の受刑者処遇の現状などを適切に調和させながら考察しようと努力したが、その目的がどれほど達成されたのか、疑問ではある。しかし、各章で述べた方策などが実際の現状の考察を通じて行われ、それに応じて矯正政策を立案するうえで、大変参考になることがあると思われ、少しでも韓日矯正の発展に役立つなら幸いである。本稿の執筆を通じ、受刑者処遇における幅広い視野と現場経験に立脚した研究の重要性を今更ながらに痛感した。今後も幅広い実務経験をもとに、研究活動を続けながら、受刑者の改善更生を高揚させるための適切な代案を提案することを筆者自身の課題とし、1人でも多くの受刑者が改善され、健全な社会人としての生活を営んで行けるようになれば、それは筆者にとっても望外の幸せである。以上をもって、本稿を締め括ることとする。

参考文献

書籍・論文（日本）

- ・愛知正博「日タイ受刑者移送条約の意義と展望（特集 国際受刑者移送法の進展）」『刑事法ジャーナル』N030（2011年）
- ・愛知正博、足立友子「受刑者移送条約の問題点」『刑法雑誌』第51巻3号（2012年）
- ・赤池一将「フランス行刑から見る日本型行刑の特徴とその現在の課題」『龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報』第6号（2009年）
- ・秋保光輝「性犯罪再犯防止指導の現場から」『更生保護』第60巻12号（2009年）
- ・阿部耕一「ドイツにおいて刑務所内医療を支えるもの」『ドイツ刑事法学の展望—大所高所からの視点—』成文堂（2009年）
- ・石塚伸一「刑事司法システムにおける規制改革・民営化と公共性の構造転換」『法社会学』第68号（2008年）
- ・歌代正「島根あさひ社会復帰促進センターでの取り組み—「官」「民」「地域」による社会復帰支援コミュニティの形成」『罪と罰』第48巻2号（2011年）
- ・内田雅人「国際受刑者移送制度の現状と課題」『刑政』第120巻1号（2009年）
- ・太田幸充「美祢社会復帰促進センターの現状と課題—民間事業者の取組—」（特集・「PFI 刑務所」の現状と展望）」『法律のひろば』第62巻7号（2009年）
- ・大竹和之「喜連川社会復帰促進センターの現状と今後の課題—地域社会との共生の重要性—」『犯罪と非行』第166号（2010年）
- ・太田達也「国際犯罪の増加における矯正の果たす役割—来日外国人受刑者の処遇を中心として—」『法律のひろば』第55巻9号（2002年）
- ・太田達也「刑事施設・受刑者処遇法下における矯正の課題—矯正処遇を中心として—」『犯罪と非行』第146号（2005年）
- ・太田達也「刑事施設・受刑者処遇法と受刑者の権利保障」『刑政』第117巻2号（2006年）
- ・太田達也「アメリカにおける矯正施設の民営化と我が国のPFI事業—課題と展望—」『ジュリスト』第1333号（2007年）
- ・太田達也「高齢者犯罪の実態と対策—処遇と予防の観点から—」『ジュリスト』第1359号（2008年）
- ・太田達也「矯正の危機!? 高齢受刑者の増加」『刑政』第119巻9号（2008年）
- ・太田達也「来日外国人犯罪の現状と刑事法的対応—日系ブラジル人の犯罪を中心として（特集 ブラジル移民—100周年・慶應義塾創立—150年記念日伯比較法シンポジウム）」『法学研究』第81巻第11号 慶應義塾大学法学研究会（2008年）
- ・太田達也「我が国における性犯罪者の再犯防止対策—現状と課題—」『警察学論集』第62巻3号（2009年）
- ・大塚明弘「今後の矯正（刑事施設）の建築—建築の空間性能について—」『法律時報』第80巻9号（2008年）
- ・大橋哲「国際受刑者移送法について」『犯罪と非行』第137巻（2003年）

- ・大橋哲「施行から5年を迎えた国際受刑者移送」『罪と罰』第45巻3号（2008年）
- ・大橋哲「刑事施設における受刑者処遇をめぐる取組とその変遷」『法律のひろば』第65巻8号（2012年）
- ・大橋秀夫「矯正医学総論」『矯正医学』第52巻第50回総会記念号（2003年）
- ・大場玲子「性犯罪の現状と対策」『罪と罰』第44巻1号（2006年）
- ・越智啓太「子供に対する性犯罪に関する研究の現状と展開(1)―発生状況と犯人の特性―」『法政大学文学部紀要』第54号（2006年）
- ・小野広明「北海道の矯正医療を支える人々（後）―矯正医療の現実と再生への道―」『刑政』第116巻12号（2005年）
- ・小野義秀『矯正行政の理論と展開』矯正行政の理論と展開刊行会（1989年）
- ・小野議秀「分類制度の発達」『犯罪と非行』第135号（2003年）
- ・小野議秀『監獄(刑務所)運営―二〇年の歴史―明治・大正・昭和の行刑―』矯正協会（2009年）
- ・小野広明「北海道の矯正医療を支える人々（前）―矯正医療の現実と再生への道―」『刑政』第116巻11号（2005年）
- ・小島秀吾「刑事施設における性犯罪者処遇プログラムの現状について」『矯正医学』第61巻第2-4合併号 第59回日本矯正医学会総会シンポジウム（2013年）
- ・加藤佐千夫「国際受刑者移送法について」『中京法学』46巻1・2号（2012年）
- ・神尾光一「播磨 社会復帰促進センターの取組みの現状と課題」『犯罪と非行』第168号（2011年）
- ・鴨下守孝、松本良枝、梅崎裕一、大橋哲、西村重則、小澤政治『矯正用語辞典』東京法令出版（2006年）
- ・鴨下守孝『新行刑法要論』東京法令出版（2006年）
- ・鴨下守孝「なぜ新たな立法化が必要であったのか」『法律時報』第80巻9号（2008年）
- ・鴨下守孝『受刑者処遇読本―明らかにされる刑務所生活―』小学館集英社プロダクション（2010年）
- ・菅野哲也「我が国における国際受刑者移送の現況（特集 国際受刑者移送法の進展）」『刑事法ジャーナル』N030（2011年）
- ・菅野哲也「国際受刑者移送について」『罪と罰』第49巻3号（2012年）
- ・菊田幸一、海渡雄一『刑務所の改革』日本評論社（2007年）
- ・菊田幸一、西村春夫、宮澤節生「社会のなかの刑務所と刑務所社会のなかの人々」『社会のなかの刑事司法と犯罪者』日本評論社（2007年）
- ・久保貴「刑事施設及び保護観察所における性犯罪者処遇プログラムについて」『警察学論集』第59巻第9号（2006年）
- ・久保貴「法務省における性犯罪者に対する取組み―施設内処遇及び社会内処遇を中心に―」『警察政策研究』第10号 警察大学校警察政策研究センター編（2007年）
- ・古賀雄介「制限の緩和制度についての一考察」『個別研究抄録集』日本矯正研修所（2011年）
- ・斉藤永仁「欧州三か国の刑務所を視察して―矯正医療の現場から（その一・イギリス）―」『刑政』第116巻10号（2005年）

- ・ 斉藤永仁「欧州三か国の刑務所を視察して—矯正医療の現場から（その二・フランス）—」『刑政』第116巻11号（2005年）
- ・ 斉藤永仁「欧州三か国の刑務所を視察して—矯正医療の現場から（その三・最終回）ドイツ—」『刑政』第117巻3号（2005年）
- ・ 佐伯仁志、川出敏裕「受刑者移送制度について（上）」『ジュリスト』N01234号（2002年）
- ・ 佐伯仁志、川出敏裕「受刑者移送制度について（下）」『ジュリスト』N01234号（2002年）
- ・ 坂井勇『統計で見る平成年間の矯正』矯正協会（2012年）
- ・ 坂井一郎「日本型行刑の特質と今後の方向性について」『刑政』第117巻12号（2006年）
- ・ 酒井龍彦「地域生活定着支援センター設立の背景と実際の支援（特集 刑事施設等出所者の地域生活定着支援：新しいセーフティネットの検証（第1弾））『ホームレスと社会』vol.6号
- ・ 佐藤克己「八王子医療刑務所の現状と課題—矯正医療センターの実現に向けて—」『刑政』第118巻11号（2007年）
- ・ 宍倉悠太「矯正茶話会報告石川正興教授 高齢出所者に対する地域生活定着センターの試み—その業務と課題—」『刑政』第122巻11号（2011年）
- ・ 小助川圭三「制限の緩和の運用について—現状の問題点—」『個別研究抄録集』日本矯正研修所（2011年）
- ・ 進藤眸「外国人受刑者移送の現状」『罪と罰』第32巻第1号（1994年）
- ・ 神武亭代「我が国初の二国間の受刑者移送条約の発効」『時の法令』N01870号 外務省国際法局条約課（2010年）
- ・ 杉田誠、本庄武、新妻宏文、加藤保之、西口芳伯「矯正医療の特殊性・困難性」『矯正医学』第58巻第2—4号合併号 第56回日本矯正医学会総会シンポジウム（2010年）
- ・ 高木勇人「刑事政策講義案—第8回施設内処遇（上）—」『警察学論集』第51巻（1998年）
- ・ 高田修「分類制度と処遇」『犯罪と非行』第121号（1999年）
- ・ 滝本幸一「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律実施上の問題」『矯正講座』龍谷大学矯正・保護課程委員会編第29号（2009年）
- ・ 田嶋義介、岩本浩史、松永桂子「PFI方式による刑務所についての研究ノート」『総合政策論叢』第13号 島根県立大学総合政策学会（2007年）
- ・ 只木誠「刑事施設における官民協働」『罪と罰』第48巻2号（2011年）
- ・ 田中秀樹「送付移送について」『法律のひろば』第55巻9号（2002年）
- ・ 手塚分哉「美祢社会復帰促進センターの取組と刑事施設の在り方」社会復帰シンポジウム基調報告（2008年12月21日）
- ・ 土井政和「PFI関係シンポジウム第2セッション」国際犯罪学会（2011年8月7日）
- ・ 中田昌申「現代行刑史」矯正研修所高等科第1部第42回研修（2011年）
- ・ 中根憲一「行刑改革—受刑者処遇の新たな展開—」『レファレンス』第55巻10号（2005年）
- ・ 中根憲一「矯正医療の現状と課題」『レファレンス』第680巻（2007年）
- ・ 中山厚「新法下の受刑者処遇の現状と問題点について」『矯正講座』第30号 龍谷大学矯正・保護課程委員会編（2010年）

- ・名取俊也「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律における改善指導等の充実について」『法律のひろば』第58巻8号(2005年)
- ・名取雅子、鈴木美香子「性犯罪者処遇プログラムの成立経緯とその概要」『法律のひろば』第59巻6号(2006年)
- ・名取雅子「官民協働による再犯防止策—PFI 刑務所から始まる新しい取組への期待—」『罪と罰』第48巻2号(2011年)
- ・西田篤史「刑事施設における性犯罪者処遇の現状(特集 性犯罪者の処遇)」『更生保護』第59巻8号(2008年)
- ・西田博「PFI 刑務所の現状と公共サービス改革法による民間委託」『刑政』第120巻11号(2009年)
- ・橋本牧子「刑事施設における性犯罪者処遇プログラムの策定経緯とその基本的枠組について」『犯罪と非行』第149号(2006年)
- ・橋本洋子「栃木刑務所における制限の緩和と優遇区分の現状について」『犯罪と非行』第155号(2008年)
- ・長谷川孫一郎「処遇の個別化と分類処遇」『犯罪と非行』第41巻(1979年)
- ・花村博文「美祢社会復帰促進センターにおける矯正処遇について」『罪と罰』第48巻2号(2011年)
- ・花村博文「PFI 刑務所「美祢社会復帰促進センター」における矯正処遇の取組—その現状と課題—」『犯罪と非行』第172号(2012年)
- ・花村博文「PFI 刑務所—官民協働による刑務所運営の現状と今後の展開—」刑事政策研究会基調報告『論究ジュリスト』(2012年夏号)
- ・浜井浩一「日本の刑務所はなぜ社会的弱者でいっぱいなのか(特集 刑事施設等出所者の地域生活定着支援:新しいセーフティネットの検証(第1弾))」『ホームレスと社会』vol.6号
- ・林谷浩二「受刑者の国際移送の現状と課題」『刑事法ジャーナル』第27号(2011年)
- ・林眞琴、北村篤、名取俊也『逐条解説刑事収容施設法』有斐閣(2010年)
- ・播磨哲平「官民協働施設における執務手引の作成」『矯正研修所紀要』法務省矯正研修所編第7号(2012年)
- ・日笠和彦「改善指導の現状」『法律のひろば』第65巻8号(2012年)
- ・姫田卓郎「国際受刑者移送法施行後の実施状況、問題点及び今後の展望について—府中刑務所における現状—」『刑政』第116巻11号(2005年)
- ・平井元「性犯罪者処遇プログラムの処遇効果に関する研究」『矯正研修所紀要』第23号(2009年)
- ・フィリップ・オステン「ヨーロッパにおける受刑者移送制度の動向—ドイツの状況を手がかりに—」(宮澤浩一先生追悼論文集)『法学研究』第84巻9号 慶應義塾大学法学研究会(2011年)
- ・深町秀樹「更生保護における自立支援:高齢・障がいにより特に自立が困難な刑務所出所者等に対する支援について(特集 刑事施設等出所者の地域生活定着支援:新しいセーフティネットの検証(第1弾))」『ホームレスと社会』vol.6号

- ・福井徹「受刑者の分類とその処遇、累進制との関連及びその将来」『矯正論集』矯正協会（1968年）
- ・福島靖正「矯正医療の現状と課題」『刑政』第118巻11号（2007年）
- ・藤本哲也『刑事政策概論—全訂第3版』青森書院（2001年）
- ・藤本哲也「犯罪学の散歩道—日本とカナダの性犯罪者の再犯率—」『戸籍時報』N0610（2007年）
- ・藤本哲也「PFI 刑務所の意義と展望」『法律のひろば』第62巻7号（2009年）
- ・藤本哲也「民間のノウハウ活用の新しい刑務所の挑戦」『PFI 刑務所の新しい試み—島根あさひ社会復帰促進センターの挑戦と課題—』島根県立大学 PFI 研究会編（2009年）
- ・古川隆司「高齢犯罪者の釈放前調整における外部との連携について—社会福祉の立場から—」『刑政』第121巻2号（2010年）
- ・本庄武「日本における受刑者処遇理念の変遷と今後の展望」『龍谷大学矯正・保護研究センター—研究年報』第6号（2009年）
- ・松尾多英子「PFI 刑務所について—多角的検討と評価—」『龍谷大学大学院法学研究』第12号（2010年）
- ・村中隆「矯正医療をめぐる最近の諸問題について」『犯罪と非行』第167号（2011年）
- ・森下忠、佐藤司、小野義秀、宮本恵生、鴨下守孝『日本行刑の展開』一粒社（1993年）
- ・森田祐一郎「PFI 刑務所の概要と成果（特集・「PFI 刑務所」の現状と展望）」『法律のひろば』第62巻7号（2009年）
- ・望月靖、加藤昌義、北村薫子 他「刑事施設における最近10年間の疾病動向及び今後の課題について」『矯正医学』第58巻第2-4号合併号（2010年）
- ・矢野喜郎「刑事施設の医療体制について」『刑政』第122巻7号（2011年）
- ・山本麻奈「性犯罪者処遇プログラムの概要について—最近の取組を中心に—」『刑政』第123巻9号（2012年）
- ・山本麻奈・松嶋裕子「性犯罪者再犯防止指導の受講前後比較による効果検証について（その一）」『刑政』第123巻10号（2012年）
- ・山本麻奈・松嶋裕子「性犯罪者再犯防止指導の受講前後比較による効果検証について（その二）」『刑政』第123巻11号（2012年）
- ・山本麻奈「性犯罪者処遇プログラムの効果検証と今後の課題について」『刑政』第123巻12号（2012年）
- ・山本讓司、益子千枝、宮澤進 他「山本讓司さんに聞く—刑事施設出所者等への生活支援はどのようなになっているか（特集 刑事施設等出所者の地域生活定着支援：新しいセーフティネットの検証（第1弾））」『ホームレスと社会』vol.6号
- ・遊佐篤史「刑事収容施設法セミナー（第一回）受刑者の処遇の原則と制限の緩和について」『刑政』第123巻1号（2012年）
- ・遊佐篤史「刑事収容施設法セミナー（第二回）優遇措置について」『刑政』第123巻2号（2012年）
- ・吉野通洋「受入移送について」『法律のひろば』第55巻9号（2002年）

- ・アムネスティ・インターナショナル日本『市民が視た刑務所』現代人文社（2011年）
- ・矯正局総務課人事企画係「矯正管区の組織改編について」『刑政』第124巻4号（2013年）
- ・矯正研修所「矯正行政の当面する諸問題」（2010年）
- ・刑事立法研究会編『21世紀の刑事施設—グローバル・スタンダードと市民参加—』龍谷大学矯正保護研究センター叢書第1巻（2003年）
- ・刑事立法研究会編『刑務所改革のゆくえ—監獄法改正をめぐって—』現代人文社（2005年）
- ・刑事立法研究会編『刑務所民営化のゆくえ—日本版PFI刑務所をめぐって—』現代人文社（2008年）
- ・日本弁護士連合会「行刑改革会議提言についての日弁連の意見」（2004年2月）
- ・日本弁護士連合会「刑務所医療の抜本的改革と受刑者の死因調査制度の確立を求める日弁連の提言」（2003年7月）
- ・日本弁護士連合会「刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律案についての日弁連の意見」（2005年3月）
- ・日本弁護士連合会「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令案に関する意見—」（2011年3月）
- ・日本弁護士連合会「受刑者移送条約に関する人権救済申立事件の調査報告書」日弁連総第98号（2010年）
- ・日本弁護士連合会「徳島刑務所問題に見る刑事施設医療の問題点と改革の方向性に関する意見書」（2009年11月）
- ・日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部編『刑務所のいま—受刑者の処遇と更生—』ぎょうせい（2011年）
- ・法務省矯正局「矯正の現状」『曹時』62巻11号（2010年）
- ・法務省矯正局「矯正の現状」『曹時』64巻11号（2012年）
- ・法務省矯正局『刑事施設関係法令集』矯正協会（2011年）
- ・法務省矯正局矯正医療管理官室「女性受刑者の患者に対する医療体制について」『刑政』第118巻7号（2007年）
- ・法務省矯正局総務課「矯正予算の概要」『刑政』第109巻6号（1998年）、第122巻5号（2011年）
- ・法務省矯正局総務課職員係「矯正局の組織改編について」『刑政』第116巻5号（2005年）
- ・法務省矯正局総務課法規係「国際受刑者移送の推進に向けて」『ジュリスト』(N01406)（2010年）
- ・法務省矯正局総務課職員係、施設系、予算系「平成17年度矯正予算の概要」『刑政』第116巻5号（2005年）
- ・法務省矯正局総務課職員係、施設系、予算系「平成23年度矯正予算の概要」『刑政』第122巻5号（2011年）
- ・法務省矯正局総務課法規係「国際受刑者移送法の対象となる受刑者移送に関する条約の範囲を拡大し、国際受刑者移送の更なる推進を目指す」『時の法令』N01870号（2010年）
- ・法務省矯正研修所編『研修教材成人矯正法』矯正協会（2009年）

- ・宮城刑務所分類審議室「刑事施設の分類業務—前編考査について—」『刑政』第 119 卷 9 号 (2008 年)
- ・NPO 法人監獄人權センター主催連続講座「受刑者処遇の現状と課題・各論 1 (特に、外部交通、医療など施設内処遇について) (2011 年 10 月 29 日)

書籍・論文 (韓国)

- ・강경래 「我が国の刑事施設の民営化—先進諸外国との比較検討を中心に—」『韓国公安行政学会報』第 38 号 (2009 年)
- ・강등원 「国際受刑者移送制度に関する考察」延世大学校法務大学院刑事司法専攻修士論文 (2008 年)
- ・国会事務局法制予算室「刑務所民営化の争点と課題」 (1999 年)
- ・고창용 「矯正行政の発展に関する研究」濟州大学行政大学院行政学科修士論文 (2005 年)
- ・김용명 「日本監獄法改正の沿革と刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の概要及びその課題」『国外訓練結果報告書』 (2008 年)
- ・김경근 「中国の刑事司法共助、犯罪人引き渡す、受刑者移送に関する事例研究」『国外訓練検査研究論文集』 (第 26 集) (2011 年)
- ・김길성 「収容者の人權保護に関する研究：少数弱者収容者の処遇改善を中心に」京畿大行政大学院司法公安学科修士論文 (2006 年)
- ・김남영、이혜미 「民営刑務所の運営実態と改善課題」国会立法調査処現場調査報告書第 17 号 (2011 年)
- ・김무엘 「わが国の民営刑務所紹介および成功的な矯正事例」第 12 回アジア矯正フォーラム学術大会 (2010 年)
- ・김성규 「性暴行犯罪者に対する薬物治療」『国会立法調査処報』通卷 10 号 (2011 年)
- ・金学成 「国際受刑者移送制度の問題点及び解決方策」『矯正研究』第 44 号 (2009 年)
- ・金学成 「在外韓国人の受刑者の保護方策」国会立法調査処政策懇談会 (2010 年)
- ・김태명、김창환 「収容者の外部医療施設利用に従う問題点と解決方策」『法学研究』第 29 集 全北大学校 (2009 年)
- ・류여해 「医療刑務所の必要性和対策方策」『矯正研究』第 40 号 (2008 年)
- ・문학진 「矯正行政及び組織革新のための立法討論会」大韓民国国会 (2005 年)
- ・박경래、김수동、최성락、이중환 『犯罪と刑事政策に対する法経済学的アプローチ (II) : 犯罪の社会的コストの推計』刑事政策研究院 (2010 年)
- ・박병식 「日本の民営刑務所の導入と現状に関する研究」『矯正談論』第 5 卷第 2 号 (2011 年)
- ・박상식 「矯正公務員アンケート調査を通じた矯正の発展方向に関する研究」『矯正研究』第 30 号 (2006 年)
- ・박상열 「行刑法全部改正法律案に対する批判的検討」『矯正研究』第 4 号 (2007 年)
- ・박상열、강경래 「日本の PFI (民間混合運営) 刑務所の導入と我が国への適用可能性」『矯正研究』第 41 号 (2008 年)
- ・박상열 「日本の国際受刑者移送法に対する批判的考察」『矯正研究』第 60 号 (2013 年)

- ・朴永奎「医療矯正の問題点と改善方案」『矯正研究』第48号 韓国矯正学会（2010年）
- ・박영규「矯正庁独立の必要性」『少年保護研究』第22号（2013年）
- ・서창석「ソマン刑務所の被収容者と一緒に自由に向かって出発」『矯正』第416号（2010年）
- ・ソマン刑務所『ソマン刑務所開所2周年記念白書』（2012年）
- ・「時事常識事典」博文閣（2013年）
- ・신용해「国際受刑者移送制度の導入と運用の実際」『矯正研究』第28号（2005年）
- ・우윤근「収容施設に対する診療システムの問題点及び改善策」『2004年の国政監査政策資料集』国会法制司法委員会（2004年）
- ・俞炳喆「民営刑務所の推進状況と効率的な運営方策」『法曹』第51巻第9号（2002年）
- ・유선호『矯正行政発展と矯正公務員の処遇改善のための政策資料集：国民世論調査や矯正公務員アンケート調査の結果分析』大韓民国国会（2009年）
- ・유숙영「収容者の医療政策に関する考察」『矯正研究』第27号（2005年）
- ・윤정숙、박정일、여운철「性犯罪者再犯防止のための治療プログラムの開発研究—プログラムの開発のための実態調査—」刑事政策研究院 第2011巻6号（2011年）
- ・이명근「矯正公務員法制定に関する研究」建国大学行政大学院法務学科修士論文（2010年）
- ・이병태『法律用語辞書』法文ブックス（2010年）
- ・이승호「刑務所の民営化に関する研究」『韓国刑事政策学会』第12巻第2号（2000年）
- ・이영근「韓国矯正保護組織の発展の方向」『矯正研究』第21号（2003年）
- ・이영근「韓国、中国、日本の矯正制度の問題点と発展方向」『矯正研究』第45号（2009年）
- ・이원형「中国の国際受刑者移送制度の研究」『国外訓練結果報告書』（2012年）
- ・이혜민「刑事未成年者の年齢下げ調整の議論と争点」『イッシュと論点』第372号国会立法調査処（2012年）
- ・이희정「刑事施設収容者の健康保険システム」『矯正』第54巻3号（2010年）
- ・장규원「民営刑務所に対する批判的検討」第41回韓国矯正学会学術発表会（2011年）
- ・조광근『ナイス矯正学』時代告示企画（2010年）
- ・조주은「性暴力犯罪者矯正、治療教育の問題点と改善策」『イッシュと論点』第530号国会立法調査処（2012年）
- ・조택현「警備等級別分類処遇運営システムの理解」『矯正』第420号（2011年）
- ・진수명「開放処遇と釈放」『矯正学概論』京畿大学校（2000年）
- ・최유성、정창화、최무현「韓国と先進国の矯正組織構成および運営の差に関する研究」韓国刑事政策研究院（2003年）
- ・하상근、최응렬「民営刑務所の理論的基盤と妥当性の検討」『矯正研究』第42号（2009年）
- ・韓錫寬「キリスト教民営刑務所の活性化方案」尚志大学大学院法学科修士論文（2009年）
- ・황일호「わが国の民営刑務所の拡大方案」『矯正研究』第48号（2010年）
- ・홍성열「民営化刑務所の有効性分析についての提言」『法曹』第55巻第12号（2011年）
- ・韓国統計庁「将来人口推計結果」（2006年11月）

インターネット資料（日本）

・阿部宏央・菊川雄三・土田晃三・山城優妃「外国人と刑罰—受刑者移送制度について」（2007年）

<http://www2.rikkyo.ac.jp/web/taki/contents/2006/report2006p.pdf>

・賀川進太郎「犯罪の連鎖と社会的コスト」

<http://kagawa-law.main.jp/?p=3040>

・妹尾栄一「性犯罪者に対する認知行動療法」『精神研』N0329（2008年）

<http://www.igakuken.or.jp/publish/news/seisin/no329.pdf>

・田中英明「過密収容対策」『立法と調査』（2007年10月）

http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2007pdf/20071026002.pdf

・西田博「民間開放の推進による公共サービス改革の可能性—刑務所における公権力の行使に関わる公共サービスの民間委託をケーススタディとして」（2013年5月8日）RIETI BBLセミナー

<http://www.rieti.go.jp/jp/events/bbl/13050801.pdf>

・平井修一「囚人収容コストは年285万円」

http://melma.com/backnumber_108241_5192611

・医師求人サイト

<http://www.e-doctor.ne.jp/contents/special/kyouseiikan/tokyo.html>

・一般社団法人SST普及協会「SSTとは」

<http://www.jasst.net>

・会計検査院「平成20、21、22各年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果」

http://www.jbaudit.go.jp/pr/print/aramashi/pdf/audit_outline_23_10.pdf

・外務省報道発表

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000431.html

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000531.html

・行刑医療制度の各国比較

<http://www.moj.go.jp/content/000002282.pdf>

・刑務所研究のための国際センター

<http://www.prisonstudies.org>

・厚生労働省「組織改革に関連する法制度の概要及び現状について」

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/10/dl/s1017-7c1.pdf>

・「国勢調査及び人口推計」2013年9月1日現在（概算値）

<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/2.htm#02>

・国民健康保険中央会

http://www.kokuho.or.jp/statistics/st_iryouhi_H24.html

・財務省「平成24年度一般会計予算」第180回国会（常会）提出（2013年10月7日）

<http://www.bb.mof.go.jp/server/2012/dlpdf/DL201211001.pdf>

・社団法人南高愛隣会「社会復帰促進センター及びウヰズ広島参観報告」

- http://www.airinkai.or.jp/hasshin/kenkyu/tsumi/sokushin_center.html#no01
- ・島根県「特別企画2 島根あさひ社会復帰促進センター」『県政広報誌「フォトしまね」164号』
<https://ssl.pref.shimane.lg.jp/kochokoho/photo/164/asahi.html>
 - ・性犯罪者処遇プログラム研究会「性犯罪者処遇プログラム研究会報告書」（平成18年3月）
<http://www.moj.go.jp/content/000002036.pdf>
 - ・政府統計の総合窓口
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001096464>
 - ・総務省「行政機構図（2013年7月現在）」
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/satei_01_05.html
 - ・総務省報道資料（2009年7月1日）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000029302.pdf
 - ・「第24回 来日外国人犯罪者の対策」（2012年）
<http://www.clb.law.mita.keio.ac.jp/ohta/resume121106.pdf>
 - ・東京江東区の「平成23年度当初予算」
<http://www.city.koto.lg.jp/kusei/zaisei/5655/57690.html>
 - ・内閣府「新しい公共の推進に係る各府省からの施策の聴取」法務省配布資料（2010年9月8日）
<http://www5.cao.go.jp/entaku/shiryou/shisakunotyousyu.html>
 - ・日本の生活習慣病予防協会「国保1人当たり医療費、3%増の29万円 国保中央会集計」（2012年7月26日）
<http://www.seikatsusyukanbyo.com/calendar/2012/002107.php>
 - ・犯罪対策閣僚会議「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月）
http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00005.html
 - ・犯罪と刑事司法統計情報
<http://crimestats.aimudk.com/statistics/analysis/main>
 - ・法務省矯正局成人矯正課「刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析」研究報告書（平成24年12月）
<http://www.moj.go.jp/content/000105287.pdf>
 - ・法務省「矯正研修所の沿革」
http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei18-01.html
 - ・法務省『矯正統計年報I』（平成24年）
http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html
 - ・法務省「矯正の沿革と仕事のあらまし」、「保護局」
http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse02.html
http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_index.html
 - ・法務省「受刑者移送制度について」
http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse29.html
 - ・法務省「受刑者に対する釈放時アンケート集計結果」
<http://www.moj.go.jp/content/000113082.pdf>

- ・法務省・警察庁「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の施行状況について」（平成23年）

<http://www.moj.go.jp/content/000074503.pdf>

- ・法務省「刑事施設一覧」（平成25年1月15日）

<http://www.moj.go.jp/content/000113607.pdf>

- ・法務省「刑事施設の運營業務に係る民間競争入札事業の今後の拡大措置の方向性について」（平成25年4月）別紙1、3

http://www.moj.go.jp/kyouseil/kyousei08_00041.html

- ・法務省「刑務官の人事管理等について」（2003年）

<http://www.moj.go.jp/content/000002292.pdf>

- ・法務省定員規則（平成13年1月6日法務省令第16号）

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H13/H13F12001000016.html>

- ・法務省法務総合研究所『平成16年版、平成24年版、平成25年版犯罪白書』

http://hakusyol.moj.go.jp/jp/48/nfm/n_48_2_5_3_2_2.html

http://hakusyol.moj.go.jp/jp/48/nfm/n_48_2_5_3_1_3.html#H005003001005E

- ・法務省『法務年鑑』（2011年）（<http://www.moj.go.jp/content/000104822.pdf>）

- ・kotobank「CSRとは」

<http://kotobank.jp/word/CSR>

- ・NPO法人監獄人権センター「被収容者のための医療問題の手引き」（2010年）

http://www.cpr.jca.apc.org/sites/all/themes/cpr_dummy/Doc/medical.pdf

- ・UNODC ホームページ「Crime and criminal justice statistics」

<http://www.unodc.org/unodc/en/data-and-analysis/statistics/crime.html>

インターネット資料（韓国）

- ・「開放処遇と釈放」

http://kin.naver.com/open100/detail.nhn?d1id=6&dirId=602&docId=86034&qb=6rCc67Cp7LK Y7Jqw&enc=utf8§ion=kin&rank=1&search_sort=0&spq=0&pid=REgN0c5Y7uossaHzc60sssssstd-354547&sid=UmTbK3JvLCMAAA6ZCQo

- ・ネイバー知識百科事典

<http://terms.naver.com/entry.nhn?docId=471127&cid=123&categoryId=123>

<http://terms.naver.com/entry.nhn?docId=1396992&cid=128&categoryId=128>

<http://terms.naver.com/entry.nhn?docId=926378&cid=380&categoryId=381>

<http://terms.naver.com/entry.nhn?cid=3436&docId=922349&mobile&categoryId=3436>

<http://krdic.naver.com/detail.nhn?docid=16788100>

- ・斗山百科事典

http://www.doopedia.co.kr/doopedia/master/master.do?_method=view&MAS_IDX=101013000693484

http://www.doopedia.co.kr/doopedia/master/master.do?_method=view&MAS_IDX=101013000779936

http://www.doopedia.co.kr/doopedia/master/master.do?_method=view&MAS_IDX=101013000793159

- ・法務部「国会要求提出資料」(2012年)

http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs_03/BoardList.do?strOrgGbnCd=100000&strRtnURL=MOJ_10306010&strFilePath=moj/&strNbodCd=noti0010

- ・アガペー財団ホームページ

<http://www.agapeprison.org>

- ・「日帝侵略期の監獄制度」

<http://blog.naver.com/ndsan?Redirect=Log&logNo=100014224254>

- ・이한규「汝矣島ナヌリ/世の中を変える法」

<http://nanuri21.tistory.com/296>

- ・最高検察庁の犯罪分析

http://www.spo.go.kr/spo/info/stats/stats02_2012.jsp

- ・韓国統計庁(2005年)

<http://blog.naver.com/laetatio?Redirect=Log&logNo=50047615195>

- ・하늘바람물이 블로그「児童性犯罪者、このような特徴を持って犯行する！」(2010年7月9日)

<http://kkuks81.tistory.com/entry/아동-성범죄자의-특징을-해부한다>

新聞(日本)

- ・佐竹三江「医師の平均年収は1477万円、うち12%はアルバイト収入」『日本経済新聞』メディアカル面(2013年9月20日)

http://www.nikkei.com/article/DGXNASFK26021_W3A820C1000000/

- ・西山貴章「受刑者再犯2割低下、性犯罪者向け抑止講座」『朝日新聞』(2012年12月25日)

- ・「総延12万㎡、14年度着工/設計は東畑昭島に国際法務総合C/法務省」『建設通信新聞地域ニュース』4面(2013年3月18日)

- ・「開業医、年収1億円と借金地獄の分かれ道 開業医の年収は勤務医の1.7倍!でも…」『東洋経済オンライン』(2013年3月8日)

<http://news.livedoor.com/article/detail/7478969/>

- ・「月形刑務所で食中毒516人…北海道」『読売新聞』(2013年10月1日)、

<http://www.yomidr.yomiuri.co.jp/page.jsp?id=85528>

- ・「日本人受刑者初の受け入れ 70代男性、米国から移送」『共同通信』(2006年4月28日)社会面、<http://www.47news.jp/CN/200604/CN2006042801000362.html>

- ・「法務省矯正局長に西田氏」『時事ドットコム』(2013年1月18日)ホーム面、

<http://archive.today/ODPNr>

- ・「ブラジル人受刑者の移送条約承認」『NHKニュースWEB』(2014年6月8日)政治面、

<http://archive.today/n0e0x#selection-681.0-681.16>

- ・「65歳以上人口、初の3000万人超え総人口28万人減」『日本経済新聞』（2013年4月16日）
http://www.nikkei.com/article/DGXNASFK16021_W3A410C1000000

新聞（韓国）

- ・강나현 「重大犯罪者を隔離する保護収容制度の導入が必要... 刑法ではなく、別の法で推進を、」
『中央 SUNDAY FOCUS』第288号（2012年9月16日）
- ・강동우 「性犯罪の再発率減らすには、治療から」『中央日報』（2012年9月22日）社会面
- ・고규석 「検察庁の独立予算編成、矯正庁の新設検討」『항도新聞』（2009年9月29日）
- ・구본홍 「矯正庁独立設置・運営しなければなら」『내일新聞』（2005年5月23日）社会面
<http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=102&oid=086&aid=0000019351>
- ・「[[国監]刑務所の医師太不足... 精神科医無」『共感言論 NEWSis』（2011年10月6日）社会一般面
http://www.newsis.com/article/view.htm?cID=&ar_id=NISX20111006_0009396956
- ・권주만 「性犯罪者の心理治療を並行して下さい」『中央日報』（2012年7月26日）ノーカットニュース面
http://article.joins.com/news/article/article.asp?total_id=8874617
- ・김길원 「25歳未満、未婚の性犯罪者の再犯の危険性高い」『聯合ニュース』（2012年7月26日）社会面
- ・김민아 「国会、昨年性衝動薬物治療予算執行、不適切」『메디파나뉴스』2012年9月11日
http://medipana.com/news/news_viewer.asp?NewsNum=84594&MainKind=A&NewsKind=5&vCount=12&vKind=1
- ・김병균 「性欲抑制薬、性到着症には成功率低い」『釜山日報』（2012年10月15日）生活面
<http://news20.busan.com/controller/newsController.jsp?newsId=20121015000040>
- ・김성호 「外国人収容者麻薬事犯最多」『忠清日報』（2012年10月21日）政治面
http://www.ccdailynews.com/sub_read.html?uid=297574§ion=sc1
- ・김승욱 「性犯罪者の再犯率50%... “刑務所で教化しなければ”」『聯合ニュース』（2012年7月24日）社会面
<http://www.yonhapnews.co.kr/bulletin/2012/07/24/0200000000AKR20120724144100004.HTML>
- ・김재현 「性暴力犯罪4年間で倍急増」『헤럴드경제』（2013年3月21日）ニュース検察面
<http://biz.heraldcorp.com/view.php?ud=20130321000304>
- ・김지은 「加害者矯正プログラム40~100時間わずか、再犯防げるのか疑問」『韓国日報』（2012年9月9日）6面
- ・김충남 「性暴力事犯の割合、総受刑者の11%」『文化日報』（2008年5月27日）
- ・김혜영 「性犯罪者たちも“助けにならない”治療プログラムの何が問題」『韓国日報』（2012年8月23日）6面

- 노성훈 「市民参加型の性犯罪予防システム成果に注目しよう」 『政策ブリーフィング』 (2012年10月5日) 政策寄稿面
- 노지현 「性衝動抑制薬、すでに一般人に施術」 『東亜日報』 (2012年8月29日) 社会面
<http://www.korea.kr/celebrity/contributePolicyView.do?newsId=148744795>
- 노지현 「性衝動抑制薬、すでに一般人に施術」 『東亜日報』 (2012年8月29日) 社会面
- 문주형 「性暴力の専門検査官、教育受けなくても自身を持っているか」 『ジェミン日報』 (2012年10月4日) 総合面
- 민상식 · 채상우 「無期囚オ・ウォンチュンにかかる費用は」 『ヘラルド経済』 (2013年1月17日) ニュース面
<http://biz.heraldcorp.com/view.php?ud=20130117000222>
- 민태원 「高騰する老人医療費...1人当たり年間311万円」 『国民日報』 (2013年8月11日) クッキーニュース面
<http://news.kukinews.com/article/view.asp?page=1&gCode=kmi&arcid=0007453497&cp=nv>
- 박민 「性犯罪は中毒性の強い感染症」 『文化日報』 (2012年9月17日)
<http://www.munhwa.com/news/view.html?no=2012091701033027015001>
- 박유영 「[弁協]刑事未成年者の年齢、14→12歳下向き必要」 『ニューシス』 (2010年12月26日) 社会面
<http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=102&oid=003&aid=0003609259>
- 박인옥 「国内の犯罪社会的費用年158兆...GDP16.2%に該当」 『ファイナンシャルニュース』 (2011年2月21日)
http://www.fnnews.com/view?ra=Sent1201m_View&corp=fnnews&arcid=00000922231026&cDateYear=2011&cDateMonth=02&cDateDay=21
- 박주연 「精神病のせいではなく“弱者”を狙うだけ」 『週刊京郷』 第846号 (2009年10月20日) 社会面
<http://newsmaker.khan.co.kr/khnm.html?mode=view&code=115&artid=200910151616401&pt>
- 박주연 「児童対象の性犯罪者の特徴、10人のうち8人は前科経歴」 『Weekly京郷』 京郷新聞社 (2009年)
- 박준성 「プロテスタント界、ソマン刑務所是正措置に仏教界を批判」 『天地日報』 (2012年3月14日) 宗教面
<http://www.newscj.com/news/articleView.html?idxno=121806>
- 박준우, 장병철 「性犯罪の3大特徴...近所の人、再犯、ポルノ狂」 『文化日報』 (2012年9月14日) 社会面
- 손영일 「米国から国内の刑務所に移動したが、懲役3年より...青天の霹靂」 『週間東亜』 (2008年6月5日) 社会面
<http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=102&oid=037&aid=0000005236>
- 송용창 「ソマン刑務所、収容室・廊下などに大きな窓」 『韓国日報』 (2010年12月2日) 生活文化面

- <http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=103&oid=038&aid=0002110247>
- 송지희 「ソマン刑務所、入所者収容手続き違反」 『法報新聞』 (2011年12月5日) 特別企画面
- <http://www.beopbo.com/news/articleView.html?idxno=68468>
- 신은진 「性暴力、一日平均 52 件発生、ソウルは 425 人に 1 人の割合で被害」 『メディカルトゥデイ』 (2012年10月19日) 政策面
 - 심성미 「再犯率 “0” に挑戦... 日差しがよい開かれた刑務所」 韓国経済新聞 (2012年3月14日) 社会面
- <http://www.hankyung.com/news/app/newsview.php?aid=2012031472301>
- 「ある帰郷」 『法律放送』 (2009年12月31日)
 - 양민제 「性犯罪者の薬物治療に精神科的治療並行しなければ」 『Dailymedi』 (2012年9月12日) 行政・法律面
- <http://dailymedi.com/news/view.html?section=1&category=3&no=758435>
- 양보혜 「専門家、薬物治療 性犯罪の再発防止効果少ない」 『Healthlog』 (2012年9月12日)
- <http://www.koreahealthlog.com/news/newsview.php?newsd=2012091100047>
- 오승주, 김성은 「ロリータの根絶に化学的去勢よりも強い奴がいる」 『マネートゥデイニュース』 (2012年9月3日) 社会面
- <http://www.mt.co.kr/view/mtview.php?type=1&no=2012090314451260243&outlink=1>
- 이동훈 「科学的に解明してみる性犯罪」 『韓国日報』 (2012年10月9日) ISSUE & TREND 面
- <http://popsci.hankooki.com/Article/ArticleView.php?UID=1008506>
- 이사야 「ポルノ・家父長的な性文化・低申告率のせい」 『国民日報』 (2012年8月31日) 社会面
 - 이시우 「性犯罪再犯率 45%... 矯正を強化する必要があり、教育時間不足・出所後、関連するプログラム全くない」 『慶南道民日報』 (2012年7月27日) 社会面
 - 이연경 「魂の殺人、児童性犯罪... 再発を防ぐ方法は」 『チャンネルA』 (2012年9月4日)
- <http://news.ichannela.com/3/03/20120904/49105394/1>
- 이재걸 「国内初の性衝動薬物治療、今は、性倒錯症男性、治療2年目、生活の安定」 『(夕刊)明日新聞』 (2012年8月28日) 20面
 - 이혜민 「何卒私を止めてください」 『週刊東亜』 第848号 (2012年7月30日) 社会面
- http://weekly.donga.com/docs/magazine/weekly/2012/07/30/201207300500013/20120730050013_1.html
- 임주영 「法務部、海外の先進犯罪防止政策ベンチマーク」 『聯合ニュース』 (2011年6月7日)
 - 장예진 「性暴力犯罪者 12 人のうち、同種の前科者」 『聯合ニュース』 (2012年9月27日)
 - 전수영 「政府刑務所よりできなかった民営刑務所」 『日曜ソウル』 (2011年12月14日) 社会面
- 정종오 「性犯罪分析すると... 再犯率↑拘束件数・被害者支援↓」 『アジア経済』 (2012年9月11日) 社会面
- <http://www.asiae.co.kr/news/view.htm?idxno=2012091108330572233%3Cbr%3E>

- ・ 조채희 「曹溪宗テンプルステイ予算支援」 『聯合ニュース』 (2010年12月13日) 生活文化面、
<http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=103&oid=001&aid=0004817100>
<http://www.ilyoseoul.co.kr/news/articleView.html?idxno=53456>
- ・ 「法務部の政務的判断、国会とコミュニケーションが必要」 『나눔뉴스』 (2009年9月23日)
http://www.jwp615.com/sub_3/index.html?mode=read&uid=8640&start
- ・ 차지연, 박수윤 「65歳以上の高齢者人口 600万人初突破」 『聯合ニュース』 (2013年9月30日) 社会面
<http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=102&oid=001&aid=0006508014>
- ・ 차지현 「徹底した性犯罪者の事後政策管理の用意が児童性暴力の予防の鍵」 『政策ブリーフィング』 (2012年9月18日) 政策寄稿面
<http://www.korea.kr/celebrity/contributePolicyView.do?newsId=148739695>
- ・ 최영지 「処罰が強化すれば、性暴力犯罪の予防になるか」 『女性主義ジャーナルイルダ』 (2012年9月5日) 社会面
http://www.ildaro.com/sub_read.html?uid=6138§ion=scl
- ・ 한설비 「性犯罪者治療プログラム形骸化」 『MKニュース』 (2012年8月23日) 総合面
- ・ 홍효식 「性暴力犯罪の予防や薬物治療に関する公聴会—化学的去勢の拡大だけでは性犯罪減らすことができない、専門家たちは精神治療を一緒にしなければ」 『女性新聞』 (2012年9月14日) 社会面
- ・ 韓国の宗教別の教勢の状況 『donga.com』 (2010年9月18日)
http://mlbpark.donga.com/bbs/view.php?bbs=mpark_bbs_bullpen09&idx=728897
- ・ ヘラルド経済ニュース (2011年11月6日)

その他 (日本政府関連の資料)

- ・ 大阪府青少年健全育成審議会「子どもを守る性犯罪対策について (報告書)」資料2 (平成23年12月)
- ・ 会計検査院「社会復帰促進センターの運営事業おける食材費について」 『平成21年度決算検査報告』 (平成22年10月26日)
- ・ 外務省 『外交青書』 (2012年)
- ・ 外務省領事局海外邦人安全課 『2011年海外邦人援護統計』 (2012年)
- ・ 外務省報道発表「日・ブラジル受刑者移送条約の署名」 (2014年)
- ・ 警察庁 『平成23年上半期の犯罪情勢』 (平成23年9月)
- ・ 警察庁 『平成24年上半期の犯罪情勢』 (平成24年9月)
- ・ 警察政策フォーラム「性犯罪者の再犯防止を考える」 (2011年12月14日)
- ・ 警察庁丙生企発第2号、丙地発第3号、丙刑企発第1号、丙捜一発第1号「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について」 (平成23年1月13日)

- ・財務省主計局「治安・司法関係」（平成20年10月）資料Ⅱ-10-3
- ・財務省主計局「医療経済実態調査報告（平成21年6月実施）（平成22年11月）」
- ・内閣府「高齢化の状況」『平成25年版高齢社会白書』（2013年）
- ・法務省第4回行刑改革会議「行刑施設における医療について」（平成15年7月14日）
- ・法務省行刑改革会議「行刑改革会議提言」（2003年）
- ・法務省矯正局「分類業務の運用案」（2005年）
- ・法務省矯正局『日本の刑事施設』（2012年）
- ・法務省矯正局「職員不祥事根絶のための総合対策」（2013年）
- ・法務省矯正局「国際受刑者移送法施行規則の一部を改正する省令案の概要」（2010年）
- ・法務省矯正局『矯正統計年報』（2008年、2010年、2011年、2012年、2013年）
- ・法務省・警察庁「刑事収容施設法施行5年後の見直しについて」（2011年）
- ・法務省「平成23年度矯正医官修学生募集案内」（2011年）
- ・法務省「平成24年版出入国管理（白書）」（2012年）
- ・法務省法務総合研究所『平成22年、平成23年、平成24年版犯罪白書』
- ・法務省・保護局「性犯罪者処遇プログラムの実施について」（平成17年12月14日）
- ・法務省報道発表資料「刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果について」（平成24年12月21日）
- ・法務省矯正局の関係者のインタビュー（2012年5月30日）、（2012年10月31日）
- ・「島根あさひ社会復帰促進センターの概況」参観時の説明資料（2012年5月24日）
- ・「播磨社会復帰促進センターの概況」参観時の説明資料（2012年5月25日）
- ・「栃木刑務所」参観時の説明資料（2013年7月5日）
- ・「府中・喜連川刑務所」参観時の説明資料（2013年5月7日、2013年5月9日）

その他（韓国政府関連の資料）

- ・国会法制司法委員会「国際受刑者移送法の一部改正法律案検討報告」（2013年）
- ・法務部犯罪予防政策局報道資料「電子足輪最長30年まで満たす」（2010年3月31日）
- ・法務部犯罪予防政策局報道資料「7月24日性衝動薬物治療制度の施行」（2011年7月24日）
- ・法務部犯罪予防政策局報道資料「性衝動薬物治療も実施！—16歳未満の被害者対象の性犯罪からすべての被害者対象の性犯罪者へ」（2013年3月18日）
- ・法務部国外訓練資料「性犯罪者治療プログラムの効果的な活用方法の研究—米国ノースカロライナ州のプログラム（S、O、A、R）を中心に」（2010年）
- ・法務部『女性統計』（2006年）
- ・法務部報道資料「法務部、行刑法全部改正法律案公布」（2007年）
- ・法務部『法務年鑑』（2010年、2011年）
- ・法務部国際刑事課「世界日報、国際受刑者移送報道関連説明資料」（2010年）
- ・法務部矯正局「民営刑務所設置・運営等矯正業務委託契約書」（2003年）
- ・法務部矯正局「受刑者の分類処遇強化方案」（2006年）
- ・法務省矯正局保安管理課「仮釈放者再服役率の分析結果」（2006年）

- ・法務部矯正本部保安課「2011年の出所者再服役率の調査結果報告」（2011年）
- ・法務部矯正本部「全国矯正機関警備等級（案）報告」（2008年）
- ・法務部矯正本部「収容設備及び戒護程度による全国矯正機関警備等級報告」（2008年）
- ・法務部矯正本部「刑事施設警備等級化による受刑者処遇運営検討」（2009年）
- ・法務部矯正本部「収容区分及び移送記録等に関する指針（例規957号）」（2010年）
- ・法務部矯正本部「2009年受刑者分類及び処遇実態分析」（2010年）
- ・法務部矯正本部「2010年出所者再服役率調査結果報告」（2010年）
- ・法務部矯正本部「変化と創造 再犯パラタイムの構築」（2011年）
- ・法務部矯正本部「2011年出所者再服役率調査結果報告」（2011年）
- ・法務部矯正本部「日本出張報告書—民営刑務所運営実態研究」（2012年）
- ・法務部矯正本部『矯正関連統計』（2008年、2011年、2012年、2013年）
- ・法務部矯正本部「変化と創造、再犯防止のパラダイムの構築（2011年）」
- ・法務部矯正本部「新たな挑戦、世界に飛躍する先進矯正」（2012年）
- ・法務部矯正本部「2012年度矯正心理治療センターの詳細運営計画」（2012年）
- ・法務部矯正本部分類審査課「仮釈放者再服役率調査報告」（2007年）
- ・法務部矯正本部分類審査課「刑事施設警備等級化による受刑者処遇運営検討」（2009年）
- ・法務部矯正本部分類審査課「警備等級別区画指定等運営方案」（2010年）
- ・法務部矯正本部分類審査課「刑事施設警備等級別受刑者の処遇等に関する指針制定案」（2011年）
- ・法務部矯正本部分類審査課「警備等級別分類及び処遇」（2011年）
- ・法務部矯正本部分類審査課「2010年受刑者分類及び処遇実態分析」（2011年）
- ・法務部矯正本部分類審査課「2012年受刑者分類処遇運営実態分析及び2013年分類処遇業務推進計画」（2013年）
- ・法務部矯正本部医療課『業務現況』（2011年）
- ・法務部法務研修院『2010年、2011年、2012年版犯罪白書』
- ・安全行政部『行政府国家公務員人事統計』（2012年）
- ・外交通商部条約局「受刑者移送制度の概況」（2005年）
- ・韓国国税庁『国税統計』（2009年）
- ・「健康保険法」第49条、第49条第4号の違憲確認請求審判、憲法裁判所全員裁判部
- ・ソウル高等裁判所2013年4月24日判決、事件2012 ㄴ 35636号（第1審判決、ソウル行政裁判所2012 구합 23211号）
- ・憲法裁判所2009年6月25日判決、2007 헌마 25号、判例集21巻1集784～819）
- ・南部刑務所矯正心理治療センター紹介資料（2013年）
- ・法務部矯正本部社会復帰課「性犯罪者の教育担当者の電話インタビュー」（2012年9月18日）
- ・法務研修院企画課担当者電話インタビュー（2013年11月27日）

関連法令など（日本）

- ・「医療法施行規則」第38条

- ・「矯正医官修学生資金貸与法」昭和 36 年 3 月 31 日法律第 23 号（最終改正：昭和 45 年 4 月 1 日法律第 13 号）
- ・「刑事収容施設規則」第 54 条、第 62 条
- ・「刑務官の職務の執行に関する訓令」平成 18 年 5 月 23 日（法務省矯成訓第 3258 号）
- ・構造改革特別区域法（平成 14 年 12 月 18 日法律第 189 号）
- ・「国際受刑者移送法」第 2 条 5 号、2 条 6 号
- ・「受刑者の集団編成に関する訓令」矯成訓第 6473 号（平成 21 年 12 月 8 日）
- ・「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」（依命通達）矯成第 720 号（平成 24 年 3 月 30 日）、同別表 2「犯罪傾向の進度の判定基準」
- ・「受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令の運用について」（依命通達）法務省矯成第 3322 号（平成 18 年 5 月 23 日）
- ・「受刑者の優遇措置に関する訓令」法務省矯成訓第 3323 号（平成 18 年 5 月 23 日）
- ・「受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について」（依命通達）法務省矯成第 3002 号（平成 23 年 5 月 23 日）
- ・「受刑者の各種指導に関する訓令」第 4 条、第 5 条 矯総訓第 3361 号（平成 19 年 5 月 30 日）
- ・「受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令」法務省矯成訓第 3321 号（平成 18 年 5 月 23 日）
- ・「受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令の運用について」（依命通達）法務省矯成第 3007 号（平成 23 年 5 月 23 日）
- ・「性犯罪受刑者の処遇調査の実施について（通知）」矯成 4701 矯正局成人矯正課長通知（平成 20 年 8 月 4 日）
- ・「性犯罪再犯防止指導を受講する受刑者の移送について（依命通達）」（平成 20 年 4 月 1 日）
矯成 2220 矯正局長依命通達
- ・「性犯罪再犯防止指導を受講する受刑者の移送についての運用について（通知）」（平成 20 年 4 月 1 日）
教成 2222 矯正局成人矯正課長通知
- ・「性犯罪再犯防止指導の調整プログラムの実施について（通知）」（平成 21 年 3 月 30 日）
教成 1467 矯正局成人矯正課長通知
- ・「性犯罪者処遇プログラムの効果検証のための追跡調査の実施について（通知）」（平成 19 年 7 月 3 日）
教成 4023 矯正局成人矯正課長通知
- ・立川市総合政策部「立川基地跡地昭島地区における国際法務総合センター（仮称）の整備について」（平成 19 年 9 月 13 日）
- ・「内閣府設置法」第 40 条 2、49 条、「国家行政組織法」第 3 条、第 8 条の 3
- ・「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」第 28（仮釈放許可の基準）（平成 25 年 12 月 20 日法務省令第 29 号）
- ・「被拘禁者処遇最低基準規則」

関連法令など（韓国）

- ・「国際受刑者移送法」第 2 条 2 号、2 条 3 号

- ・「大韓民国とタイとの間の受刑者移送および刑の執行における協力に関する条約」2012年12月18日（条約第2115号）
- ・「大韓民国政府とインド共和国政府との間の受刑者移送条約」2012年6月18日（条約第2093号）
- ・「大韓民国とベトナム社会主義共和国との間の受刑者移送条約」2010年8月30日（条約第2020号）
- ・「大韓民国と中華人民共和国との間の受刑者移送条約」2009年8月5日（条約第1959号）
- ・「大韓民国とモンゴルの間の受刑者移送条約」2008年8月23日（条約第1905号）
- ・「民営刑務所法」第23条、「民営刑務所法施行令」第2条
- ・法務部矯正本部「収容区分及び移送記録等に関する指針（例規957号）」（2010年）
- ・法務部社会復帰課14561「矯正心理治療センターの運用計画示達」（2011年）
- ・「収容者の医療管理指針」法務部例規第971号
- ・「児童・青少年の性保護に関する法律」第13条
- ・「刑を言い渡された者の移送に関する条約」2005年11月1日（条約第1747号）
- ・「刑執行法」第40条（収容者の意思に反する医療措置）、第57条
- ・「刑執行法施行規則」第66条、67条、第72条、第74条

○ 矯正施設等の参観

施設名	年月日	施設名	年月日
千葉刑務所	2011年7月1日	国立精神・神経医療研究センタ	2012年7月26日
岡山刑務所	2011年7月25日	京都刑務所	2012년 8월 6일
岡山少年院（有生塾）	2011年7月25日	京都医療少年院	2012年8月7日
岡山県立成徳学校	2011年7月26日	京都更生保護施設	2012年8月8日
播磨社会復帰促進センター	2011年8月5日	横浜刑務所	2012年10月25日
大阪刑務所	2011年8月8日	東京拘置所	2012年11月13日
大阪医療刑務所	2011年8月8日	府中刑務所	2012年11月14日
喜連川社会復帰促進センター	2011年10月13日	東京拘置所	2013年2月23日
被害者支援都民センター	2012年1月24日	府中刑務所	2013年5月7日
横浜刑務所	2012年5月13日	喜連川社会復帰促進センタ	2013年5月9日
府中刑務所	2012年5月22日	東京拘置所	2013年5月29日
島根あさひ 社会復帰促進センター	2012年5月24日	栃木刑務所	2013年7月5日
播磨社会復帰促進センター	2012年5月25日	笠松刑務所	2013年7月31日
東京拘置所	2012年5月30日	岐阜県更生保護施設（光風荘）	2013年8月1日
東京拘置所	2012年6月25日	岐阜刑務所	2013年8月1日
市原刑務所	2012年7月6日	東京拘置所	2013年10月12日
東京拘置所	2012年7月21日	川越少年刑務所	2013年11月9日